

海外消防情報
シリーズ

5

韓国の消防事情

改訂新版
2026年6月



무궁화

International Fire Service Information Center

海外消防情報センター

海外消防情報シリーズ 5

韓 国 の 消 防 事 情

(改訂新版)

海外消防情報センター

IFSIC (International Fire Service Information Center)

はじめに

～「韓国の消防事情」（改訂新版）の刊行にあたって～

この度、待望久しかった最新の「韓国の消防事情」を、増補した改訂新版として12年ぶりに刊行することができました。まずはじめに、前回の「韓国の消防事情」（新版）に引き続き、大変ご多用な中にもかかわらず執筆を引き受けてくださった田中健氏（元全国市町村国際文化研修所学長、元自治体国際化協会（クレア）ソウル事務所長）に心よりお礼申し上げます。

今回の改定作業にあたっては、日本国消防庁のご支援を得て、韓国消防庁の温かいご理解ご協力のもと、2025年2月下旬に私と田中氏による韓国関係先（韓国消防庁、ソウル特別市消防災難本部及び同本部関係施設）への現地調査を実施しました。これに先立ち、2024年秋から韓国消防庁の担当窓口を通じて調査のポイントや関心事項等を先方に伝え、事前の情報収集等の準備を進めることにより、円滑に調査を実施することができました。

両国の消防庁は、長年、日韓消防行政セミナーをはじめ様々な交流を続けてきております。かつて私も消防庁の課長及び部長時代に、当時の韓国消防防災庁からの訪問団の受け入れやソウルで開催の上記セミナーに団長として参加したことがありましたし、田中氏もクレア・ソウル事務所長時代に、韓国政府の地方自治や消防の関係部門の皆様と日常的に活発な交流を続けておりましたので、その点でも、今回の調査訪問を通じて韓国消防の「現在地」を体感できたことは、大変意義深いものでした。加えて、2025年は日韓外交正常化60周年の記念すべき節目の年でもありました。

2025年2月の関係先訪問時の会議等の様子や視察調査における韓国消防の関係者との交流の一端は、一般財団法人日本消防設備安全センター機関誌「月刊フェスク」の2025年9月号及び10月号のインタビュー記事「韓国訪問記（前編・後編）」(<https://www.fesc.or.jp/monthly-fesc>)でご紹介しておりますので、併せてご参考にしていただければ幸いです。

前回の改訂版以降の韓国消防を取り巻く状況をみますと、本書の中で述べられているように、2010年代後半以降の中央政府における消防組織の変遷があり、2020年に移行した国・地方の消防職員の国家公務員への一元化に代表される大きな改革がありました。また今日まで、我が国と同様に様々な大規模災害や甚大な事故等を経験してきました。ちょうど私たちの韓国訪問の頃に、日本では大船渡の大規模山林火災が発生しましたが、帰国後の3月には、韓国でも未曾有の大規模山林火災が発生しております。社会の状況をみても、少子高齢化や地方の過疎化に伴う共通の課題があり、例えば高齢化に伴う救急需要増大への対応もあります。DXの推進につきましては、短い滞在でありましてお話を伺えず残念でしたが、消防分野における取組推進の一端は随所に感じることができました。

これらのうち、消防職員の国家公務員への一元化と国・地方を通じる消防組織体制については、消防公務員法改正、消防基本法改正、消防財政支援及び市・道消防特別会計設置法制定、地方交付税法改正等6つ関連法律の改正・制定が行われ、2020年の制度移行後、財政面や人員・組織体制について年々着実に充実強化されてきていることが本書で紹介されています。現地調

査において、ソウル消防災難本部や同本部 119 安全センター等訪問の際の話題でも国家公務員化についてふれてみましたが、近年の消防職員の処遇向上や福利厚生面の改善について大いに評価しているとの印象を持ちました。このほか、韓国消防庁からのヒアリングの中では、近年の大規模プロジェクトとして、国立消防病院、国立消防身心修練院及び国立消防博物館の整備についての紹介もありました。2020 年の改革以降の中央政府及び市・道政府の消防分野の動向や地域間格差の改善・是正への取組については、今後も注視していく必要があるものと考えています。

また、大規模な災害や事故に関しては、本書の中で紹介しているように、国家災難管理体系の位置付けの中で、韓国消防庁及び市・道消防組織はそれぞれ中央緊急救助統制団及び地方緊急救助統制団として、「災難及び安全管理基本計画」に基づき中心的な役割を担っているところです。今回の訪問調査では、2025 年 4 月からの本格運用の準備が進められていた、最新鋭の設備を備えた韓国消防庁 119 緊急事態対処センターを見学することもできました。

本書で紹介する消防職員の身分に関しては、2024 年に新版を取りまとめた「シンガポールの消防事情」や、同じく 2025 年に刊行した「カンボジアの消防事情」といった最近の事例でも、同じように国家公務員としての位置づけですが、その背景は大きく異なります。それぞれの国の消防の歴史や国情、消防を取り巻く環境等があり、その国にふさわしい消防のあり方・かたちが時間をかけて形成されてきたわけです。

我が国については、申し上げるまでもなく、消防組織法に基づく「自治体（市町村）消防体制」が基盤になっていますが、他国から見ると、私たちが当たり前と思っている自治体消防の姿もユニークな存在にみえるかもしれません。先人がこれまで築いてきた長年にわたる消防の歩みがあります。そして、私たちの国土は、距離的に長い列島構造で、地形的特徴や季節ごとの気象条件も多様です。台風・豪雨災害のみならず豪雪被害や世界的にみても地震が多発するなど、多種多様な災害がどこでも起こりうる可能性を常に有しています。このような中で、地域における安全安心を守るためには、それぞれの地域地域で自助・共助・公助をうまく調和させ、世界に誇る消防団と常備消防が現場で密接に連携して初動からの対応にあたることが求められるわけです。さらに大規模災害時には、緊急消防援助隊による広域応援が行われるとともに、消防・警察・自衛隊はじめ関係機関の連携協力体制が構築されます。このようなことにも思いを巡らせながら、本書をお読みいただくのも学びや気づきになるのではないかと考えています。

本書は、冒頭にふれたように、韓国消防庁等への訪問・ヒアリングを通じてご提供いただいた資料や現地で入手した関係書籍等と、その後に継続して収集した関係資料・情報等を田中氏の大変なご尽力で整理して取りまとめ、完成させたものであります。広範な内容を盛り込んだ本書が消防関係者をはじめ両国の交流に携わる各方面の皆様にご活用されることを願ってやみません。

～感謝のことば～

本書の取りまとめにあたり、ご支援ご協力を賜りましたすべての関係の皆様へ心より厚く感謝申し上げます。

現地でのヒアリング及び視察では、韓国消防庁のペク・スンドゥ報道官（当時）をはじめ多くの関係職員の皆様及びソウル消防災難本部のイ・ジョンヒ消防行政課長（当時）をはじめ多くの関係職員の皆様にそれぞれ大変お世話になりました。各訪問先での温かな歓迎と意見交換や視察体験を通じて、消防に携わる皆様の強い使命感とともに、現場での課題やご苦勞も含め多くのことを学ばせていただきました。ご対応くださいました皆様お一人おひとりに、この紙面をお借りし厚くお礼を申し上げますとともに、国民の生命・財産を守り、安全安心な地域社会を実現するため、韓国消防の今後益々のご繁栄ご発展を心よりお祈り申し上げます。

また、この度の「韓国の消防事情」は、自治体国際化協会ソウル事務所の加藤隆佳上席調査役兼次長、イ・ヨンス調査チーム長をはじめ所員の皆様のきめ細かな現地サポートとその後の取材フォローがあって刊行できたものであり、厚くお礼申し上げます。

韓国消防庁への調査協力依頼にあたっては、遠藤崇国際協力官（当時）はじめ消防庁参事官室の皆様に大変お世話になり、所期の目的を達成することができました。心からお礼を申し上げます。

おわりに、いつでもどこでも誰にでも起こりうる災害や事故に対応し、「国民の生命・財産を守る」崇高な消防の使命を遂行するため、日夜ご尽力いただいている日本及び韓国の消防関係者の皆様に心からの敬意と感謝を申し上げ、本書刊行のご挨拶とさせていただきます。

2026年6月

海外消防情報センター・前センター長
(同センター特別研究員)

武居 丈二

まえがき

海外消防情報センターから 2014 年 3 月に発刊された「韓国の消防事情」をこのたび改訂するに当たって韓国の消防制度の現状について調べながら、この 12 年ほどの間にも韓国の消防が大きな変化と発展を遂げてきたことを改めて認識しました。韓国の社会は変化を厭わず状況に応じて迅速かつ大胆に見直しをしていく傾向が強いように思いますが、消防の分野も勿論例外ではありません。

2014 年 4 月のセウォル号事故を契機に 2014 年 11 月には政府組織法が改正され、それまで安全行政部の外庁であった消防防災庁は解体されて新設された国民安全処に統合されました。しかし、大型の災難の発生が続く状況の中で 3 年後には「安全・災難分野の有機的連携と現場機関の専門能力強化」を図るため、2017 年 7 月の政府組織法改正により国民安全処は解体され、国の消防組織は行政安全部の外庁である消防庁となり独立性を高めました。一方、従来、特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道（これらの広域自治体を韓国の法令では「市・道」と称しています。）の消防本部の消防公務員は、一部を除き地方公務員でしたが、2019 年 4 月に発生した江原道超大型山火事も契機となり、2019 年 11 月の法改正により全ての消防公務員は国家公務員に一元化されました。市・道の消防本部は維持されていますが、基本的にみて、従来の国家+広域自治体消防体系から国家消防隊体系への転換が行われたということが言えます。

これらの変化は、様々な災難（自然的災難、社会的災難等）に対する韓国における国民的関心の高まりと、災難に対する国民の安全の確保について消防がより中心のかつ積極的な役割を担うべきという考え方や意識を背景とし、消防もその期待に応えようと努めている姿であると言えるように思われます。韓国の消防庁や市・道の消防本部の政策を見ても、「安全」がキーワードとして色々な場面で使用され、国民の安全の確保を担う機関としての消防の強い意欲が感じられますし、また、それを実現する施策も、組織・定員の拡充、予算の増額確保とともに先端科学技術や AI の活用、教育・人材育成の強化、消防に関する技術の研究開発、消防産業の育成等を含め多様な展開をみせています。活動の現場を担うマンパワーへの配慮、つまり消防職員の処遇改善や消防病院建設、心的外傷後ストレスに対する心のケア等をはじめとする消防職員の安全支援、厚生制度の充実も目を引く点です。大きく跳躍しようとしている今の韓国の消防は大変興味深く、学ぶべき点も多いのではないのでしょうか。本書は筆者の力量不足のため、そういう韓国の消防事情の一端を紹介することに留まっていますが、韓国の消防制度の理解に少しでもお役にたつことができれば幸いです。

本書を執筆するに当たって、武居丈二様（前海外消防情報センター長）、山内健生様（海外消防情報センター長）、今野雅裕様（海外消防情報センター事務局）、竹内文彦様（同）から各般のご助言と暖かい励ましを、また、総務省消防庁からは貴重なご指導とお力添えを頂きました。武居様は韓国消防庁等の訪問調査のメンバーに筆者を加えてくださり、これにより貴重な資料

や情報を得ることができました。また、この訪問調査に当たって加藤隆佳様はじめ一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所の皆様の多大なるご支援を頂きました。そして、韓国消防庁、ソウル特別市消防災難本部からは懇切なご対応と惜しみない資料、情報の提供を頂きました。皆様のご指導、ご支援とご厚情に心より感謝申し上げます。

2026年6月

田中健

目 次

I 韓国の消防防災の法体系とその発展経過

1. 消防庁の所管法令	1
2. 韓国の消防防災に関する発展の経過	3
(1) 韓国の消防防災の発展の経緯	3
(2) 韓国の消防制度の発展過程	5

II 韓国消防庁の2025年主要業務、主要政策及び主要事業

1. 2025年主要業務	9
2. 2025年主要政策	9
(1) 戦略目標と重点課題	9
(2) 地域の特性に合った特殊施策の活性化	12
3. 消防庁及び市・道の消防予算、主要事業	14
(1) 消防庁の歳出予算の推移	14
(2) 市・道の消防の歳出予算の推移	15
(3) 2025年消防庁歳出予算の主要事業	15
(4) 2026年消防庁歳出予算の重点	18
(5) 地方消防予算	24

III 韓国の消防組織

1. 消防組織の体系	26
(1) 独立性を高めた消防庁の発足	26
(2) 消防公務員の国家公務員への一元化	28
(3) 国家公務員一元化後の消防行政体系	30
(4) 国家災難管理体制における消防組織の役割	30
2. 消防組織の機構及び定員	31
(1) 機構	31
(2) 職員数	32
3. 消防庁	33
(1) 消防庁の設立根拠	35
(2) 消防庁主要業務	35
(3) 組織・体制	36
(4) 本庁各局等の所掌業務	37
(5) 中央消防学校	40
(6) 中央119救助本部	42
(7) 国立消防研究院	44

4. 市・道消防本部	45
(1) 市・道の消防組織の状況	45
(2) 例としてのソウル特別市消防災難本部及び蔚山広域市消防本部	47
5. 義勇消防隊	65
(1) 「義勇消防隊の設置及び運営に関する法律」の主な規定事項	65
(2) 隊数及び隊員数	71
6. 主な消防関係団体	72
(1) 韓国消防産業技術院	72
(2) 韓国消防安全院	76
(3) 大韓消防共済会	78
(4) 消防産業共済組合	83
(5) 韓国消防施設協会	86

IV 消防公務員制度

1. 消防公務員制度の基本的枠組み	90
(1) 職業公務員制	90
(2) 階級制	91
2. 消防公務員の任用	92
(1) 任用権者	92
(2) 新規採用	93
(3) 昇進	97
(4) 評定	101
(5) 定年	102
3. 報酬、年金等	103
(1) 報酬	103
(2) 年金	109
(3) 公務災害補償	114

V 消防財政

1. 消防予算の大枠	119
2. 市・道消防本部の消防財源	120
(1) 市・道消防財源の構成	120
(2) 地方の消防財政に関する経緯	120
(3) 消防特別会計	121
(4) 地域施設資源税	123
(5) 消防安全交付税	124

VI 消防施設等及び火災予防に関する安全管理

1. 関係法律の変遷	126
------------	-----

2. 火災発生状況	128
(1) 年度別火災発生状況	128
(2) 地域別火災発生状況	130
(3) 場所別火災発生状況	130
(4) 原因別火災発生状況	131
3. 消防施設の設置・管理及び防災	132
(1) 建築許可等の同意等	132
(2) 特定消防対象物に設置する消防施設等	133
(3) 防災	139
(4) 消防施設等の自主点検	142
(5) 消防施設管理士及び消防施設管理業	144
(6) 消防用品の品質管理	148
4. 消防対象物の安全管理	155
(1) 火災の予防及び安全管理基本計画	155
(2) 火災安全調査	158
(3) 火災の予防措置等	159
(4) 消防対象物の消防安全管理	160
5. 多重利用業所の特例	172
(1) 多重利用業	172
(2) 多重利用業所の安全管理基本計画	174
(3) 多重利用業所安全管理基準等	175
(4) 多重利用業所室内装飾、内部区画、避難施設等	178
(5) 多重利用業事業主の賠償責任保険義務加入	179
(6) 多重利用業所に対する火災リスク評価	182
6. 超高層及び地下連携複合建築物災難管理に関する特例	183
(1) 「超高層・地下連携複合建築物災難管理に関する特別法」の制定	183
(2) 事前災難影響評価	184
(3) 災難予防及び被害軽減計画の策定	186
(4) 災難及び安全管理協議会の設置・運営	186
(5) 総括災難管理者の選任	187
(6) 総合防災室の設置	188
(7) その他の規制等	190
7. 危険物施設に対する安全管理	190
(1) 危険物の貯蔵及び取り扱いの制限	190
(2) 危険物施設の設置及び変更等	193
(3) 危険物施設の安全管理	195
(4) 危険物の運搬等	202
(5) 監督及び措置命令	203

VII 救助・救急

1. 119 救助・救急に関する法律の制定	206
2. 救助・救急の現況	207
(1) 119 救助活動	207
(2) 救急活動	208
3. 救助・救急基本計画等	210
(1) 基本計画	210
(2) 執行計画	211
(3) 市・道執行計画	211
4. 救助隊・救急隊等の編成・運用	211
(1) 119 救助隊	211
(2) 国際救助隊	214
(3) 119 救急隊	217
(4) 国際救急隊	222
(5) 119 航空隊	222
(6) 119 航空運航管制室	225
(7) 119 航空整備室	226
(8) 119 救助犬隊	227
5. 救助・救急活動	229
6. 救助・救急隊員の教育・訓練	231
(1) 救助・救急隊員の専門性強化	231
(2) 救急指導医師	233

VIII 災難管理制度

1. 「災難及び安全管理基本法」による統合型災難管理体系	236
2. 組織・機構	237
(1) 災難管理に係る組織の全体図	237
(2) 「災難及び安全管理基本法」における消防組織の位置づけ等	240
(3) 「災難安全法」に規定されている主な機関等	241
3. 安全管理計画	248
(1) 国家安全管理基本計画	248
(2) 執行計画	255
(3) 市・道安全管理計画及び市・郡・区安全管理計画	255
4. 「災難安全法」に基づく緊急救助	256
(1) 中央緊急救助統制団、地域緊急救助統制団	256
(2) 中央緊急救助統制団の運営状況	258

○ 参考文献等	259
---------	-----

I 韓国の消防防災の法体系とその発展経過

1. 消防庁の所管法令

韓国の消防庁が所管する消防防災に関する主要な法律には次のようなものがある（消防庁のホームページには同庁所管法律として21（2025年12月31日時点）の法律が記載されている）。

・消防基本法

国及び地方自治体の責務、消防機関の設置、消防公務員の配置、119総合状況室設置、消防情報通信網構築、消防業務に関する総合計画の制定、消防力の基準、消防活動、消防産業育成・振興・支援等に関する基本的事項を定める法律である。1958年に制定された「消防法」が2003年5月の法律改正により「消防基本法」、「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」、「消防施設工事業法」、「危険物安全管理法」の4つの法律に分割され、また、2011年には「119救助・救急に関する法律」の制定により救急救助に関する規定が「消防基本法」から分離するなどして現在の「消防基本法」となった。

・消防公務員法

1978年3月に施行された消防公務員の任用、教育訓練、服務、身分保障等について国家公務員法の規定に対する特例を定める法律である。なお、消防公務員は、2019年11月の関係法令の改正により、その身分が2020年4月から国家公務員に一元化された（従前は、消防庁の消防職員は国家公務員、市・道（特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道を指す。以下同じ）の消防本部の消防職員は地方公務員（但し本部長等の幹部職員は国家公務員））。

・消防施設設置及び管理に関する法律

特定消防対象物（消防施設を設置しなければならない対象物として大統領令で定めるもの）等に設置しなければならない消防施設等の設置・管理と消防用品の性能管理に必要な事項を規定する法律である。2021年11月の法改正により制定された下記「火災の予防及び安全管理に関する法律」により、従前は「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」に含まれていた火災予防の安全管理関係の規定が分離され、本法は消防施設の設置・管理を規定するものとなった。

・火災の予防及び安全管理に関する法律

消防庁長による火災予防及び安全管理に関する基本計画の策定、特定消防対象物における消防安全管理者の選任、消防安全管理者資格及び試験制度、消防安全特別管理施設（大統領令が定める一定規模以上の空港施設、鉄道施設、港湾施設、ガス施設、発電所等）における火災予防安全診断等について定めている。2021年11月の法改正により、従前は「消防基本法」及び「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」に含まれていた火災予防の安全管理に関する諸規定が統合され現在の本法となった。

- ・多重利用業所の安全管理に関する特別法

多重利用業所（不特定多数の者が利用し、火災等災害発生時に生命・身体・財産上の被害が発生する恐れが高いものとして大統領令で定める事業所）の安全施設等（消防施設、非常口、営業場内部避難通路、その他の安全施設として大統領令で定めるもの）の設置・維持及び安全管理と火災リスクの評価、多重利用業所の火災賠償責任保険等について定める法律である。多重利用業所に係る消防施設及び安全管理に関する「消防施設設置維持及び安全管理に関する法律」の特別法として 2006 年 3 月に制定された（施行は 2007 年 3 月）。

- ・超高層及び地下連携複合建築物災難管理に関する特別法

超高層建築物（階数が 50 階以上又は高さが 200m 以上の建築物）と地下連携複合建築物（地下部分が地下駅舎又は地下商店街とつながった建築物で階数が 11 階以上又は用途別床面積等を考慮して大統領令で定める算定基準による収容人員が 5 千人以上の建築物で、文化・集会施設、販売施設、業務施設等がある建築物）における事前災難影響評価、総括災難管理者指定・運営、総合防災室の設置・運営、避難安全区域の設置等について定める法律である。2011 年 3 月に制定された（施行は 2012 年 3 月）。

- ・消防施設工事業法

消防施設の工事（設計、施工、監理、防災処理）に関し、事業者の登録、消防技術者（消防庁長が消防技術に関連する資格・学歴及び経歴を有する者として認定した者）の資格、消防施設工事の登録事業者への請負制等に関し定める法律である。2003 年 5 月の法律改正により「消防基本法」から分離され単独の法律となった（施行は 2004 年 5 月）。

- ・危険物安全管理法

指定数量以上の危険物（引火性又は発火性等の性質を有するものとして大統領令が定める物品）の貯蔵・取扱い及び運搬並びにそれによる安全管理に関する法律である。指定数量以上の危険物の保管場所の制限、危険物の製造所等（製造所、貯蔵所、取扱所）の設置の許可、危険物の運搬・運送に関する規制、危険物安全管理者の選任、危険物取扱資格者等について定めている。2003 年 5 月の法律改正により「消防基本法」から分離され単独の法律となった（施行は 2004 年 5 月）。

- ・119 救助・救急に関する法律

火災、災難・災害、テロ等の緊急事態における救助・救急について規定する 2011 年 3 月に制定（施行は同年 9 月）された法律である。消防庁長が定める救助・救急基本計画、救助隊、国際救助隊、救急隊の編成・運用、119 航空運航管制室や 119 航空整備室の設置・運営、救助・救急活動、救助・救急隊員の専門性強化のための教育訓練等について規定している。

- ・消防財政支援及び市・道消防特別会計設置法

消防財政の安定的確保と独立性強化を図るため 2021 年 1 月に制定（施行は 2022 年 1 月）された法律で、市・道は消防特別会計を設置し運営することとされている。消防特別会計は人

件費勘定と消防政策事業費勘定に区分され、それぞれ歳入として消防安全交付税、市・道一般会計からの繰入金、地域資源施設税等を充てることにより財源の安定的確保を図っている。

・義勇消防隊の設置及び運営に関する法律

市・道知事（特別市市長、広域市市長、特別自治市市長、道知事、特別自治道知事）又は消防署長は、消防業務（災害現場での火災鎮圧、救助・救急等の活動と火災予防活動に関する業務）補助のため、義勇消防隊を設置できること、また、義勇消防隊は、市・道、市・邑又は面に置くことを定めるとともに、義勇消防隊員の任命、義勇消防隊の組織、任務、活動、教育、災害補償、全国義勇消防隊連合会等について規定している。義勇消防隊は、1958年の消防法制定時に導入され、2003年5月の「消防基本法」制定以降は同法と市・道の条例により運用されてきたが、2024年1月に「義勇消防隊の設置及び運営に関する法律」が制定され（施行は同年7月）、法律による規定事項が拡大した。

・災難及び安全管理基本法

2004年3月に制定された災難（台風、洪水、地震等の自然災難、大規模な火災、崩壊、爆発、車両・船舶・航空機等の事故、感染症等の社会的災難）に係る基本法である。災難の予防、応急対策、緊急救助、復旧等に関する消防庁を含む国の各機関や地方自治体、鉄道・電気・ガス・医療等の関係機関の体制、機能、活動等を定めている。本法律は行政安全部（「部」は日本の「省」に相当）が主管し、消防庁、海洋警察庁が共管している。

《消防庁が所管するその他の法律》

- ・義務消防隊設置法（2023年6月に転換サービス制度が廃止され現在の義務消防隊員数はゼロ）
- ・消防公務員保健安全及び福祉基本法
- ・国立消防病院の設立及び運営に関する法律
- ・消防装備管理法
- ・消防の火災調査に関する法律
- ・119緊急通報の管理及び運営に関する法律
- ・消防産業の振興に関する法律
- ・大韓消防共済会法
- ・大韓民国在郷消防同友会法

*なお、大統領令（日本の政令に相当）は24、行政安全部令（日本の省令に相当）は22あり。

2. 韓国の消防防災に関する発展の経過

(1) 韓国の消防防災の発展の経緯について、「2025年消防庁統計年報」中の資料（「大韓民国消防が歩んできた道」（同年報p8、p9））では次のように記載されている。

① 朝鮮（世宗8年）～韓末

【1426年】 「禁火都監」、「修城禁火都監」

【1935年】 京城消防署（現：チョンノ（鍾路）消防署）設置

- ② 米国軍政時代（1946年～1948年）
〔自治消防体制〕
【中央】 消防委員会（消防庁）
【地方】 道消防委員会（地方消防庁）
市、邑、面（消防本部）
- ③ 政府樹立以後（1次）（1948年～1970年）
〔国家消防体制〕
【中央】 内務部治安局消防課
【地方】 警察局消防課、消防署
- ④ 政府樹立以後（2次）（1971年～1974年）
〔国家＋自治消防体制〕
【中央】 内務部治安局消防課
【地方】 ソウル、プサン（本部）/道（警察局消防課）
- ⑤ 3次改編（1975年～1991年）
〔国家＋自治消防体制〕
【中央】 民防衛本部消防局
【市・道】 民防衛局消防課
【市・郡】 民防衛課（消防事務担当）
- ⑥ 4次改編（1992年～1994年）
〔国家＋広域消防体制〕
【中央】 内務部消防局設置
【地方】 民防衛局消防課、消防署
- ⑦ 地方自治時代（1995年～2003年）
〔国家＋広域消防体制〕
【中央】 行政自治部消防局設置
【地方】 消防本部、消防署
- ⑧ 地方自治時代（2004年～2014年）
〔国家＋広域消防体制〕
【中央】 消防防災庁新設
【地方】 消防本部運営
- ⑨ 地方自治時代（2014年～2016年）

〔国家＋広域消防体制〕

【中央】国民安全処中央消防本部

【地方】消防本部運営

⑩ 地方自治時代（2017年～2019年）

〔国家＋広域消防体制〕

【中央】消防庁開設

【地方】18の市・道本部

⑪ 国家消防時代（2020年～現在）

〔国家消防体制〕

消防公務員の国家公務員転換（2020年4月1日）

（2）また、韓国の消防制度の発展過程につき、

- ・「소방행정학개론（消防行政学概論）」（2020年8月第4版 著者：양기근（ヤン・キグン）、류상일（ユ・サンイル）、송윤석（ソン・ユンソク）、송용선（ソン・ヨンソン）、이주호（イ・ジュホ）、박정민（パク・ジョンミン）、조성（チョ・ソン）、권설아（クオン・ソラ）、신우리（シン・ウリ））は、創始期から再跳躍期まで6段階に区分し記述している（同書P54～60）。韓国の消防制の発展を理解するうえで興味深い内容であることから、長くなるが引用する。

〔第1節 創始期：朝鮮及び日本統治地時代の消防政策〕

韓国の消防政策の創設期は、「禁火都監」が設置された朝鮮王朝時代とされる。それ以前の時代の「三国史記」に消防に関する記述が現れているが、これには大火災に関する記録のみで、消防政策に関する記述はない。今日の消防政策の源流は、朝鮮王朝時代に見いだされる。すなわち、朝鮮時代の「経国大典」の編纂において、禁火法令の骨格が整えられ、また、世宗8年（1426年）2月に漢城府（都の行政、司法を司った官庁）内で2回の大火が発生したにもかかわらず禁火に関する組織がなく、その必要性が提起され、韓国最初の消防官署である「禁火都監」が設置された。このような朝鮮王朝時代の消防は、主に火災鎮圧がその関心事であった。

日本統治地時代の1910年に総督府が設置され、その外局として置かれた警務総監部が武断統治の中核的役割を担った。警務総監部には、庁長官房のほか、機密課、警務課、保安課の3課が置かれていたが、消防の業務は保安課の中の消防係の分掌であった。また、1937年の日中戦争の勃発により、日本は、（中略）戦争の本格化に従い防空の重要性を勘案し、1939年に警務局に防護課を設置し、防空と消防の事務を管掌させた。一方、地方消防行政は道の警務部が担当した。1919年以後、警務総監部が総督府内の警務局に改編され、各道の警務部は道の内局第三課である警察課となった。また、警察部の中には、警務課、高等警察課、保安課及び衛生課などの4課が置かれ、消防の事務は保安課の分掌となった。日本統治時代の消防政策は警察治安政策の一部分として、火災の予防と鎮圧を中心に展開された。

第2節 過度期：米国軍政時代の消防政策

消防政策の過度期は米国軍政期であるとみることができる。米国軍政は、1945年9月に朝鮮総督府を引き継いだ後、軍政庁長官の下に朝鮮政務局を部に変更し、課の中の一部を処にするなど各部署の名称を変更し、米軍政統治機能を確保した。その後米国政府は、警務局警備課の消防業務と通信業務を合わせて消防課を設置し、1945年11月には消防課を消防部に改めるとともに、道の警察部にも消防課を設置した。続いて1946年、軍政法第66号により消防部及び消防委員会を設置し、消防を警察から分離して自治化が始まった。1947年、南朝鮮過度政府の成立後は、同委員会を執行機構として消防庁を設置し、庁長1名と書記長1名を置き、軍政諮問1名を配置し、総務課、消防課、予防課を置くこととなった。一方、消防署の増設については、日本統治時代末期までのソウルの京城、龍山、ソンドンの消防署と仁川、釜山の5か所の消防署が米軍政の自治消防体制に転換され、以後、50余カ所の消防派出所が増設される等、消防政策に多くの関心を見せ始めた時期である。

第3節 草創期：大韓民国政府樹立以後の消防政策

消防政策の定着期は、大韓民国樹立以後であるといえる。1948年、大韓民国政府が樹立されると、その年の9月に中央消防委員会が内務部治安局に、各道の消防庁が地方警察局に置かれるなど、米軍政下の消防庁と自治消防機構は警察機構に引き継がれ、消防行政は警察行政体系に吸収された。

消防行政は警察行政の一部として扱われることとなったが、実際の運用面では地方自治団体の行政と密接な協調体制を成すべき必要性により、1970年8月に法令第2249号により政府組織法が改定され、内務部の消防の機能を削除し消防事務を地方自治団体の固有事務とする根拠が整えられた。もっとも、ソウルと釜山において消防事務を自治事務としようとしたが、自治事務として引き継ぐための制度的根拠が整えられていなかった。このため警察局で消防事務を取り扱ってきたが、1972年6月にソウルと釜山で消防本部が設置されて消防事務を管掌することとなり、その他の道では警察局消防課において管掌したが、1973年2月に地方公務員法が制定され、消防公務員の身分は地方公務員に、警察公務員の身分は国家公務員にとその身分が二元化されるなど消防行政体制に大きな変化がもたらされた。

1975年7月、法令第2772号及び第2776号により、政府組織法及び民防衛基本法が改定及び制定され、内務部に民防衛本部を設置し、従前の治安本部消防課を改編して民防衛本部の中に民防衛局と消防局を設置した。これにより、消防は民防衛本部傘下で存続することとなり、消防は民防衛の業務の体制の一分野としての位置を占めることとなった。

このように、1970年から1992年までの制度を見ると、基本的に、ソウル特別市と釜山広域市を中心に自治消防制度として運用され、市・郡においては国家が消防事務を遂行するという、国家消防と自治消防が二次元化されて運用された。

第4節 発展期：広域自治消防行政体制としての消防政策

消防政策の発展期は、今日の広域消防体制の根幹をなす1992年からであるといえる。1992年1月、国家消防と自治消防の二元化された消防制度は、広域自治消防体制へ転換された。すなわち、政府組織法第3条により国家機関として規定された特別地方行政

機関から、地方自治法第 104 条に根拠を持つ地方自治団体に直属する機関となり、9 の道に消防本部を設置し、16 の市・道を中心とする広域自治消防体制に転換された。

一方、大型の災難の発生に伴い、政府は 1995 年 7 月 18 日、「災難管理法」を制定・公布して応急段階の応急救助及び救難の指揮・統制権を消防官署長に付与したことにより、消防組織において政府の緊急救助機能を主導的に遂行できるようにした。また、自然災害時の人命救助業務も消防が担当するよう規定し、事実上すべての災害の救助・救難業務を担当するようになった。中央の組織としては、内務部傘下の民防衛本部を民防衛災難統制本部と名称を改め、消防局は、民防衛災難統制本部の民防衛局、防災局、災難管理局とともに、その傘下に所属することとなった。そして、1999 年企画予算委員会が主導した中央政府経営診断の結果、防災局を廃止し、民防衛防災局と消防局の体制に縮減された。このように、1992 年以降、今日の広域消防行政体制が整えられ、消防政策においても火災鎮圧、火災予防及び警戒とともに救助及び救急政策が展開され、消防政策の領域が拡大した。

第 5 節 成熟期：消防防災庁と国民安全処時代の消防政策

消防政策の成熟期は、消防に関する専任機関である消防防災庁（現：消防庁）が設立された 2004 年以後からであるといえる。1990 年代中頃以降繰り返してきた大型災難を契機に、国民の生命・財産を守るため、行政自治部民防衛災難統制本部を前身として、2004 年 6 月 1 日に消防防災庁が設置された。

消防防災庁の設立目的と機能は次の通りである。

まず、災難関連業務の一元化を通じた政策審議及び総括調整機能の強化である。すなわち、各種の災難から国土を保全し、国民の生命、身体及び財産を保護するため国家及び地方自治団体の災難及び安全管理体制を確立しようとするものである。

二つ目に、災難予防に対する認識を高め、予防への投資の強化を目的とする。これは、費用ではなく投資の概念をもって災難予防事業への投資を拡大しようとするものである。

三つ目は、救助、救急及び現場の収拾等現場対応体制の強化のためである。このために、緊急救助統制団を新設した。

四つ目は、自治団体の災難管理機能及び民官協調体制を強化しようとするものである。すなわち、災難関連の地方組織及び機能の改編と、民官協力を通じた現場中心の対応体制の強化を目的とするものである。

五つ目は、安全意識を高めるための国民向けの広報等、予防活動体制の確立である。このため、国民の安全意識を強化する安全文化運動を実施するため計画をたてる。

また、消防防災庁は「災難及び安全管理基本法」等 19 の法律の執行を通じ、各種の災難から国民の生命と財産を守る国家災難管理及び消防業務の中核的役割を遂行する機能を持つこととなるものである（消防防災庁ホームページ）。このような、消防行政組織の改編は、現代社会の複合的で大型化している災難に対処する方案であると考えられる。

以後、多くの犠牲者が発生し、全国民の心を痛めさせたセウォル号沈没事故が 2014 年 4 月 16 日に発生した。この事故により再び韓国の災難管理システム問題が論議の俎上に上がり、これを契機に 2014 年 11 月 7 日に「政府組織法」改定案が国会で可決され、同年 11 月 19 日に国民安全処が設立された。

第6節 再跳躍期：消防庁新設及び消防公務員の国家公務員化

ムン・ジェイン政権になって消防組織の独立性の論議が高まり、2017年7月26日に「政府組織法」改定案が国会で可決され、消防庁が新設された。同庁の機構は、1官、2局を土台とし、14の担当官・課、2つの所属機関と18の市・道消防本部で構成されていた。消防庁の新設の意義は、韓国の消防組織の歴史において初めて独立した庁単位の機構が設立されたという点にある。しかし、消防庁発足以後においても、消防庁とその直属機関の消防職員の身分は国家公務員であるが、18の市・道消防本部の消防公務員の身分は地方公務員であった。しかるに、各種の大型災害に対する広域化した対応の必要性と迅速な指揮体系の確立が持続的に求められ、また、地域間の消防力の差異による地域間の消防サービスの格差の問題が根強く指摘されていた。このような状況において2020年4月1日、「消防公務員法」が改正され、市・道の消防公務員も国家職となった。これにより、韓国の全ての消防公務員は国家職に一元化されることとなった。すなわち、2017年の消防庁発足と2020年の消防職員の国家職化を起点として再跳躍期を迎えたといえることができる。もっとも、消防公務員の身分は政府の国家職であり、消防庁は独立外庁として新設されたが、未だ18の市・道消防本部に対する財政及び人事権と大型災害でないその他の災害に対する管轄及び運用権は市・道知事が一部の権限を有しており、完全な国家消防体制ということとはできない。今後徐々に改善されていくべき部分であると考えられる。」

(以上で引用終了)

Ⅱ 韓国消防庁の 2025 年主要業務、主要政策及び主要事業

1. 2025 年主要業務

2025 年の消防庁主要業務は下記のとおりである（「2025 年消防庁主要業務推進計画」より。なお、2023 年及び 2024 年の「消防庁主要業務推進計画」にも同じ内容が主要業務として記載されている。）。

〔消防政策〕

- ・ 消防政策樹立・調整及び予算編成・執行と消防組織管理
- ・ 消防公務員保健・福祉増進と現場活動の安全管理
- ・ 教育訓練政策の企画・調整及び優秀人材選抜運用

〔災難予防〕

- ・ 季節別、対象別特性に合った科学的な火災予防政策の推進
- ・ 消防施設の設置・維持と火災安全基準の管理
- ・ 国民消防安全教育と低所得層保護サービスの拡大

〔災難対応〕

- ・ 大災害時における最高水準の対応と全国の消防力動員
- ・ 迅速かつ正確な 119 出動システムとカスタマイズされた 119 救急サービス
- ・ 動物救助、ハチの巣除去など国民の日常生活の危険要素の解消

〔装備・産業〕

- ・ 4 次産業技術を活用した先端特殊装備の開発・普及・管理
- ・ 全国消防ヘリコプター統合管制と 119 現場対応システムの標準化
- ・ 消防産業振興及び消防用品型式承認、消防施設業指導管理

2. 2025 年主要政策

消防庁の 2025 年主要政策は次のとおりである（「2025 消防庁主要政策」より。本資料には主要施策として、「戦略目標」、「重点課題」、「地域の特性に合った特殊施策」等が記載されている。）。

(1) 戦略目標と重点課題

【戦略目標 1】現場中心の実践的対応力量の強化

《重点課題》

- 迅速・精巧な現場指揮体系確立
 - ・ 迅速な避難状況判断により必要な支援を即時投入し統制団へ転換して総力対応（例：緊急救助指揮隊 One-Team 構成）
 - ・ 大規模行事（APEC 2025 KOREA 等国家重要行事、不特定多数の国民が集まる行事）

- 等)の安全な開催のため潜在的危険を考慮した十分な消防力配置
- 119 システム先端・高度化
 - ・ AI が緊急な 119 通報を事前に選別・処理する次世代 119 システム開発 (～2028 年)
 - ・ 関連機関の現場映像を 119 状況室でリアルタイムで確認するスマート CCTV 拡大
 - ・ 国家上水道データベース基盤、火災現場と近い最適の消火栓選定 (水量、水圧)
 - 迅速で専門的な対応力量強化
 - ・ 119 通報者との連絡が途絶えたときでも共同玄関扉で自動入出できる 119 パス導入 (警察協業)
 - ・ 病院とリアルタイムで患者情報を共有し移送病院を選定する 119 救急スマートシステム定着 (使用率: 2024 年 14.4% [新規導入] → 2025 年 35%以上)
 - ・ 現場支援と教育拡大 (2025 年 70 回、1,530 人 [前年比 54.2%増]) 及び実火災訓練施設の全ての教育機関への設置 (2024 年 12 カ所 → 2025 年 15 カ所 → 2026 年 16 カ所)

【戦略目標 2】社会の変化に歩調を合わせた予防政策

《重点課題》

- 新類型産業・施設安全管理制度強化
 - ・ 電気自動車火災を迅速に感知し鎮圧できるよう 119 自動通報導入 (電気自動車 BMS が緊急状況を認識し消防状況室へ通報) 及び消防施設改善
 - ・ リチウム電池を新危険物質に分類し、貯蔵・取扱い施設も厳格に管理 (重点管理対象)
- 危険性度の高い施設の自律的安全管理
 - ・ 宿泊施設スプリンクラー自律設置誘導 (スプリンクラー自律設置に対する地方税減免、火災保険料割引)、予約プラットフォーム情報公開等を通じ安全な宿泊環境を造成
 - ・ 火災安全調査、抜き打ち検査強化による避難路、消防施設等の火災安全管理の実効性確保
 - ・ 大規模危険物施設専門点検事業 (危険性の高い施設は技術能力、施設、装備、人力等法的基準に適合する専門事業者が点検)、予防規定履行実態評価制導入
- 国民が体感できる安全文化の定着
 - ・ 独居老人、一人親家庭等の脆弱階層住居の火災安全改善事業拡大 (単独型警報器・消火器普及、事故要因の除去等)
 - ・ 外国人労働者と障がい者の職業訓練生の就業前消防安全教育支援
 - ・ 体系化された国民向け消防安全教育のための消防教育安全委員会の新設 (専門家を中心に消防安全教育の対象・範囲の決定、教育資料の定期的検証等)

【戦略目標 3】消防装備の先端・高度化及び消防産業の振興

《重点課題》

- 消防装備の先端・高度化
 - ・ 隊員の安全と直結する個人保護装備に先端安全機能を装着 (位置追跡、濃い煙の中で

- の視野を改善する機能等)
- ・危険な現場で火災を鎮圧し消火活動等を補助する無人消防車、4足ロボット開発
- ・大型消防船舶、大容量放水砲システム等高性能装備は国が戦略的に配置（大型消防船舶：釜山 2025年、蔚山 2026年、大容量放水砲システム：ソサン 2025年、ヨス 2027年）
- 体系的な消防装備の管理・運用
 - ・出動回数、危険性等のビッグデータ分析を通じた最適な消防車両の配置基準の整備
 - ・空気安全メーター等の生命と直結する装備は耐用年数に加え最大使用期間を設定
 - ・最高性能装備導入のため規格・認証制度を改善、中央品評会開催
- K-消防産業の競争力強化及び海外進出支援
 - ・優秀製品発掘及び特許取得、実用・事業化支援による国内消防産業の競争力向上
 - ・消防産業従事者教育支援を通じた生産企業の品質管理能力向上（消防用品・装備等6課程（80社、5百余名））
 - ・海外市場開拓団、海外展示会参加、消防車両無償譲与、招聘研修等 K-消防産業海外進出のための支援事業を展開

【戦略目標4】国民の安全に専念する組織文化の具現

《重点課題》

- 誇りと信頼を導く組織文化造成
 - ・PTSD（心的外傷後ストレス障がい）選別から治療、診療費支援まで連携した体系的心の健康事業推進
 - ・職業性癌公傷認定拡大、遺族年金改善等実質的に人生を支える支援政策拡大
 - ・重大な非違に対しては無寛容の原則の適用等により正しい消防組織を具現
- 国民が願う優秀な消防人材の育成
 - ・職務別要件に従い自ら進んで必要な力量を身に着ける自主的人材育成体系構築（2025補職・教育標準案整備 → 2026年法制化推進）
 - ・平素から優秀・誠実な職員が客観的に評価・認定を受ける人事管理体系に改善
- 現場中心の組織・財政基盤の整備
 - ・出勤実績を反映した人力再配置、中間職位導入等効率的組織体系に改編
 - ・国民と隊員の安全に直結する消防財源の安定化
- 消防庁主要建立事業の推進
 - ・国立消防病院（2020年～2025年 忠清北道ウムソン市）
 - ・国立消防博物館（2021年～2026年 京畿道クァンミョン市）
 - ・消防身心修練院（2023年～2028年 江原道カンヌン市）
 - ・119航空整備室（2023年～2026年 忠清北道チョンジュ市）
 - ・国家災難対応施設（2021年～2025年 セジョン市）

なお、各年の「消防庁主要政策」に記載されている「戦略目標」の直近5年間の変遷は、次表のとおりである。

《「戦略目標」の直近5年間の変遷》(各年の「消防庁主要業務推進計画」より作成)

2025年	2024年	2023年	2022年	2021年
1. 現場中心の実践的対応力量の強化	1. 迅速正確な現場対応システム	1. 迅速正確な現場対応システム構築	1. 先進化した災難安全対応体系構築	1. 現場中心の災難対応能力の向上
2. 社会の変化に歩調を合わせた予防政策	2. 予防中心の先制的安全管理	2. 人命保護中心の火災安全管理	2. 予防中心の先制的安全管理	2. 隙間のない火災予防体系の構築
3. 消防装備の先端・高度化及び消防産業の振興	3. 隙間のない災難対応体制の確立	3. 先端装備普及及び消防産業育成	3. 消防装備開発・補強及び産業活性化	3. 国民に密着した消防安全サービスの提供
4. 国民の安全に専念する組織文化の具現	4. 堂々として信頼される組織の具現	4. 国民の安全に専念できる組織の具現	4. 誇りと信頼の組織文化の確立	

(2) 地域の特性に合った特殊施策の活性化

《ソウル》AI 火災巡察ロボット、伝統市場火災安全管理

- ・ 無人巡察、異常高温感知、火災判別及び初期消火機能
- ・ 伝統市場 2 か所を深夜の時間帯に運用

* 2024年モデル運用の結果：火災危険要因 85 件を感知/商人の 70%が肯定

《釜山》未来戦略型チーム戦術シミュレーター (TS) 訓練導入

- ・ メタバース基盤仮想現実チーム単位戦術訓練体系構築
- ・ 視空間制約がなく出動待機中にも全隊員が訓練

* 訓練の全過程を分析し All-in-one ソリューションを提供

《京畿》脆弱階層危機克服「希望分かち合い」プロジェクト

- ・ 住宅火災安心保険加入支援 (38.5 万世帯)
- ・ 火災被害住民の日常復帰のための多角的支援

* 住宅リモデリング、生活安定支援金、臨時居住施設、紛争調停等支援

《大邱》消防車出動脆弱地域ビッグデータ分析

- ・ 進入困難・不可能地域等のビッグデータ構築及び地図作成
- ・ 出動脆弱地域の実質的改善まで連携推進

* 例：常習不法駐停車取締り、表示板等交通安全施設設置

《仁川、世宗》地下空間、電気自動車火災安全管理強化

- ・ 《仁川》軌道型排煙ロボット車両、煙遮断カーテン等拡充
- ・ 《全北》電気自動車充電区域火災安全施設 4 種類 (防火壁、上方向放射装置、窒息消火カバー、監視カメラ/27 団地) 設置支援
- ・ 《世宗》共同住宅地下駐車場禁火巡察隊運用 (186 カ所)

《蔚山》特殊災難訓練センター新設運営

- ・ 地域特性 (国家産業団地、造船、海洋産業) を反映した教育課程運用
- ・ 民間の初期対応能力強化のための協力教育拡大

* 産業体自衛消防隊、勤労者、管理監督者定期教育実施

《江原》119 出動お知らせサービスシステム構築

- ・通報者が安心できるよう出動車両位置をリアルタイムで共有
 - ・119 到着前の応急状況対処要領イメージ情報の提供
- 《忠北》消防ドローン活用、災難現場 Mapping 体系構築
- ・(2D マッピング) 広範囲の捜索救助現場の高解像度地理情報
 - ・(3D マッピング) 消防対象物・産業団地等立体的構造分析
 - * 重点管理対象等は事前にマッピングして災難対応及び消防訓練に活用
- 《全北》ウリアイ（わが子）スマート 119 救急サービス運用
- ・疾患のある小児・青少年の医療情報のデータベース化及び地域医療機関との協力体系構築による最優先移送
 - * サービス申請（保護者） → システム登録（消防） → 指定された病院へ移送
- 《全南》避難弱者施設「360° 映像」モバイルシステム構築
- ・療養院等脆弱施設に対する 360° 映像資料構築（モバイルアプリ）
 - * 建築物の細部構造、避難経路、連結送水管・消防施設の位置等に重点
 - ・平素の訓練に活用、出動中内部構造を事前に熟知・対応
- 《慶北》広域別教育訓練センター構築
- ・圏域別教育訓練センター構築による教育へのアクセス改善
 - ・センター別特性化教育運用による教育の専門性の向上
 - * 東部（専門救助）、北部（山火事対応）、南部（消防施設）、西部（消防車両）
- 《慶南》多文化家族 119 安全体験の日運営
- ・安全体験の日、多文化家族キャンプ/年間 320 家族
 - ・応急処置、我が家の避難地図、消防官体験等
- 《光州》IOT 基盤スマート消火栓電光板実証試験
- ・消防車出動・接近案内（500m以内）車両誘導
 - * 表示の例：「近隣火災発生」、「消防車接近中につき車を移動してください」
 - ・不法駐停車警告（一定の時間が経過したとき）、火災予防広報
- 《大田》モバイルアプリ基盤、近くにある AED、病院・医院、薬局照会
- ・自動心臓衝撃器（AED）位置情報及び使用法案内
 - ・使用者位置、近くの応急室、小児科、薬局照会
 - * 非緊急 119 通報削減効果/公共データと連携して情報の更新
- 《済州》老朽共同住宅屋上避難設備普及
- ・老朽アパート等共同住宅を対象とする誘導表示・避難誘導線普及による有事の際の迅速な退避を支援
 - * 老朽+屋上・巻上機室設置対象を中心に。今後は漸進的に拡大

3. 消防庁及び市・道の消防予算、主要事業

(1) 消防庁の歳出予算の推移 (1 ウォン≒0.11 円)

(単位：億ウォン)

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	
人件費	602	659	689	713	754	
基本経費	84	87	101	103	105	
主要事業費	一般事業	－	1,291	1,859	2,214	1,982
	情報化	－	158	178	152	165
	R&D	－	231	261	222	305
	小計	1,522	1,680	2,298	2,588	2,452
合計	2,208	2,659	3,088	3,404	3,311	
他部処基金・会計(注)	8,428	233	569	589	533	

*各年の「消防庁主要業務推進計画」より作成

(注) 他部処基金・会計 (他の部処で編成される消防の財源)

(単位：億ウォン)

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
応急医療基金 (保健福祉部)	359	437	390	314	324
宝くじ基金 (企画財政部)	－	－	56	16	64
国有財産管理基金 (企画財政部)	34	30	67	220	87
気候対応基金 (企画財政部)	－	－	5	1	－
電力産業基盤基金 (産業通商部)	－	－	－	20	－
行政中心複合都市建設特別会計 (行政中心複合都市建設庁)	0.3	58	51	18	58
消防安全交付税 (行政安全部)	9,270	7,933	8,898	8,504	8,761
合計	9,663.3	8,458	9,467	9,093	9,294

*消防安全交付税以外については各年の「消防庁主要業務推進計画」より、消防安全交付税については「2025年消防庁統計年報」より作成

*他部処基金等の使途 (「2025年消防庁統計年報」p42)

- ・ 応急医療基金 : 119 救助隊支援、119 救助装備拡充
- ・ 宝くじ基金 : 特殊救急車導入
- ・ 国有財産管理基金 : 国立消防研究院庁舎移転新築、消防身心修練院新築
- ・ 気候対応基金 : 環境に優しい消防車両の動力伝達装置技術開発
- ・ 電力産業基盤基金 : 電気火災対応消防活動支援
- ・ 行政中心複合都市建設特別会計 : 国家災難施設の建設
- ・ 消防安全交付税 : 人件費、事業費

(2) 市・道の消防の歳出予算の推移

(単位：億ウォン)

		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
人件費		不詳	48,987	53,259	58,118	61,639
基本経費		不詳	2,355	1,998	3,868	2,495
主要 事業費	一般事業	不詳	15,541	18,166	14,825	16,850
	その他	不詳	906	276	567	768
	小計	不詳	16,447	18,442	15,392	17,618
合計		不詳	67,789	73,699	77,378	81,639

*各年の「消防庁主要業務推進計画」より作成

(3) 2025年消防庁歳出予算の主要事業

① 韓国消防庁の2025年歳出予算3,311億ウォンについて、その重点は以下のとおりである（消防庁報道資料「消防庁2025年予算案、新類型高危険災難対応策強化に重点」より）。なお、2024年歳出予算は3,404億ウォンであり2.7%の減少であるが、これは「2024年事業完了（終了）による自然減少分を勘案すれば実質的に364億ウォン増額された水準」（同報道資料）である。

- 電気自動車・バッテリー及び大型船舶火災等の新類型高リスク災害から国民の生命と財産を保護するための災難対備の強化（511億ウォン）
 - 電気自動車・バッテリー火災対応装備拡充（窒息消火カバー、移動式水槽等の電気自動車火災対応装備3種63個を中央119特殊救助隊に、7個を119化学救助センターに配置）……………43億ウォン
 - 石油化学団地での火災対応力強化のための大容量砲放射システム導入（導入中：ソサン1台、新規：ヨス1台）……………154億ウォン
- 国家単位での総力対応体系強化
 - 国家港湾における大型船舶火災への国家単位での総力対応体系強化のための消防隊設置……………147億ウォン
 - 全国消防ヘリコプター統合管理及び運用の本格的推進のための119消防ヘリコプター整備室建設……………129億ウォン
 - 火災鎮圧能力強化のための実火災訓練施設建設……………38億ウォン
- 消防公務員保健安全及び処遇改善に対する国の責任と役割の強化
 - 消防公務員職務関連傷病に特化した「国立消防病院」建設（継続事業：2025年6月完工/同年12月開設）……………624億ウォン
 - 消防職員の外傷後ストレス障がいケアするための相談室運営……………30億ウォン
- 消防に関する技術の研究開発、産業育成の推進
 - 消防現場人命被害予防及び低減技術開発（墜落事故防止のための移動や展開が簡便な自

動充電エアマット、伝統市場の特性を反映した AI を活用したリアルタイム火災感知・初期消火システム開発等)

- 消防安全現場活用技術開発 (火災現場での事故を防止するための空気呼吸器面体に取り付けられた熱画像カメラディスプレイ技術の開発)、電気自動車バッテリー火災関連技術開発 (リチウムバッテリー消火装置及び消火薬剤の開発、AI センサーによる電池火災予測・感知システムの開発等)

- ② 消防庁の「2025 年度予算概要」には、歳出予算総額 3,311 億ウォン (2024 年度 3,404 億ウォン (▲2.7%)) の中の主要事業として 49 の事業 (新規：9 事業 (その殆どが研究開発関連)、継続：40 事業) が掲げられている。主なものを挙げれば次のようなものがある。

《新規事業》

(単位：百万ウォン)

単 位 事 業 名	細 部 事 業 名	予算額
消防安全技術開発	消防現場人命被害予防及び低減技術開発 (R&D)	1,700
消防安全技術開発	消防安全現場活用技術開発 (R&D)	900
消防安全技術開発	建築物火災拡散防止及び避難消火性能向上技術開発 (R&D)	750
消防安全技術開発	リチウムバッテリー製造所及び貯蔵・取扱い施設の安全のための技術開発 (R&D)	2,600

* 事業概要については、上記 (3) ①の 4 つ目の○参照

《継続事業》

(単位：百万ウォン)

事 業 名	事 業 概 要	予算額	対前年 増減率 (%)
消防補助人力養成及び運用	不足する消防人力の補完のため消防補助人力 (社会服務要員) の教育訓練・管理・運用。2002 年から継続 * 社会服務要員 = 兵役判定検査の結果補充役と判定され社会的サービスや行政分野での支援を提供する者	17,266	11.7
消防公務員保健安全支援	消防職員の心理的・精神的問題の予防、管理、治療を支援するため訪問相談室や治療プログラムの運営、医療費支援等。2012 年から継続	4,677	12.3
国立消防病院建設	消防職員の傷病の治療・研究のための総合病院。忠清北道ウムソン郡に建設中。病床数 302、診療科目 19、延べ面積 39,433 m ² 。事業期間 2020 年～2025 年、総事業費 1,971 億ウォン (国費 1,771 億ウォン、地方費 200 億ウォン)。2025 年 6 月竣工	62,418	▲12.5
実火災難訓練施設構築	実効的な火災対応力能力強化のため全国の消防学校に実際の火災の鎮圧訓練施設拡充等を推進する国庫補助事業等 (2025 年 3 か所、2026 年 4 か所)	3,911	▲28.4

国立消防博物館建設	消防遺物保存（資料収集・収蔵）及び安全文化拡散（常設・企画展示）、消防の歴史研究・教育のための国立の博物館。京畿道カンジョン市に建設中、延べ面積 4,772 m ² 。事業期間 2021 年～2026 年、総事業費 431 億ウォン（国費 401 億ウォン、地方費 30 億ウォン）	8,160	619.6
消防救急サービススマート先端技術開発（R&D）	救急状況管理センターで行われる救急状況に対する医療指導、移送病院選定等を支援する統合人工知能システム開発（患者評価、応急処置支援等を目的に緊急患者関連映像、音声、生体信号学習用のビッグデータ収集及びデータベースの構築等）事業期間 2023 年～2027 年	3,800	18.8
電気基盤モビリティ関連施設及び部品火災対応技術開発（R&D）	地下駐車場の電気自動車火災の危険性分析・対応技術開発、機械式駐車場の電気自動車火災の初期対応・消火システム等開発、再利用バッテリーの運送・保管中の火災危険性分析・安全基準開発等。事業期間 2024 年～2027 年	7,806	98.0
消防対応力強化のための装備技術開発（R&D）	空気呼吸器に脱着可能な非常脱出用消防装備、特殊防火服の活動性改善、消防ホースの管理利便性向上のための自動化装備、消防用ヘルメット設計最適化・軽量化等の技術開発。事業期間 2024 年～2029 年	3,000	50.0
優秀消防装備拡散基盤造成	消防装備の特殊性を反映した規格開発、消防装備の購入効率化に寄与する優秀消防装備の拡充のための支援（消防装備事業者に対するコンサルティング、品評会等）2017 年から継続	5,007	1,076.7
全国消防ヘリコプター統合管理運用	全国の消防ヘリコプター（31 機）の国家統合管理運用により、災難発生時に市・道の境界を越えて広域的に活用する効率的な管理支援体系を構築。119 航空整備室を開設し消防ヘリコプターの計画的整備、稼働率向上、部品在庫管理迅速化等を促進等。2021 年から継続	13,141	242.8
消防情報システム構築（情報化）	消防庁及び市・道の消防本部で運用中の消防情報システムの高度化、新規システム導入、非常災難通信網更新等（消防現場映像とスマートシティ CCTV 映像等の統管制体系構築、非常衛星通信網構築・運用、消防航空運行管理システム更新、消防庁と市・道消防本部を繋ぐ専用ネットワークによる消防緊急救助データ網運用等）。2005 年から継続	13,337	17.7
中央消防学校運営	中央消防学校の運営。公州庁舎（2019 年 7 月開設 忠清南道コンジュ市 施設延面積 68,075 m ² ）と天安庁舎（1986 年 12 月開設 忠清南道チョナン市 施設延面積 28,548 m ² ）の 2 庁舎あり（当初の消防学校は 1978 年 9 月に京畿道スウォン市に開校）。1978 年から継続	5,296	41.7

消防教育訓練運営	補助人力（社会服務要員）教育訓練、現場中心教育訓練強化、教育訓練装備の補強、更新。1978年から継続	3,445	▲13.1
中央 119 特殊救助隊運営	特殊災難への迅速な対応ため全国の4圏域（首都圏、嶺南、忠南・江原、湖南）に置かれた特殊救助隊の運営、隊員訓練、圏域別大型ヘリコプター拡充、国家港湾（釜山港、蔚山港）における消防船舶導入・庁舎新設等。2014年から継続	37,374	▲25.1
化学災難合同防災センター施設装備運営	危険物質及びCBRNE（化学、生物、放射性物質、核、爆発物）による災害に専門的に対応する化学災難合同防災センター（2012年慶尚北道グミ市で起きたフッ素化水素漏出事故を契機に設置）の運営、特殊車両・装備補強、大容量砲放射システム導入、事業所に対する指導点検等。2014年から継続	18,489	105.1

（4）2026年消防庁歳出予算の重点

2026年の消防庁の予算の重点について、2025年9月3日付けの消防庁報道資料には下記のような事柄が記されている（韓国の予算年度は暦年と同じであり、前年の9月初旬には翌年度予算案についての報道資料が発表される。）。

○ 歳出予算総額 3,295 億ウォン。

国民の生活と直結する安全網を緻密に補強し、先端災難対応技術に対する投資を拡大する消防庁の強い意志が盛り込まれている。予算額は対前年 0.5%減少であるが、2025年で完了した国立消防病院建設を除けば実質的に 29.2%の増額、特に R&D 予算は 64.9%の増額。

○ 生活の中の火災安全網の拡大

予算案の最大の特徴は、国民生活と密接な火災安全網が一層強化されたこと。2026年から2028年まで3年間で全国老朽アパート 149万8千世代に煙感知器を普及、2026年から2030年まで森林隣接村 2,280カ所に非常消火装置を設置。これは住宅地と生活空間の火災安全を高めるとともに、最近頻発する大型山火事拡散を事前に遮断するための長期的な対策である。

○ 特殊消防装備の拡充による災難対応全方位強化

中央 119 特殊救助隊に 182 億ウォンを投入し、災難現場に直ちに投入可能な装備を大幅に拡充。山火事鎮火のための中型ヘリコプター1台、超大型水タンク車両4台、高性能化学車2台を新規導入、加えて比較的小規模人材で運用できる中容量砲放射システムを全国4つの中央 119 救助本部所属化学センターに配置。これにより山火事・化学災難はもちろん、集中豪雨による水害など複合災難まで対応能力を一層強化。

○ 未来型災難対応 R&D 大幅拡大

「国民の安全をさらに高めるとともに消防官保護のために先端消防装備の導入に必要な

消防研究開発能力を強化する」という大統領の指示により、消防研究開発（R&D）予算は前年比 64.9%増の 503 億ウォンに大幅に拡大。新規課題は、未来インフラ火災の危険対応のための消防技術開発、気候危機型複合災害対応技術開発等を含めて合計 17 事業。

○ 消防公務員保健・安全強化及び国立消防病院本格運営

消防公務員の精神的・身体的健康を守るための支援として、「訪れる相談室」の相談士 18 人の追加配置、「ストレス回復力強化プログラム」参加者 200 人の拡大等。また来年 3 月の試験診療、6 月の正式開院を控えた国立消防病院の運営に必要な 394 億ウォンを投入、消防公務員の健康権保障への画期的な転換点に。

○ 別途財源確保による財政運用効率の向上

一般会計のほか、計 9,775 億ウォンの別途財源を確保（消防心身修練院建設のための国有財産管理基金 144 億ウォン、救助救急装備拡充のための応急医療基金 422 億ウォン、消防安全交付税 9,209 億ウォン等）

◎ 2025 年 2 月に行った韓国消防庁訪問調査において、最近 5 年間（2020 年～2024 年）における消防庁の重点事業の運用状況について尋ねたところ、担当課より次のような回答があった。既述した事柄と重複する内容もあるが、消防庁が重点としている事柄が分かりやすく示されているので掲載する。

1. 最近 5 年間の財政運用推移の特徴

- 消防庁所管の 2024 年総支出規模は 3,404 億ウォンであり、119 総合状況室の統合移転・構築、老朽中型ヘリコプター更新、119 航空整備室構築、現場対応安全強化及び対応技術開発のための R&D 等に重点を置いて編成した。
- ・最近 5 年間の財政運用の特徴を見ると、消防公務員の国家職化（2020 年）に従って陸上災害への総力対応システム構築、科学的・先制的火災予防体系構築、消防公務員処遇改善及び士気高揚等に重点投資
- 最近 5 年間の支出は年平均 13.0%の増加であり、災害に対する国家の責務強化、現場隊員の福祉・処遇の改善を実現した。
- ・2024 年消防庁所管総支出額 3,404 億ウォンは、「公共秩序及び安全」分野へ全額投資

《消防庁 過去 5 年間の財政運用推移》（単位：億ウォン、%）

	2020 年 実績	2021 年 実績	2022 年 実績	2023 年 実績	2024 年 実績	年平均 増加率
予 算	2,085	2,098	2,368	2,888	3,404	13.0
【公共秩序及び安全】	2,085	2,098	2,368	2,888	3,404	13.0
・ 災害管理	2,085	2,098	2,368	2,888	3,404	13.0

2. 財政運営に対する成果の評価

○ 陸上災害総括対応体系の強化

《主要成果》

- ・ 国家レベルでの陸上災害総力対応及び迅速対応システムを構築した。
 - ・ 大型災害発生時に全国消防動員令の発令により総力対応・早期収拾

《全国消防動員令発令状況》

(単位：件)

合 計	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
30	5	3	9	11	2

- ・ 「トップダウン式」運用による初期最高対応段階で発令（被害最小化）
- ・ 緊急救助統制団の運用改善（組織単純化、弾力的運用等）による対応力向上
- ・ 消防と警察の状況室の相互連絡官（4人）配置による迅速な対応と協力強化
- ・ 119 総合状況室、指揮作戦室、救急状況管理センター、航空運行管制室等に分散して運用されていた状況管理機能を統合移転し構築
- ・ 現場中心の教育訓練による消防公務員の現場対応能力を強化した。
 - ・ 指揮能力強化センター（ICTC）の年次的構築（22年：光州・慶北、23年：釜山・江原、24年：仁川・忠清）による指揮官の力量強化
 - ・ 市・道別実火災訓練施設新設、専門訓練教官養成
- ・ 119 救急サービス拡大及び専門化を促進した。
 - ・ ポンビュランス（Pump-bulance）多重出動体系の活性化による応急医療死角地域の解消
 - * ポンビュランス＝消防ポンプ車（Pump）と救急車（Ambulance）を合成した用語。
 - 救急現場に両方の車両を同時に出動させ、迅速な応急処置の提供や救急活動の支援をするもの
 - ・ 救急車が配置されていなかった95の農漁村地域隊へ119救急車配置完了
 - ・ 119救急隊員及び救急車両、専門資格者を拡大配置
 - ・ 専門医療装備を備えた中型救急車の普及拡大

2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
5 台	6 台(+1)	24 台(+18)	74 台(+50)	123 台(+49)	137 台(+14)

- ・ 在外国民 119 応急医療相談サービス提供拡大
- ・ 救急業務範囲拡大及び大規模感染症発生時の移送の根拠整備（119 救助・救急に関する法律施行令に条文新設）
- ・ 消防ヘリコプター統合管理支援体系を構築した。
 - ・ 航空管制室設置・運用による消防庁中心の消防ヘリコプター出動体系に改善
 - ・ 国家機関（消防、警察、山林、海警）航空保険統合契約（2021年～）や全国消防ヘリコプター航空燃料の中央統合契約（2020年～）による経費節減等

- ・現場の特性に合った特殊消防装備を補強した。
 - ・高層建築物、大型山火事、油類火災等多様な災難現場への適用性の高い先端消防装備の拡大普及
 - ・国際水準に合った消防装備標準規格開発による性能・品質の改善、認証制度導入による国内製造業者の技術革新と海外競争力確保（2017年～2024年に標準規格82種開発、2028年までに更に51種追加予定。また、専門認証機関2カ所指定、認証品目16種に拡大）

- 現場隊員保健安全強化及び処遇改善

《主要成果》

 - ・現場隊員の身心健康の体系的支援を促進した。
 - ・国立消防病院、消防身心修練院等の体系的な健康管理インフラの構築
 - 国立消防病院＝病床302、診療科目19、4センター、1研究所、ソウル大学病院に委託して運営/2,070億ウォン
 - 消防身心修練院＝地上9階地下1階、120室（延面積10,228m²、敷地107,405m²）/530億ウォン
 - ・保健安全支援事業拡大による普遍的な心理支援文化形成による高危険群心の健康集中管理による消防力損失予防等
 - 「訪れる相談室」（2020年：30億ウォン 48,026人相談 → 2024年：44.86億ウォン 74,344人相談）、ストレス回復強化（2020年：1.5億ウォン 4,591人支援 → 2024年：12.98億ウォン 2,472人支援）、心の健康診療費支援（2020年：3.67億ウォン 2,449人支援 → 2024年：5.3億ウォン 3,514人支援）
 - ・いつでも心の健康の管理が可能なモバイルウェブ試験運用（2024年11月～2027年）、消防心理支援団の根拠整備（2024年8月）

- 国民密着型消防安全文化の定着

《主要成果》

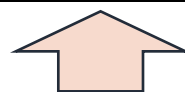
 - ・住宅用消防施設を促進した（地方自治体推進事業）。
 - ・脆弱階層を対象とした住宅用消防施設の100%無償普及（133万世帯）
 - ・消防産業振興及び育成機能を強化した。
 - ・国際消防安全博覧会開催による消防産業の育成と発展を支援（2024年：30か国、389社、6万7千余人観覧、輸出相当額11,947億ウォン）
 - ・消防安全教育コンテンツ制作のための予算を増額した（2022年：570百万ウォン → 2024年：842百万ウォン）。
 - ・障がい者等安全脆弱階層のための安全教育教材開発
 - ・邑・面地域への「訪れる安全教育」及び外国人労働者を対象とする消防安全教育実施
 - ・間接体験活性化のためのメタバース119安全体験館のプラットフォーム開発運用

3. 今後の財政運営の方向

ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先端装備・技術による隙間のない災害対応態勢の確立 ○ 消防公務員の待遇改善のための投資拡大による一流保訓文化造成
------	---



4 大 投 資 重 点	<p style="text-align: center;">《複合災害対応基盤強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実火災訓練施設構築 ・ 消防ヘリ補強及び統合整備室設立 ・ 大容量放水砲放射システム構築 ・ 特殊消防装備(特殊先端車両)補強 	<p style="text-align: center;">《災害予防・対応政策科学化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 119 ビッグデータ予防・対応政策活用 ・ 火災調査の科学化・体系化 ・ 火災鎮圧センサー、ロボット技術開発 ・ 建築物火災拡散防止及び避難性能向上技術開発
	<p style="text-align: center;">《国民参加 119 安全文化先導》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脆弱階層への消防安全教育プログラム開発 ・ 国民参加コミュニケーションチャンネル拡大 ・ 消防の日、義勇消防隊の日記念行事運営 ・ 消防童謡大会、全国消防技術競演大会運営 	<p style="text-align: center;">《現場隊員の保健安全及び処遇改善》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防病院の建設 ・ 「訪れる相談室」運営 ・ 心の健康相談・検査・治療費の支援 ・ 現場隊員の PTSD 治療プログラム運営 ・ 殉職消防公務員及び遺族礼遇支援



核心政策投資財源の用意

行 政 革 新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先順位・実所要等による事業構造再編 ・ 類似、重複事業の整理 ・ 一時的、慣行的支出の正常化 ・ 中央・地方の役割分担に従った補助率調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行が不振な事業の縮減 ・ 予算の移用・転用を例年行う事業の調整 (移用：政策事業間の予算の相互融通。 転用：政策事業内の単位事業間の予算の変更使用) ・ 国庫補助事業の厳正な管理 ・ 公共部門の経費節減
------------------	--	---

4. 今後必要とされる財政支出の増加

○ 全国消防ヘリコプター統合管理運用支援

・ 消防ヘリコプター統合出動体系運用、統合整備室構築及び模擬飛行装置導入

2025年：131億ウォン → 2026年 298億ウォン → 2027年：85億ウォン → 2028年：96億ウォン → 2029年：107億ウォン)

(場所) 忠清北道清州(チョンジュ)市(チョンジュ空港隣接)

(建設期間) 2023年～2026年 建設費 362億ウォン

(延面積) 7,179 m²、地上3階地下1階

- 優秀消防装備拡散基盤造成
 - ・ 新種災難に備えた高性能・先端装備の基本規格開発
2025年：50億ウォン → 2026年：188億ウォン → 2027年：189億ウォン → 2028年：180億ウォン → 2029年：180億ウォン)

- 消防情報システム構築
 - ・ 中央と市・道の消防、有権機関との有機的協力対応のための情報システム開発及び高度化
2025年：133億ウォン → 2026年：200億ウォン → 2027年：845億ウォン → 2028年：615億ウォン → 2029年：660億ウォン)

- 国立消防病院運営
 - ・ 消防公務員の傷病の治療、リハビリ及び体系的な健康管理のための先端医療機関の運営
2025年：624億ウォン → 2026年：670億ウォン → 2027年：925億ウォン → 2028年：1,192億ウォン → 2029年：1,351億ウォン)
(場所) 忠清北道陰城(ウムソン)郡
(建設期間) 2020年～2025年 建設費 1,359億ウォン
(延面積) 39,443 m²、302病床

- 消防教育訓練運用
 - ・ 教育訓練施設の改善、拡充、教材改訂・増補、老朽教育訓練装備の更新
2025年：34億ウォン → 2026年：92億ウォン → 2027年：46億ウォン → 2028年：56億ウォン → 2029年：42億ウォン)

- 国立消防博物館建設
 - ・ 消防の歴史、間接体験を通じた生活の中の安全文化生態系造成
〔建設〕 2024年以前：253億ウォン → 2025年：82億ウォン → 2026年：86億ウォン)
(場所) 京畿道光明(カンミョンン)市
(建設期間) 2021年～2026年 建設費 407億ウォン
(延面積) 4,772 m²
〔維持〕 2026年：39億ウォン → 2027年：48億ウォン → 2028年：48億ウォン → 2029年：48億ウォン)

- 119 総合状況管理
 - ・ 災難の通報受付段階から現場対応、有権機関共同対応基盤強化
2025年：1億ウォン → 2026年：26億ウォン → 2027年：20億ウォン → 2028年：22億ウォン → 2029年：22億ウォン)

- 現場対応安全強化及び災難対応技術等の研究開発
 - ・ AI等の先端技術を基盤とした現場活動の安全性や対応力向上のための技術開発

- ・リチウム消火薬剤、高機能消火弾、現場探索ロボット等の開発
2025年：305億ウォン → 2026年：483億ウォン → 2027年：527億ウォン → 2028年：361億ウォン → 2029年：243億ウォン)
- 国立消防研究院運営
 - ・消防政策の開発研究、補助人力の運営、現場安全事故の分析・予防対策を備える
2025年：13億ウォン → 2026年：37億ウォン → 2027年：115億ウォン → 2028年：90億ウォン → 2029年：96億ウォン)
- 消防公務員保健安全支援
 - ・現場隊員の身体・精神の健康の増進を通じた優秀な消防力確保及び組織活力の向上
2025年：47億ウォン → 2026年：73億ウォン → 2027年：84億ウォン → 2028年：94億ウォン → 2029年：99億ウォン)

(5) 地方消防予算

地方の消防（18の消防本部：ソウル特別市消防災難本部、釜山広域市消防本部、大邱広域市消防本部、仁川広域市消防本部、光州広域市消防安全本部、大田広域市消防本部、蔚山広域市消防本部、世宗特別自治市消防本部、京畿道消防災難本部、京畿道北部消防災難本部、江原道消防本部、忠清北道消防本部、忠清南道消防本部、全羅北道消防本部、全羅南道消防本部、慶尚北道消防本部、慶尚南道消防本部、済州特別自治道消防安全本部、昌原特例市消防安全本部）の2025年歳出予算（当初）は、次ページの表のとおりである（「2025年消防庁統計年報」p43）。

(単位：百万ウォン)

市・道	合計	政策事業費			行政運営経費				財務 活動費
		小計	事業費	予備費	小計	人力運営経費		基本 経費	
						消防 公務員	消防外 人件費		
計	8,147,834	1,667,906	1,664,818	3,088	6,432,707	6,117,295	94,000	221,412	47,221
ソウル	1,011,548	197,383	196,318	1,065	809,608	757,320	22,967	29,321	4,557
釜山	464,083	76,531	76,412	119	387,552	370,839	9,164	7,549	—
大邱	379,100	79,146	78,846	300	299,399	286,994	5,392	7,013	555
仁川	451,776	110,383	110,221	162	341,393	321,001	5,605	14,787	—
光州	217,523	44,145	43,945	200	173,078	167,670	3,190	2,218	300
大田	216,539	39,894	39,894	—	175,691	166,228	7,310	2,153	954
蔚山	197,507	53,465	53,365	100	143,034	136,780	3,496	2,758	1,008
世宗	72,022	16,614	16,614	—	55,408	53,668	—	1,740	—
京畿	1,477,701	276,702	276,702	—	1,161,946	1,070,730	21,724	69,492	39,053
江原	462,566	79,335	79,314	21	383,231	377,099	125	6,007	—
忠北	329,704	78,663	78,663	—	250,747	243,786	1,853	5,108	294
忠南	467,800	111,102	110,910	192	356,698	342,934	2,541	11,223	—
全北	406,703	89,697	89,356	341	317,006	312,439	594	3,973	—
全南	522,320	80,149	80,049	100	442,171	414,474	2,459	25,238	—
慶北	663,376	157,814	157,814	—	505,562	486,615	2,944	16,003	—
慶南	510,237	100,275	100,075	200	409,962	394,141	3,823	11,998	—
済州	155,153	38,107	37,871	236	116,546	114,719	—	1,827	500
昌原	142,176	38,501	38,449	52	103,675	99,858	813	3,004	—

*表中の「京畿」は、京畿道消防災難本部、京畿道北部消防災難本部を合わせたもの

*昌原は、基礎自治体である特例市(2020年12月の地方自治法改正により設けられた大都市制度(同法第198条第2項)に基づき2022年1月に指定された人口100万人以上の大都市)の一つであるが、昌原特例市については消防本部の設置も認められている。

Ⅲ 韓国の消防組織

1. 消防組織の体系

韓国の消防組織の体系は、従来、法令や制度運用等の政策業務を中心的に担う国家機関である消防防災庁（組織改編により国民安全処、消防庁）と、業務の執行や現場対応を担当する広域自治団体（ソウル特別市、広域市、世宗特別自治市、道、済州特別自治道。これらの地方自治団体は、地方自治法上「市・道」と称され（地方自治法第3条第2項）、この呼称は消防防災関連法令においても同様である。）の消防本部に二元化されていた。

しかし、近年における韓国の消防の体制については、下記（1）及び（2）に記すように、独立性を高めた消防庁の発足と全ての消防公務員の国家公務員への一元化という大きな改革が行われ、消防業務、大災害等の現場での救助活動等に対する国家そして国家機関である消防庁の役割の大幅な拡大が図られた。そして、消防組織も、下記（3）に記すように市・道の消防本部が維持される等の状況ではあるものの、国及び地方の消防組織の一体的運用が大幅に進み（大型災害発生時における消防庁長による市・道消防本部と消防署の指揮統率、消防ヘリコプターの統合的運用等）、国家+広域消防体制から国家消防体制に転換したとされる。

（1）独立性を高めた消防庁の発足（2017年7月26日）

中央政府における消防組織は、長らく民防衛担当部や内務部の一部局であった。しかし、1990年代中頃以降繰り返し起きた大型災害（大邱地下鉄火災等）を契機に、各種災害に対する予防・対応及び復旧機能を強化し、効率的な安全管理体系を構築するために、2004年6月の「政府組織法」改正により、行政自治部民防衛災難統制本部を改編して行政自治部長官所属下に「消防防災庁」が新設された（庁長1人と次長1人を置き、庁長は政務職または消防公務員とし、次長は消防公務員または別定職国家公務員とする旨規定されていた。）。

その後、2014年4月16日に発生したセウォル号沈没事故により、韓国の災害管理システムの問題点について改めて論議が引き起こされ、この結果2014年11月に「政府組織法」が改正されて国務総理の所属下で「国民安全処」が設立され、消防防災庁は「国民安全処中央消防本部」となった。これは、

- ・安全行政部の災害安全総括・調整、消防防災庁の消防・防災、海洋警察庁の海洋警備・安全・汚染防除及び海上で発生した事件の捜査機能などを「国民安全処」に移管して統合
- ・安全行政部は行政自治部に名称を変更、消防防災庁及び海洋警察庁は廃止
- ・国民安全処に、消防事務を担当する本部長と、海洋警備・安全・汚染防除及び海上で発生した事件の捜査に関する事務を担当する本部長をそれぞれ置く。消防の本部長（中央消防本部長（消防総監。消防公務員を補する。）は次官級

というものであった（2014年11月19日「政府組織法一部改正」の「制定・改正理由」の「主要内容」より）。

そして、2017年にムン・ジェイン政権発足以降消防組織の独立性の論議が高まり、安全・災

難分野の有機的連携と現場機関の専門能力を強化するために国家安全管理体系を再調整する（2017年7月26日の「政府組織法一部改正」の「改正理由」より引用）ため、2017年7月の政府組織法改正により、行政安全部の外庁として「消防庁」が新設された。これは、

- ・国家災難に対する対応能力を強化し、安全に対する国家と地方自治体間の有機的連携ができるように国民安全処と行政自治部を統合して行政安全部を新設し、新設される行政安全部に災難及び安全管理を専担する災難安全管理本部を設置する（政府組織法第34条第1項、第3項）。
- ・消防政策や救助救急など消防に対する現場対応力量を強化するため、新設された行政安全部長官所属で消防庁を新設する（庁長1人と次長1人を置き、庁長及び次長は消防公務員を補する旨規定されている。）（同法第34条第7項、第8項）。
- ・海洋警察の役割を再確立して海洋安全を確保し、海洋主権守護力量を強化するために、海洋水産部長官所属で海洋警察庁を新設する（同法第43条第2項）。

というものである（2017年7月26日「政府組織法一部改正」の「制定・改正理由」の「主要内容」より）。消防庁の新設の意義は、韓国の消防組織の歴史において初めて独立した庁単位の機構が設立されたという点にあるとされる（「消防行政学概論」（2020年8月第4版 著者：ヤン・キグン他）p60）。

なお、2025年2月に行った韓国消防庁訪問調査において、韓国政府の消防組織の変遷について、担当課より次のような説明があった。

① 2004年以降現在まで数次にわたる組織改編があったが現在の消防庁として定着した。組織としての主要な変化は次のようなものである。

ア. 2004年～2014年：消防防災庁（行政自治部外庁）

この時期には、消防及び防災業務が統合的に運用され、災難予防及び対応に対する責任は消防防災庁に集中していた。

イ. 2014年：国民安全処中央消防本部に改編

セウォル号惨事を契機に国民安全処が新設された。消防防災庁は解体され、消防機能は国民安全処傘下の中央消防本部に再編された。この過程において、消防組織はより広範囲な災難管理体系に編入され、災難対応の効率性低下及び第一線の消防組織と乖離するという問題が生じた。

ウ. 2017年～現在：消防庁新設（行政安全部外庁）

国民安全処が解体され、消防組織は独立性を確保して消防庁として改編された。消防庁は独立した外庁として消防政策樹立と全国の消防組織の運用を総括している。

② 2014年の国民安全処の体系は行政的統合を目標としたものであるが、災難対応の専門性と迅速性が低下するという問題が生じた。これにより、消防組織独立の必要性の議論が高まり、2017年に消防庁が独立機関として設立された。中央政府における統合的災難対応と地域の消防組織の調整を強化するという方向で改編が行われた。

(2) 消防公務員の国家公務員への一元化 (2020年4月1日)

韓国における地方の消防組織は1992年1月に広域消防体系(広域自治体である市・道が消防を担う体制)に転換され、消防本部長と消防学校長(これらの職員は国家公務員)以外の地方の消防職員は市・道の地方公務員の身分になり、併せて、消防事務は地方事務化された。

*1992年1月以前(1971年~1974年)は基礎自治団体である市・郡・区が消防を担っていた。更にそれ以前(1948年~1970年)は、消防は警察組織の一部で職員は国家公務員であった(前述I 2.(1)参照)。

それ以降、消防公務員は、消防庁の消防公務員(及び市・道の消防本部長と消防学校長)は国家公務員、市・道の消防公務員は地方公務員という二元化の状態が続いていたが、「国家公務員に一元化しつつ、不足する消防人力を拡充し、消防公務員の待遇を改善することが国家課題であった。これにより2017年10月26日の大統領と市・道知事の懇談会において消防公務員の国家職転換推進に対する基本方向が発表され……(中略)……国家職転換に必要な法律は、2018年8月から国会の行政安全委員会の法案審査小委員会において審査が開始され2019年6月25日に議決、翌26日に法案は与野党間での意見再調整のため行政安全委員会の安全調整委員会に上程され同年9月23日に与野党の合議により議決された。法案は同年10月22日に国会の行政安全委員会の全体会議を、11月13日には国会の法制司法委員会を通過し、2019年11月19日に国会本会議において最終議決された(「소방행정학(消防行政学)」2024年6月第2版 著者:김상철(キム・サンチョル) p195)。

消防公務員の国家公務員一元化に関して6つの法律の改正・制定(消防公務員法改正、消防基本法改正、地方公務員法改正、地方自治体に置く国家公務員の定員に関する法律改正、地方交付税改正、消防財政支援及び市・道消防特別会計設置法制定)が行われ、2020年4月1日に施行された。国家公務員一元化関連6法改正・制定のうち、主なものの要旨は次のとおりである。

① 消防公務員法改正

- ・消防公務員を国家消防公務員に一元化し、地方消防公務員はすべて国家消防公務員に転換する。
- ・市・道所属消防公務員の任用権を市・道知事に委任できるようにする。

② 消防基本法改正

- ・市・道知事直属で消防本部を置く。
- ・国家レベルで火災予防を強化し、各種災害に効果的に対応するため、消防庁長が大型災難対応等必要な場合には市・道消防本部長及び消防署長を指揮・監督する権限を付与する。

③ 消防財政支援及び市・道消防特別会計設置法制定

- ・従来市・道の条例でそれぞれ異なる運営を行ってきた消防特別会計を法律に格上げし、地方消防財政を安定的に運営できるようにする。

④ 地方交付税法改正

- ・地方自治体の消防人材の運用、安全施設の拡充、安全管理の強化等のため、消防安全交付税率を既存のタバコに賦課する個別消費税総額の 20%から 2020 年には 45%に引き上げ、不足する消防人材の拡充のための人件費としても使用できるようにする。

《一元化される以前の身分等》

【身分】 a. 消防防災庁、中央消防本部、消防庁の消防公務員 = 国家公務員

b. 市・道消防本部消防公務員（本部長等を除く） = 地方公務員

【任用】 a. 消防領以上の国家公務員 = 大統領が行う（行政安全部長官、国民安全処長官の提請により国務総理を経由）。

b. 消防警以下の国家公務員 = 消防防災庁長、国民安全処長官が行う。

c. 市・道の地方消防公務員 = 市・道知事が行う。

《一元化後の身分等》

【身分】 a. 中央消防本部消防公務員 = 国家公務員

b. 市・道消防本部消防公務員 = 国家公務員

【任用】 a. 消防総監 = 大統領が行う。

b. 消防令以上 = 大統領が行う（消防庁長の提請により国務総理を経由）。但し、消防令以上消防准監以下の転補、休職、職位解除、降等、停職、復職については消防庁長が行う。

c. 消防警以下 = 消防庁長が行う。

d. 但し、市・道の消防公務員については、大統領、消防庁長の権限の一部を市・道知事に、また、中央消防学校と中央 119 救助本部の消防公務員については、大統領、消防庁長の権限の一部をそれぞれの機関の長に委任

なお、2025 年 2 月に行った韓国消防庁訪問調査において、国家公務員一元化について、担当課より次のような説明があった。

① 従来、市・道の消防公務員は地方公務員の身分であったが、各市・道の消防本部において独立的に運用され、地域間の人力及び予算の差異が生じて地域ごとの消防サービスの格差問題が深刻となっていた。2017 年には消防庁が独立機関として設立されたが、先に述べた状況から、消防公務員の国家職への転換の論議が本格化した。そして 2019 年に国会で関連法案が通過し、2020 年 4 月 1 日から全国の消防公務員の身分が国家職に一元化された。

② 財政支援（消防安全交付税、各種基金等）が国において行われ、地域間の人力、予算の格差が緩和され、また、中央政府の指揮・命令体系が強化され国家的災難対応が円滑となった。更に、消防公務員の待遇及び福祉が改善された（公安職水準への報酬向上、各種手当引上げ、国立消防病院設立、消防身心修練院設立等）。なお、市・道所属消防組織の運営構造は維持されている。

③ 地方自治法においては、消防業務は、依然として市・道の自治事務と明示されている。また、国家公務員化以後においても市・道単位の消防組織及び施設は従来通り維持されているが、一部の財政支援及び施策調整は中央政府が担当している。災難対応の側面においては消

防動員令の発令等大規模消防力の動員は以前よりはるかに容易となった。財政運営の側面では 2021 年から市・道に消防特別会計が設置・運営され、国庫補助金、消防安全交付税等を通じ財源の支援を行っている。

(3) 国家公務員一元化後の消防行政体系

上記のように消防公務員は国家公務員に一元化されたが、

- a. 市・道消防本部は維持される（基本的には、消防庁が法令・制度の運用等の政策業務を、市・道消防本部が現場対応を担う。）。
- b. 市・道の消防本部は市・道知事直属で知事の指揮監督下にある（大型の災難発生時には消防庁長が市・道消防本部と消防署を指揮統率する。）。
- c. 市・道の財政、消防職員人事について、市・道知事が一部の権限を保有
- d. 地方の消防官署等は市・道が所有

等の状況から、「消防公務員の身分は政府の国家職であり、消防庁は独立外庁として新設されたが……（中略）……完全な国家消防体制ということはできない。今後徐々に改善されていくべき部分であると考えられる。」という見解がある（「消防行政学概論」（2020 年 8 月第 4 版 著者：ヤン・キグン他）p60）。

*韓国の地方自治法は、消防に関する事務を市・道の自治事務に例示しており（第 9 条第 2 項）、消防に関する個別法においては、国家事務、自治事務、共同事務が混在していると考えられている。

(4) 国家災難管理体制における消防組織の役割

消防組織は、国家の災難管理全体の中において中心的役割を担う機関でもある。「災難及び安全管理基本法」（2004 年 3 月 11 日制定）は、自然災難、人為災難、社会的災難の 3 つの種類を包括する防災の基本法であるが、同法に基づく活動、特に中央及び地域の緊急救助統制団として様々な災害の現場における中心的な実働部隊として活動するのは消防組織である。「災難及び安全管理基本法」及び同法に関連した消防組織の役割等については後述する（Ⅷ 災難管理制度）。

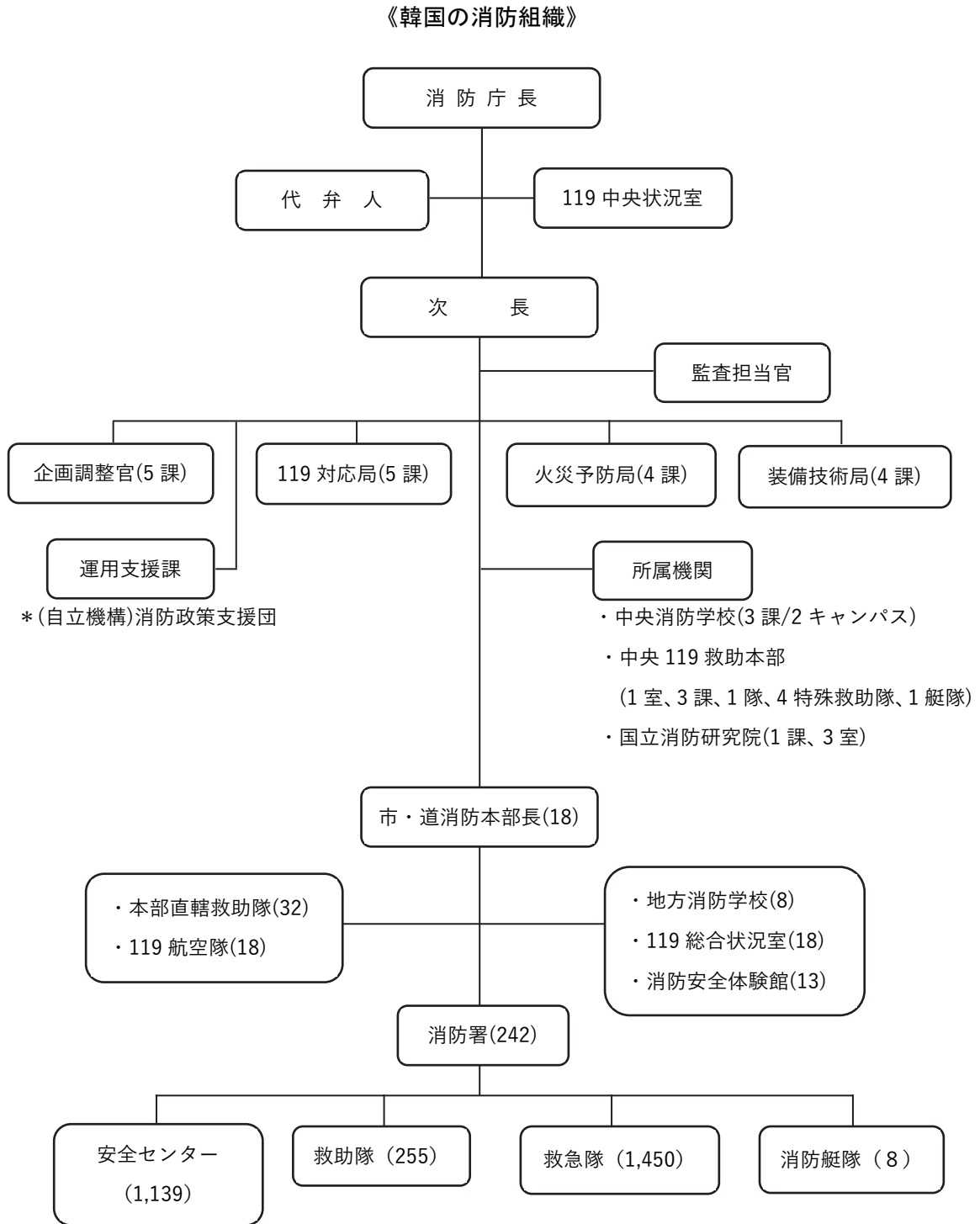
2. 消防組織の機構及び定員

消防組織の機構・定員は次のとおりである（「2025年消防庁主要業務推進計画」より）。

(1) 機構

中央（消防庁）：1官、3局、26課、3所属機関

市・道：18消防本部、242消防署



(2) 職員数 (定員)

中央 (消防庁) : 898 人 (本庁 280 人、所属機関 618 人)

市・道 : 66,156 人

(単位 : 人 2024.12.31 基準)

	総計	消防職計	消防総監	消防正監	消防監	消防准監	消防正	消防領	消防警	消防尉	消防長	消防校	消防士	一般職等
計	67,054	66,795	1	4	16	32	398	1,795	4,870	6,039	9,736	16,523	26,975	259
中央	898	721	1	1	6	7	30	88	114	155	115	114	90	177
市・道	66,156	66,074	-	3	10	25	368	1,837	4,818	6,011	9,706	16,411	26,885	82

* 義勇消防隊 : 18 の市・道連合会/全国の邑・面・洞単位に 4,040 隊 (98,301 人)

* 「2025 年消防庁主要業務推進計画」 p1

なお、階級と職務の対応について、消防庁ホームページには次のように記載されている。

- ・ 消防総監 = 消防公務員の首長 消防庁長
 - ・ 消防正監 = ソウル、釜山、京義消防本部長 消防庁次長
 - ・ 消防監 = 市・道消防本部長 消防庁局長
 - ・ 消防准監 = 市・道消防本部長 消防庁課長
 - ・ 消防正 = 消防庁課長級 消防署長
 - ・ 消防領 = 消防庁係長級 消防署課長
 - ・ 消防警 = 119 安全センター長 消防署係長
 - ・ 消防尉 = 119 安全センターチーム長 消防署内勤実務者
 - ・ 消防長
 - ・ 消防校
 - ・ 消防士
- } 一線消防署 119 安全センターと救助・救急隊で国民安全に対する最も密接な任務を遂行

消防職員数の変遷は下表のとおりである。直近 10 年の間に 65% 程増加しており、消防に係る行政需要の増加が反映している。

《消防職員数の変遷》

(単位 : 人)

年度別	合計	消防総監	消防正監	消防監	消防准監	消防正	消防領	消防警	消防尉	消防長	消防校	消防士	
2014 年	国家職	483	1	3	9	17	25	56	82	90	69	73	58
	地方職	39,923	-	-	-	18	265	974	2,589	2,693	5,382	11,296	16,258
2015 年	国家職	538	1	3	9	17	26	60	88	98	80	88	68
	地方職	42,069	-	-	-	16	278	1,108	2,780	3,080	6,404	11,531	16,989
2016 年	国家職	538	1	3	9	17	26	60	88	98	80	88	68
	地方職	43,583	-	-	-	17	283	1,064	2,971	3,048	6,255	11,919	18,026

2017年	国家職	585	1	3	10	17	28	74	91	115	88	90	68
	地方職	47,457	—	—	—	18	295	1,139	3,287	3,435	6,760	12,711	19,812
2018年	国家職	630	1	4	11	15	28	76	97	121	101	96	80
	地方職	51,149	—	—	—	18	300	1,216	3,557	3,834	7,384	13,565	21,275
2019年	国家職	665	1	4	11	15	29	80	101	135	108	99	82
	地方職	55,964	—	—	—	19	311	1,312	3,898	4,432	8,027	14,427	23,538
2020年	国家職(中央)	654	1	1	5	6	26	80	101	139	110	101	84
	国家職(市・道)	60,340	—	3	6	28	322	1,396	4,138	4,983	8,674	15,251	25,539
2021年	国家職(中央)	689	1	1	6	7	29	89	109	149	111	103	84
	国家職(市・道)	64,079	—	3	6	29	337	1,519	4,379	5,452	9,260	16,071	27,023
2022年	国家職(中央)	699	1	1	6	7	29	89	110	149	111	108	88
	国家職(市・道)	65,960	—	3	6	29	348	1,600	4,631	5,705	9,567	16,476	27,595
2023年	国家職(中央)	713	1	1	6	7	30	92	117	144	111	114	90
	国家職(市・道)	66,084	—	3	6	29	360	1,713	4,756	5,888	9,644	16,429	27,256
2024年	国家職(中央)	728	1	1	6	7	31	95	122	147	114	114	90
	国家職(市・道)	66,074	—	3	10	25	368	1,850	4,830	6,069	9,709	16,411	26,799

* 「2025年消防庁統計年報」p30より

なお、韓国の全公務員の定数は下表のとおりである（2025年6月30日基準）。行政部所属公務員についてみると、全体で約114万6千人（内国家公務員約75万1千人、地方公務員39万5千人）、このうち消防職員は約6万7千人であり、5.8%を占めている。

（単位：人）

		行政部					行政部外(憲法機関)	
		計	一般	教育	消防職	警察職		
計		1,145,631	574,836	360,547	66,891	143,357	計	25,916
国家職		750,987	181,034	359,868	66,891	143,194	立法部	4,212
地方職	計	394,644	393,802	679	0	163	司法部	18,366
	地方自治	317,665	316,823	679	0	163	憲法裁判所	356
	教育自治	76,979	76,979	0	0	0	選挙管理委員会	2,982

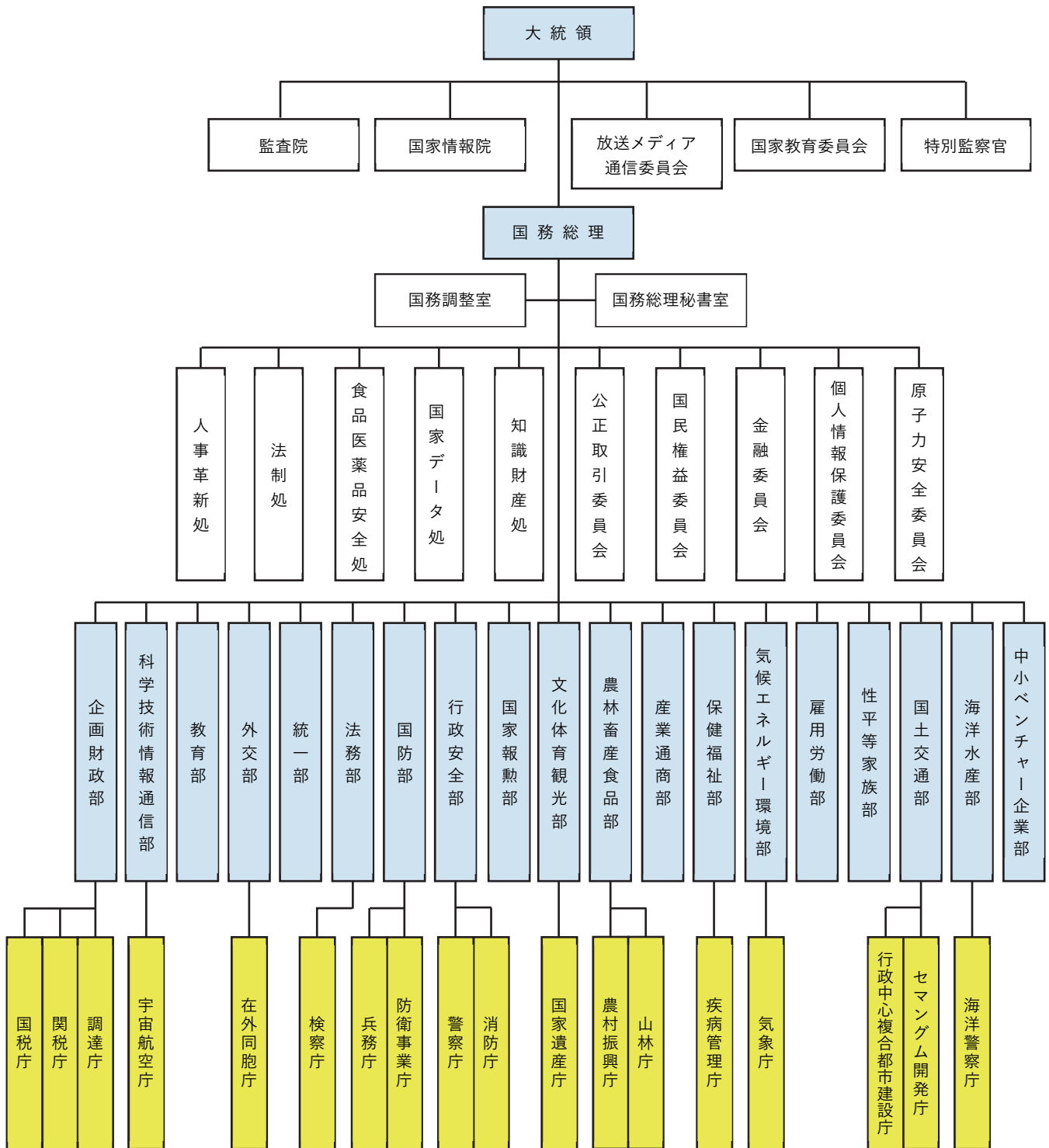
* 行政安全部政府組織管理情報システムのホームページより

3. 消防庁

韓国政府組織の全体図は次のとおりであり、消防庁は、警察庁と並んで行政安全部の外庁として位置づけられている（行政安全部政府組織管理情報システムのホームページより）。

《政府機構図》

2025年6月30日基準



* 行政安全部政府組織管理情報システムのホームページより（大統領秘書室等一部の機関を省略）

(1) 消防庁の設立根拠

消防庁は、前記1.(1)で記述した経緯により行政安全部の外庁として設置されており、政府組織法は次のような規定を置いている。

【政府組織法第37条（行政安全部）】

第1項 行政安全部長官は、(中略)安全及び災難に関する政策の樹立・総括・調整、非常対備、民防衛及び防災に関する事務を管掌する。

第3項 行政安全部に災害安全管理事務を担当する本部長1人を置き、本部長は政務職とする。

第7項 消防に関する事務を管掌するため、行政安全部長官所属で消防庁を置く。

第8項 消防庁に庁長1人と次長1人を置き、庁長及び次長は消防公務員を補する。

(2) 消防庁主要業務

消防庁の主要業務として、同庁ホームページには次の6項目が掲げられている。

① 消防政策の樹立と調整

- ・消防業務総合計画の策定、消防力基準の設定及び運営
- ・消防公務員人事・教育訓練、福祉及び賞勲制度企画・運営
- ・地方消防官署の設置及び地方消防行政に対する指導・監督

② 火災予防及び消防施設関連制度の運営

- ・火災予防、消防施設設置・維持及び安全管理法令の制定・改正
- ・国家火災安全基準の運営、多重利用業所・超高層建物の安全管理
- ・消防対象物火災予防対策の策定及び消防特別調査

③ 火災鎮圧及び火災調査技術開発

- ・火災鎮圧技術の開発・普及、火災警戒及び鎮圧訓練指導
- ・火災原因調査・分析・鑑識及び消防特別司法警察の管理運営
- ・危険物安全管理及び石油化学団地事故予防対策の樹立

④ 緊急救助力量の強化及び救助・救急政策の企画・調整

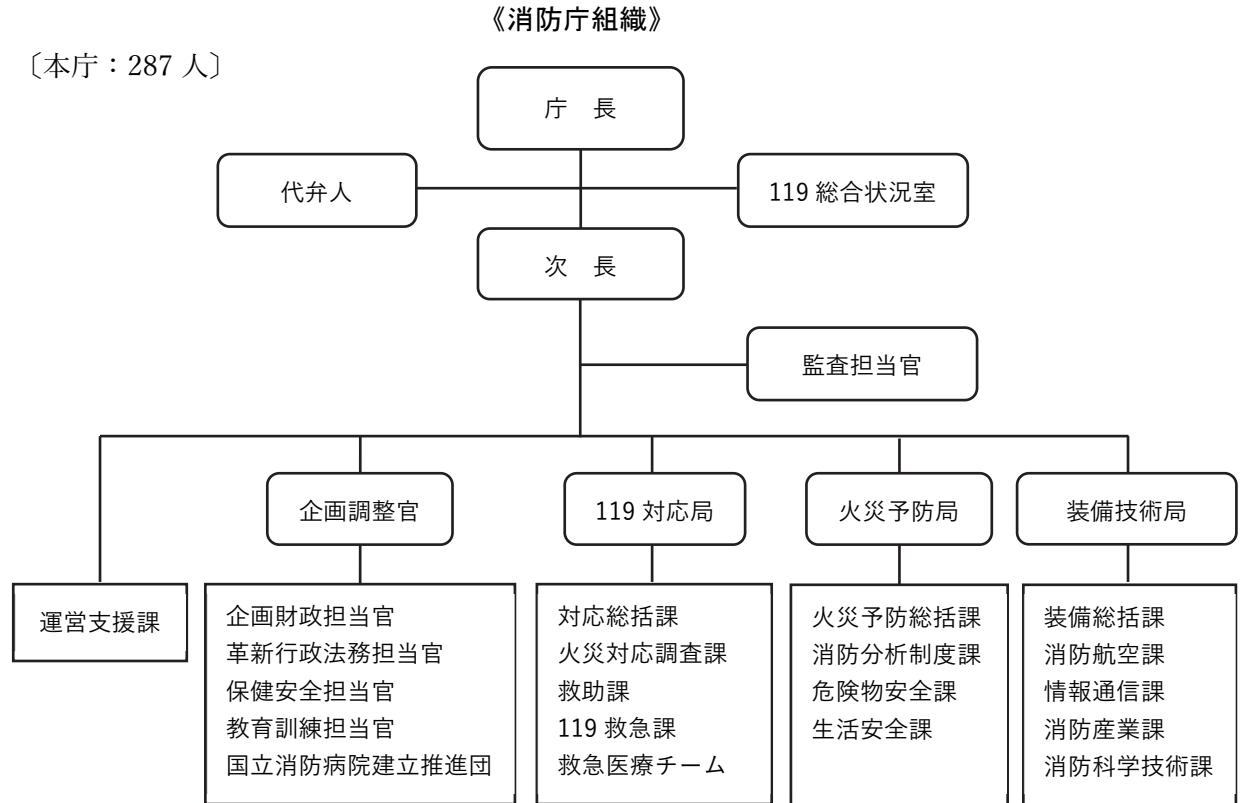
- ・救助・救急制度運営及び政策企画・調整
- ・緊急救助力量の強化及び統合的対応体系の構築
- ・救助・救急隊員教育・訓練、応急患者対象医療指導・相談

⑤ 消防産業振興及び国民生活安全基盤強化

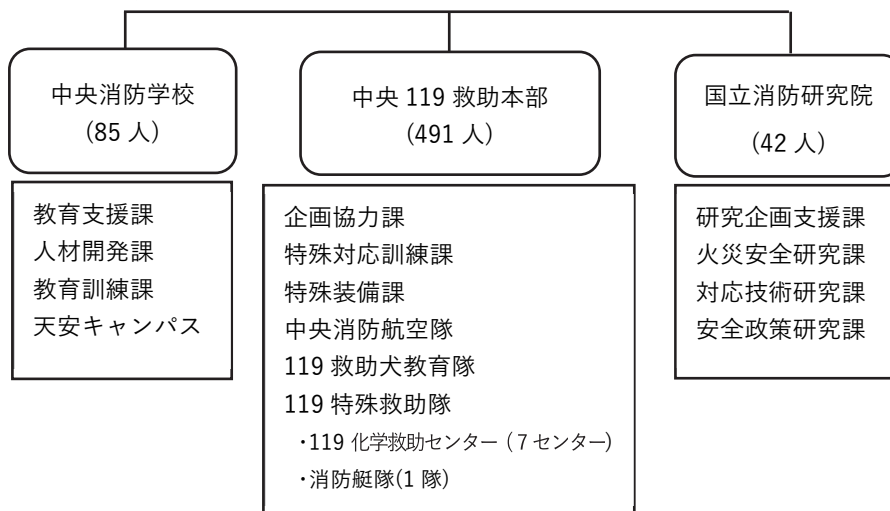
- ・消防施設業及び消防技術者指導・管理
- ・消防産業振興政策の開発及び消防用品型式承認
- ・生活安全事故防止・対応、対国民消防安全教育・広報

- ⑥ 消防装備普及及び航空救助救急政策の開発
- ・消防装備関連制度の制定・改正及び管理体系の高度化
 - ・消防装備の標準化及び消防情報通信体系の構築
 - ・航空救助・救急政策の開発と災難現場ヘリコプターの統合運営

(3) 組織・体制



〔所属機関：618人〕



* 「2025年消防庁統計年報」p15、p31及び消防庁ホームページより

消防庁は、本庁及び3つの所属機関（中央消防学校、中央119救助本部、国立消防研究所）があり（前ページ《消防庁組織図》）、職員数は2024年末時点で本庁に287人（消防職242人、一般職45人）、所属機関に618人（消防職486人、一般職132人）で計905人（消防職728人、一般職177人）である（消防庁2025年統計年報p31）。

（4）本庁各局等の所掌業務

本庁各局等の所掌業務は下記のとおりである（「消防庁とその所属機関職制」（大統領令第35765号）第7条～第12条の2）。

① 代弁人（消防准監を補する）

- ・主要政策に対する対国民広報計画の樹立・調整及び協議・支援
- ・メディア報道内容に対する確認及び訂正報道等に関する事項
- ・オンラインスポークスマンの指定・運営などソーシャルメディアとの政策・疎通総括・点検及び評価
- ・庁内業務の対外発表事項管理及びブリーフィング支援に関する事項

② 119 総合状況室長（消防准監を補する）

- ・火災鎮圧・救助・救急等が必要な災難・災害、その他の状況（消防災難等）の管理・調整に関する事項
- ・消防災難等の接受・処理・伝達及び報告等初動措置
- ・国内外消防災難等の情報収集・分析及び伝達
- ・消防災難等の進行状況の把握・伝達及び処理
- ・消防災難等による被害現況、救助及び支援活動等の把握・記録・統計管理及び情報分析
- ・市・道消防本部の119総合状況室の出動状況管理及び運営・指導・監督に関する事項
- ・中央119救急状況管理センターの設置・運営に関する事項
- ・航空運航管制に関する事項
- ・陸上での航空機事故捜索救助の状況管理に関する事項
- ・中央119救助本部の出動指令・管制に関する事項

③ 企画調整官（消防監を補する）

- ・各種政策、計画、主要業務計画の樹立・調整及び総括
- ・各種指示事項及び国政課題の管理
- ・予算の編成及び執行の調整
- ・国会及び政党関連の協調業務の総括・調整
- ・消防関連分野の国際協力業務の総括・支援
- ・行政管理業務の総括・調整及び組織文化の改善に関する事項
- ・庁内政府革新関連課題の発掘・選定、推進状況の確認・点検及び管理
- ・組織診断及び評価を通じた組織及び定員の管理
- ・成果管理及び成果評価業務に関する事項
- ・民願管理業務の総括・支援

- ・所管法制業務及び行政審判・行政訴訟業務の総括
- ・規制審査及び改善に関する事項
- ・消防力基準の管理・研究及び改善
- ・消防公務員服務制度の改善に関する事項
- ・地方消防官署の設置及び地方消防行政に対する指導・監督に関する事項
- ・消防公務員の保健安全・福祉増進等に関する事項
- ・消防公務員の服制等に関する事項
- ・消防公務員教育訓練政策の企画・調整及び総括
- ・消防公務員教育訓練の内容・方法・成果等評価及び制度改善に関する事項
- ・消防公務員採用・昇進試験及び所属公務員採用試験に関する事項
- ・消防公務員採用・昇進試験等制度の改善に関する事項
- ・中央消防学校及び国立消防研究院の業務の運営支援に関する事項

④ 監査担当官（監査担当官は消防正を補する）

- ・消防庁とその所属機関及び傘下団体に対する監査に関する事項
- ・所属公務員の財産登録・贈り物申告及び就業制限に関する事項
- ・腐敗防止総合対策の樹立・施行と陳情民願及び公職綱紀に関する事項
- ・市・道消防本部長、防署長等の現場指揮・対応実態の点検及び指導・監督
- ・緊急救助統制団の運営実態点検及び指導・監督
- ・その他庁長及び次長が監査に関して指示した事項の処理

⑤ 運営支援課（運営支援課長は消防准監を補する）

- ・保安及び官印・官印台帳の管理
- ・記録物の管理・保存及び記録館運営
- ・情報公開制度の運営及び管理
- ・所属公務員の服務・給与及び福利厚生
- ・所属公務員の任用等人事運営に関する事項
- ・国と地方自治体間の消防公務員人事交流の協議・調整に関する事項
- ・消防公務員の任用及び賞勲等の制度改善に関する事項
- ・所属公務員の懲戒に関する事項
- ・国有財産・物品の管理及び物品・用役の購入・調達
- ・資金の運用・会計及び決算
- ・国家緊急事態に備えた計画の樹立・調整及び政府非常訓練に関する事項
- ・職場予備軍及び民防衛隊の運営・管理
- ・各種行事等の後援名称の使用に関する事項
- ・義務消防隊及び消防官署に勤務する社会服務要員の運営に関する事項
- ・消防の日の行事等消防に関連する主要行事の運営に関する事項
- ・庁内の重大災害に関連する安全・保健に関する業務の総括・管理
- ・その他庁内の他の部署の主管に属さない事項

⑥ 119 対応局（局長は消防監を補する）

- ・救助・救急に関する制度運営及び関連政策の企画・調整
- ・救助・救急基本計画、緊急救助対応計画等の樹立・施行
- ・全国消防力動員等に関する事項
- ・中央緊急救助統制団の構成・運営及び地域緊急救助統制団の支援に関する事項
- ・緊急救助機関及び応急医療機関の支援・協調体系の構築に関する事項
- ・緊急救助活動及び対テロ人命救助・救急活動対策に関する事項
- ・各種主要行事の消防安全対策に関する事項
- ・119 国際救助隊の編成・運営及び探索・救助に関連する国際機構との協力に関する事項
- ・中央 119 救助本部の業務の運営支援に関する事項
- ・市・道消防本部の救助・救急活動の評価に関する事項
- ・救助・救急隊員等の教育・訓練に関する事項
- ・緊急救助支援機関の緊急救助活動・能力の評価に関する事項
- ・水難及び山岳救助に関する事項
- ・応急患者に対する案内・相談及び指導に関する事項
- ・応急患者を移送中である者に対する応急処置の指導及び移送病院の案内に関する事項
- ・市・道 119 救急状況管理センターの設置・運営等に関する事項
- ・119 救急移送関連情報網の設置・運営等に関する事項
- ・119 で受け付けた生活安全・危険除去等の消防支援活動に関する事項
- ・緊急救助のための個人位置情報の利用に関する事項
- ・中央緊急救助統制団情報支援及び状況報告に関する事項
- ・火災の警戒及び鎮火訓練指導に関する事項
- ・火災鎮圧技術の開発・普及に関する事項
- ・消防用水施設設置基準の運営に関する事項
- ・火災原因の調査、分析、鑑識及び記録維持
- ・火災調査専門資格制度の管理・運営
- ・消防分野特別司法警察管理の運営
- ・石油化学団地事故対応に関する事項
- ・火災統計分析及び年鑑発行
- ・義勇消防隊の運営に関する事項

⑦ 火災予防局（局長は消防監を補する）

- ・火災予防、消防施設の設置・維持及び安全管理に関する事項
- ・多重利用業所の安全管理に関する事項
- ・消防対象物等に対する火災安全政策及び予防対策の樹立・運営に関する事項
- ・火災安全基準の運営に関する事項
- ・消防施設管理士制度の運営に関する事項
- ・超高層建築物及び地下連携複合建築物に対する災難管理
- ・消防施設等の自主点検制度の運営に関する事項

- ・火災賠償責任保険義務加入等に関する事項
- ・石油化学団地と危険物施設の事故予防のための安全管理計画の樹立・施行に関する事項
- ・危険物の安全管理及び分類・標識基準等に関する事項
- ・危険物の流通実態分析に関する事項
- ・危険物事故調査の運営に関する事項
- ・消防関連ビッグデータ分析及び運営に関する事項
- ・脆弱階層の消防安全の改善に関する事項
- ・消防博物館及び消防体験館の設立・運営に関する事項
- ・消防安全教育・広報の運営及び制度改善に関する事項
- ・消防安全教育士制度の運営に関する事項
- ・市内公共データの提供及び利用に関する事項
- ・市内のデータベース行政活性化に関する事項

⑧ 装備技術局（局長は消防監を補する）

- ・消防装備の開発・標準管理及び普及に関する事項
- ・消防装備認証制度の運営に関する事項
- ・消防装備の整備及び維持管理に関する事項
- ・消防装備の統合購入等に関する事項
- ・航空救助救急関連計画の樹立・調整等に関する事項
- ・消防航空機事故調査等に関する事項
- ・市内情報化計画の総括・調整及び情報化予算の編成・調整・施行
- ・市内行政情報システムの構築・運営に関する事項
- ・情報資源及び情報セキュリティ・個人情報保護に関する事項
- ・消防行政統計の維持・分析及び年報の発刊
- ・消防関連情報通信業務計画の樹立・調整等に関する事項
- ・消防関連情報通信セキュリティ業務
- ・消防産業の振興に関する事項
- ・消防施設業及び消防技術の管理に関する事項
- ・消防用品の型式承認・性能試験及び新技術の認証等に関する事項

(5) 中央消防学校（校長は消防監を補する）

① 設立経緯・施設概要等

1978年9月4日に国内最高の消防教育機関として京畿道水原（スウォン）市に消防学校が設立された。1986年12月31日に忠清南道天安（チョナン）市に新築移転され、1995年5月16日に中央消防学校に改称された（なお、1995年10月19日には中央消防学校に中央119救助隊が設置されたが、1997年5月27日に同救助隊は内務部直属機関として分離された。）。そして2019年7月に忠清南道公州（コンジュ）市に新たな庁舎が建設され、現在2庁舎を有する。

中央消防学校の施設規模等は次のとおりである。

- ・施設面積：公州庁舎＝施設延面積 68,075 m²
天安庁舎＝施設延面積 28,548 m²
- ・職員数（2024年12月末）：85人（消防職77人、一般職8人）
- ・予算額（2025年度）：106億ウォン

② 所掌業務は下記のとおりである（「消防庁とその所属機関職制」（大統領令第35765号）第14条）。

- ・消防公務員、消防幹部候補生、義務消防員及び消防官署に勤務する社会服務要員の教育訓練に関する事項
- ・学生、義勇消防隊員、民間志願奉仕者等に対する消防安全体験教育等の国民に対する安全教育訓練に関する事項

③ 教育内容

中央消防学校は韓国における最高の消防教育機関である。消防公務員等に対する教育内容として、現在、大別して、新任教育、管理力量教育、専門教育、民間公共教育、消防補助要員、サイバー教育の6つの分野が示されている（中央消防学校のホームページより）。

《課程》

区 分	課程数	総回数	総対象人数	課 程 の 例
新任教育	5課程	6回	419人	消防士新任消防公務員 (50人・24週間1回、257人・24週間1回) 法務分野新任消防公務員 (5人・12週間1回) 航空分野新任消防公務員 (20人・12週間1回)等
管理力量教育	5課程	6回	419人	消防士新任消防公務員深化 (57人・5週間1回) 消防幹部候補生 (52週間×1)等
専門教育	46課程	82回	1,298人	高級指揮官資格認証 (20人・2週間6回) 戦略指揮官資格認証 (12人・2週間3回) 緊急救助統制団運営 (40人・1週間2回) 特殊災難対応現場指揮 (40人・1週間2回) 現場指揮官火災対応能力向上(25人・1週間2回) 電気自動車火災対応 (40人・3日間2回) 専門人命救助士 (20人・5週間1回) 水中救助教官養成 (20人・3週間1回) 化学事故対応能力1級 (20人・1週間1回) 専門救助隊員 (40人・4週間1回)等
民間公共教育	13課程	22回	445人	民間自衛消防隊火災対応 (30人・3日間1回) 外国人就業教育機関関係者安全講師養成 (20人・3日間1回) 総括災難管理者基本教育 (60人・3日間2回)等
消防補助要員	1課程	1回	600人	知識情報化時代に対応する創意的・専門的精鋭消防官育成 (120人・3日間5回)

サイバー教育	126 課程	126 回 (各課程 1 回)	制限 なし	気候逆襲に備える消防対応 災難安全通信網と現場指揮 無線通信と現場指揮 ドローン活用災難対応 現場応急処置標準指針 救急隊員「感染症災難」危機対応実務 救急状況管理要員力量強化のための専門化課程 応急医療に関する法律 災難及び安全管理基本法 119 指令システムの理解 消防ビッグデータの理解 地下施設物火災 火災調査基礎理論 危機管理リーダーシップ 地下鉄災難対応 緊急救助統制団運営 消防言論対応 地震多難対応 放射能事故対応 等
合 計	196 課程	243 回	—	

(「中央消防学校ホームページより」)

(6) 中央 119 救助本部 (本部長は消防監を補する)

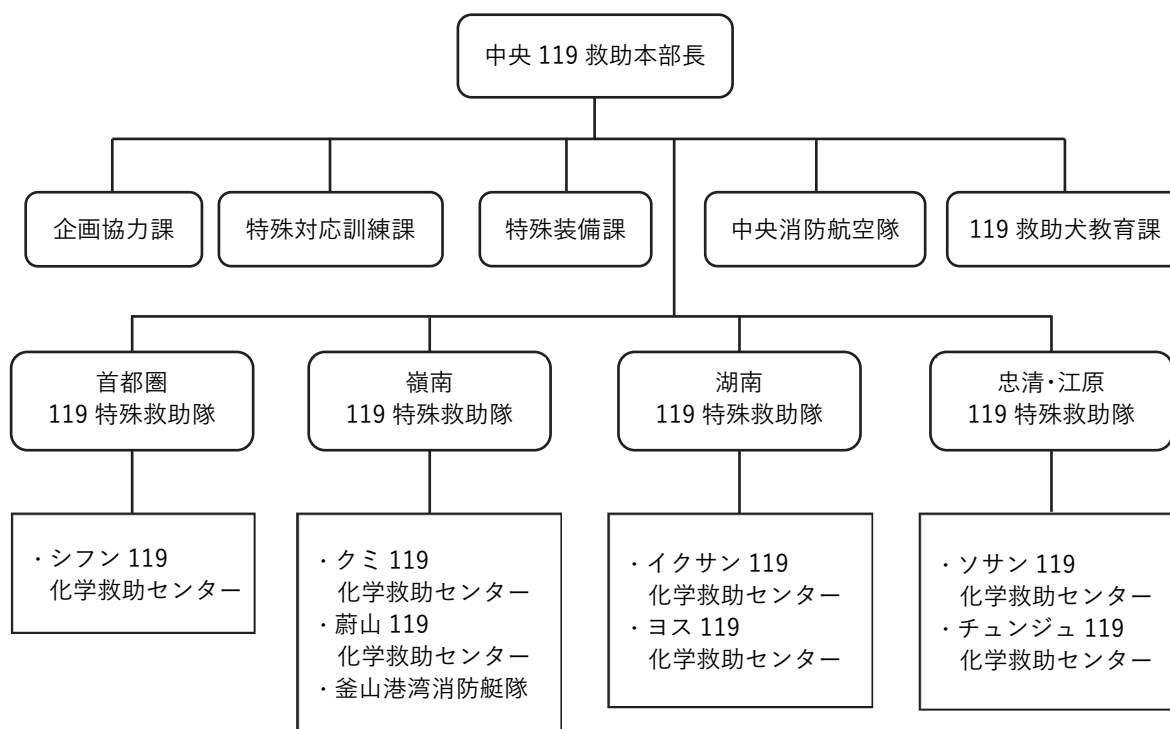
① 設立経緯・施設概要等

消防庁直轄の救助隊組織である。沿革を見ると、大規模な災害 (1994 年の聖水大橋崩壊事故、1995 年の三豊百貨店崩壊事故等) を契機として、1995 年 12 月 27 日に、国家的次元の災難対応のための救助機関として中央消防学校所属下に「中央 119 救助隊」が発足した。1997 年 5 月には行政自治部直属機関として組織改編され、2011 年 1 月 28 日に「中央 119 救助団」に昇格している。この間、1997 年には航空隊が設置されたほか大韓民国国際救助隊が本救助団に置かれた。また、2001 年 3 月には仁川国際空港高速道路救助救急隊が発隊した。

2013 年 9 月には「中央 119 救助本部」に昇格するとともに、6 カ所の 119 化学救助センターが設置され、更に同年 12 月には 1 カ所の 119 化学救助センター新たに設置されている。そして、2014 年 11 月には首都圏 119 特殊救助隊及び嶺南 119 特殊救助隊が、2015 年 11 月には湖南 119 特殊救助隊及び忠清・江原 119 特殊救助隊が設置された。

庁舎は当初ソウル市道峰 (トボン) 区に開設されたが、1999 年 7 月 28 日に京畿道南楊州 (ナムヤンジュ) 市に移転し、更に 2014 年 12 月に現在の大邱広域市達成 (タルソン) 郡に移転した。

《中央 119 救助本部組織》



* 中央 119 救助本部ホームページより

中央 119 救助本部の施設規模等は次のとおりである。

- ・職員数（2024 年 12 月末）：491 人（消防職 391 人、一般職 100 人）
- ・予算額（2025 年度）：602 億ウォン

《首都圏 119 特殊救助隊》

- ・庁舎所在地：京畿道南楊州市
- ・庁舎：敷地面積 100,566 m²、延面積 10,600 m²
- ・訓練施設：5 カ所（総合訓練タワー、山岳訓練場、水難訓練場、都市探索訓練場 A・B）

《嶺南 119 特殊救助隊》

- ・庁舎所在地：大邱広域市達成郡区
- ・庁舎：敷地面積 167,183 m²、延面積 8,337 m²
- ・訓練施設：総合訓練タワー、水難訓練場

《湖南 119 特殊救助隊》

- ・庁舎所在地：全羅南道華順郡
- ・庁舎：敷地面積 798 m²、延面積 479 m²
- ・主な施設：本館棟（3,522.5 m²）、航空隊（1,065 m²）、総合訓練タワー（1,240.5 m²）、人命救助センター（146.4 m²）

《忠清・江原 119 特殊救助隊》

- ・所在地：忠清北道忠州市
- ・庁舎：敷地面積 112,575 m²、延面積 5,736.5 m²

・主な施設：本館、航空隊、総合訓練タワー、人命救助センター

② 所掌業務は下記のとおりである（「消防庁とその所属機関職制」（大統領令第 35765 号）第 17 条）。

- ・各種大型・特殊災難事故の救助・現場指揮及び支援
- ・災難類型別の救助技術の研究・普及及び救助隊員の教育訓練（「災難及び安全管理基本法」による緊急救助機関、緊急救助支援機関及び外国の緊急救助機関から要請を受けた人命救助訓練を含む。）
- ・市・道知事の要請を受け中央 119 救助本部長が必要と判断する災難事故の救助及び支援
- ・衛星中継車両の運営に関する事項
- ・その他中央緊急救助統制団長が必要と判断する災難事故の救助及び支援

③ 出動状況

中央 119 救助本部の出動の状況は次表のとおりである。

（単位：件）

	合計	火災	交通	水難	高速救助	高速救助	自然災難	建物崩壊	機械	山岳	爆発	墜落	埋没	航空事故	患者移送	化生放	その他
2014 年	689	74	37	178	28	57	1	4	2	55	10	3	—	2	84	126	28
2015 年	615	113	7	20	—	—	—	10	—	84	—	—	—	—	157	178	46
2016 年	773	236	2	38	—	—	1	3	—	109	15	8	—	—	135	161	65
2017 年	977	346	11	54	—	—	2	10	—	134	8	4	—	4	229	139	36
2018 年	1,915	1,040	29	78	—	—	—	13	3	171	16	5	10	—	201	193	156
2019 年	1,749	667	15	102	—	—	—	12	—	355	17	—	—	2	241	121	214
2020 年	1,574	423	5	149	—	—	—	6	—	191	8	—	—	1	56	79	656
2021 年	1,728	482	9	58	—	—	2	10	3	201	20	4	—	4	111	77	747
2022 年	2,070	760	6	243	1	—	9	148	4	275	20	16	35	16	76	58	403
2023 年	1,771	617	7	364	—	—	—	7	—	244	5	—	—	—	147	64	316
2024 年	1,067	382	4	110	—	—	5	4	1	152	2	—	—	7	100	57	243

* 化生放＝化学・生物・放射能

* その他＝台風、災難に備えた近接配置、国際出動、ドクト 119 救助・救急隊配置、臓器移送等

* 「2025 年消防庁統計年報」 p156 より

（7）国立消防研究院

① 設立経緯・施設概要等

国立消防研究院は消防・災難対応の総括研究機関として、実用的火災鎮圧、調査技術の研究、火災予防及び消防政策の開発支援を役割とする組織である。1991 年 4 月に内務部中央民防衛学校の下部組織として設置された「消防研究室」（大統領令第 13357 号）に始まり、その後名称変更や機能の拡大を経て 2019 年 5 月に消防庁に直属する「国立消防研究院」に昇格した。現在、研究支援課、対応技術研究課、火災予防研究課、安全政策研究課、火災原

因分析チームで構成されている（国立消防研究院ホームページ）。2001年1月に中央消防学校から現在の所在地である忠清南道牙山（アサン）市に移転した。

- ・職員数（2024年12月末）：42人（消防職18人、一般職24人）
- ・予算額（2025年度）：124億ウォン

② 所掌業務は下記のとおりである（「消防庁とその所属機関職制」（大統領令第35765号）第21条の3）。

- ・消防政策の研究と消防安全技術の研究・開発及び普及に関する事項
- ・火災原因及び危険性化学物質に対する科学的調査・研究・分析及び鑑定に関する事項
- ・火災鎮圧・救助・救急等災難対応技術研究・開発及び実用化支援に関する事項
- ・消防公務員の消防活動災害防止及び保健安全・福祉増進に関する事項
- ・国内外消防安全研究機関との交流協力及び共同研究に関する事項

③ 2024年の主要な研究成果として国立消防研究院ホームページには、次のような報告書が掲載されている（いずれも登録日は2025年以降）。

- ・2024年対応技術研究報告書
- ・2024年消防政策研究報告書
- ・2024年火災安全研究報告書
- ・火災鑑定信頼性向上のための実証実験研究報告書

4. 市・道消防本部

市・道には、18の消防本部（各市・道により、「消防本部」のほか、「消防災難本部」、「消防安全本部」、「消防防災本部」という名称あり。）がある。前述のように、2020年4月1日以降国家消防体系となったが、市・道消防本部は維持され、基本的には市・道消防本部が現場対応を担うこととされている（市・道の消防本部は市・道知事直轄で市・道知事の指揮監督下であり（大型の災難発生時には消防庁長が市・道消防本部と消防署を指揮統率する。）、市・道消防本部の財政、消防職員人事について市・道知事が一部の権限を保有し、また、地方の消防官署等は市・道が所有）。

（1）市・道の消防組織の状況

① 消防官署等数

市・道消防本部（ソウル特別市消防災難本部、釜山広域市消防本部、大邱広域市消防本部、仁川広域市消防本部、光州広域市消防安全本部、大田広域市消防本部、蔚山広域市消防本部、世宗特別自治市消防本部、京畿道消防災難本部、京畿北部消防災難本部、江原道消防本部、忠清北道消防本部、忠清南道消防本部、全羅北道消防本部、全羅南道消防本部、慶尚北道消防本部、慶尚南道消防本部、済州特別自治道消防安全本部、昌原特例市消防本部）の組織の状況、官署数等は次表のとおりである。

	本部組織	本部及び直属部署						消防学校	消防署及び下部機関等							
		消防本部	直轄救助隊	特殊救助隊	119航空隊	消防艇隊	消防体験館		消防署	出張所	安全センター	一般救助隊	特殊救助隊	救急隊	消防艇隊	地域隊
合計		18	18	16	18	1	13	8	242	3	1,140	246	9	1,148	7	389
ソウル	4課 1担当官 1団	1	1	7	1	-	2	1	25	-	119	25	-	119	-	-
釜山	3課 1担当官 1官 1団 1室	1	1	2	1	-	1	1	12	-	61	12	-	61	2	2
大邱	5課 1担当官 1室	1	1	-	1	-	1	-	9	1	51	12	-	50	-	7
仁川	5課 2担当官 1室	1	1	2	1	-	1	1	11	-	56	11	1	57	1	15
光州	4課 1室	1	1	1	1	-	1	1	5	-	27	5	-	27	-	-
大田	4課 1室	1	1	-	1	-	-	-	5	-	27	5	-	27	-	-
蔚山	3課 1室 1団	1	1	-	1	-	1	-	6	-	26	6	-	25	-	4
世宗	2課 1室	1	-	-	-	-	-	-	2	-	9	2	-	9	-	5
京畿	5課 3担当官 1室	1	1	-	1	-	1	1	25	-	142	25	2	145	-	32
京畿北	3課 1室	1	1	-	-	-	-	-	11	-	65	11	1	68	-	18
江原	5課 1担当官 1室	1	2	2	3	-	-	1	18	-	75	18	-	75	-	46
忠北	4課 1団 1室	1	1	-	1	-	1	-	12	-	46	12	1	46	-	22
忠南	5課 1室	1	1	1	1	-	1	1	16	-	80	16	-	80	1	28
全北	4課 1団 1室	1	1	1	1	1	-	-	15	-	56	15	-	56	-	46
全南	4課 1担当官 1室	1	1	-	1	-	-	-	22	1	68	22	1	69	1	92
慶北	5課 1担当官 1室	1	2	-	1	-	-	1	22	-	101	22	1	101	-	43
慶南	5課 1団 1室 1官	1	1	-	1	-	1	-	18	1	81	19	2	83	1	24
済州	3課 1室	1	-	-	1	-	1	-	4	-	24	4	-	24	-	4
昌原	2課 1団 1室	-	-	-	-	-	-	-	4	-	26	4	-	26	1	1

* 「2025年消防庁統計年報」 p16

② 消防公務員配置状況

(単位：人)

	総計 (本部長、学 校長除 外)	消防本部及び直属部署							消防署					消防署所属出動隊					
		本部 (行政)	状況 室	特殊 対応 団	航空 隊	消防 艇隊	体 験館	消防 学校	行政	予 防	災 難 対 応	現 場 対 応 団	出 張 所	安全センター		地 域 隊	救 助 隊	消 防 艇 隊	
														鎮 圧 隊	救 急 隊				
合 計	66,048	1,856	1,680	937	376	18	311	375	2,853	3,840	2,185	4,166	49	26,109	12,205	3,697	5,233	149	
ソウル	7,434	220	198	146	22	0	20	56	278	624	301	459	0	3,022	1,521	0	567	0	
釜 山	3,478	115	130	55	26	0	34	41	206	232	119	216	0	1,531	693	12	292	45	
大 邱	2,980	106	68	30	34	0	26	0	117	156	84	165	14	1,306	541	72	261	0	
仁 川	3,450	120	88	72	28	0	32	33	122	195	99	275	0	1,322	603	127	273	16	
光 州	1,617	68	58	45	17	0	36	41	63	89	52	90	0	672	297	0	89	0	
大 田	1,630	94	62	35	7	0	0	0	60	86	35	93	0	724	315	0	119	0	
蔚 山	1,399	62	42	44	18	0	19	0	67	83	40	76	0	514	248	51	135	0	
世 宗	585	44	35	0	0	9	0	0	16	30	12	24	0	240	101	45	38	0	
京 畿	8,047	182	234	47	30	0	20	70	407	498	277	598	0	3,197	1,611	303	673	0	
京畿北	3,448	57	104	35	0	0	0	0	175	199	126	241	0	1,405	662	189	255	0	
江 原	4,463	175	96	119	48	0	0	51	189	178	130	275	0	1,689	768	414	321	0	
忠 北	2,845	58	76	30	18	0	21	0	120	144	82	186	0	1,033	534	215	328	0	
忠 南	4,266	84	90	50	21	0	29	38	169	239	130	273	0	1,755	765	261	320	22	
全 北	3,456	68	70	49	18	18	31	0	149	159	111	192	0	1,282	594	469	246	0	
全 南	4,516	104	76	37	19	0	0	0	220	236	172	313	23	1,550	657	720	370	19	
慶 北	5,489	122	75	106	32	0	0	45	219	331	206	334	0	2,130	951	489	449	0	
慶 南	4,373	117	94	37	18	0	22	0	171	243	128	251	12	1,728	834	274	422	22	
済 州	1,229	68	45	0	20	0	21	0	45	58	37	57	0	482	252	44	100	0	
昌 原	1,118	0	39	0	0	0	0	0	60	66	44	48	0	491	258	12	75	25	

* 「2025年消防庁統計年報」 p32

(2) 例としてのソウル特別市消防災難本部及び蔚山広域市消防本部

言うまでもなくソウル市（人口約1千万人、面積約605km²）は韓国の首都であり、消防組織としても抜きん出た存在である。蔚山広域市（人口約110万人、面積約1,062km²）は韓国南東部に位置する工業・港湾都市で、広域市の消防組織としては小規模の部類に属する。

* 広域市＝広域自治体（ソウル特別市や各道と同じ）として位置づけられている大都市。韓国にはソウル特別市に次ぐ大都市として6つの広域市があるが、蔚山広域市は其中最も少ない。

《ソウル特別市消防災難本部》

① 組織

ソウル特別市消防災難本部は、本庁（消防行政課、災難対応課、予防課、安全支援課、現場対応団、消防監査担当官）と消防署、ソウル総合防災センター、ソウル119特殊救助団、

ソウル市民安全体験館、大統領警護処消防隊、ソウル消防学校から構成されている（次頁《ソウル市消防災難本部組織図》）。このうち本庁各課等の所掌業務は次のとおりである（ソウル特別市「主要業務報告（2025年2月）より」）。

〔消防行政課〕

- ・消防政策開発、議会協力、サービス・保安、国際協力、指示事項管理
- ・組織管理、予算編成、成果管理、消防官署評価、職場協議会・消防労組
- ・人事・賞勲・教育訓練、給与・公有財産管理、官署建築事業総括

〔災難対応課〕

- ・火災鎮圧対策、義勇消防隊、消防用水施設、多重密集行事消防安全対策
- ・救助対策、対テロ及び化生放（化学・生物・放射能）、119生活安全隊、市民水上救助隊の運営
- ・救急移送対策及び救急隊の運営、感染予防及び管理対策

〔予防課〕

- ・火災予防対策、建築許可の同意、完備証明、消防施設業管理
- ・火災安全調査、自主・標本点検、消防安全管理者（補助者）
- ・危険物・ガス安全管理、危険物事故予防、危険物質移送安全対策
- ・消防広報企画・報道、「ソウル安全な庭」の運営、メディアの動向把握

〔安全支援課〕

- ・消防車両、個人保護装備の管理、消防装備の研究開発
- ・市民安全教育、安全体験館運営、韓国119青少年団組織管理
- ・消防情報化計画の策定・調整・分析、システム開発・運営、電算セキュリティ
- ・心身健康管理、厚生福祉、現場活動安全管理（重大災害）

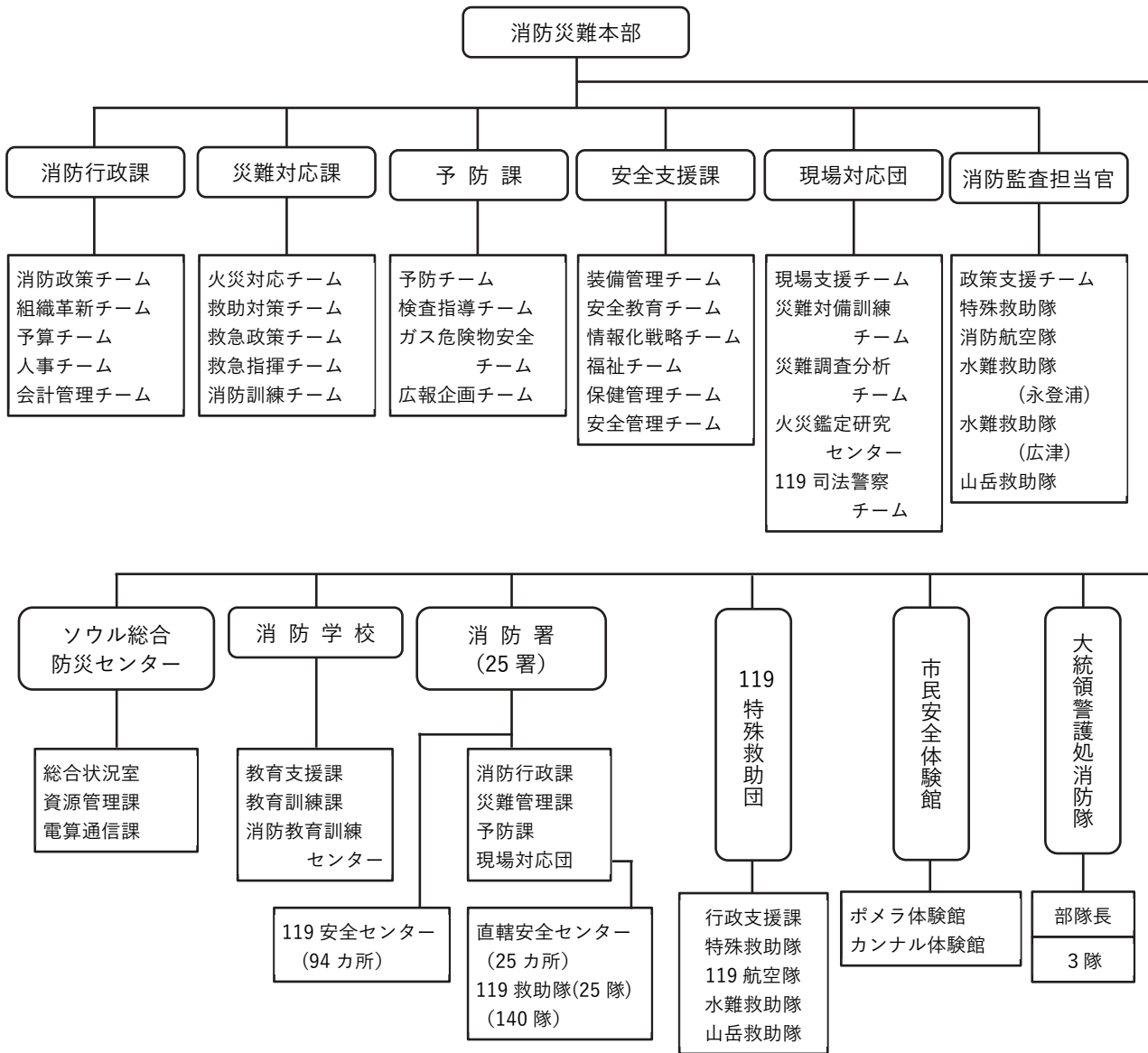
〔現場対応団〕

- ・市緊急救助統制団の運営、黄金時間目標制、消防訓練
- ・指揮力量強化センターの運営、火災調査・鑑識及び原因分析
- ・緊急救助対応計画の策定、災難分析・管理、消防安全指導の運営等
- ・現場苦情処理、被害補償及び賠償処理、119司法警察チームの運営等

〔消防監査担当官〕

- ・清廉度総合対策、職場内ハラスメント予防及び対策、財産・就業審査
- ・消防行政監査、処分要求履行実態の確認、積極行政免責制度の運営
- ・公職綱紀対策、公務員行動綱領、匿名情報センター（レッドホイッスル）運営等

《ソウル特別市消防災難本部組織》



* ソウル特別市消防災難本部「主要業務報告 (2025年2月)」及びソウル特別市消防災難本部ホームページより

② 職員数

7,477人（消防職7,436人、一般職等41人）

総計	消防公務員							一般職公務員等				
	小計	消防正監	消防准監	消防正	消防嶺	消防警	消防尉以下	小計	技術職	管理運営	任期制	警察
7,477	7,436	1	6	33	201	434	6,761	41	12	3	22	4

*ソウル特別市消防災難本部「主要業務報告（2025年2月）」より

③ 装備

車両等：1,140台（車両1,116台、消防ヘリコプター3機、消防船舶21隻）

消防自動車（861台）																		
消防ポンプ車	消防タンク車	無人破壊放水車	消防化学車	化生放対応車	高架車		小型はしご車	災難指揮車	救助車	救急車	火災調査車	照明排煙車	災難現場指揮車					二輪車
					はしご車	屈折車							移動整備	発電排水車	回復支援	油槽車	装備運搬車	
119	103	1	27	7	27	24	11	53	57	188	27	25	1	4	1	1	58	127

行政支援車（255台）					消防ヘリコプター	消防船舶
行政車	移動安全体験車	消防広報車	消防巡察車	安全診断車		
45	32	1	56	121	3	21

*ソウル特別市消防災難本部「主要業務報告（2025年2月）」より

④ 2025年予算及び主要政策

ソウル特別市消防災難本部の2025年当初予算は次ページの表のとおりである。歳入総額の内、「内部取引」として計上されている「その他会計転入金」が約96%を構成し、「地域資源施設税」と「一般会計転入金」がその太宗を占めている（地域資源施設税については後述）。地方交付税と国庫補助金の構成比率は僅かである。また、歳出については、その8割が人件費等の行政運営経費、約2割が事業費に充てられている。主要政策・事業については後述する。

《歳入予算》

(単位：百万ウォン)

区 分	2025 年	構成比 率(%)	2024 年	構成比 率(%)	増 減	増減率 (%)
計	1,011,548	100.0	1,026,006	100.0	▲ 14,458	▲ 1.4
税 外 収 入	2,705	0.3	2,474	0.2	231	9.3
経常的税外収入	804	29.7	704	28.5	100	14.2
臨時的税外収入	826	30.5	940	38.0	▲ 114	▲ 12.1
地方行政制裁・負担金	1,031	38.1	815	32.9	216	26.5
過年度収入	44	1.6	15	0.6	29	193.3
地 方 交 付 税 等	6,900	0.7	7,800	0.8	▲ 900	▲ 11.5
国 庫 補 助 金 等	3,054	0.3	4,807	0.5	▲ 1,753	▲ 36.5
補 填 収 入 等	30,944	3.1	33,198	3.2	▲ 2,254	▲ 6.8
内 部 取 引	967,945	95.7	977,727	95.3	▲ 9,782	▲ 1.0
その他会計転入金	967,590	100.0	977,727	100.0	▲ 10,137	▲ 1.0
地域資源施設税	291,155	30.1	333,795	34.1	▲ 42,640	▲ 12.8
消防安全交付税	29	3.0	30,569	3.1	▲ 1,454	▲ 4.8
一般会計転入金	673,319	66.9	613,363	62.7	33,956	5.5
預託金及び仮受金	355	0.0	0	0.0	355	-

《歳出予算》

(単位：百万ウォン)

区 分	2025 年	構成比 率(%)	2024 年	構成比 率(%)	増 減	増減率 (%)
計	1,011,548	100.0	1,026,006	100.0	▲ 14,458	▲ 1.4
行政運営経費	809,608	80.0	788,115	76.8	21,492	2.7
基本経費	29,321	3.6	28,676	3.5	645	2.2
人力運営費	780,287	96.4	759,440	96.4	20,847	2.7
財 務 活 動	0	0.0	1,956	0.2	▲ 1,956	▲ 100.0
事 業 費	196,318	19.4	198,583	19.3	▲ 2,265	▲ 1.1
予 備 費	1,065	0.1	1,813	0.2	▲ 748	▲ 41.3
統 合 財 政 基 金	4,557	0.5	35,538	3.5	▲ 30,981	▲ 87.2

* 歳入予算、歳出予算ともソウル特別市消防災難本部「主要業務報告（2025年2月）」より

(主要政策・事業)

(ソウル特別市消防災難本部「主要業務報告(2025年2月)」より)

戦略目標	推進事業
隙間なく安全な予防環境の造成	1. 電気自動車充電・駐車区域の火災安全管理強化 2. 大規模地下空間火災リスクへの対応及び安全管理強化 3. 伝統市場など火災脆弱対象安全網確保のための集中管理 4. 火災脆弱住居及び多重利用施設に対する消防安全サービスの拡大 5. 老朽施設物の潜在的危険安全管理の強化
ソウル型災難環境に合った対備体系の構築	1. 現場対応力向上のための高性能・高品質消防装備の導入 2. 現場活動隊員の安全支援の強化 3. 市民中心消防訓練の改善及び支援強化 4. 安全のための仲間、コアリーダーを育てる安全教育 5. 積極的消防事犯捜査及び現場民願対応
現場中心総力対応での災難対応力の強化	1. 現場中心(On-site)指揮・支援体系強化 2. 先端科学技術を基盤とする災難対応の高度化 3. 多数死傷者災難に対する119救急能力の向上 4. 救急・救助隊員現場対応能力の強化 5. 市民財産権保護のための災難被害支援の拡大
未来消防飛躍のための消防インフラ構築	1. AIを活用した119総合状況管理インフラの構築 2. 消防活動安全管理及び重大災害専門性の強化 3. 消防公務員の身心健康等福祉支援体系の強化 4. 効果的な災難対応能力強化のための最新インフラ構築 5. 消防庁舎の現代化及び安全な勤務環境の造成

【主要事業】

○ 隙間のない安全な予防環境の造成

1. 電気自動車充電・駐車区域の火災安全管理強化

- ・療養病院、老人療養施設等の避難弱者施設の電気自動車屋内充電区域への火災監視CCTV、熱画像カメラ、窒息消火カバー等の安全施設設置支援(1億5,000万ウォン)
- ・電気自動車充電区域火災の危険性自律診断体系の構築(安全等級(A級~E級)の確認による脆弱要素の把握)

2. 大規模地下空間火災リスクへの対応及び安全管理強化

- ・大深度トンネル等の大規模地下空間での火災対応体系(マニュアル)再策定
- ・地下空間施設物、地下連携複合建築物等の関係者による懇談会等の協業インフラの構築、定期火災安全調査等

3. 伝統市場など火災脆弱対象安全網確保のための集中管理

- ・AI自律走行火災巡察ロボットの導入、運営(伝統市場2カ所、深夜時間帯(22時~翌6時)、異常高温を感知し火災と判断すれば初期消火を行う機能あり)

- ・義勇消防隊 119 機動巡察隊運営（25 隊、447 人）
- ・伝統市場の住居区域の LPG 安全施設（零細工商事業者 800 カ所、老朽住宅 90 戸）の配管ホースをビニール製から金属製への無償交換等（2 億 5,200 万ウォン）

4. 火災脆弱住居及び多重利用施設に対する消防安全サービスの拡大

- ・火災脆弱住居等への訪問消防施設安全点検、緊急火災安全コンサルティング
- ・多重利用施設の関係人等に対する積極的・継続的指導、優秀安全管理多重利用業所の認定、公表等

5. 老朽施設物の潜在的危険安全管理の強化

- ・30 年以上の長期使用都市ガス配管の安全診断を年 1 回から年 2 回に
- ・老朽配管管理スマート技術適用（配管の交換・新設：非掘削交換、新素材配管等の新技術適用勧告、ガス漏れ検知：スマート技術（IoT 配管リモートモニタリング・高性能ガス配管漏れ検知装置・ドローン等）活用）
- ・30 年以上使用の老朽危険物施設の老朽度基礎資料調査、収集、データベース化等

○ ソウル型災難環境に合った対備体系の構築

1. 現場対応力向上のための高性能・高品質消防装備の導入

- ・大規模風水害緊急対応装備拡充
 - ・大容量油圧排水車：排水量 50 t/分、水深 60m、地下駐車場等浸水時活用（2 台/40 億ウォン）
 - ・浸水地域運行可能な多目的ポンプ車：水深 1.2m 地域で運行可、人命救助・装備運搬、火災鎮圧に使用（1 台/7 億 5,000 万ウォン）
 - ・高性能動力排水ポンプ：水冷式煤煙排出口冷却器により煤煙の屋外排出が可能（10 台/2 億 3,000 万ウォン）
- ・高性能個人安全装備拡充
 - ・600 度の高温にも耐えられる PBI 防火服、衝撃に強く高温でも溶けない防火ヘルメット
 - ・孤立時の迅速脱出及び誘導のための安全装備（隊員脱出装備：下降機、アンカー、ロープ、ポーチ等（167 台/2 億 7,000 万ウォン）、脱出誘導装備：ライトライン（100m、双方向点灯、水中使用可能）（218 個/9 億 8,000 万ウォン））
- ・電気自動車火災に効用性のある鎮圧装置の新規導入
 - ・地下駐車場、トンネル火災対応のための軽型消防車：高さ 2.3m 以下進入可、熱画像カメラ・放水砲・自動噴霧装置を装備（4 台/16 億ウォン）
 - ・折りたたみ消火水槽、貫通型放射装置「ドリルランス」：車両下部挿入、水圧で穿孔、バッテリーセル内部注水可能（26 個）

2. 現場活動隊員の安全支援の強化

- ・現場活動後に消防車内に残存する有害化学物質（発がん物質 PBDEs、PAHs 等）の定

期的除去（4,900万ウォン）

- ・ 災難管理資源備蓄倉庫の建設推進＝基本構想（～2025年6月）、建築設計（2026年9月）、竣工（2028年8月）

3. 市民中心消防訓練の改善及び支援強化

- ・ 市民自律主導型消防訓練の推進（市民主導の訓練計画等）
- ・ 多様な建物用途に合わせた仕立て型訓練（用途別、災難状況別、災難段階別）の設計
- ・ 消防災難本部「消防訓練戦術企画団」を活用した自衛消防隊の訓練支援・強化

4. 安全のための仲間、コアリーダーを育てる安全教育

- ・ 安全弱者（外国人、障がい者、高齢者）に応じた細心かつ効果的な教育設計・運営（産業人材公団、外国人住民支援センター、障がい者開発院等との協業分野拡大）
- ・ 子供、青少年の目の高さに合った教育方式の適用、教育効果を高める運営マニュアル作成等
- ・ 地域社会の安全拡散のための分野別安全リーダーの育成、専門教育の場（緩降機体験施設、心肺蘇生術専門教育の場）拡大による実習中心の成人安全教育運営等

5. 積極的消防事犯捜査及び現場民願対応

- ・ 消防事犯（消防法違反）の捜査を119司法警察チーム（略称：119司法チーム）に一元化。捜査専門チームを新設しソウル消防全捜査業務を専門的に遂行。捜査活動能力強化のための教育システムの拡大
- ・ 効果的な現場民願処理（消火活動等に伴う強制処分、権益侵害等に対する苦情処理）のため、被害市民補償請求システム（「消防活動被害通報センター」）を設置、また、専門的かつ迅速な法律支援のため弁護士を新規配置。苦情対応を119司法チームが専担処理して申立人に対し迅速に対応するとともに、苦情対応に係る消防隊員の負担を軽減

* 最近5年間、権益侵害に対する訴訟、補償要求等が持続的に増加（年平均16.8%増加）

○ 現場中心総力対応での災難対応力の強化

1. 現場中心（On-site）指揮・支援体系強化

- ・ 現場で用いる標準指揮モデル（「ソウル市現場指揮標準作戦手続」）整備及び要約本の製作
- ・ 状況判断力、意思決定力を備えた新任指揮官の指揮力量強化（新任現場指揮官補職発令前「現場指揮実務教育」実施）
- ・ 災難現場統合指揮及び現場回復支援のための「災難現場指揮車」、長時間現場で活動する隊員の身心回復及び衛生福祉支援のための「災難現場回復車」、「災難現場衛生車」運営
- ・ 災難支援機関及び団体の統合対応体系の強化（緊急救助関連機関「核心機能」及び「任務遂行手続き」の明確化）

2. 先端科学技術を基盤とする災害対応の高度化
 - ・地下空間や有害物質等の危険現場探索ロボット（階段、崩壊瓦礫等すべての地形で歩行（最大 5m/s、3.5h 活動））導入（危険地域 3 次元空間情報や危険情報等の提供、人命探索等での人的限界を克服）（2 億 5,600 万ウォン）
 - ・「室内位置情報探索技術」活用した隊員位置追跡装置開発（地下など危険現場に進入した隊員の位置をリアルタイムモニタリングして安全管理。2026 年に現場適用）
 - ・漢江水難事故対応映像監視システムの拡大運営（人工知能活用水難事故予測・検知体系の構築）

3. 多数死傷者災害に対する 119 救急能力の向上
 - ・多数死傷者対応救急指揮車導入（1 台/1 億 5,000 万ウォン）
 - ・圏域別臨時医療所支援車（貨物車）補強：改善型装備追加補強（現場遮蔽膜、非常発電機、重症度分類マット等（4 台/2 億 8,000 万ウォン）
 - ・119 救急能力向上のための常時教育訓練強化（先着救急隊初期対応能力、死傷者管理（重症度分類、処置・移送）、臨時医療所拡張・分散等）

4. 救急・救助隊員現場対応能力の強化
 - ・救急隊員の士気高揚のための勤務環境改善
 - ・期間制勤務者確保、4 組 2 交代拡大等
 - ・患者、保護者、医療スタッフとの関係から来る業務ストレス解消（特別休暇付与、ヒーリングプログラム拡大等）
 - ・実質的報償による勤務の雰囲気高揚（特別福祉ポイント支給）
 - ・救急隊員勤務上限及び補職管理のための調査
 - ・救急隊員の健康勤務年数、最大救急業務可能年齢、勤務期間等の算出
 - ・隊員個人別統計管理・分析のためのストレス管理指標開発（高ストレス救急隊員の勤務地及び補職転換のための基礎資料として活用）
 - ・本部、消防署、救急隊員間の理解と尊重のための努力（隊員との継続的な意思疎通により救急政策へ現場の声を反映）
 - ・訓練評価改善によるチームワーク中心の協力強化（個人別評価からチーム単位評価へ）、チーム単位対応能力向上を通じた専門性、救助サービスの強化（チーム単位訓練実施）
 - ・救助隊員現場対応評価による能力強化（実際と同様の状況を想定した「現場対応評価」実施）
 - ・特殊事故及び多重複合災害対応強化訓練（化学・山岳・航空・大規模テロ・火災・地震・危険物・漢江大型水難事故）

5. 市民財産権保護のための災難被害支援の拡大

- ・「火災証拠物鑑定センター」運営の制度的基盤確立のため、「火災等証拠物鑑定運営に関する条例」（仮称）を制定予定、また、業務標準化のための「火災鑑定業務 SOP」制作
- ・火災等災難の被害市民に対する回復支援拡大（従来の「火災被害復旧支援」（対象となる災難＝火災・低所得家庭、女性家庭）から「風水害等災難被害復旧支援」（対象となる災難＝全災難、所得や性別の条件なし）に拡大改善）

○ 未来消防飛躍のための消防インフラ構築

1. 119 通報受付 AI システムの開発等を進め状況室の業務全般に人工知能を適用

- ・2023 年は手作業で学習、2024 年からは AI で機械学習。多数の 119 通報が集中したときは待機中の電話を AI が受けて緊急性（優先順位）を判断し職員に繋ぐ。
- ・2025 年は、119 通報 AI 受付システム導入（試験運用 3 台、後拡大）
 - ・「通報受付後出動」から「通報中に出動」に変更（119 通報対話中に AI が緊急性を認知してリアルタイムで該当消防官へ伝達）
 - ・状況管理智能化で災難の迅速な報告体系を構築（通報内容、現場無線電話、SNS 動向等すべての情報収集、報告書自動生成、関係機関への自動伝達、非常招集等）
 - ・危険兆候分析情報の関係機関への伝達のための統合状況ボードの開発（対応資源、現場映像、気象等を伝達）
- ・今後の計画
 - ・119 通報時に AI が出動隊（消防、救急車）を自動編成、災難状況別最適方案を判断
 - ・通報者の感情分析（音声、トーン、速度）と重要キーワードによる緊急性認知

2. 消防活動安全管理及び重大災害専門性の強化

- ・「安全最優先」を目標に現場安全管理体制を構築（現場安全管理及び重大災害予防統合専任組織「安全管理チーム」新設、出動消防力活用安全管理班指定・運営等）
- ・消防庁舎等の危険性評価・作業環境測定による勤務環境改善（13 億 7,000 万ウォン）
- ・消防機関別安全政策発掘のための機関長と職員間のコミュニケーション強化

3. 消防公務員の身心健康等福祉支援体系の強化

- ・検診項目の拡大（心血管疾患及び難聴鼓膜運動性）による異常所見の選別強化、生涯周期別（5 年）精神健康検診による高リスク群選別、治療連携
- ・個人の好みに応じてカスタマイズされたヘルスケア（119 安心協力病院追加指定（7 カ所（既存 13 カ所））、韓医師訪問「訪れる韓方医療サービス」運営拡大）
- ・心理的健康の専門の治療と治癒のための支援の拡大（専門機関活用心理回復治療プログラム及び職務ストレス研究参加等）
- ・隙間のない災害補償支援による福祉の増進（災害補償相談から申請までワンストップの支援体制、公務上災害青年消防公務員のための「消防英雄住宅」入居支援拡大、消

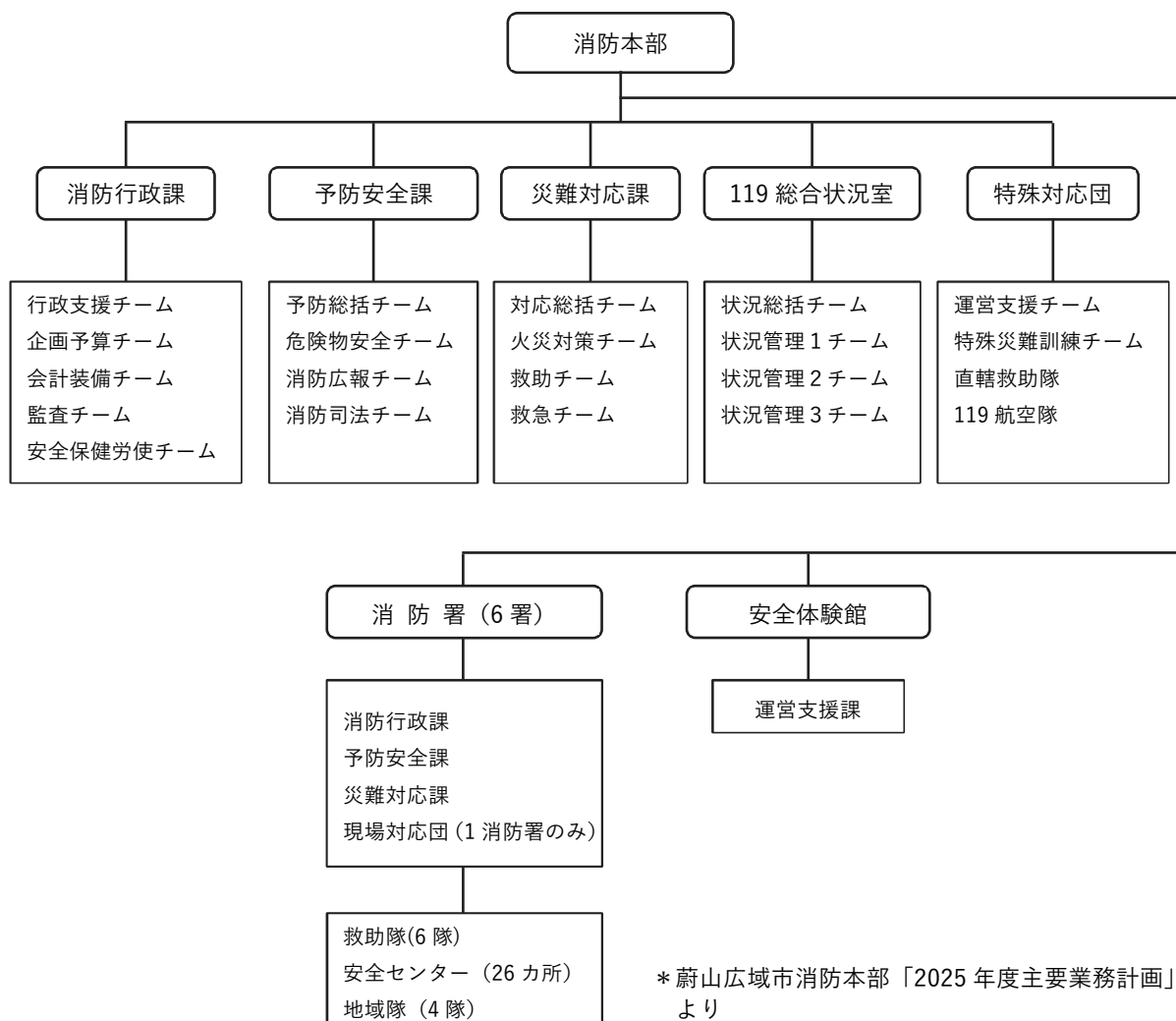
- 防公務員団体保障保険の保障内訳見直しによる災害補償支援（殉職：3 億ウォン → 4 億ウォンに引上げ 等）
- ・多様な福祉需要に合わせカスタマイズされた政策支援（消防公務員職務ストレス解消のための休養施設利用支援拡大、「低出産克服」や「住宅費負担軽減」等の生活密着型支援拡大
 - ・給食改善のため「消防官署給食環境の造成及び支援に関する条例」制定の推進（支援対象と範囲の具体化、体系的な予算支援の根拠づくり）
4. 効果的な災難対応能力強化のための最新インフラ構築
- ・実火災訓練場建設（現場に強い消防士養成）（123 億ウォン/～2026 年 5 月）
 - ・ソウル消防学校敷地内に建設、実火災訓練施設（5 種）、状況センター、附属施設設置、地上 3 階・地下 1 階、延べ面積 2,171.1 m²
 - ・漢江水難事故対応多目的消防艇の導入（現在の消防艇（24 t）は老朽化 → 50 t の新造船に。2026 年 12 月運用開始）
 - ・最新消防ヘリコプターの導入（夜間飛行及び航空救助・救急任務遂行最適化（300 億ウォン〔国費 50%〕 2027 年納入）
5. 消防庁舎の現代化及び安全な勤務環境の造成
- ・消防合同庁舎建設
 - 期間：2019 年 1 月～2029 年 4 月（竣工）
 - 位置：鍾路区鍾路 1 路
 - 規模：16/6 階、延べ面積 22,448 m²
 - 事業費：1,791 億ウォン（建築費 1,320 億ウォン、状況室構築等 471 億ウォン）
 - 事業方式：ソウル市（消防災害本部）・鍾路区総合契約（市 26.6%・区 73.4%）
 - ・119 安全センター改築・新設（コヨ 119 安全センター改築〔松坡区〕、（仮称）カサン 119 安全センター新設〔金川区〕、ソウル市災難管理資源備蓄倉庫建設〔楊川区〕）

《蔚山広域市消防本部》

① 組織

蔚山広域市消防本部は、本庁（消防行政課、予防安全課、災難対応課、119 総合状況室、特殊対応団）と消防署、安全体験館から構成されている（次ページ《蔚山広域市消防本部組織図》）。このうち本庁各課等の所掌業務は次のとおりである（蔚山広域市「2025 年度主要業務計画」より）。

《蔚山広域市消防本部組織》



* 蔚山広域市消防本部「2025 年度主要業務計画」より

〔消防行政課〕

- ・ 消防公務員人事・教育訓練、サービス管理及び保健安全・福祉
- ・ 消防組織管理及び予算の編成、執行・決算の総括運営
- ・ 消防官署監査・監察及び指導監督

〔予防安全課〕

- ・ 火災予防広報及び危険物安全管理に関する事項
- ・ 時期別、対象別消防安全対策の策定に関する事項
- ・ 消防司法業務処理に関する事項

〔災難対応課〕

- ・ 災難現場指揮・統制に関する事項
- ・ 火災鎮圧・救助救急隊の運営及び教育訓練
- ・ 義勇消防隊の運営に関する事項

〔119 総合状況室〕

- ・ 火災、救助、救急等 119 通報受付に関する事項
- ・ 消防情報通信システムの構築・運営及び維持管理

〔特殊対応団〕

- ・大型・特殊災難救助活動及び支援に関する事項
- ・特殊災難安全対策の策定・施行及び対応教育訓練
- ・直轄救助隊、119 航空隊、特殊災難訓練センターの運営

② 職員数（消防職員）

現員 1,366 人（定員 1,400 人）

（単位：人 2025 年 1 月 5 日基準）

計	消防監	消防准監	消防正	消防嶺	消防警	消防尉	消防長	消防校	消防士
1,366 (1,400)	1 (1)	0 (0)	12 (12)	43 (43)	153 (122)	318 (157)	302 (245)	360 (347)	177 (473)

*下段（ ）書きは定員

* 蔚山広域市消防本部「2025 年度主要業務計画」より

③ 装備

車両等：305 台（車両 304 台、消防ヘリコプター 1 機）

消 防 自 動 車																		
消防ポンプ車	消防水タンク車	無人放水車	消防化学車			化生放対応車		消防高架車		はしご車	小型ポンプ型	災害指揮車	救助車		救急車		火災調査車	排煙車
			一般	高性能	対爆	化生放分析車	化生放除毒車	はしご車	屈折車	救助車			生活安全車	音圧救急車	特殊救急者			
43	18	4	3	5	2	1	1	4	8	2	10	22	25	3	37	7	4	

消 防 自 動 車					現 場 支 援 車					消防ヘリコプター
災害現場支援車					現場及び教育支援車					
トレーラー	油槽車	装備運搬車	薬剤タンク車	配水支援車	行政車	移動体験車	消防広報車	消防巡察車	安全診断車	
16	1	27	3	2	35	1	3	9	8	1

* 蔚山広域市消防本部「2025 年度主要業務計画」より

④ 2025 年予算及び主要政策

蔚山広域市消防本部の2025年当初予算は下表のとおりである。歳入総額の内、国庫補助金が2%弱、地方交付税等が約13%、「内部取引」として計上されている「其他会計転入金」が約85%を占めている。「其他会計転入金」の内訳としてはその約75%が「一般会計転入金」、約25%が「地域資源施設税」である。また、歳出については、その7割が人件費等の行政運営経費、3割弱が事業費に充てられている。主要政策・事業については後述する。

《歳入予算》

(単位：百万ウォン)

区 分	2025 年	構成比率(%)	2024 年	構成比率(%)	増 減	増減率(%)
計	197,507	100.0	192,892	100.0	4,615	2.4
税 外 収 入	406	0.2	517	0.3	▲ 111	▲ 21.6
経常的税外収入	107	26.3	137	26.5	▲ 30	▲ 22.2
臨時的税外収入	76	18.7	100	19.4	▲ 24	▲ 24.8
地方行政制裁・負担金	223	54.9	279	54.0	▲ 56	▲ 20.1
地 方 交 付 税 等	25,002	12.7	20,523	10.6	4,479	21.8
国 庫 補 助 金 等	3,576	1.8	1,666	0.9	1,910	114.6
内 部 取 引	168,524	85.3	170,186	88.2	▲ 1,662	▲ 0.1
其他会計転入金	168,524	100.0	170,186	100.0	▲ 1,662	▲ 0.1
地域資源施設税転入金	41,500	24.6	41,200	24.2	300	0.7
一般会計転入金	127,024	75.4	128,952	75.8	▲ 1,928	▲ 1.5
水素車補助金転入金	0	0.0	34	0.02	▲ 34	皆減

《歳出予算》

(単位：百万ウォン)

区 分	2025 年	構成比率(%)	2024 年	構成比率(%)	増 減	増減率(%)
計	197,507	100.0	192,892	100.0	4,615	2.4
行政運営経費	143,034	72.4	133,976	69.5	9,057	6.8
基本経費	2,759	1.9	2,525	1.9	234	9.3
人力運営費	140,275	98.1	131,451	98.1	8,824	6.7
財 務 活 動	1,008	0.5	3,073	1.6	▲ 2,065	▲ 67.2
事 業 費	53,465	27.1	55,842	28.9	▲ 2,377	▲ 4.3

* 歳入予算、歳出予算とも蔚山市の各年度の消防特別会計予算書より作成

《政策・事業》（蔚山市市消防本部「2025年度主要業務計画」より）

政策の柱	推進課題
企業の消防安全支援の拡大	1. 大規模投資事業等企業の消防安全の拡大 2. 市民の安全のための災難対応システム高度化
市民が体感する消防サービスの提供	1. 安全が日常となる文化の定着 2. 市民生活密着型消防サービスの提供 3. 災難の一步先を行く消防安全対策の推進
〔特殊施策〕蔚山の災難環境に適合した特殊災難訓練センター運用 〔新規事業〕実火災船舶訓練場設置、多目的消防ヘリコプター新規導入	

【主要事業】

○ 企業の消防安全支援の拡大

1. 大規模投資事業等企業の消防安全の拡大

《政策目標》投資協約企業に対する消防民願の技術支援の拡大、事業場の安全管理コンサルティングを通ずる投資しやすい企業都市としての支援

- ・ 企業や地域経済活力を支える「消防民願技術支援」
 - ・ 性能本位の設計事前コンサルティング専任人材指定運営
 - ・ 建築同意に当たって事業場の「設計から完工まで」技術支援（消防法令解析支援による新技術事業の許認可手続き短縮等）
 - ・ 消防本部「危険物技術支援チーム」による事業場別継続モニタリング（行政指針制定、法令解析等支援）
- ・ 産業成長に合わせた消防安全管理の強化
 - ・ 国家産業団地火災安全調査実施
 - ・ 電気自動車専用工場新設等「大規模工事場安全管理対策」施行
 - ・ 造船業外国人労働者対象消防訓練及び安全教育強化（外国人労働者：現代重工業 4,500 人余、ミポ造船 2,800 人余等）
 - ・ 新産業（二次電池・水素等）の特性別専門知識に基づく現場対応体制の構築（民・官合同火災対応班構成及び役割分担）
- ・ 民・官協業による自律安全管理
 - ・ 「訪問する消防安全コンサルティング」運営（各企業向けにカスタマイズされた安全診断を通ずる問題点抽出と改善方案協議）
 - ・ 消防と企業体の情報交流、協働の強化（協議体設置、CEO 懇談会等）

2. 市民の安全のための災難対応システム高度化

《政策目標》最高水準の消防装備と先端技術を基盤とする災難対応システムを活用、大規模災難に対し優れた消防力と迅速な対応で市民の安全を確保

- ・ 先端装備を活用した災難現場迅速対応
 - ・ 地域災難特性を考慮した特殊消防車両の導入（軽型 CAF 電気ポンプ車、高性能ポンプ車、双方向消防車、無人破壊放水車、ドローン映像分析車）

- ・「ドローン映像分析システム」活用、事故現場立体的モニタリング及び状況分析（熱画像分析による火点及び火災様相判断、高画質映像リアルタイム伝送）
- ・「消防ヘリカイト」（ヘリウムで満たされた風船とドローン技術を組み合わせて空中に浮かぶように設計された装備）を活用した国家産業団地災難監視
- ・「偵察ロボット」を活用し、建物内部等の初期状況及び危険要素を把握
- ・災難現場での自衛消防隊の応援出動強化
 - ・自衛消防隊応援協定による協業強化（現在 56 社と協定締結完了）
 - ・産業団地内の大規模火災発生時、近隣の自衛消防隊に応援出動積極要請（自衛消防隊：化学消防車等の車両 102 台、人員 1,881 人）
- ・デジタルベースの状況管理と迅速な出動システムの整備
 - ・人工知能を基盤とするドローン人命救助システム開発（AI オブジェクト認識、探索経路推薦等の災難現場に最適化されたドローンシステム）
 - ・最新の GIS（地理情報システム）活用し正確な災難地点を伝達
 - ・災難関連機関間の次世代災難安全通信網 PS-LTE 常時稼働
 - ・広域緊急車両優先信号システム構築（交通信号自動制御）

○ 市民が体感する消防サービスの提供

1. 安全が日常となる文化の定着

《政策目標》市民が直接見て、聞いて、体験する市民参加型安全文化イベントを拡大し、デジタルコンテンツを活用した消防広報を強化

- ・産業と文化が共にする「蔚山 119 安全文化祭」開催
 - ・観覧客 4 万人以上、(場所) UECO、(プログラム) 100 以上（産業都市蔚山の地域特性を活かした VR、AR など先端安全体験運営）
- ・市民参加型体験及び大会の推進
 - ・「家族安全 119 体験イベント」（5 月）、「一般人心肺蘇生術コンテスト」（5 月）、歌を通じて安全を学ぶ「第 26 回蔚山 119 童謡大会」（6 月）、通信災難に備える「第 2 回蔚山広域市長杯アマチュア無線交信大会」（7 月）、こども生活安全学習評価、「不注意子どもの庭」（9 月）、ドローン運営活性化のための「第 4 回蔚山広域市長杯ドローン競技大会」（10 月）
- ・市民とのコミュニケーションのための広報チャンネルの多様化
 - ・多様なデジタルコンテンツ戦略の策定（関心度の高いテーマについての自発的拡散による広報等）
 - ・市民の安全情報アクセシビリティ向上のためのリアルタイムマスコミ報道資料提供

2. 市民生活密着型消防サービスの提供

《政策目標》市民の日常が安らかで幸せな都市蔚山のためのきめ細かな消防安全網を構築

- ・生活における安全事故の防止
 - ・「シニア消防隊」の運営（退職消防公務員、義勇消防隊等の活用による住宅用消防

- 施設の設置、生活の中のリスク要素除去活動。高齢者雇用事業と連携)
- ・市民の日常生活の安全のための「119 生活安全隊」運営 (26 隊)
- ・春 (4~5 月)、秋 (9~11 月)「山岳安全の守り」、夏季 (7~8 月)「市民水上救助隊」及び「水遊び安全の守り」(海水浴場、溪谷等)を運営
- ・住宅火災安全支援
 - ・老朽消火器交換・支給 (6,000 世帯)、住宅用消防施設普及 (災害弱者 9,500 世帯)、火災被害住民支援センター運営等
- ・重症患者生存率の向上
 - ・市民心肺蘇生術の普及拡大 (「訪問心肺蘇生術教育チーム」運営活性化)
 - ・重症外傷患者の生存率向上のための「ドクター119-EMS」運営 (重症患者発生時、圏域外傷センター医療スタッフを搭乗させた救急車の追加出動)
- ・義勇消防隊の役割拡大
 - ・災難環境の変化に対応した専門義勇消防隊の運営 (11 個隊：水難、化学、山岳、多文化、ドローン、大学生、心肺蘇生専門隊)
 - ・気象特報時の危険地域パトロール、祝祭日の伝統市場の安全点検など予察活動の強化

3. 災難の一步先を行く消防安全対策の推進

《政策目標》新しい種類の災難にも隙間のない対応態勢を確立し、市民が安全に生活できる環境を造成

- ・火災脆弱施設安全管理の強化
 - ・地階設置電気自動車充電所 (281 カ所)：対応能力強化のための現地適応訓練
 - * 電気自動車火災発生状況 (「19 年～」24.12 月)：(全国) 228 件/ (蔚山) 2 件 (配線欠陥交通事故)
 - ・無人店舗 (571 カ所)：基礎消防施設設置及び CCTV 活用自己監視強化システム
 - ・伝統市場 (41 カ所)：自衛消防隊予防パトロール及び火災警戒、火災時初期対応 (自衛消防隊 37 隊)
 - ・老人療養施設 (療養病院 41 カ所、療養院 50 カ所 安全管理懇談会及び合同訓練実施等)
 - ・電池関連事業場 (素材・完成品 16 社、エネルギー貯蔵装置 51 社 管理カード整備、火災安全調査、仮想火災対応訓練実施)
- ・風水害及び水難事故対応対策の推進
 - ・低地帯浸水に対する大容量排水車 (2 台) 配置、水難安全施設一斉整備 (警告標識 201、簡易救助器具 5)
 - ・義勇消防隊及び 119 市民水上救助隊現場配置による水遊び事故予防 (水難専門義勇消防隊、民間ボランティア等によるパトロール等)
- ・大型山火事対応能力の強化
 - ・対応機関間の災難情報の共同活用等の統合対応体制の構築 (国家災難通信網 (PS-LTE) 活用情報共有、山林庁山火事状況管理システムの共同活用)

- ・全国消防ヘリ(32台)：山火事鎮火共助体系強化
- ・山火事鎮圧装備補強(陰地ポンプ車1台)及び主要山林鎮圧作戦図作成

○〔特殊施策〕蔚山の災難環境に適合した特殊災難訓練センター運営

1. 「実戦中心」教育訓練運用

・教育訓練の概要

対象：消防公務員及び自衛消防隊

教育課程：19コース63回、年1,092人(消防684人、民・官408人)

運営人員：55人(特殊災難訓練チーム11人、補助講師44人)

・特殊災難訓練センター概要

事業期間：「22年～」25年2月/所要予算：143億ウォン

場所：蔚山南区四平路(現特殊災難訓練センター敷地)

規模：建築物5棟、延べ面積2,186.79m²、訓練施設7種

2. 「国際港湾有害物質対応過程」運営

・過程の概要

対象：アジア8カ国12ヶ港の安全管理者など40人

*スリランカ、バングラデシュ、マレーシア、インドネシア、タイ、カンボジア、ベトナム、フィリピン

課程名：国際港湾有害物質対応過程(EUアジアGPSプロジェクト)

委託機関：駐シンガポールフランス大使館

教育日程：1期('25.4.14.~4.25.)/2期('25.9.15.~9.26.)

教育費：1期当たり13,300千ウォン程度

○〔新規事業〕

1. 実火災船舶訓練場設置

船舶火災等への対応能力強化のための実戦と同様の環境の訓練施設

・事業概要

事業期間：2025年~2026年

場所：蔚山南区四平路(現特殊災難訓練センター敷地)

規模：鉄骨組、27m×9m×12m

事業費：4,980百万ウォン(国1/2、1/2)

2. 多目的消防ヘリコプター新規導入

国家産業団地、大型山火事及び山岳救助活動に対するヘリコプターの補強

・事業概要

事業期間：2025年~2028年(2025年契約、2028年納入・配置運用)

事業内容：多目的消防ヘリコプター1機新規導入

事業費：30,000百万ウォン(国1/2、市1/2)

5. 義勇消防隊

義勇消防隊（略称は「義消隊」）とは、火災その他の各種災難の防止とその收拾に積極的に参加して住民の生命、財産の保護と地域の発展を図るために、各市・邑・面の単位で、その地域に居住する住民の中から奉仕と犠牲的精神を持つ者により組織される、無報酬の自律的奉仕団体である。義勇消防隊は、「日本の植民地時代の消防組にはじまり、警防団という名称で引き継がれ運用されてきたが、1958年の消防法制定時に、火災鎮圧業務が持つ非常時性と予算の効率性という二つの側面を考慮し初めて法律に導入されてその設置規定が整えられた」（「消防行政学概論」（2020年8月第4版）p175）。

設置の根拠法は「義勇消防隊設置及び運営に関する法律」である。義勇消防隊については、従来「消防基本法」とその委任を受けた市・道の条例により運用されてきたが、近年の予測不可能な災難の急増、災難の規模の大型化、災難の種類が多様化等に対応するため、2014年1月に本法律が制定された（施行は同年7月）。

(1) 「義勇消防隊の設置及び運営に関する法律」の主な規定事項は次のとおりである。

① 義勇消防隊の設置等（第2条、第2条の2）

- ・特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」）又は消防署長は、災害現場で火災鎮圧、救助・救急等の活動と火災予防活動に関する業務（以下「消防」）を補助するため義勇消防隊を設置することができる。
- ・義勇消防隊は、特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道（以下「市・道」）、市・邑又は面に置く（邑、面は基礎自治団体である郡に置かれる下部行政区域）。
- ・市・道知事又は消防署長は、必要な場合、管轄区域を別に定めてその地域に義勇消防隊を設置することができる。
- ・市・道知事又は消防署長は、必要な場合、義勇消防隊を火災鎮圧等を専担する義勇消防隊（「専担義勇消防隊」）として運営することができる。
- ・義勇消防隊の崇高な奉仕と犠牲精神を知らせ、その業績を称えるために、毎年3月19日を義勇消防隊の日に定めて記念行事を行う。

○義勇消防隊の設置については ⇒ 「義勇消防隊の設置及び運営に関する法律施行規則」（以下本項において「規則」）第2条

- ・法に規定されている「専担義勇消防隊」（火災鎮圧等を専担する消防隊）のほか、
- ・「男性だけで構成する義勇消防隊」、「女性だけで構成する義勇消防隊」、「男性と女性で構成する義勇消防隊」に区分して設置することができる。
- ・地域の特性に従い、消防業務関連の専門技術・資格を有する者等で構成する「専門義勇消防隊」を設置することができる。

○義勇消防隊の名称、役割については ⇒ 規則第3条及び別表2

- ・男性義勇消防隊…… 火災現場での火災鎮圧、救助救急、火災予防、広報等
- ・女性義勇消防隊…… 火災現場での火災鎮圧、救助救急、火災予防、広報等
- ・義勇消防隊（混成義勇消防隊）… 火災現場での火災鎮圧、救助救急、火災予防、広報等（管轄区域の人口減少等地域の与件に応じて組織）

- ・ 義勇消防隊地域隊・・・ 火災現場での火災鎮圧、救助救急、火災予防、広報等
- ・ 専門義勇消防隊・・・ 山岳、河川等地域の特殊性に応じ消防業務に関連した専門資格保有者等で構成され、災難現場等で消防活動
- ・ 専担義勇消防隊・・・ 火災鎮圧に必要な施設と装備を有し火災等危急の状況発生時に消防活動

② 義勇消防隊員の任命・解任及び組織等（第3条～第5条）

- ・ 市・道知事又は消防署長は、その地域に居住又は常駐する住民のうち希望する者として、次のいずれかに該当する者を義勇消防隊員として任命する。
 - a. 管轄区域内で安定した事業場に勤務する者
 - b. 体が健康で協働精神が強い者
 - c. 犠牲精神と奉仕精神が透徹すると認められる者
 - d. 消防施設工事業法による消防技術関連資格・学歴又は経歴のある者
 - e. 医師・看護師又は救急救助資格を有する者
 - f. その他義勇消防隊の活動に必要な技術と才能を有する者
- ・ 市・道知事又は消防署長は、義勇消防隊員が次のいずれかに該当するときは解任しなければならない。
 - a. 所在がわからない場合
 - b. 管轄区域外に移住した場合（迅速な災難現場到着等隊員としての活動に支障がないと認められる場合は除く。）
 - c. 心身障がいで職務を遂行できないと認められる場合
 - d. 職務を怠慢にしたり、職務上の義務を履行しなかった場合
 - e. 行為禁止義務に違反した場合
 - d. その他行政安全部令で定める事由に該当する場合
- ・ 義勇消防隊員の定年は65歳とする。

③ 組織（第6条）

- ・ 義勇消防隊には、隊長・部隊長・部長・班長及び隊員を置く。
- ・ 隊長、部隊長は、義勇消防隊員のうちから管轄消防署長の推薦により市・道知事が任命する。
- ・ その他義勇消防隊の組織等に必要な事項は行政安全部令（規則）で定める。

○ 義勇消防隊の組織、分掌事務については ⇒ 規則第8条及び別表5

《男性義勇消防隊、女性義勇消防隊、混成義勇消防隊》

- ・ 総務部＝庶務班（義勇消防隊の企画、運営、人事等）
補給班（義勇消防隊の経理、調達、装備物品管理等）
- ・ 防護部＝対応班（火災警戒、鎮圧、消防用水管理、対応、取捨支援、隊員への連絡、招集、教育訓練等）
救助救急班（住民の退避、救護、救助救急活動）
- ・ 指導部＝予防広報班（火災予防活動、火の用心キャンペーン、住民指導、広報等）
現場管理班（消防関連各種行事の支援、現場活動隊員の安全）

《義勇消防隊地域隊》

- ・ 総務部＝庶務班（義勇消防隊の企画、運営、人事、経理、調達、装備、物品管理等）
予防訓練班（火災安全調査補助、住民指導、広報、隊員教育訓練等）
- ・ 防護部＝対応班（火災警戒、鎮圧、消防用水管理、対応、収拾支援、隊員への連絡、招集、教育訓練等）
救助救急班（火災現場の負傷者対応支援、住民の応急処置、罹災民救助、治療処置等）

《専門義勇消防隊》

- ・ 総務部＝庶務班（義勇消防隊の企画、運営、人事、経理、調達、装備、物品管理等）
予防訓練班（消防特別調査補助、住民指導、広報、隊員への連絡、招集、教育訓練等）
- ・ 防護部＝対応班（火災鎮圧、人命救助、救急活動支援、災難の初期対応、収拾支援等）
情報班（災難・災害に関する情報収集・活用、建築、土木、電気、化学等に関連する情報の提供）

《専担義勇消防隊》

- ・ 総務部＝庶務班（義勇消防隊の企画、運営、人事、経理、調達、装備、物品管理等）
安全管理班（住民の退避、救護、現場活動隊員の安全管理等）
- ・ 防護部＝対応班（火災警戒、鎮圧、消防用水の維持管理、災難の初期対応、収拾支援等）
訓練班（隊員の教育訓練等）

○ 隊長等の任期については ⇒ 規則第 10 条

- ・ 隊長＝3 年とし 1 回のみ再任可
- ・ 部隊長＝3 年
- ・ 上記以外で義勇消防隊員の任期に関する事項は市・道条例で定める。

○ 義勇消防隊の定員等については ⇒ 規則第 11 条

- ・ 市・道義勇消防隊＝60 人以内
- ・ 市、邑義勇消防隊＝60 人以内
- ・ 面義勇消防隊＝50 人以内
- ・ 義勇消防隊地域隊＝50 人以内
- ・ 専門義勇消防隊＝50 人以内
- ・ 義勇消防隊は、管轄行政区域（洞、里）単位で均衡をもって配置されるよう任命しなければならない。

○ 義勇消防隊運営委員会（規則第 12 条）

- ・ 市・道知事又は消防署長は義勇消防隊運営に関する重要事項（隊員の解任、隊長及び部隊長の推薦、義勇消防隊等の活動評価、褒章、災害補償金等）を審議するため義勇消防隊運営委員会を設置しなければならない。

④ 任務（第7条）

- ・火災の警戒と鎮圧業務の補助
- ・救助・救急業務の補助
- ・火災等災難発生時の避難及び救護業務の補助
- ・火災予防業務の補助
- ・その他行政安全部令で定める事項

⑤ 義勇消防隊員の勤務等（第9条、第10条）

- ・義勇消防隊員は非常勤とする。
- ・消防本部長又は消防署長は、消防業務を補助させるために必要なときは義勇消防隊員を召集することができる。
- ・義勇消防隊員は、上記召集命令により火災、救助・救急など災難現場に出動し、消防本部長又は消防署長の指揮と監督を受けて消防業務を補助する。
- ・専担義勇消防隊員は、消防本部長又は消防署長の召集命令がなくても緊急又は通信断絶等特別な場合には、自ら火災鎮圧を行うことができる。この場合、専担義勇消防隊長は、火災鎮圧に関して消防本部長又は消防署長に報告しなければならない。

⑥ 行為の禁止（第11条）

- ・義勇消防隊員は、義勇消防隊の名称を用いて次の行為をしてはならない。
 - a. 寄付金を募集する行為
 - b. 営利目的で義勇消防隊の名義を使用する行為
 - c. 政治活動に関与する行為
 - d. 訴訟・紛争・争議に参加する行為
 - e. その他義勇消防隊の名誉を毀損する行為

⑦ 服務に対する指導・監督、教育・訓練（第12条、第13条）

- ・消防本部長又は消防署長は、義勇消防隊員がその品位を維持できるように服務に対する指導・監督を行わなければならない。
- ・消防庁長、消防本部長又は消防署長は、義勇消防隊員に対して教育・訓練を実施しなければならない。
- ・教育・訓練の内容、周期、方法等に必要な事項は行政安全部令で定める。

⑧ 義勇消防隊員の経費及び災害補償等（第14条～第17条）

- ・〔経費の負担等〕 義勇消防隊の運営及び活動等に必要な経費は、当該市・道知事が負担する。国は経費の一部を予算の範囲で支援することができる。市・道知事は、義勇消防隊の円滑な業務遂行のために事務空間の提供など必要な支援を行うことができる。
- ・〔召集手当等〕 市・道知事は、義勇消防隊員が任務を遂行するときは、予算の範囲で手当を支給することができる（手当の支給方法等に必要な事項は、行政安全部令で定める基準により市・道の条例で定める。）。

○招集手当については ⇒ 規則第 19 条

- ・招集手当は、消防尉に適用される時間外勤務手当の単価で支給する。
- ・招集手当は 1 時間単位で計算し、1 日について 8 時間を超過することができない（但し、「災難及び安全管理基本法」による特別災難地域が宣布された地域で任務を遂行する場合には 8 時間を超過すること可）。

* 消防尉の時間外勤務手当の単価 = 13,313 ウォン

- ・〔活動費支援〕 市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長）は、管轄区域で義勇消防隊員が任務を遂行する場合、その任務遂行に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。
- ・〔褒賞等〕 消防本部長又は消防署長は、義勇消防隊及び義勇消防隊員別に活動実績を評価・管理し、これに基づき成果中心の褒賞等を行うことができる（義勇消防隊及び義勇消防隊員別活動実績評価・管理方法及び褒賞等に関して必要な事項は、行政安全部令で定める基準により市・道の条例で定める。）。

○褒賞については ⇒ (例)「京畿道義勇消防隊設置及び運営条例」第 19 条

- ・道知事又は消防署長は、任務遂行において功績がある義勇消防隊又は義勇消防隊員に対し「京畿道褒賞条例」及び指針に従い褒賞することができる。

- ・〔災害補償等〕 市・道知事は、義勇消防隊員が任務の遂行又は教育・訓練により疾病にかかり、負傷し、死亡したときは、行政安全部令で定める範囲で市・道の条例で定めるところにより補償金を支給しなければならない。市・道知事は、災害補償の補償金支給のために保険に加入することができる。

○災害補償については ⇒ 規則第 21 条及び別表 8

補償等級		補償金決定基準	備考
療養補償		消防士 10 号俸 俸給額 5 年分	
葬祭補償		消防士 10 号俸 俸給額 3 カ月分	
遺族補償		消防士 10 号俸 俸給額 10 年分	
身体等級別 障がい補償	第 1 級	遺族補償金の 100/100	負傷の範囲及び等級に関しては「義死傷者等の礼遇及び支援に関する法律施行令」別表 1 を準用する。
	第 2 級	遺族補償金の 88/100	
	第 3 級	遺族補償金の 76/100	
	第 4 級	遺族補償金の 64/100	
	第 5 級	遺族補償金の 52/100	
	第 6 級	遺族補償金の 40/100	
	第 7 級	遺族補償金の 20/100	
	第 8 級	遺族補償金の 10/100	
	第 9 級	遺族補償金の 5/100	

⑨ 全国義勇消防隊連合会設立等（第 18 条～第 22 条）

- ・ 災難管理のための自律的奉仕活動の効率的運営及び相互協力増進のために全国義勇消防隊連合会（「全国連合会」）を設立することができる。
- ・ 全国連合会の構成及び組織等に必要な事項は行政安全部令で定める。
- ・ 〔業務〕 全国連合会の業務は次の各号のとおり。
 - a. 義勇消防隊の効率的運営のための研究に関する事項
 - b. 大規模災難現場での救助・支援活動のためのネットワーク構築に関する事項
 - c. 義勇消防隊員の福祉増進に関する事項
 - d. その他義勇消防隊の活性化に必要な事項
- ・ 〔会議〕 全国連合会議の会議は、定期総会及び臨時総会に区分する。

定期総会は年に一回開催し、次の事項を議決する。

 - a. 全国連合会の会則及び運営に関する事項
 - b. 全国連合会の事業計画に関する事項
 - c. 会計監査結果に関する事項
 - d. その他会長が総会の案件と想定する事項

臨時総会は、全国連合会の会長又は在籍会員の 3 分の 1 以上が要求する場合に招集する（その他の会議運営に必要な事項は、行政安全部令で定める。）。
- ・ 〔全国連合会議への支援〕 消防庁長は、国民の消防防災奉仕活動の参加増進のために全国連合会の設立及び運営を支援することができる。
- ・ 〔全国連合会への指導及び管理・監督〕 消防庁長は、全国連合会の運営等に対して指導及び管理・監督をすることができる。

(2) 隊数及び隊員数

2024 年末の隊数は全体で 3,979 隊、隊員数は 92,484 人である（隊名の区分については上記（1）①参照）。

	隊 数 (隊)					隊 員 数 (人)				
	合 計	本隊	地域隊	専門隊	専担隊	合計	本隊	地域隊	専門隊	専担隊
合計	3,979	2,897	610	277	195	92,484	70,594	11,853	5,766	4,271
ソウル	198	50	119	29	—	4,410	1,598	2,280	532	—
釜 山	190	25	143	22	—	5,292	885	3,766	641	—
大 邱	101	18	61	21	1	2,070	480	1,074	490	26
仁 川	123	104	—	13	6	3,234	2,993	—	124	117
光 州	52	10	27	15	—	1,268	509	502	257	—
大 田	47	10	30	7	—	1,164	501	538	125	—
蔚 山	73	12	50	11	—	1,641	538	906	197	—
世 宗	29	28	1	—	—	734	721	13	—	—
京 畿	442	413	2	15	7	11,217	10,688	32	369	128
江 原	290	236	27	23	4	7,065	5,914	404	675	72
忠 北	169	113	16	10	30	4,467	3,181	293	247	746
忠 南	378	251	44	7	76	8,534	6,027	649	116	1,724
全 北	362	329	14	16	3	7,394	6,941	249	155	49
全 南	544	480	30	23	5	10,457	9,546	443	431	37
慶 北	401	327	15	22	37	10,277	8,646	234	552	845
慶 南	451	369	24	35	23	9,353	7,786	451	667	449
済 州	74	65	1	5	3	2,101	1,923	19	99	60
昌 原	55	52	—	3	—	1,806	1,717	—	89	—

* 「2025 年消防庁統計年報」 p21

* 表中「京畿」は京畿道（南部）と京畿道北部を合わせたもの

また、隊数及び隊員数の変遷は次ページの表のとおりである。直近 10 年程についてみると隊数は微増傾向であるが、隊員数は 9 万数千人でほぼ横這いである。

	隊 数 (隊)					隊 員 数 (人)				
	合 計	本隊	地域隊	専門隊	専担隊	合計	本隊	地域隊	専門隊	専担隊
2014年	3,628	2,497	787	98	246	94,617	71,413	14,782	1,911	6,511
2015年	3,801	2,583	763	212	243	94,216	69,940	14,573	4,085	5,618
2016年	3,853	2,620	741	244	248	94,932	69,989	14,701	4,759	5,483
2017年	3,886	2,648	733	266	239	94,619	68,807	14,576	5,214	6,022
2018年	3,867	2,752	643	250	222	94,253	71,318	12,636	4,979	5,320
2019年	3,883	2,772	630	263	218	95,276	71,367	12,728	5,557	5,624
2020年	3,902	2,804	632	273	193	96,561	71,839	13,942	5,860	4,920
2021年	3,921	2,801	640	294	186	95,645	71,027	13,947	6,207	4,464
2022年	3,940	2,849	616	286	189	95,208	71,750	12,846	6,121	4,494
2023年	3,968	2,864	619	287	198	94,717	71,483	12,424	6,143	4,667
2024年	3,979	2,897	610	277	195	92,484	70,594	11,853	5,766	4,271

* 「2025年消防庁統計年報」 p22

6. 主な消防関係団体

(1) 韓国消防産業技術院

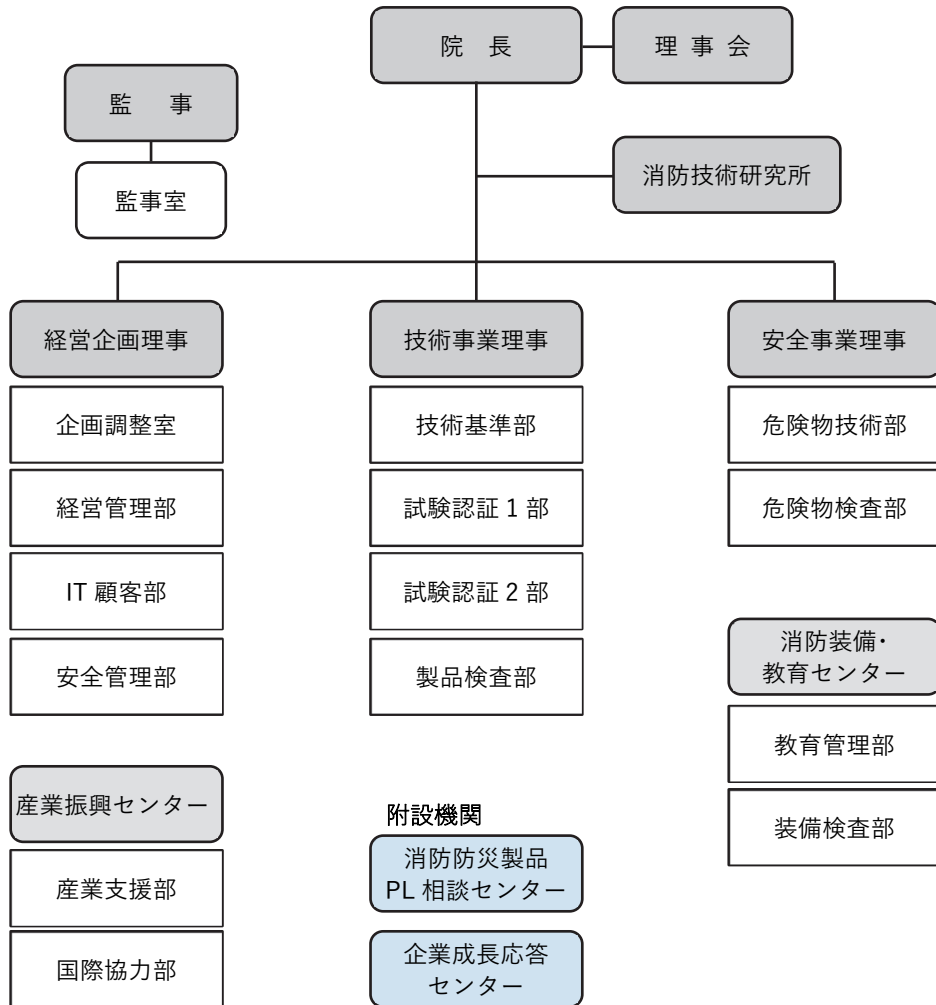
「消防産業の振興に関する法律」(以下「消防産業振興法」)第14条に基づき設立された特殊法人である。財団法人韓国消防検定協会(1977年6月1日設立。1979年7月1日に財団法人韓国消防検定公社に改称、1992年7月1日に特殊法人韓国消防検定公社に改編)を前身とし、2008年12月8日の本法の施行に伴い、同日、韓国消防産業技術院(以下「技術院」)が開設された。本法の規定によるものを除き民法の財団法人の規定が準用される(消防産業振興法第14条第4項)。

消防庁長は技術院の施設及び運営に必要な経費を予算の範囲内で出損、支援することができる(同条第5項)。また、技術院は、事業計画、予算に関し消防庁長の承認を得なければならないこと、業務に関し消防庁長の指導・監督を受けることとされる(同法14条の2第1項～第3項)。

本院所在地は京畿道龍仁(ヨンイン)市にあり、ほかに消防装備センター(忠清北道ウムソン郡)、危険物検査部ヨンドク事務所(京畿道ヨンイン市)、製品検査部(京畿道ヨンイン市)、製品検査部南部事務所(大邱広域市タルソ区)がある。職員数は279人(2024年末基準)である。

① 組織

《韓国消防産業技術院組織》



(韓国消防産業技術院ホームページより)

* 「消防基本法」は、第7章の2(第39条の3～第39条の7)において消防産業の育成・振興及び支援等を規定している。すなわち、国は、消防産業(消防用機械・器具の製造、研究・開発及び販売等に関する一連の産業)の育成・振興のための計画樹立等行政上・財政上の支援施策を取らなければならないこと定める(消防基本法第39条の3)ほか、消防産業と関連する技術開発を促進するため技術開発を実施する者に対する資金を出損、補助することができること(同法第39条の5)、国家等の研究機関に消防技術の研究・開発を行わせることができること(同法第39条の6)等が規定されており、技術院はこれらの規定による国庫補助等や研究・開発実施の対象機関の一つである(第39条の6第1項)。

② 業務

技術院の行う事業として法が列举する項目は多岐にわたる(消防産業振興法第14条第3項)。

a. 消防産業の育成と消防産業技術振興のための政策・制度の調査・研究

- b. 消防産業の基盤造成及び創業支援
- c. 消防産業専門人材の養成支援
- d. 消防産業発展のための消防装備普及、拡大とマーケティング支援
- e. 消防産業の発展のための国際協力及び海外進出の支援
- f. 消防事業者の品質管理能力と専門性向上に必要な事業
- g. 消防装備の品質確保、品質認証及び新技術・新製品に関する認証業務
- h. 消防産業に関するデータベースの構築・運営、出版、技術講習及び広報
- j. 消防用機械・器具、消防施設及び危険物安全に関する調査・研究・技術開発及び支援
- k. 「危険物安全管理法」第 8 条第 1 項後段による弾力安全性能試験
- l. この法律又は他の消防関係法令に規定された事業として消防庁長、市・道知事又は消防機関の長が委託又は代行させる事業
- m. その他技術院の設立目的を達成するために必要な事業

なお、技術院の主要業務として、技術院ホームページには次の 5 項目が掲げられている。収益の点から見ると、「検査・検証収益」が収益全体の約 92%を占めている（下表参照）。

- ・ 消防産業振興及び技術開発、政策・制度の調査及び研究
- ・ 消防産業発展のための国際協力及び海外進出支援
- ・ 消防装備検査、精密点検及び解体整備
- ・ 危険物安全管理のための貯蔵タンク、二重壁タンク等の安全検査、危険物性状判定検査
- ・ 消防用品の試験、検査（型式承認、性能認証、製品検査、KFI 認証、防災性能検査）

* KFI 認定とは、技術院の自主事業として、消防用機械器具の性能、形状、構造、材質等を審査し認定するもの

（単位：千ウォン）

区 分	2024 年	2023 年
賃貸・斡旋・利用事業収益	46,309 (0.08%)	48,284 (0.08%)
検査・検証収益	54,403,827 (91.7%)	53,779,761 (92.5%)
付帯事業収益	822,721 (1.4%)	730,516 (1.3%)
その他の事業収益	4,085,602 (6.9%)	3,601,979 (6.2%)
合 計	59,358,458 (100.0%)	58,160,539 (100.0%)

* 韓国消防産業技術院 2024 年財務諸表付属書類より作成

《技術院の消防用品検査・検証（認証）業務》

消防庁長は、防災性能検査、消防用品の型式承認、性能認証、優秀品質認証等の業務の一部を技術院に委託することができることとされ（消防施設設置及び管理に関する法律第 50 条）、技術院は、これらの業務（防災性能検査、型式承認、性能認証、製品検査及び優秀品質認証（同法第 5 章 消防用品の品質管理（第 37 条～第 45 条））の実施機関である（消防用品の品質管理等に関する規則第 1 章の 2、第 2 章、第 3 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章）。

《技術院の危険物の安全管理に係る機能》

危険物の製造所等を設置しようとする者は市・道知事の許可を受けなければならない（危険物安全管理法第6条）が、技術院が行う検討を受けその結果が基準に適合する場合、市・道知事は許可しなければならない（危険物安全管理法施行令第6条第2項）。また、危険物タンクの設置等をしようとする者はその完工検査に先立ち市・道知事の行うタンク安全性能検査を受けなければならないが、技術院が行うタンク安全性能試験を受けている場合はタンク安全性能検査の全部又は一部を免除することができる（危険物安全管理法第8条）。

また、消防庁長、市・道知事、消防本部長、消防署長は、危険物安全管理法に基づく業務の一部を技術院に委託することができる（危険物安全管理法第30条第2項、同法施行令第22条）。

③ 財務

《要約財務状態表》

（単位：百万ウォン）

区 分		2020年決算	2021年決算	2022年決算	2023年決算	2024年決算
資 産	流動資産	57,253	55,932	62,265	73,799	71,243
	非流動資産	87,983	94,496	93,722	93,273	104,380
	資産総計	145,236	150,428	155,987	167,072	175,623
負 債	流動負債	5,233	6,047	6,504	8,269	8,660
	非流動負債	8,864	7,676	3,760	1,982	968
	負債総計	14,097	13,723	10,264	10,251	9,628
資 本	資本金	139	139	139	139	139
	その他	131,000	136,566	145,584	156,682	165,856
	資本総計	131,139	136,705	145,723	156,821	165,995

《要約損益計算書》

（単位：百万ウォン）

区 分	2020年決算	2021年決算	2022年決算	2023年決算	2024年決算
売上額	45,968	46,567	51,630	58,161	59,358
売上原価	—	—	—	—	—
販売管理費	42,428	42,201	45,092	47,479	49,282
営業利益	3,540	4,366	6,538	10,682	10,076
その他損益	▲128	▲32	170	1,241	▲22
金融利益	1,066	857	1,389	3,043	3,031
法人税費用差引前純利益	4,478	5,191	8,097	14,966	13,085
法人税費用	789	663	1,739	3,169	2,671
当期純利益	3,689	4,528	6,358	11,797	10,414
その他包括損益	▲652	1,037	2,659	▲700	▲1,239
総包括損益	3,037	5,565	9,017	11,097	9,175

* 韓国消防産業技術院ホームページより

(2) 韓国消防安全院

韓国消防安全院は、消防基本法第 8 章（第 40 条～第 44 条の 3）に基づく特殊法人である。消防技術や安全管理技術の向上及び広報等を目的として 1980 年 10 月 7 日に「韓国消防安全協会」として設立され、2017 年 12 月の同法改による改正後の同法第 40 条第 1 項に基づく消防庁長の認可を受けて、2018 年 7 月 10 日に「韓国消防安全院」（以下「安全院」）となった。なお、消防基本法による安全院でない者は、韓国消防安全院又はこれと類似の名称を使用することはできない（同法第 44 条の 3）。安全院に対する消防庁の監督について、次のような規定がある（同法第 48 条）。

- ・消防庁長は安全院の業務を監督する。
- ・消防庁長は、安全院に対して業務・会計及び財産に関して必要な事項を報告させ、所属公務員に安全院の帳簿・書類及びその他の物件を検査させることができる。
- ・消防庁長は、必要と認められる場合は正命令等必要な措置をとることができる。
- ・定款変更について消防庁長の認可が必要（同法第 43 条第 2 項）

本法に規定されることを除き民法の財団法人の規定が準用される（同法第 40 条第 3 項）。所在地はソウル特別市永登浦（ヨンドゥンポ）区、職員数は 230 人（2024 年末基準）である。

① 組織

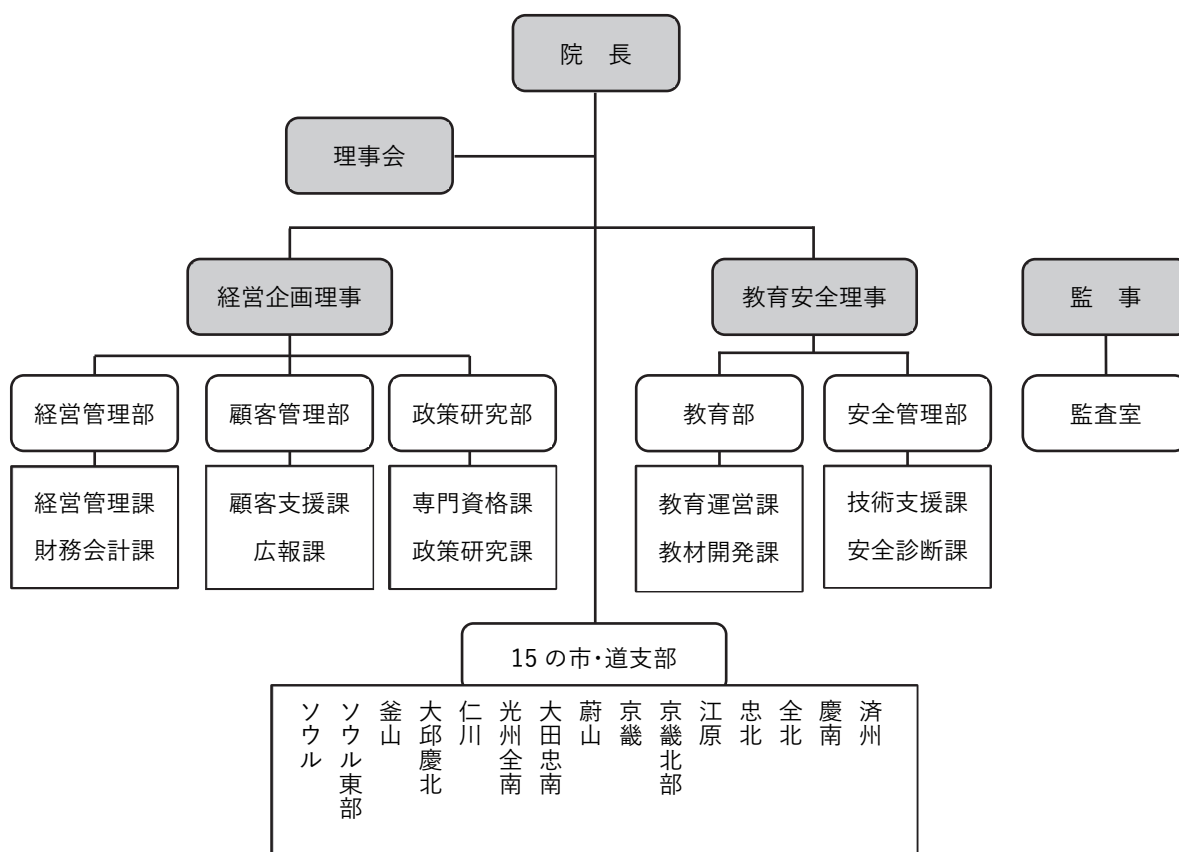
安全院は会員組織であり、会員として安全院が管理する者は以下のとおりである（同法第 42 条）。

- ・「消防施設設置及び管理に関する法律」、「消防施設工事業法」又は「危険物安全管理法」による登録や許可を受けた者で会員になろうとする者
- ・「火災の予防及び安全管理に関する法律」、「消防施設工事業法」又は、「危険物安全管理法」による消防安全管理者、消防技術者又は危険物安全管理者として選任又は採用された者で会員になろうとする者
- ・その他消防分野に関心を有する者や学識・経験が豊富な者で会員になろうとする者

組織は次ページの図のとおりである。全国の市・道に 15 の支部がある。なお、役員について消防基本法は次のような規定を置いている。

- a. 安全院に役員として院長 1 人を含む 9 人以内の理事と 1 人の監事を置く。
- b. 院長及び監事は消防庁長が任命する。

《韓国消防安全院組織》



*韓国消防安全院ホームページより

② 業務

消防基本法第41条に列挙される安全院の業務は次のとおりである。

- a. 消防技術と安全管理に関する教育及び調査・研究
- b. 消防技術と安全管理に関する各種刊行物発刊
- c. 火災予防と安全管理意識高揚のための対国民広報
- d. 消防業務に関し行政機関が委託する業務
- e. 消防安全に関する国際協力
- f. その他会員に対する技術支援等定款で定める事項

安全院の主要業務として同院ホームページには、消防教育、消防広報、安全診断、研究開発・国際交流、会員の福利増進が掲げられている。このうち、消防教育に関しては、消防安全管理、危険物安全管理等の分野について、現場人材育成のための「講習教育」、現場実務能力強化のための「実務教育」、義勇消防隊員及び文化財安全警備員に対する「専門教育」が行われる。これらの「講習教育」や「実務教育」は、「火災予防及び安全管理に関する法律」（第34条）及び「危険物安全管理法」（第28条）に基づき消防対象物の消防安全管理者、危険物安全管理者の受講等が義務付けられているものであり、安全院は、消防庁長が行うこれらの講習、実務教育への講師派遣や受託実施を行う機関とされている（「火災予防及び安全管理に関する法律施行規則」第27条、第29条、「危険物安全管理法施行令」第22条）。

*なお、安全院の長（以下「安全院長」）は、消防技術と安全管理の技術向上のために毎年教育需要調査を行い教育計画を樹立し、消防庁長の承認を受けなければならないこと、安全院長は、消防庁長に当該年度の教育結果を評価・分析して報告しなければならず、消防庁長は教育評価結果を教育計画に反映させることができること等の規定が置かれている（第40条の2）。

③ 財務

安全院の運営経費に関し、消防基本法第44条は次のような規定を置いている。

- ・安全院の運営及び事業にかかる経費は次の財源で充当する。
 - a. 消防技術や安全管理に関する教育及び調査・研究並びに消防業務に関して行政機関からの受託遂行による収入金
 - b. 会員の会費
 - c. 資産運用収益金
 - d. その他の附帯収入

《要約財務状態表》

（単位：百万ウォン）

区 分		2024年決算
資 産	流動資産	30,109
	非流動資産	47,540
	資産総計	77,649
負 債	流動負債	4,582
	非流動負債	—
	負債総計	4,582
資 本	基本純資産	34,645
	普通純資産	38,422
	純資産総計	73,067

《要約運営成果表》

（単位：百万ウォン）

区 分	2020年決算
事業収益	43,091
事業費用	40,200
事業利益	2,891
事業外収益	1,500
事業外費用	4
固有目的事業準備金転入	6,235
固有目的事業準備金返金	6,235
法人税差引前運営利益	4,386
法人税等	1,149
当期運営利益	3,237

*韓国消防安全院ホームページより

（3）大韓消防共済会

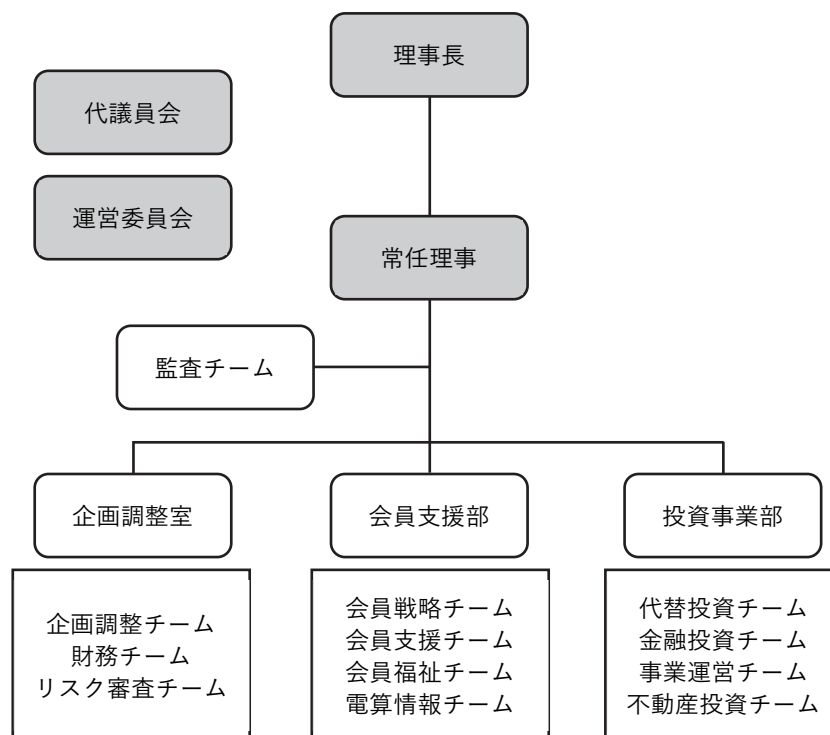
大韓消防共済会（以下「共済会」）は、消防公務員の共済制度（ここでいう「共済制度」とは、会員組織により職務による死亡、負傷に対する支援を行うもの。後述する「公務員年金法」、「公務員災害補償法」による年金や公務災害補償の給付を補完する機能を果たしている。）を運営するための法人である。当初1984年10月29日の内務部長官による「社団法人大韓消防共済会設置許可」を受け民法に基づき設立されたが、1991年11月30日に制定された「大韓消防共済会法」（以下「共済法」）により、従前の「社団法人大韓消防共済会」は、同法に基づく特殊法人となった（共済法附則第2条）。所在地は、ソウル特別市松坡（ソンパ）区松坡大路にある消防共済会館内である。会員数は6万1千人強（2024年12月末基準）、役職員数は

38人（2024年12月末基準）である。なお、共済会は政治活動が禁止されており、また、その役員は政党の党員となることが禁止されている（共済法第4条）。

① 組織

共済会は会員組織であり、一般会員（消防公務員、消防業務を担当する公務員、共済会役職員等で負担金を払う者）、特別会員（消防公務員、消防業務を担当する公務員、共済会役職員等で負担金を払わない者）及び退職会員（退職した消防公務員、消防業務を担当する公務員、共済会役職員等）で構成される（共済法第7条）。会員数は、2024年（12月末基準）で61,082人であり（2013年12月末時点で32,227人）、ここ10年程でも大幅に増加している。全国の消防公務員についてみた場合の加入率（2024年12月末基準）は91.1%である。

《大韓消防共済会組織》



*大韓消防共済会ホームページより

共済会には、議決機関として代議員会及び運営委員会が、執行機関として理事長及び理事が、そして監査機関として監事が置かれる（共済法第9条第1項）。

ア. 代議員会及び運営委員会

《代議員会》

- ・代議員は会員の中から選出され、その数は30人以内の範囲で定款により定められる（共済法第10条第1項、第2項）。任期は3年である（同条第3項）。
- ・代議員会の議決事項は次のとおりである（共済法第11条第2項）。
 - a. 定款の変更
 - b. 理事長、理事及び監事の選出
 - c. 事業の基本計画及び予算の審議

- d. 決算の承認
- e. 理事会及び運営委員会が代議員会の議決を経ることが必要と認める事項
- f. その他定款で定める事項

《運営委員会》

- ・運営委員会は、理事長及び代議員会で選出された委員6名で構成される（共済法第12条第1項）。
- ・運営委員会の議決事項は次のとおりである（共済法第12条第2項）。
 - a. 規程の制定、改定、廃止
 - b. 事業運営に関する細部計画
 - c. 代議員会の会議に付する事項
 - d. 代議員会が委任する事項
 - e. その他事業執行に関連する重要事項

イ. 役員

- ・役員の数値は、理事長1名、理事4人、監事2名の範囲内で定款で定める（共済法第14条）。
- ・理事長及び理事は代議員会から選出され、消防庁長の承認を受けなければならない。理事長と理事の任期は3年とし、監事の任期は2年である。理事長と理事は定款で定めるところにより1回のみ再任可である（共済法第14条第1項～第3項）。
- ・役員職務は次のとおりである（共済法第15条）。
 - 《理事長》 共済会を代表し、代議員会議の議長と運営委員会の委員長となり、共済会の運営と事務を総括する。
 - 《理事》 定款で定めるところにより共済会の業務を分任し、理事長がやむを得ない事由で職務を遂行することができないときは、定款で定めるところによりその職務を代行する。
 - 《監事》 共済会の会計と業務執行事項を監査する。

② 業務

- ア. 共済法が掲げる事業は、次のとおりである。なお、e～gの事業は任意事業という位置付けである（共済法第17条）。
 - a. 会員に対する給付の支給
 - b. 会員のための福祉厚生施設の設置・運営
 - c. 会員の子供に対する奨学事業
 - d. 基金造成のための事業
 - e. 消防関連職務遂行中死傷した会員に対する支援事業
 - f. 殉職した消防公務員の遺族又は公務により負傷し退職した消防公務員の家族に対する支援事業
 - g. 共済会の目的を達成するために必要な範囲での受益事業

イ. 会員のための給付等及び福祉サービス（共済会のホームページより）

《給付金、貸付金》

a. 退職給与

- ・ 老後資金のための一時金型退職給付。毎月給与受領額のうち一定金額を納入し、退職もしくは脱退時に一時金で受け取ることができる。
- ・ 5.17%複利で元金と利子を支給（2025年1月1日から適用）
- ・ 低率課税：最低0%～3%台（加入期間及び払込み金額による。）

b. 一括受託給与

- ・ 余裕資金等を高金利で増殖させるもの
- ・ 下限500万ウォン～上限5億ウォン。加入時の金利で満期まで確定金利適用（2025年07月01日現在1年3.78%、2年3.84%、3年3.85%。金利は年2回（1/1、7/1）調整される。）

c. 分割支給退職給与

- ・ 安定した老後生活のための分割支払退職給付。退職時に退職給与金のうち一定金額を定められた期間（5年～30年）に分割して受け取ることができるもの
- ・ 退職給付税引き後受領額を複利で運用（2025年1月1日から年4.78%。金利は毎年変動）
- ・ 非課税又は低率課税（0%～3.46%）

d. 生活安定資金貸与

- ・ 生活安定の資金が必要なときの資金貸付。会費積立金（脱退予定金額）内で必要資金を貸与
- ・ 貸付金利は年5.47%（2025年1月1日～。子が3人以上の会員は5.17%）

e. 一括担保貸与

- ・ 緊急に資金が必要な場合に一括受託給与貯蓄金納入限度内で必要資金を貸与
- ・ 貸付金利は、一括受託給与加入当時適用利率+0.3%（2024.1.1.基準）

f. 扶助金

消防公務員が業務の遂行により殉職又は傷痕を負った場合等に会員とその家族に所定の金額を支援するもの。

- ・ 殉職給与＝加入口数に応じ100万ウォン、150万ウォン、200万ウォン
- ・ 死亡給与＝加入口数に応じ60万ウォン、80万ウォン、100万ウォン
- ・ 公傷給与＝加入口数に応じ20万ウォン、30万ウォン、40万ウォン
- ・ 出産給与＝1回目10万ウォン、2回目30万ウォン、3回目以上50万ウォン
- ・ 婚姻給与＝10万ウォン

《福祉サービス》

直営ホテル、会員専用リゾート、提携リゾート・ホテル、レジャー、医療等

ウ. 特別慰労金（殉職・公傷者特別慰労金）

火災鎮圧及び救助・救急業務の遂行やこれに関連する教育訓練中に殉職し又は傷痕を負った消防公務員に支給される慰労金である。会費支払いの有無を問わない。

・給付金額

殉職特別慰労金：公務員報酬規定による消防尉 5 号俸 俸給月額 の 18 カ月分

公傷特別慰労金：公務員報酬規定による消防尉 5 号俸 俸給月額 の 3 カ月分

エ. 共済会は、その経営目標として資金運用等による資産の増大を掲げており、2025 年は収益額 1,389 億ウォン、収益率 5.5% を目標としている。なお、投資資産の金額、収益率の推移は下表のとおりである。

《収益額推移》

(単位：億ウォン)

区 分	2022 年実績	2023 年実績	2024 年実績	2025 年目標
資金運用事業	▲92	1,240	1,409	1,257
会員貸与事業	49	78	82	88
賃貸及びホテル事業等	47	45	41	44
収 益 計	4	1,363	1,532	1,389

《投資資産現況》

単位：億ウォン)

区 分	2021 年		2022 年		2023 年		2024 年		
	金額	収益率	金額	収益率	金額	収益率	金額	収益率	
金融 投資	株 式	2,931	16.8%	2,298	▲20.0%	2,867	22.0%	3,467	12.5%
	債 権	3,688	1.1%	3,498	▲4.4%	5,107	8.4%	8,796	6.2%
	代替投資	4,196	22.1%	5,751	9.1%	6,230	5.9%	7,044	6.4%
事 業 投 資	1,473	7.5%	1,284	17.9%	1,466	5.4%	1,151	13.8%	

*各年 12 月末基準

*大韓消防共済会のホームページより

③ 財務

共済会の財政は、会員の負担金及びその他収入により賄われる（共済法第 18 条第 1 項）。国家又は地方自治団体は共済会の保護育成や事業支援のため補助金を支給することができる（同条第 2 項）。

財務の状況は下表のとおりである。

《要約財務状態表》

(単位：億ウォン)

区 分	2021 年決算	2022 年決算	2023 年決算	2024 年決算	
資 産	流動資産	1,703	2,317	3,171	4,953
	非流動資産	12,710	12,969	16,035	20,360
	資産総計	14,412	15,286	19,207	25,313
負 債	流動負債	42	21	14	16
	非流動負債	2,224	2,319	2,795	3,402
	負債総計	2,266	2,340	2,809	3,418
資 本	資本金	10,253	11,440	14,406	19,530
	その他	1,894	1,505	1,992	2,365
	資本総計	12,147	12,945	16,398	21,895

《要約損益計算書》

(単位：百万ウォン)

区 分	2021年決算	2022年決算	2023年決算	2024年決算
営業収益	911	765	1,030	1,523
営業総利益	861	688	986	1,413
営業利益	778	595	893	1,312
法人税差引前純利益	407	146	196	266
当期純利益	393	143	189	280

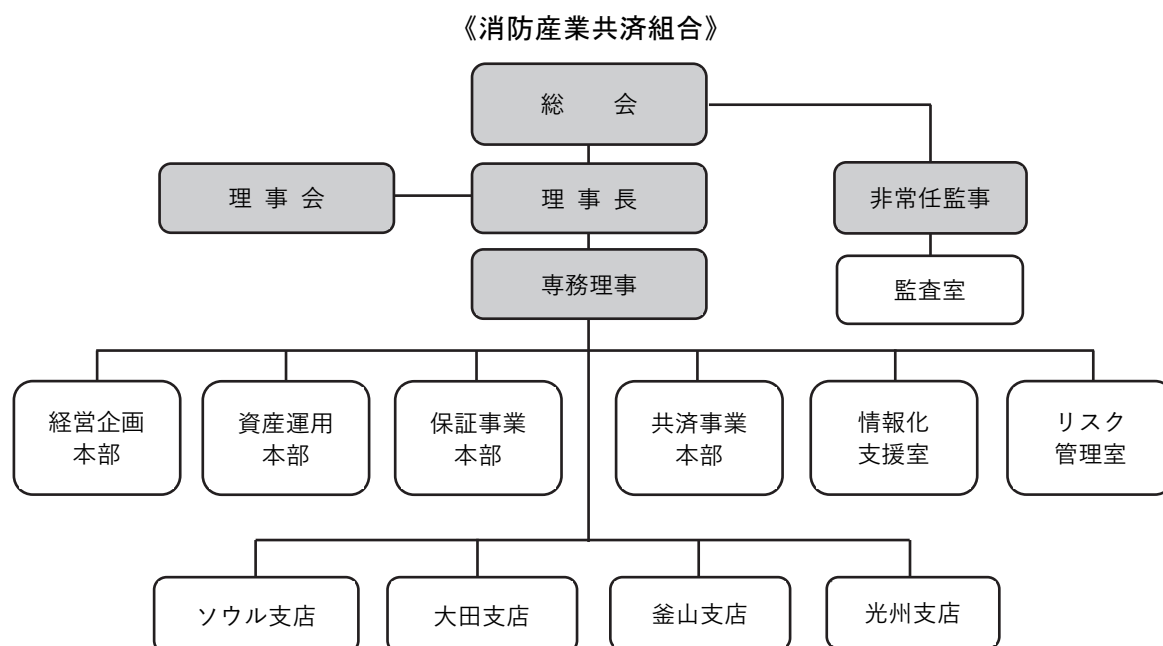
* 大韓消防共済会のホームページより

(4) 消防産業共済組合

消防産業共済組合（以下「共済組合」）は、2008年6月に制定された「消防産業の振興に関する法律」の第7章 消防産業組合（第23条～第33条）の規定により2009年4月に設立された特殊法人である。

共済組合は、消防事業者の自律的な経済活動促進を図り消防産業の健全な発展のため「各種の資金貸付や保証等を行う」ことを目的とするもので、消防庁長の許可を受けて消防事業者が設立したものである（同法第23条第1項）。ここでいう「消防事業者」とは、消防産業（消防施設等の製造・販売業、消防施設管理業、消防施設業、危険物運搬容器製作・販売業、危険物製造所等の設計・施工業、危険物タンクの製作・販売業）と関連する経済活動を営む者をいう（同法第2条）。本法に規定するものを除き、民法の社団法人に関する規定及び商法の株式会社の計算に関する規定が準用される（同法第23条第5項）。

① 組織



* 消防産業共済組合ホームページより

共済組合の基本財産は、組合員の出資金、共済掛金、預託金、消防産業関連機関・団体や公共機関の出損金等で造成される（同法第 25 条）。ソウル特別市瑞草（ソチヨ）区に所在する本社のほかに、4つの支店（ソウル支店、大田支店、釜山支店、光州支店）がある。職員数は 45 人である。

《加入企業体数等》 (出資金単位：百万ウォン)

区分	企業体数	出資金	口座数
2024 年	7,913	214,535	410,188
2023 年	7,775	210,444	404,224
2022 年	7,652	204,857	391,800
2021 年	6,934	185,139	370,280
2020 年	6,475	166,129	332,279

* 消防産業共済組合ホームページより

② 業務

消防産業の振興に関する法律第 24 条が列挙する事業は以下の通り。

- ・ 消防装備開発及び消防人材の技術向上と消防事業者の経営安定に必要な資金の貸与及び投資
- ・ 消防装備の共同委託販売又は製造用部品の共同購入
- ・ 大統領令で定める機関・団体等に対する消防装備の普及支援
- ・ 消防事業者が消防装備開発及び消防人材の技術向上と消防事業者の経営安定に必要な資金を金融機関から借入をする際の債務に対する保証
- ・ 組合員の義務履行に必要な保証
- ・ 消防事業体に関するデータベースの構築・運営
- ・ 組合員の業務遂行に伴う損害賠償責任を保証する共済事業
- ・ 組合員に雇用された者の福祉向上と業務上の災害による損失を保証する共済事業
- ・ その他「消防基本法」等関連法令で定める事業
- ・ 上記各号の事業の付帯事業として定款で定める事業

本共済組合の主要業務である保証業務、共済業務、融資業務の実績は下表のとおり。

《保証業務実績》 (単位：件、百万ウォン)

	2024 年			2023 年			2022 年		
	件数	保証金額	手数料	件数	保証金額	手数料	件数	保証金額	手数料
入札保証	12,191	33,630	64	14,270	40,898	77	11,990	66,542	52
一般保証	32,109	263,340	1,712	30,705	279,011	1,945	29,220	274,496	2,147
支給及び その他保証	1,045	61,138	372	899	53,863	281	928	54,359	337
合計	45,345	358,108	2,148	45,874	373,772	2,303	42,138	395,397	2,536

* 一般保証=契約、瑕疵、工事履行の保証

《共済業務実績》

(単位：件、百万ウォン)

	2024年		2023年		2022年	
	件数	売上額	件数	売上額	件数	売上額
損害賠償共済	24,539	6,606	23,056	6,286	16,398	5,304

《融資業務実績》

(単位：件、百万ウォン)

	2024年			2023年			2022年		
	件数	融資金額	利子	件数	融資金額	利子	件数	融資金額	利子
運用資金融資	819	11,906	515	720	10,675	507	903	12,827	496

* 消防産業共済組合ホームページより

③ 財務

《要約財務状態表》

(単位：百万ウォン)

区 分		2024年	2023年	2022年
資 産	流動資産	38,508	31,920	29,542
	非流動資産	205,221	206,511	199,498
	資産総計	243,730	238,432	229,040
負 債	流動負債	19,398	17,014	17,543
	非流動負債	2,136	3,558	517
	負債総計	21,534	20,572	18,060
資 本	資本金	208,303	203,312	197,172
	その他(剰余金等)	13,893	14,548	13,809
	資本総計	222,196	217,860	210,981

《要約損益計算書》

(単位：百万ウォン)

区 分		2024年	2023年	2022年
収 益	営業収益	12,534	11,551	8,637
	営業外収益	9,492	6,564	5,934
	収益合計	22,026	18,115	14,571
費 用	事業費(営業費)	20,848	16,084	10,743
	営業外費用	78	562	165
	法人税費用	53	1,001	656
	費用合計	20,979	17,647	11,564
当 期 純 利 益		1,155	468	3,007

* 消防産業共済組合ホームページより

(5) 韓国消防施設協会

韓国消防施設協会（以下「協会」）は、2000年11月29日に行政自治部の認可を受けて設立された韓国消防工事協会に始まり、2011年12月28日に消防防災庁の認可を受けて特殊法人となった。「消防施設工事業法」（2003年5月に従来「消防法」に規定されていた消防施設工事及び消防技術の管理に関する事項を分離して本法を制定。施行は2004年5月）第5章（第30条の2～第30条の4）を設立根拠とし、消防施設業者の権益保護、消防技術の開発等消防施設業の健全な発展を目的として消防施設業者が設立した法人である（同法第30条の2第1項）。ここでいう「消防施設業」とは消防施設設計業、消防施設工事業、消防施設監理業及び防災処理業を指し、「消防施設業者」とは消防施設業を営営するため本法に基づく消防施設業の登録をした者をいう（同法第2条第1項）。

協会は消防庁長の認可を受け、主な事務所の所在地に設立登記をすることで成立する（同法第30条の2第3項）。なお、消防庁長は、協会の総会、理事会の重要議決事項、会員の加入・脱退、会費に関する事項等を報告させることができる（同法施行令第19条の4）。

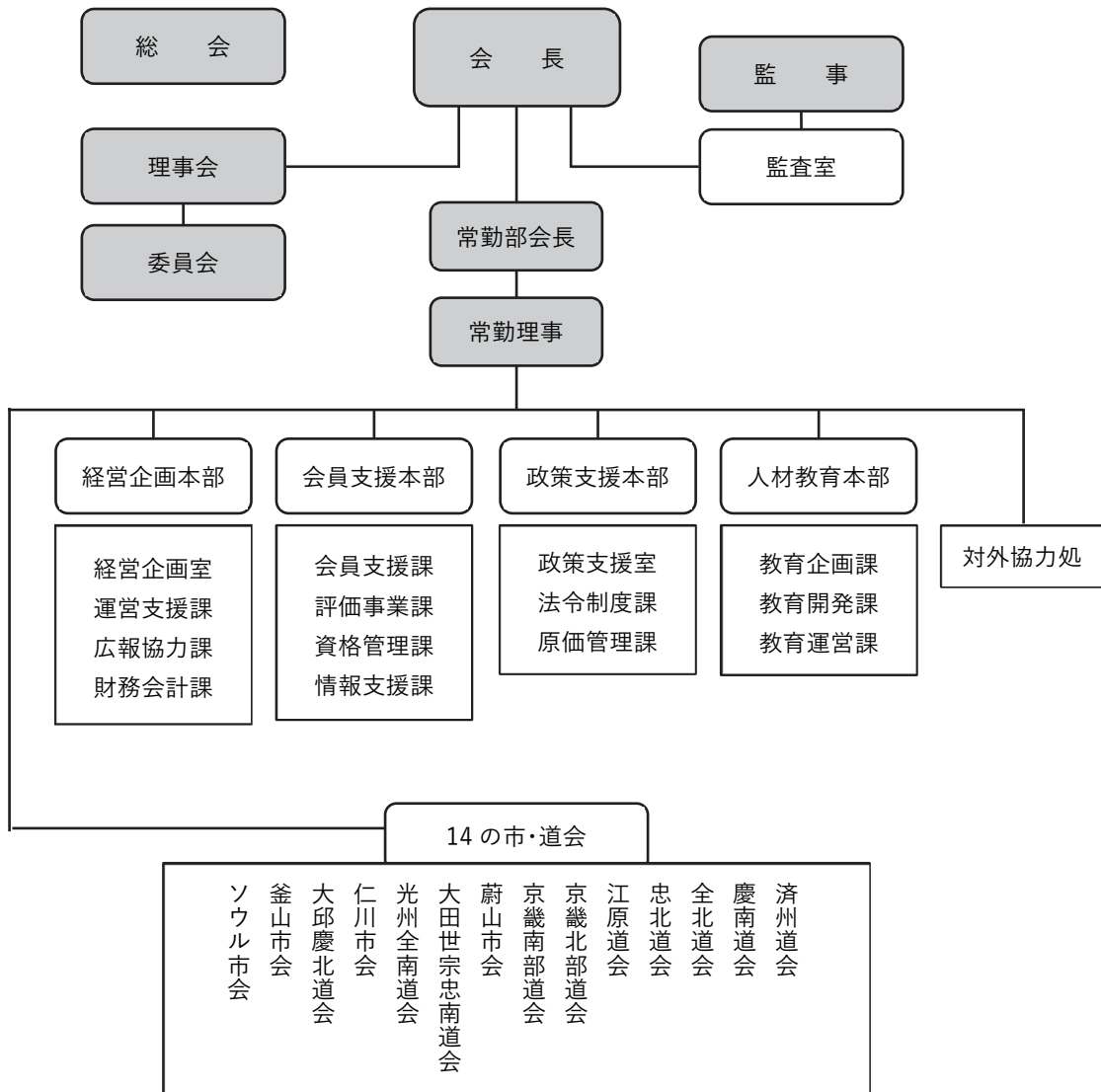
本法に規定されていない事項については、民法の社団法人に関する規定が準用される（同法第30条の4）。中央会が世宗特別自治市にあり、また、全国に14の市・道会がある。職員数は90人である（2024年12月末基準）。

① 組織

ア. 会員（定款第2章）

- ・ 消防施設業を登録した者〔正会員〕
- ・ 監理員（消防工事監理業者に所属する消防技術者として消防施設工事を監理する者）及び消防技術者（消防技術の経歴等を認定された者、消防施設業や消防施設管理業の技術人力として登録された消防施設管理者、消防技術者、消防設備技士、消防設備産業技士、危険物技能長等）〔登録会員〕
- ・ 消防関連団体及び事業者、消防関連専門家で理事会の承認を得て会員となった者（特別会員）

《韓国消防施設協会組織》



* 韓国消防施設協会ホームページより

イ. 役員（定款第3章）

- ・会長 1 人（非常勤）：理事会の議決で総会において選出され消防庁長の承認を受ける。
任期 3 年（1 回のみ再任可）
- ・監事 2 人（非常勤 外部専門家）：理事会の議決で総会において選出。任期 3 年（1 回のみ再任可）
- ・副会長（4 人以内 常勤 1 人、非常勤〔工事業 2 人、設計・監理・防災 1 人〕）
- ・理事（20 人以内 常勤 1 人、非常勤〔工事業 13 人、設計 2 人、監理 3 人、防災 1 人〕）
 - * 副会長、理事である常勤役員：会員でない者の中から会長の提請、理事会の推薦を受け消防庁長が任命。任期 2 年（1 回のみ再任可）
 - * 副会長、理事である非常勤役員：理事会の議決で総会において地域別・職能別均衡を考慮して選出。任期 3 年（1 回のみ再任可）
 - * 監事の内の 1 人は弁護士、税務士等から選出

ウ. 総会（定款第 4 章）

- ・代議員 90 人以内（当然職代議員＝役員、選出職代議員＝市・道別正会員より選出）
- ・議決事項
 - ・定款の変更
 - ・事業計画、予算、決算の承認
 - ・予定価格が 30 億ウォン以上の業務用不動産の購入、売却
 - ・役員の選出 etc.

エ. 理事会（定款第 5 章）

- ・会長、副会長、理事で構成。監事は理事会に出席し発言することができる。
- ・議決事項
 - ・総会に付議する議案
 - ・常勤役員の推薦、選出に関する事項
 - ・定款の制定
 - ・会員の除名に関する事項
 - ・借入金に関する事項
 - ・予定価格が 30 億ウォン未満の業務用不動産の購入、売却 etc.

オ. 事務機構（定款第 36 条）

- ・中央会及び市・道会を置く。

② 業務

消防施設工事業法は、協会の業務として次の事項を定めている（同法第 30 条の 3）

- ・消防施設業の技術発展と消防技術の振興のための調査、分析、研究及び評価
- ・消防産業の発展及び消防技術の向上のための支援
- ・消防施設業の技術発展と関連した国際交流・活動及び行事の誘致
- ・本法律に基づく委託業務の遂行
 - * この委託業務については ⇒ 消防施設工事業法施行令第 20 条
 - ・消防庁長より受託する防災処理能力評価、消防施設工事の施工能力評価、消防技術者に係る資格、学力、経歴の認定、消防技術者の養成・認定、教育訓練
 - ・市・道知事から受託する消防施設業登録申請の受付及び申請内容の確認、消防施設業の休業、廃業等の申告の受付及び申告内容の確認

③ 財務

財務に関し、定款には次のような規定がある。

《協会の資産》

- ・協会の資産は、社団法人韓国消防工事協会から買収した財産、会員が納付した入会金、定期会費、事業運営による収入金、資産から発生する収入金、政府委託業務による収入、寄付金、不動産賃貸事業収入等とする（定款第 39 条）。

《協会の経費》

- ・協会の経費は、会費、手数料及びその他の収入で充当する（定款第 40 条）。

《予算・決算》

- ・予算は公企業・準政府機関予算編成指針に従って作成し、消防庁長の承認を受けなければならない（定款第 42 条第 1 項）。
- ・決算は企業会計基準により作成し消防庁長に報告しなければならない（定款第 42 条第 2 項）。

IV 消防公務員制度

韓国の消防公務員制度の基本的事項を規定しているのは、「消防公務員法」であり、同法は、「消防公務員の責任及び職務の重要性と身分及び勤務条件の特殊性に照らし、その任用、教育訓練、服務、身分保障等に関して「国家公務員法」の特例を規定する」（同法第1条）ものである。元々は、1977年12月に制定（1978年3月1日施行）されたものであり、国家公務員法と地方公務員法の特例を定めるものであったが、2019年12月の消防公務員の国家公務員一元化の法改正（2020年4月1日施行）により現在の法体系となった。

* 2019年12月法改正の主な内容

- a. 従来、国家消防公務員と地方消防公務員に区分されていた消防公務員の階級体系を一元化し、消防公務員の階級を従前の国家消防公務員の階級と同様に消防総監、消防正監、消防監等に区分する。
- b. 従来、国家消防公務員と地方消防公務員に区分されていた消防公務員の任用権者を一元化し、消防令以上の消防公務員は大統領が任用し、消防警以下の消防公務員は消防庁長が任用するようにするが、大統領の任用権の一部を消防庁長又は市・道知事に委任できることとする。
- c. 消防庁長は、消防庁と市・道間及び市・道相互間に人事交流が必要であると認めれば、人事交流計画を策定して実施できるようにする。
- d. 従来、国家消防公務員と地方消防公務員に区分されていた消防公務員の試験実施機関を一元化し、消防公務員の新規採用試験及び昇進試験と消防幹部候補生選抜試験は消防庁長が実施することとする。

なお、本法を施行するための大統領令として、「消防公務員任用令」、「公務員報酬規定」、「消防公務員教育訓練規定」、「消防公務員服務規程」、「消防公務員昇進任用規定」、「消防公務員懲戒令」等がある。また、「公務員年金法」、「公務員災害補償法」が消防公務員を含む公務員の年金、災害補償制度を定めている。

1. 消防公務員制度の基本的枠組み

(1) 職業公務員制

韓国の国家公務員法は、その第2条第1項において、公務員を、経歴職と特殊経歴職に分け、経歴職公務員を「実績と資格により任用され、その身分が保障され、生涯の間（勤務期間を定めて任用する公務員の場合には、その期間中をいう）公務員として勤務することが予定される公務員」と定めており、消防公務員も経歴職に属する。すなわち、実績主義と職業公務員制が消防公務員制度の基本である。

* 国家公務員法は、公務員の区分を次のように定めている（第2条）

- ア. 経歴職公務員（実績と資格により任用され、その身分が保障され、定年等まで勤務することが予定される公務員）

《経歴職公務員の種類》

- a. 一般職公務員：技術・研究又は行政一般に対する業務を担当する公務員
- b. 特定職公務員：裁判官、検察官、外務公務員、警察公務員、消防公務員、教育公務員、軍人、軍務員、憲法裁判所憲法研究官、国家情報院の職員、警護公務員、特殊分野の業務を担当する公務員として他の法律で特定職公務員に指定する公務員

イ. 特殊経歴職公務員（経歴職公務員以外の公務員）

《経歴職公務員の種類》

- a. 政務職公務員：
 - ・選挙で就任又は任命に当たり国会の同意が必要な公務員
 - ・高度な政策決定業務を担当したり、これらの業務を補助する公務員として、法律や大統領令（大統領秘書室及び国家安保室の組織に関する大統領令）で政務職に指定する公務員
- b. 別定職公務員：秘書官・秘書などの補佐業務等の遂行や、特定の業務遂行のために法令で別定職に指定する公務員

なお、消防公務員に対する社会的評価は高い。このことについて「韓国社会は、伝統的に公職に対する社会的評価が高い。その原因は、官尊民卑思想を基礎として官僚が支配者として君臨し、特権を享受して豊かになることができた前近代的・非民主的思考方式にも一部起因する。しかし、これからは、国民の公僕として民主主義的公職観が確立され消防公務員の公共奉仕と犠牲精神に対する社会的評価が高まらなければならない。また、IMF 以後、民間部門では身分保障が制度としてできなくなっているのとは異なり、公務員は、身分保障による職業の安定性等が、高い社会的評価の主要な原因となっているようである。」（「消防行政学概論」（2020年8月第4版 著者：ヤン・キグン他）p218）という見解がある（この見解は10数年前に発行された改定前の同書の記載内容と同じであるが、現在では「民主主義的公職観が確立され消防公務員の公共奉仕と犠牲精神に対する社会的評価」が高まっていると考えられる。）。

(2) 階級制

消防公務員の階級は「消防基本法」第3条に定められており、消防総監、消防正監、消防監、消防准監、消防正、消防領、消防警、消防尉、消防長、消防校及び消防士の11階級に区分されている（国家公務員に一元化される以前においては、国家公務員である消防公務員（国家消防公務員）は11階級に、地方公務員である消防公務員（地方消防公務員）は10階級に区分されていた。）。それぞれ、後述する一般職公務員の階級の何級（1級～9級：国家公務員法第4条第1項本文）に相当するかという対比がなされる。

《消防公務員の階級区分》

消防職	消防総監	消防正監	消防監	消防准監	消防正	消防領	消防警	消防尉	消防長	消防校	消防士
比較	次官級	1級相当	2級相当	3級相当	4級相当	5級相当	6級相当	6級相当	7級相当	8級相当	9級相当

ちなみに、韓国では、消防や警察、軍隊に限らず、階級制が社会に幅広く浸透しているとい

われており、公務員（経歴職一般職公務員：後述の公職の分類参照）については、これを1級から9級までの階級に分けている（国家公務員法第4条第1項本文）。「歴史的には、階級制の伝統（朝鮮時代：正一品～従九品、軍隊階級体系：2等兵～大将）を引き継ぎ、韓国は今でも職務を中心とするより、人を中心にして、公務員を1級から9級まで分けている。人を中心とした分類は、政府だけではなく、一般の企業においても広く制度化されているのが実情である」（「消防行政学概論」（2020年8月第4版 著者：ヤン・キグン他）p220）という見解がある。

《階級区分（一般職公務員〔職列：行政〕の場合）》

階級及び職級						
3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
副理事官	書記官	行政事務官	行政主事	行政主事補	行政書記	行政書記補

* 公務員任用令別表1より抜粋

* 従来の1級（管理官）、2級（理事官）及び3級の一部の公務員は、2006年に導入された「高位公務員団」（国家公務員法第2条の2 「上級公務員団職位」＝中央行政機関の室長・局長等）に所属することとされ、国家公務員法第4条第1項本文の規定の適用が除外されている（同項但書）。

* 「職列」 ＝職務の種類が類似しその責任と困難性が相違する職級の群

* 「職級」 ＝職務の種類、困難性と責任度が相当に類似する職位（一人の者が担当して遂行できる職務と責務）の群

また、「階級の身分化」という指摘もある。これについては「階級制では、階級は人に対し常に付いて回る。階級により報酬も決められる。従って、人と階級・報酬が常に一緒になるということである。階級は、すなわち身分を象徴するものとして理解される。特に、上位階級に上がるほど社会的評価が高くなるため、これを身分の上昇と感ずるようになり、階級を身分と同一視する傾向が強くなる。従って、階級制の基盤を有する韓国の公職社会で、昇進は公務員のもっとも重要な関心事である。」（「消防行政学概論」（2020年8月第4版 著者：ヤン・キグン他）p222）という見解は興味深い。

2. 消防公務員の任用

(1) 任用権者

任用（新規採用、昇進、転補、派遣、降任、休職、職位解除、停職、降等、復職、免職・解任及び罷免）権者は次のとおりである（消防公務員法第6条）。

ア. 消防領以上の消防公務員は、消防庁長の提請により国務総理を経て大統領が任用。但し、消防総監は大統領が任命し、消防領以上消防准監以下の消防公務員に対する転補、休職、職位解除、降等、停職及び復職は消防庁長が行う。

イ. 消防警以下の消防公務員は、消防庁長が任用

ウ. 大統領は、上記アによる任用権の一部を、大統領令で定めるところにより、消防庁長又は市・道知事に委任することができる。

エ. 消防庁長は、上記ア. 但書後段及びイ. による任用権の一部を、大統領令で定めるところ

により、市・道知事及び消防庁所属機関の長に委任することができる。

オ. 市・道知事は、上記ウ. 及びエ. により委任された任用権の一部を、大統領令で定めるところにより、その所属機関の長に再委任することができる。

任用権者に関する上記ア. 及びイ. の原則並びにウ. 及びエ. による委任（消防公務員任用令（任用令）第3条）を整理すると下表のようになる。

	消防 総監	消防 正監	消防 監	消防准監	消防正	消防領	消防 警	消防 尉	消防 長	消防 校	消防 士
新規 採用	大統領が任命 (法第6 条第1 項但書 前段)	大統領が任用（消防庁長の提請により国務総理を経る）（法第6条第1項本文） *【消防庁長への委任】消防庁及びその所属機関の消防正及び消防領に対する任用権と消防正である地方消防学校長に対する任用権を消防庁長に委任（法第6条第3項、任用令第3条第1項） *【市・道知事への委任】市・道所属消防領以上の消防公務員（消防本部長及び地方消防学校長は除く。）に対する任用権を市・道知事に委任（法第6条第3項、任用令第3条第1項）					消防庁長が任用（法第6条第2項） *【中央消防学校長への委任】中央消防学校所属消防公務員のうち消防警以下の消防公務員に対する任用権を中央消防学校長に委任（法第6条第4項、任用令第3条第2項） *【中央119救助本部長への委任】中央119救助本部所属消防公務員のうち消防警以下の消防公務員に対する任用権を中央119救助本部長に委任（法第6条第4項、任用令第3条第3項） *【市・道知事への委任】市・道所属消防警以下の消防公務員に対する任用権（法第6条第4項、任用令第3条第5項）				
昇進											
派遣											
降任											
免職											
解任											
罷免											
転補		消防庁長が任用（法第6条第1項但書後段） *【中央消防学校長への委任】中央消防学校所属消防公務員のうち消防領に対する転補・休職・職位解除・停職及び復職に関する権限を中央消防学校長に委任（法第6条第4項、任用令第3条第2項） *【中央119救助本部長への委任】中央119救助本部所属消防公務員のうち消防領に対する転補・休職・職位解除・停職及び復職に関する権限を中央119救助本部長に委任（法第6条第4項、任用令第3条第3項） *【市・道知事への委任】（法第6条第4項任用令第3条第5項） ・市・道所属消防領以上消防准監以下の消防公務員（消防本部長及び地方消防学校長は除く）に対する転補、休職、職位解除、降等、停職及び復職に関する権限 ・消防正である地方消防学校長に対する休職、職位解除、停職及び復職に関する権限									
休職											
職位 解除											
降等											
停職											
復職											

(2) 新規採用

① 新規採用試験

新規採用は公開競争試験により行われる。但し、消防尉の新規採用は大統領令で定める資格を備えた者から公開競争試験で選抜された者（消防幹部候補生）として教育訓練を終了した者から行われる（消防公務員法第7条第1項）。

また、下記のいずれかに該当する場合は、経歴等を受験資格とする「経歴競争採用試験」により採用することができる（同法第7条第2項。なお、経歴競争採用の要件については大統領令に詳細な定めがある（任用令第15条））。

- a. 職制や定員の改廃、予算の減少等によって職位がなくなる等により退職した消防公務員が退職した日から3年（公務上の負傷又は疾病による休職の場合には5年）以内に退職時に在職した階級又はそれに相当する階級の消防公務員として再任用する場合

- b. 公開競争試験で任用することが不適当な場合に任用予定職務に関連する資格証所持者を任用する場合
- c. 任用予定職に相当する勤務実績又は研究実績がある、又は消防に関する専門技術教育を受けた者を任用する場合
- d. 「国家公務員法」又は「地方公務員法」による5級公務員の公開競争採用試験や「弁護士試験法」による弁護士試験に合格した者を消防令以下の消防公務員に任用する場合
- e. 外国語に精通した者を任用する場合
- f. 警察公務員をその階級に相当する消防公務員として任用する場合
- g. 消防業務の経験のある義勇消防隊員を消防士階級の消防公務員として任用する場合

② 試験実施機関

新規採用試験（昇進試験、消防幹部候補生選抜試験も同じ。）の実施者は消防庁長である（消防公務員法第11条本文）が、市・道所属の消防警以下の消防公務員の新規採用試験の実施は、市・道知事に委任できる（同条但書き）。

③ 受験資格、試験方法等

消防公務員の新規採用試験（及び昇進試験、消防幹部候補生選抜試験）の受験者の資格となる学力（学歴）、年齢、身体条件は次のとおりである（消防公務員法第12条、任用令第43条第1項、第3項、同令別表2、任用令施行規則第23条、同則別表4、同別表5）。

学力	年齢（任用令別表2、第43条第2項）	身体条件(任用令施行規則別表5)
制限なし。但し経歴競争採用試験については一定以上の学力が受験の要件（任用令施行規則第23条第3項、第8項、同則別表4）	(公開競争採用試験) -消防領以上：25才以上40才以下 -消防士：18才以上40才以下	体格：試験実施権者が指定機関で実施した消防公務員採用試験身体検査の結果健康状態が良好で職務に適した身体を持たなければならない。
	(経歴競争採用試験等) -消防領以上：20才以上45才以下 -消防警、消防尉：23才以上40才以下 -消防長、消防校：20才以上40才以下 -消防士：18才以上40才以下 (消防幹部候補生選抜試験) ：21才以上40才以下	視力：両目の視力（矯正視力を含む）がそれぞれ0.8以上でなければならない。 色覚：色盲または赤色弱（弱度を除く）であってはならない。 聴力：両耳の聴力（矯正聴力を含む）がそれぞれ少なくとも40デシベル（dB）以下の音を聞くことができないとなければならない。 血圧：高血圧（収縮期血圧が145mmHgを超えるか、拡張期血圧が90mmHg超過）又は低血圧（収縮期血圧が90mmHg未満又は拡張期血圧が60mmHg未満）であってはならない。 運動神経：運動神経が発達し、神経や体の様々な疾患の後遺症による能上の障がいがあるとはならない。

1. 上記表にもかかわらず、消防警・消防尉の経歴競争採用試験等のうち、事業・運送用操縦士又は航空・航空工場整備士に対する経歴競争採用試験の場合には、その受験年齢を23歳以上45歳以下とする。

2. 上記表にかかわらず、消防長・消防校の経歴競争採用試験等のうち、事業・運送用操縦士パイロット又は航空・航空工場整備士に対するキャリア競争採用試験の場合には、その受験年齢を23歳以上40歳以下とする。
3. 上記の表にかかわらず、消防士の経歴競争採用試験等のうち、義務消防員として任用され、定められたサービスを終えたことを要件とする経歴競争採用試験の場合には、その受験年齢を20歳以上30歳以下とする。

④ 試験の区分等

ア. 試験は、次のように区分され行われる。

《公開競争採用試験及び消防幹部候補生選抜試験》

第1次試験：選択式筆記試験

第2次試験：論文式筆記試験

第3次試験：体力試験

第4次試験：身体検査

第5次試験：総合適正検査

第6次試験：面接試験（併せて実技試験も可）

《経歴競争採用試験》

- ・上記① a.及び d.の場合：書類選考、総合適正検査、面接試験、体力試験（必要と認められる場合）
- ・上記① a.及び d.以外の場合：書類選考、体力試験、総合適正検査、面接試験、筆記試験（又は実技試験）

イ. 筆記試験科目

消防公務員公開競争採用試験、消防幹部候補生選抜試験、経歴競争採用試験の各々の筆記試験科目は次のとおりである（任用令第44条、同令別表3、別表4、別表5）。

《公開競争採用試験》

a. 消防領採用試験科目

第1次試験 韓国語、憲法、英語

第2次試験 （必須科目）行政法、消防学概論

（選択科目）物理学概論、化学概論、建築工学概論、刑法、経済学の中から2科目

b. 消防士採用試験科目

第1次試験（必須）消防学概論、消防関係法規、行政法総論、韓国史、英語

《消防幹部候補生選抜試験》

	試 験 科 目	
	必須科目 (4)	選択科目 (2)
人文社会系列	憲法、韓国史、英語、行政法	行政学、民法総論、刑事訴訟法、経済学、消防学概論
自然系列	憲法、韓国史、英語、自然科学概論	化学概論、物理学概論、建築工学概論、電気工学概論、消防学概論

《経歴競争採用試験》

		一 般	航 空	救 急	化 学	情報通信
消防正・消防領	必須	韓国史、英語、行政法、消防学概論				
	選択	物理学概論、化学概論、建築工学概論、刑法、経済学から2科目				
消防警・消防尉	必須	韓国史、英語、行政法、消防学概論	航空法規、航空英語			
	選択	物理学概論、化学概論、建築工学概論、刑法、経済学から2科目	飛行理論、航空気象、航空力学、航空機体、航空装備、航空電子、航空エンジンから1科目			
消防長・消防校	必須	韓国史、英語、消防学概論、消防関係法規	航空法規、航空英語	韓国史、英語、消防学概論、応急措置学概論	韓国史、英語、消防学概論、化学概論	韓国史、英語、消防学概論、コンピューター一般
	選択		飛行理論、航空気象、航空力学、航空機体、航空装備、航空電子、航空エンジンから1科目			
消防士	必須	韓国史、英語、消防学概論、消防関係法規		韓国史、英語、消防学概論、応急措置学概論	韓国史、英語、消防学概論、応化学概論	韓国史、英語、消防学概論、コンピューター一般

⑤ 合格者決定（任用令第46条）

《公開競争採用試験及び消防幹部候補生選抜試験》

最終合格者は、筆記試験の高得点者（選抜予定の3倍の範囲内）で面接試験に合格した者の中で、筆記試験の成績（50%）、体力試験の成績（25%）、面接試験の成績（25% 総合適正検査は面接に反映）で算定した成績の順位による。

《経歴競争採用試験》

最終合格者は、面接試験のみを実施する場合（面接試験成績100%）、筆記試験と面接試験を実施する場合（筆記試験成績75%、面接試験成績25%）、筆記試験、体力試験及び面接試験を行う場合（筆記試験成績50%、体力試験成績25%及び面接試験成績25%）等の様々な場合に応じてその算定方法により算定した成績の順位による。

⑥ 試補任用

消防公務員を新規採用するに当たっては、消防長以下は6カ月間、消防尉以上は1年間試補として任用し、その期間が満了した翌日に正規消防公務員として任用する(同法第10条)。

(3) 昇進

昇進は、すぐ下位の階級にある消防公務員の中から、勤務成績・経歴評定その他能力の実証に基づき行われる(消防公務員法第14条第1項)。昇進任用予定人数は、当該年度の欠員数を考慮して任用権者が定める(大統領令=消防公務員昇進任用規定(昇進任用規定)第4条第1項)。具体的な昇進任用には、「審査昇進任用」、「試験昇進任用」、「特別昇進任用」及び「勤続昇進任用」の4種類がある(昇進任用規定第3条、消防公務員法第15条)。

① 昇進任用の方法について、消防公務員法は次のような定めを置いている(法第14条)。

ア. 消防准監以下の階級への昇進は「昇進審査」により行う。ただし、消防領以下の階級への昇進は大統領令で定める割合により「昇進審査」と「昇進試験」を併用することができる。

* 昇進任用の方法及び昇進任用予定者数の比率(昇進任用規定第4条第2項～第4項)

- a. 消防領以下の階級への昇進について「昇進審査」と「昇進試験」を併用する場合、階級別に昇進任用予定者数の60%を審査昇進任用予定人数とし、40%を試験昇進任用予定人数とする。
- b. 上記 a. による階級別昇進任用予定人数を定めるに当たって、下記 c. により特別昇進任用予定人数を別に策定した場合には、当初昇進任用予定人数から特別昇進任用予定人数を差し引いた人数を当該階級の昇進任用予定者数とする。
- c. 上記 a. により消防警以下の階級への昇進任用予定人数を定める場合には、当該階級への昇進任用予定人数の30%以内で特別昇進任用予定人数を別に定めることができる。

イ. 消防正以下階級の消防公務員に対しては、大統領令で定めるところにより階級別に「昇進審査対象者名簿」が作成される。

* 昇進対象者名簿(昇進任用規定第11条)

- a. 昇進に必要な要件を備えた消防正に対しては勤務成績評価点70%、経歴評価点20%、教育訓練成績評価点10%の比率により、消防領以下階級の消防公務員については勤務成績評価点70%、経歴評価点15%の比率により階級別に昇進対象者名簿が作成される。その際、資格証、学士・修士・博士の学位、優れた言語能力等を有すると加点される。
- b. 昇進対象者名簿作成者：任用権を有する各機関(消防庁長、中央消防学校校長、中央119救助本部長、国立消防研究院長、市・道知事等)
- c. 昇進対象者名簿は毎年4月1日と10月1日を基準として作成される。

ウ. 消防准監以下の階級への昇進は、「審査昇進候補者名簿」の順位による。但し、消防領の階級への昇進中の試験による昇進は、「試験昇進候補者名簿」順位による。

エ. 昇進に必要な階級別最低勤務年数等は大統領令で定める。

* 昇進に必要な昇進前の勤務年数(昇進任用規定第5条)

消防正：3年、消防領：2年、消防警：2年、消防尉：1年、消防長：1年、消防校：1年、消防士：1年

② 昇進任用の制限

懲戒処分を受けた者、休職中の者、「消防公務員教育訓練規定」による教育課程を修了できなかった者等は昇任任用の制限がある（昇進任用規定第6条）。

③ 昇任審査

上記①ア.の「昇進審査」を行うため、消防庁に「中央昇進審査委員会」が置かれ、消防庁及び大統領令が定める消防庁所属機関（中央消防学校、中央119救助本部及び国立消防研究院）に「普通昇進審査委員会」が置かれる。また、市・道知事が任用権を行使する場合は市・道に「普通昇進審査委員会」が置かれる。本委員会は、階級別「昇進審査対象者名簿」の先順位者順に昇進任用しようとする欠員数の5倍の範囲で昇進候補者を審査・選抜し、これを受け、昇進審査委員会が設置された所属機関の長が各階級別に「審査昇進候補者名簿」を作成する（法第16条）。昇進審査は、年1回以上、昇進審査委員会が置かれた機関の長が定める日に開催される（昇進任用規定第16条）。

《中央昇進審査委員会》（昇進任用規定第17条）

- ・委員長を含む委員5人以上7人以下で構成
- ・委員は、昇進審査対象者より上位階級の消防公務員又は外部専門家の中で消防庁長が任命又は委嘱（委員長は消防庁長が指名）
 - *特別昇進任用に関する審査のための審査会の場合の委員は、
 - ・特別昇進審査対象者より上位階級の消防公務員で消防庁長が指名する者
 - ・裁判官、検察官又は弁護士職に10年以上勤務した者、大学で助教授以上の職に10年以上勤務した者等から消防庁長が委嘱する者（委員長はこの範疇に属する者から消防庁長が委嘱）

《普通昇進審査委員会》（昇進任用規定第18条）

- ・委員長を含めて5人以上9人以下の委員で構成
- ・委員長及び委員は、当該普通昇進審査委員会が設置された機関の長が、次の区分による者の中から任命又は委嘱
 - a. 消防庁の普通昇進審査委員会は、昇進審査対象者より上位階級の消防公務員又は外部専門家
 - b. 市・道の普通昇進審査委員会は、昇進審査対象者より上位階級の消防公務員又は外部専門家
 - c. 中央消防学校、中央119救助本部及び国立消防研究院の普通昇進審査委員会は、昇進審査対象者より上位階級の消防公務員
- *特別昇進任用に関する審査のための審査会の場合の委員は、中央昇進審査委員会の規定が準用される。

④ 審査昇進任用

ア. 審査の対象者（昇進任用規定第 22 条、同規定別表）

「昇進対象者名簿」の順位の高い者から順に規定の人数（昇進任用予定者が 10 人以下であればその予定者数の 5 倍、11 人以上であれば 10 人を超過する人数 1 人当たりその 3 倍の人数+50 人）を対象に行う。

イ. 審査の基準（審査事項）（昇進任用規定第 24 条）

- ・勤務成果：現階級での勤務成績評価、キャリア評価、教育訓練成績評価等
- ・経験した職責：現階級での勤務部署、担当業務等
- ・業務遂行能力及び人品：職務遂行能力、発展性、国家観、清廉度等

* 具体的評価基準等は行政安全部令（消防公務員昇進任用規定施行規則）で定められている。

⑤ 試験昇進任用

昇進試験を行う場合の試験実施権者は消防庁長であるが、市・道所属消防公務員の消防長以下の階級での試験実施に関する権限は市・道知事に委任されている（消防公務員法第 11 条、昇進任用規定第 28 条）。試験は第 1 次試験と第 2 次試験に区分され、第 1 次試験は選択型筆記試験（科目別に記入型を含むこと可）、第 2 次試験は面接試験である（昇進任用規定第 32 条）。

筆記試験の科目は、次のとおりである（昇進任用規定第 33 条、同規定施行規則第 28 条、同規則別表 8）。

区 分	科目数	2 次試験科目
消防領及び消防警昇進試験	3	行政法、消防法令 I・II・III 選択科目 1 科目(行政学、組織学、財政学)
消防尉昇進試験	3	行政法、消防法令IV、消防戦術
消防長昇進試験	3	消防法令 II、消防法令 III、消防戦術
消防校昇進試験	3	消防法令 I、消防法令 II、消防戦術

備考

- 1.消防法令 I：消防公務員法（同法施行令、施行規則を含む。以下、各法についても同じ）
- 2.消防法令 II：消防基本法、消防施設設置及び管理に関する法律、火災の予防及び安全管理に関する法律
- 3.消防法令 III：危険物安全管理法、多重利用業所の安全管理に関する特別法
- 4.消防法令 IV：消防公務員法、危険物安全管理法
- 5.消防戦術：火災鎮圧・救助・救急関連業務遂行のための知識・技術及び技法等

試験合格者は、第 1 次試験については各科目満点の 40%以上、全科目満点の 60%以上得点した者、第 2 次試験については当該階級での賞罰、教育訓練成績、昇進する階級での職務遂行能力等を考慮して満点の 60%以上得点した者の中から決定される。最終合格者決定は、第 1 次試験成績 50%、第 2 次試験成績 10%及び当該階級で最近作成された昇進対象者名簿の総評定 40%を合算した成績の高得点順位により決定される（昇進任用規定第 34 条）。

任用権者は、試験に合格した者について各階級別「試験昇進候補者名簿」を作成し、試験昇進任用は、この「試験昇進候補者名簿」の登載順位によって行われる（昇進任用規定第 37 条）。

⑥ 特別有功者等の特別昇進

消防職員として殉職した者、国家公務員法第 40 条の 4 第 1 項～第 4 項の「優秀公務員」に該当する者は、1 階級特別昇進（消防尉以下の消防職員で全ての消防公務員の鑑となる功を立て殉職した場合は 2 階級特別昇進）させることができる（消防公務員法第 17 条）。国家公務員法の「優秀公務員」に該当する者については、消防公務員昇進任用規定において功績の内容についての限定（昇進任用規定第 38 条）や、対象者の階級についての限定（同規定第 39 条）がある。最低勤務年数に関し、特別な功績のある殉職者に対する特別昇進には最低勤務年数（昇進任用規定第 5 条）は適用されず、その他の有功者については、通常の場合の 3 分の 2 以上である。

特別昇進任用は、消防庁長又は市・道知事が必要と認めれば随時実施することができる（昇進任用規定第 40 条）。特別昇進の審査は、消防庁とその所属機関の消防公務員、消防本部長、地方消防学校長の特別昇進については消防庁中央昇進審査委員会が、また、市・道知事が任用権を行使する消防公務員の特別昇進については市・道に設置される普通昇進審査委員会で行われる。なお、消防公務員が現場で発生した公務中の負傷で死亡し、死亡経緯が明確で在職中に特別な功績があると認められる場合には、昇進審査委員会の審査を経ずに特別昇進任用することができる（昇進審査委員会の事後追認が必要）（昇進任用規定第 42 条）。

⑦ 勤続昇進（法第 15 条）

一定の期間ある階級に勤続して在職した者は、消防校、消防長、消防尉、消防警の階級へ「勤続昇進」することができる。

勤続昇進に必要な昇進前の階級での勤続期間は次のとおり。

- ・ 消防士を消防校に昇進させる場合：4 年以上
- ・ 消防校を消防長に昇進させる場合：5 年以上
- ・ 消防長を消防尉に昇進させる場合：6 年 6 月以上
- ・ 消防尉を消防警に昇進させる場合：8 年以上

なお、「公務員任用令」による人事交流の経歴や主要業務の推進実績等消防行政の発展に寄与した功が大きいと認められる場合には、大統領令で定めるところにより期間を短縮できる（上記の期間から下記期間を差し引いた期間となる。）（昇進任用規定第 6 条の 2）。

- a. 人事交流期間中又は人事交流経歴のある消防公務員：人事交流期間の 2 分の 1 に該当する期間
- b. 国政課題など主要業務の推進実績が優秀な消防公務員や積極行政遂行態度が際立つ消防公務員：1 年

⑥ 殉職昇任

「審査昇進候補者名簿」又は「試験昇進候補者名簿」に登録された者が昇進任用前に殉職した場合、その死亡日の前日を昇進日として昇進予定階級に昇進したものとみなす（消防公務員法第14条の2。本条文は2023年8月の法改正により設けられた。）。

(4) 評定

① 勤務成績評定

消防正以下の消防公務員に対しては、勤務成績の評定が行われ、評定の結果は昇進、転補、特別昇級、成果賞与金支給、教育訓練及び補職管理など各種人事管理に反映される（消防公務員昇進任用規定第7条第1項）。勤務評定は、勤務成績、職務遂行能力、職務遂行態度及び発展性等が評価され、評定対象者の階級別に評定結果が、原則として、秀20%、優40%、良30%、可10%の分布比率になるように評定される（同条第2項、第3項）。勤務成績評定の結果は公開されない（同条第4項）。

勤務成績評定は、年2回実施され、毎年3月31日と9月30日を基準とする（昇進任用規定施行規則第4条）。勤務評定には1次評定と2次評定があり、評定者は下記の表のとおりである（同規則第6条、同別表1）。

所 属		階 級	一次評定者	2次評定者
消防庁	官・局	消防正	所属局長	次長
	官・局以外		所属課長	
中央消防学校			中央消防学校長	次長
中央119救助本部			中央119救助本部長	次長
国立消防研究院			国立消防研究院長	次長
市・道消防本部			所属市・道消防本部長	所属市・道副市長又副知事 但し、地方消防学校長の場合は 次長
消防署				
地方消防学校				
ソウル総合防災センター				
119 特殊対応団				
消防体験館				
消防庁	官・局	消防領 及び 消防警	所属課長	所属局長
	官・局以外			次長
中央消防学校			中央消防学校長	次長
中央119救助本部			中央119救助本部長	次長
国立消防研究院		消防領	国立消防研究院長	次長
		消防警	所属課長	国立消防研究院長
市・道消防本部		消防領 及び 消防警	所属部署長（課長等）	所属市・道消防本部長
消防署			所属消防署長	
地方消防学校			所属地方消防学校長	
ソウル総合防災センター			ソウル総合防災センター所長	
119 特殊対応団			119 特殊対応団長	
消防体験館			消防体験館長	

消防庁	官・局	消防尉 以下	所属課長	所属局長
	官・局以外			次長
中央消防学校				中央消防学校長
中央 119 救助本部				中央 119 救助本部長
国立消防研究院				国立消防研究院長
市・道消防本部		消防尉 以下	所属部署長（課長等）	所属市・道消防本部長
消防署			所属部署長（課長、安全センター長、救助隊長）但し、本人が部署長である場合は当該消防署の人事主務課長（消防行政課長）	所属消防署長
地方消防学校			所属部署長（課長等）	所属地方消防学校長
ソウル総合防災センター			所属部署長（課長等）	ソウル総合防災センター長
119 特殊対応団			所属部署長（課長等）	119 特殊対応団長
消防体験館			所属部署長（課長等）	消防体験館長

備考

- a. 消防庁の「官・局以外」とは、運営支援課、広報担当室、119 総合状況室、庁長室、次長室、監査担当官をいう。
- b. 「所属局長」には企画調整官を、「所属課長」には代弁人、担当官、室長、チーム長・救助隊長・センター長など課長級部署長を含む。
- c. 上記の表にかかわらず、消防庁長又は市・道知事は、次の場合には、評定者を別に指定することができる。
 - ・ 評価者が誰であるかを特定するのが難しい場合
 - ・ 上表に定められていない機関に所属する消防公務員の場合

② 経歴評定

経歴評定（昇進任用規定第 9 条）は、消防公務員の当該階級での勤務年数を評定するもので、評定の結果算出された点数が「昇進対象者名簿」に反映される。経歴評価の対象となるのは昇進所要最低勤務年数が経過した消防正以下の消防公務員である。経歴評定は、当該消防公務員の人事記録により行われる（必要に応じ人事記録の正確性等を照会・確認）。評定の結果について被評価者からの要求があった場合は本人に通知される。

③ 教育訓練成績の評定

教育訓練成績の評定（昇進任用規定第 10 条）は、消防正以下の消防公務員を対象に実施し、各階級に応じて定められた教育訓練の成績を評価するもので、評定の結果算出された点数が「昇進対象者名簿」に反映される。評定の結果について被評価者からの要求があった場合は本人に通知される。

(5) 定年

消防公務員法は、消防公務員の定年を定めている。定年には、年齢定年と階級定年の 2 種類がある。年齢定年は 60 歳であり（消防公務員法第 25 条第 1 項第 1 号）、一般職公務員と同様である。

階級定年とは、その階級に在職することができる上限の年数であり、その年数内に上位の階

級に昇進しない場合退職しなければならないこととなるもので、警察公務員や軍人にも同様の制度がある。階級定年は、消防監は4年、消防准監は6年、消防正は11年、消防領は14年である（同条第1項第2号）。

3. 報酬、年金等

(1) 報酬

消防公務員を含む公務員の報酬については、国家公務員法第5章（第46条～第49条）に根拠規定があり、具体的事項は大統領令である「公務員報酬規定」、「公務員手当等に関する規定」により定められている。なお、報酬とは、俸給（基本給与）と各種の手当（付加給与）を合算した金額をいう（公務員報酬規定第4条第1号～第3号）。

報酬体系については、「付加給（手当）項目が多様で多く、基本給よりは手当での調整に重点を置く傾向がある。現在の報酬体系は、基本給中心の報酬体系というよりは手当で中心の報酬体系で構成されている。しかし最近では、報酬体系で付加給（手当）が統合される趨勢にある」という指摘があり（「消防行政学概論」（2020年8月第4版 著者：ヤン・キグン他）p287）、統合の例として、2011年に公務員報酬体系を簡素化するために、従来、毎月の手当てとして支給されていた家計支援費（基本級の16.7%）と交通補助費（階級により20万ウォン～12万ウォン）が基本給に統合されたことが挙げられている。

① 俸給

俸給の額については、消防公務員は「公務員報酬規定」別表10の「警察公務員・消防公務員及び義務警察等の俸給表」の適用を受ける（公務員報酬規定第5条、同規定別表1）。2025年1月3日改定の同俸給表は下記の表の通りである。

*俸給の額について、国家公務員、地方公務員ともに同じ俸給表が適用され（地方公務員報酬規定第4条により、地方公務員の俸給についても、国家公務員の俸給を定める「公務員報酬規定」別表が準用されている。）、2020年4月に国家公務員に一元化される以前の地方消防公務員についても国家公務員である消防公務員と同じ俸給表が適用されていた。

《警察公務員・消防公務員及び義務警察等の俸給表》（月支給額 単位：ウォン）

階級 号俸	治安正監 消防正監	治安監 消防監	警務官 消防准監	総警 消防正	警正 消防領	警監 消防警	警尉 消防尉	警査 消防長	警長 消防校	巡警 消防士
1	4,739,200	4,409,200	4,026,800	3,496,600	3,020,400	2,607,300	2,352,400	2,319,000	2,078,100	2,000,900
2	4,896,900	4,559,400	4,162,000	3,624,400	3,133,400	2,719,500	2,439,600	2,349,400	2,121,600	2,031,100
3	5,058,600	4,711,700	4,301,200	3,754,400	3,250,900	2,833,800	2,550,700	2,415,700	2,178,100	2,070,500
4	5,223,900	4,865,300	4,441,400	3,887,400	3,372,900	2,951,600	2,664,900	2,509,900	2,248,500	2,119,500
5	5,393,300	5,021,200	4,583,900	4,022,200	3,498,100	3,071,200	2,782,100	2,618,900	2,334,100	2,178,700
6	5,564,700	5,177,200	4,727,800	4,158,400	3,625,800	3,193,700	2,900,300	2,730,400	2,436,900	2,248,900
7	5,738,600	5,353,300	4,783,500	4,295,700	3,755,500	3,318,900	3,019,700	2,842,600	2,540,000	2,331,000
8	5,913,900	5,493,200	5,019,400	4,433,700	3,886,800	3,445,100	3,139,100	2,955,700	2,639,300	2,420,900
9	6,091,900	5,652,200	5,166,600	4,572,200	4,018,600	3,572,600	3,259,200	3,063,100	2,733,800	2,507,300

10	6,270,800	5,811,000	5,313,700	4,710,600	4,151,200	3,691,600	3,372,700	3,165,800	2,823,400	2,590,200
11	6,449,300	5,970,600	5,461,100	4,850,100	4,275,300	3,804,400	3,479,000	3,262,600	2,910,100	2,669,500
12	6,633,900	6,135,700	5,613,800	4,981,500	4,394,800	3,914,200	3,584,000	3,357,700	2,994,700	2,747,900
13	6,819,500	6,301,800	5,755,800	5,104,200	4,508,300	4,017,800	3,683,500	3,447,900	3,076,100	2,823,400
14	7,005,600	6,452,200	5,887,600	5,218,900	4,614,100	4,116,900	3,776,900	3,534,200	3,153,900	2,896,700
15	7,168,200	6,590,800	6,009,100	5,326,800	4,714,100	4,209,700	3,867,300	3,616,600	3,228,600	2,966,700
16	7,312,700	6,717,800	6,122,300	5,428,700	4,808,200	4,299,000	3,951,800	3,694,600	3,300,800	3,034,400
17	7,440,700	6,834,700	6,227,500	5,523,200	4,896,700	4,382,000	4,032,600	3,769,500	3,368,100	3,100,600
18	7,554,700	6,941,600	6,325,400	5,611,500	4,980,200	4,461,900	4,108,900	3,841,100	3,433,400	3,162,300
19	7,656,800	7,040,400	6,415,800	5,694,000	5,058,900	4,536,600	4,181,500	3,908,500	3,496,100	3,222,900
20	7,748,400	7,130,400	6,500,600	5,771,100	5,132,700	4,607,500	4,250,500	3,972,700	3,555,900	3,280,600
21	7,832,700	7,212,800	6,579,100	5,843,100	5,202,100	4,674,300	4,316,100	4,034,000	3,612,900	3,334,900
22	7,907,800	7,288,400	6,651,700	5,910,600	5,267,300	4,738,800	4,378,000	4,091,800	3,667,700	3,387,400
23	7,971,400	7,357,500	6,718,700	5,974,100	5,328,800	4,798,000	4,436,700	4,147,800	3,719,800	3,437,300
24		7,414,100	6,781,500	6,033,900	5,386,300	4,855,300	4,493,000	4,200,900	3,770,200	3,485,200
25		7,468,100	6,832,700	6,088,500	5,440,700	4,909,300	4,546,600	4,251,100	3,818,000	3,530,600
26			6,881,900	6,134,900	5,491,900	4,960,400	4,595,700	4,299,400	3,864,300	3,572,100
27			6,927,400	6,177,500	5,534,400	5,008,000	4,637,700	4,340,100	3,902,900	3,607,600
28				6,218,400	5,575,200	5,048,900	4,678,200	4,378,100	3,940,100	3,641,800
29					5,612,700	5,086,800	4,716,400	4,414,800	3,975,200	3,674,800
30					5,649,100	5,123,900	4,752,300	4,450,000	4,009,300	3,707,100
31						5,158,100	4,786,800	4,483,000	4,042,300	3,738,400
32						5,190,800				

備考

- 警察大学生：1年生 1,215,000 ウォン、2年生 1,350,000 ウォン、3年生 1,500,000 ウォン、4年生 1,650,000 ウォン
- 警尉公開競争採用試験合格者及び消防幹部候補生：任用予定階級の1号俸に該当する俸給の80%に相当する金額
- 義務消防員：特防は志願によらず任用された下士俸給相当額、首防は兵長俸給相当額、上防は上等兵俸給相当額、一防は一等兵俸給相当額、二防は二等兵俸給相当額
- 義務警察：特警は志願によらず任用された下士俸給相当額、首警は兵長俸給相当額、上警は上等兵俸給相当額、一警は一等兵俸給相当額、二警は二等兵俸給相当額

* 上記の俸給表（2025年1月3日改定）を11年前の同じ俸給表（2014年1月8日改定）と比較すると、例として消防警16号俸では36.9%上昇している。

② 手当

手当に関しては「公務員報酬規定」及びその委任（公務員報酬規程第31条）を受けた「公務員手当等に関する規定（公務員手当規定）」により、手当の種類、支給範囲、支給額等が定められている。規定が定める手当は実に多種多様であるが、このうち消防公務員に適用があると考えられるもの（国家公務員に共通する手当及び消防公務員の職務の特殊性に基づく手当）には次のようなものがある。なお、公務員手当規定には、いわゆる退職金（退職手当）

は規定されておらず、これに相当する給付は、後述する公務員年金法による「退職手当」として支給される。

ア. 俸給調整手当

俸給月額（別途算入額あり）の21%を毎年11月に支給（公務員報酬規定第32条の2、別表30の3）

イ. 賞与手当

《待遇公務員手当》

消防正以下の階級の消防公務員のうち該当階級で昇進所要最低勤務年数以上勤務し勤務実績が優秀な者（「待遇公務員」）として選抜された者に対し待遇公務員手当が支給される。昇進所要最低勤務年数は次のとおりである（消防公務員昇進任用規定第43条）。

- ・ 昇進所要最低勤務年数（同規定施行規則第36条第1項）
 - a. 消防正及び消防領：7年以上
 - b. 消防警、消防尉、消防長、消防校及び消防士：4年以上

- ・ 支給額：俸給月額の4.1%（公務員手当規定第6条の2）

* 待遇公務員は、消防公務員のほか、軍務員、警察公務員、海洋警察公務員にも制度があり、共通した率により算定した額の手当てが支給される。

《精勤手当》

毎年1月及び7月に下表の区分に応じた金額を支給（公務員手当規定第7条第1項及び第2項、別表2）

勤務年数	支給額	勤務年数	支給額
2年未満	俸給月額の10%相当額	8年未満	俸給月額の35%相当額
5年未満	俸給月額の20%相当額	9年未満	俸給月額の40%相当額
6年未満	俸給月額の25%相当額	10年未満	俸給月額の45%相当額
7年未満	俸給月額の30%相当額	10年以上	俸給月額の50%相当額

《精勤手当加算金》

精勤手当の対象となる公務員には、毎月の俸給支給日に、下表の区分に応じた金額を支給（同規定第7条第3項、別表2）

勤務年数	支給月額	備考
20年以上	100,000 ウォン	(追加加算額) 勤務年数20年以上25年未満である者には月額10,000ウォンを、25年以上である者には月額30,000ウォンを加算して支給する。
15年以上20年未満	80,000 ウォン	
10年以上15年未満	60,000 ウォン	
5年以上10年未満	50,000 ウォン	
5年未満	30,000 ウォン	

《成果賞与金》

所属長官は、勤務成績、業務実績等が優秀な公務員（消防公務員の場合は消防正監以下の者。そのほか職種ごとに定めあり。）に対し、下記「成果賞与金支給基準額表」及び「成果賞与金支給等級及び支給額表」に従い成果賞与金を支給する。一定の階級以上の公務員（消防公務員の場合は消防領以上）が対象の場合は報酬成果給審査委員会（成果賞与金支給対象者の上位の階級の者7人以内の委員で構成）の審査が必要である（公務員手当規定第7条の2 別表2の2、同2の3及び同2の4）。

・成果賞与金支給基準額表

消防正監	消防監	消防准監	消防正	消防領	消防警	消防尉	消防長	消防校	消防士
20号俸	20号俸	20号俸	20号俸	18号俸	18号俸	17号俸	15号俸	12号俸	10号俸

* 成果賞与金支給基準額 = 各号俸に該当する前年度の俸給月額

・成果賞与金支給等級及び支給額表

支給等級		支給額
等級	支給人員	
S等級	評価結果上位20%以内に該当する者	成果賞与金支給基準額の172.5%以上に相当する金額
A等級	評価結果上位20%を超え60%以内に該当する者	成果賞与金支給基準額の125%に相当する金額
B等級	評価結果上位60%を超え90%以内に該当する者	成果賞与金支給基準額の85%以下に相当する金額
C等級	評価結果上位90%を超え100%以内に該当する者	支給しない

・なお、成果賞与金の支給方法には、個人別に差をつけて支給する方法のほか、部署別又は支給単位機関別に差をつけて支給した後、個人別に均等に支給する方法、個人別に差をつけて支給する方法と部署別又は支給単位機関別に差をつけて支給する方法を合わせる方法等がある。

ウ. 家計補填手当

《家族手当》

扶養家族を有する者に支給（配偶者:月額40,000ウォン、配偶者と子女を除いた扶養家族1名につき月額20,000ウォン。1人目の子女:月額50,000ウォン、2人目の子女:月額80,000ウォン、3人目以降の子女:月額120,000ウォン）（公務員手当規定第10条、別表5）

《子女学費補助手当》

幼稚園、小学校、中学校、高等学校（これらに準ずる教育施設を含む。）に就学する子女を有する公務員に支給。支給額は学校へ公納される学費（授業料、学校運営支援費の合算額）の全額（公務員手当規定第11条、別表6）

《育児休職手当》

満8歳以下又は小学校2年生以下の子女を養育するため又は女性公務員が妊娠若しくは出産のため30日以上休職する場合、次の額を支給（公務員手当規定第11条の3）

・育児休職開始日から6カ月目までは俸給月額相当額

- ・ 7 ヶ月目以降は俸給月額の 80%相当額
- ・ 上限額＝育児休業職開始日から 3 カ月目まで：250 万ウォン
 - 〃 4 カ月目～6 カ月目：200 万ウォン
 - 〃 7 カ月目以降：160 万ウォン
- ・ 下限額＝70 万ウォン

エ. 特殊地勤務手当

《特殊地勤務手当》

交通不便で文化教育施設が殆どない地域や勤務環境が特殊な機関に勤務する公務員に支給（地域（地域区分 4 種類）により月額 60,000 ウォン～30,000 ウォン）。消防公務員の場合、標高 800m 以上の高さに位置する機関に勤務する者が該当（公務員手当規定第 12 条第 1 項、同規定別表 7、「特殊地勤務手当支給対象地域及び機関とその等級別区分に関する規則」第 2 条第 2 項、同規則別表 2）

オ. 特殊勤務手当等

《危険勤務手当》

危険な職務に従事する者に危険勤務手当を支給。消防公務員の場合、消防自動車の運転員及び消防作業に従事する消防公務員に支給（月額 60,000 ウォン）（公務員手当規定第 13 条、同規定別表 8、同別表 9）

《特殊業務手当》

特殊な業務に従事する者に特殊業務手当を支給（公務員手当規定第 14 条、同規定別表 11）。多種多様であるが、消防公務員の場合、主なものをあげれば次のようなものがある。なお、2014 年当時であった特殊業務手当についてみると、その支給額は 2014 年当時と概ね同じである。

・ 技術情報手当

消防機関で有線・無線操作に従事、又は自動車（重機を含む）運転・整備業務に従事する消防公務員に支給（消防領以上：月額 50,000 ウォン以下、消防警・消防尉：同 30,000 ウォン以下、消防長以下：同 20,000 ウォン以下）。消防警、消防尉、消防長以下には加算金あり。

・ 研究業務手当

- ・ 公務員訓練機関で直接講義を担当する公務員に支給（消防領以上：月額 60,000 ウォン、消防警以下：同 40,000 ウォン）
- ・ 法令又は条例により設置された公務員教育訓練機関の教授等に支給（院長：月額 110,000 ウォン、教授・副教授・助教授：同 110,000 ウォン、部長：同 100,000 ウォン、教育研究官等：同 80,000 ウォン）

・ 船舶及び艦艇等勤務手当

艦艇において勤務する消防公務員に支給（消防領以上：月額 65,000 ウォン、消防警：同 50,000 ウォン、消防尉：同 37,000 ウォン、消防長：同 34,000 ウォン、消防校：同 30,000 ウォン、消防士：同 21,000 ウォン）。艦艇長に対しては加算金あり。

* 消防庁所属専門経歴官も対象

・航空手当

・航空機操縦士、整備士である消防公務員に支給 * 消防庁所属専門経歴官も対象

	操縦士	整備士
消防領	631,700 ウォン	313,400 ウォン
消防警	505,300 ウォン	279,100 ウォン
消防尉	404,200 ウォン	217,800 ウォン
消防長	323,400 ウォン	196,000 ウォン
消防校	258,600 ウォン	184,200 ウォン
消防士	205,900 ウォン	174,200 ウォン

・消防航空隊所属公務員のうち火災鎮圧、救助救急業務のための航空機搭乗者で四半期に1回以上飛行する者に支給（消防領以上：月額 50,000 ウォン、消防警・消防尉・消防長：月額 40,000 ウォン、消防校：月額 30,000 ウォン）

* 一般職公務員も対象

・開放型職位等補填及び専門職位手当

国家公務員法による公募、人事交流に任用された経歴職公務員に支給（消防公務員の場合、消防長：100,000 ウォン、消防領以下：50,000 ウォン）

・特殊職務手当

特殊な業務（放送・新聞・映画等制作、対テロ、集会・デモ管理、民願対応、出入国管理等）を担当する公務員に支給。消防公務員の場合、消防庁、消防機関所属公務員で火災現場において人命救助、火災鎮火業務に直接従事する消防公務員（中央 119 救助本部、119 安全センター、119 地域隊、救助救急隊に勤務する者及び消防署の鎮圧隊長、火災調査業務担当者に限る（市・道所属消防公務員で救助救急のため1日3回を超える出動をした者には加算金あり。））及び消防庁所属公務員で「災難及び安全管理基本法」による中央緊急救助統制団、地域緊急救助統制団の業務を常時遂行する公務員に支給（支給額は月額 80,000 ウォン以下）

《業務代行手当》

病気休暇、出産休暇、育児休職等の公務員の業務を代行する公務員に月額 20 万ウォンを支給（公務員手当規定第 14 条の 2）

カ. 超過勤務手当等

《時間外勤務手当》

1 時間につき、基準号俸（消防校以上：10 号俸、消防士：9 号俸）俸給額の 55%（消防士の場合は 60%）（俸給基準額）の 209 分の 1 の 150%（公務員手当規定第 15 条第 2 項）。管理業務手当受給者には支給しない。

《現業公務員等に対する夜間勤務手当》

消防公務員を含む現業公務員が夜間勤務（夜間のみ勤務、昼間・夜間交代制勤務の夜間勤務）した場合に支給（同規定第 16 条）。夜間勤務は1日8時間を基準に、1時間につき、俸給基準額の 209 分の 1 の 50%（同規定第 16 条第 2 項）。管理業務手当受給

者には支給しない。

《現業公務員等に対する休日勤務手当》

消防公務員を含む現業公務員が休日の午前 9 時から午後 6 時まで勤務した場合に支給（公務員手当規定第 17 条）。1 日につき俸給基準額の 26 分の 1 の 150%（同規定第 17 条第 2 項）。管理業務手当受給者には支給しない。

《管理業務手当》

消防公務員の場合、消防正以上の階級の者に対し、俸給月額額の 9%（同規定第 17 条の 2 第 1 項、別表 13）

キ. 実費弁償等

《定額給食費》

月額 140,000 ウォン（公務員手当規定第 18 条）

《名節休暇費》

元旦（陰暦）及び秋夕（陰暦 8 月 15 日）に在職する公務員に俸給月額額の 60%を支給（同規定第 18 条の 3）

《連暇補償費》

公務上、連続して休暇を取ることができなかった公務員に対し、その補償として補償日数 1 日につき俸給月額額の 86%を 30 で除した金額を支給。6 月と 12 月に分けて支給される（同規定第 18 条の 5）。

《職級補助費》

公務員に対し、毎月下表の区分に基づく職級補助費が支給される（同規定第 18 条の 6、別表 15）。

（単位:ウォン）

消防総監	消防正監	消防監	消防准監	消防正	消防領	消防警 消防尉	消防長	消防校 消防士
950,000	750,000	650,000	500,000	400,000	250,000	185,000	180,000	175,000

(2) 年金

公務員の退職、死亡、負傷・疾病・障がい等を事由とする公務員本人やその遺族に支給する年金、一時金等については、国家公務員、地方公務員ともに「公務員年金法」（1982 年 1 月 1 日施行）により定められており（軍人及び選挙により選ばれる公務員を除く。）、消防公務員についても同法が適用される。この制度を運営するため、公務員年金公団が設立されており（公務員年金法第 2 章（第 4 条～第 24 条））、同公団は、給付の支給、掛金、負担金その他費用の徴収、公務員年金基金を増やすための事業、公務員厚生福祉事業、住宅の建設・供給・賃貸又は宅地の取得、本法又は他の法令により人事革新処長等の中央行政機関の長や地方自治団体の長等が委託する事業を行う（公務員年金法第 17 条）。

なお、公務災害によらない医療給付に関しては、公務員も、全国民を対象とした「国民健康保険法」の適用を受け（国民健康保険法第 5 条、第 6 条）、国民健康保険公団が運営する健康保険による給付を受ける。

「公務員年金法」が定める公務員の年金等の基本的な枠組みは次のとおりである。

① 給付（韓国語では「給与」と表現されている。）の種類は次のとおりである（公務員年金法第 28 条）。

- ・退職給付（退職年金、退職年金一時金、退職年金控除一時金、退職一時金）
- ・退職遺族給付（退職遺族年金、退職遺族年金付加金、退職遺族年金特別付加金、退職遺族年金一時金、退職遺族一時金）
- ・非公務上障がい給付（非公務上障がい年金、非公務上障がい一時金）
- ・退職手当

各給付の概要は次のとおりである。

ア. 退職給付

《退職年金》

公務員が 10 年以上在職して退職した場合には、次のいずれかに該当するときから死亡するまで退職年金を支給（公務員年金法第 43 条第 1 項）。

- a. 65 歳になるとき
- b. 定年又は勤務上の上限年齢が 60 歳未満である場合は、定年又はその上限年齢に達してから 5 年が経過したとき
- c. 階級定年となって退職したときから 5 年が経過したとき
- d. 職制や定員の改正、廃止等により職位がなくなる等により退職したときから 5 年が経過したとき
- e. 大統領令で定める障がい状態になったとき

【支給額】

在職期間 1 年当たり平均基準所得月額の 1.7%（在職期間の上限は 36 年）（公務員年金法第 43 条第 4 項）

- * 「基準所得月額」：掛け金及び給与算定の基準として一定期間在職して得た所得から、非課税所得を控除した金額の年支給合計額を 12 カ月で平均した金額
- * 「平均基準所得月額」：在職期間中の毎年の基準所得月額を公務員報酬引き上げ率等を考慮して給付事由が発生した日の現在価値に換算して合算した額を、在職期間で除して得た金額（但し、退職年金、早期退職年金、退職遺族年金算出基礎となる平均基準所得月額は、給付事由が発生した当時の平均基準所得月額に公務員報酬引き上げ率等を考慮して支給が開始される日の現在価値に換算した金額）

《早期退職年金》

10 年以上在職して退職した公務員が上記 a.～d.の時点より前に退職年金の受給を希望する場合、未達年数に応じ割り引いた早期退職年金を支給（公務員年金法第 43 条第 2 項）

【支給額】

- a. 未達年数 1 年以内：退職年金相当額の 95%
- b. 未達年数 1 年超過 2 年以内：退職年金相当額の 90%

- c. 未達年数 2 年超過 3 年以内：退職年金相当額の 85%
- d. 未達年数 3 年超過 4 年以内：退職年金相当額の 80%
- e. 未達年数 4 年超過 5 年以内：退職年金相当額の 75%

《退職年金一時金、退職年金控除一時金》

退職年金、早期退職年金を受給する権利を有する者が年金に代えて一時金（退職年金一時金）又は 10 年を超える在職期間のうち本人が望む期間について退職金に代えて一時金（退職年金控除一時金）の支給を希望するとき支給（公務員年金法第 43 条第 3 項）

【支給額】

- ・退職年金一時金

退職した日の前日が属する月の基準所得月額に在職年数を乗じた金額の 975/1000 に相当する金額に、在職年数から 5 年を差し引いた年数の 1 年につき基準所得月額に在職年数を乗じた金額の 65/10000 に相当する金額を加算した金額（在職年数上限は 36 年）（公務員年金法第 43 条第 5 項）

- ・退職年金控除一時金

退職した日の前日が属する月の基準所得月額×控除在職年数×975/1000+退職した日の前日が属する月の基準所得月額×控除在職年数×65/10000×控除在職年数（公務員年金法第 43 条第 6 項）

《退職年金又は早期退職年金の支給停止》

- a. 退職年金又は早期退職年金の受給者が、公務員・軍人又は私立学校職員として任用された場合、選挙による選出職公務員に就任した場合、国や地方自治体が全額出資・出捐する機関に役職員として採用された場合は、その在職期間中当該年金全部の支給を停止（下記但書きあり。）（公務員年金法第 50 条第 1 項）。

- ・地方議会議員に就任した場合は、勤労所得金額の月平均金額（所得税法第 20 条第 2 項による勤労所得金額の月平均金額。以下「勤労所得月額」）が本人の退職年金額又は早期退職年金額未満の場合には、その勤労所得月額だけ当該年金一部を停止

- ・国や地方自治体が全額出資・出捐する機関に役職員として採用された場合は、勤労所得月額が前年度公務員全体の基準所得月額平均額の 160%未満である場合には、下記 b. により当該年金の一部の支給を停止

- b. 退職年金又は早期退職年金受給者が年金以外の事業所得金額又は勤労所得金額があり、各所得金額又はこれを合算した所得金額の月平均金額（以下「所得月額」）が前年度の平均年金月額（退職年金額と退職遺族年金額を合算した金額を当該受給者数で割った金額）を超えた場合には、次の区分により退職年金又は早期退職年金支給を停止（支給停止額は退職年金又は早期退職年金の 2 分の 1 を超えることはできない。）（公務員年金法第 50 条第 3 項）。

- ・前年度平均年金月額を超過した所得月額（以下「超過所得月額」）が 50 万ウォン未満の場合：50 万ウォン未満超過所得月額の 30%

- ・超過所得月額が 50 万ウォン以上 100 万ウォン未満の場合：15 万ウォン+ 50 万ウォン超過所得月額の 40%
- ・超過所得月額が 100 万ウォン以上 150 万ウォン未満の場合：35 万ウォン+100 万ウォン超過所得月額の 50%
- ・超過所得月額が 150 万ウォン以上 200 万ウォン未満の場合：60 万ウォン+150 万ウォン超過所得月額の 60%
- ・超過所得月額が 200 万ウォン以上の場合：90 万ウォン+ 200 万ウォン超過所得月額の 70%

《退職一時金》

公務員が在職期間 10 年未満で退職した場合、退職一時金を支給。支給金額は、退職年金一時金と同じ算定方法による（公務員年金法第 51 条）。

イ. 退職遺族給付

《退職遺族年金》

退職年金又は早期退職年金の受給権者が死亡した場合、遺族に退職遺族年金を支給。また、10 年以上在職した公務員が在職中に死亡した場合、退職遺族年金のほか、退職遺族年金付加金を支給。また、公務員であった者が退職後、退職年金の支給開始前に死亡したり、退職年金又は早期退職年金の受給者が年金支給開始から 3 年以内に死亡した場合、退職遺族年金のほか、退職遺族年金特別付加金を支給する（公務員年金法第 54 条）。遺族の範囲は、公務員又は公務員であった者が死亡した当時、その者が扶養していた配偶者、子、父母、孫、祖父母である。給付を受ける遺族の順位は民法の相続の順位による（同法第 3 条第 1 項第 2 号、第 31 条）。

【支給額】

以下のとおり（公務員年金法第 55 条第 1 項～第 3 項）

- ・退職年金額又は早期退職年金額の 60%の金額
- ・退職遺族年金付加金は死亡当時の退職年金一時金の金額の 25%の金額
- ・退職遺族年金特別付加金は退職当時の退職年金一時金の金額の 4 分の 1 に次の割合を乗じた金額
- ・ $[36 - (\text{死亡時まで退職年金または早期退職年金を受けられることができる月数})] \times 1/36$

《退職遺族年金一時金》

10 年以上在職した公務員が在職中に死亡した場合、遺族が希望するときは、退職遺族年金、退職遺族年金付加金に代え、退職遺族年金一時金を支給（公務員年金法第 54 条第 4 項）。退職遺族年金一時金の支給金額に関しては、退職年金一時金の規定が準用される（公務員年金法第 55 条第 4 項）。

*退職年金一時金の額＝基準所得月額に在職年数を乗じた金額の 975/1000 に相当する金額に、在職年数から 5 年を差し引いた年数の 1 年につき基準所得月額に在職年数を乗じた金額の 65/10000 に相当する金額を加算した金額（在職年数上限は 36 年）

ウ. 非公務上障がい給付

公務員が公務外の事由による疾病又は負傷により障がいの状態となって退職したとき又は退職後にその疾病又は負傷により障がいの状態となったときは、障がい等級により非公務上障がい年金又は障がい一時金を支給（公務員年金法第 59 条）。

- ・ 第 1 級～第 7 級：非公務上障がい年金
- ・ 第 8 級以下：非公務上障がい一時金

【非公務上障がい年金の支給額】

基準所得月額に次の等級による割合を乗じた金額

- ・ 第 1 級～第 2 級：26%
- ・ 第 3 級～第 4 級：22.75%
- ・ 第 5 級～第 7 級：19.5%

【非公務上障がい一時金の支給額】

基準所得月額の 2.25 倍

エ. 退職手当

公務員が 1 年以上在職して退職又は死亡した場合には退職手当を支給。退職手当は、次の計算式に従って算出される（公務員年金法第 62 条）。韓国の公務員制度では韓国の民間企業の「退職金」に当たるものは、公務員年金法が規定する公務員年金制度における「退職手当」として支給される。

【支給額】

- ・ 在職期間（上限は 33 年）×基準所得月額×大統領令で定める比率
 - ・ 大統領令（公務員年金法施行令第 58 条）で定める比率
- a. 在職期間が 1 年以上 5 年未満の場合：6.5%
 - b. 在職期間が 5 年以上 10 年未満の場合：22.75%
 - c. 在職期間が 10 年以上 15 年未満の場合：29.25%
 - d. 在職期間が 15 年以上 20 年未満の場合：32.5%
 - e. 在職期間が 20 年以上の場合：39%

② 費用負担

ア. 費用負担の原則

公務員年金に係る費用負担に関する原則は次のとおりである（公務員年金法第 66 条）。

- ・ 年金等の給付（公務員年金法第 28 条による給付）のうち、退職給付、退職遺族給付及び非公務上障がい給付に要する費用は、公務員及び国又は地方自治団体が負担する。この場合、退職給付及び退職遺族給付に係る費用は、少なくとも 5 年ごとに再計算して財政的バランスが維持されるようにしなければならない。
- ・ 退職手当の支給に要する費用は国又は地方自治団体が負担する。
- ・ 公務員年金公団の運営に要する費用は国が補助することができる。

イ. 掛け金

掛け金（韓国語では「寄付金」と表現されている。）は、費用のうち公務員が負担する金額であり、公務員となった日の属する月から退職した日の前日又は死亡した日が属する月まで毎月支払う（但し、納付期間は36年が上限）。現在の掛金は、基準所得月額（公務員全体の基準所得月額の平均の160%が上限）の9%であり（公務員年金法第67条）、毎月報酬から徴収される（同法第68条）。

ウ. 年金負担金及び補填金

国又は地方自治団体が負担する負担金（年金負担金）の金額は、毎会計年度大統領令で定める報酬予算の9%である（報酬予算が増減された場合には次期の年金負担金等を算定時に精算）。ただし、国又は地方自治団体は、退職給付及び退職遺族給付に係る費用を掛け金、年金負担金で賄えない場合には、その不足した金額（補填金）を負担しなければならない（公務員年金法第71条）。

エ. 責任準備金

国と地方自治団体は、公務員年金財政の安定のために責任準備金を公務員年金基金に積立なければならない（公務員年金法第72条）。

* 公務員年金基金＝公務員年金法による給付に充当するための責任準備金として設置された基金であり、公務員年金公団（公務員年金法第2章）が管理・運用している（公務員年金法第76条）。

（3）公務災害補償

公務員（国家公務員、地方公務員）の公務災害による医療給付や年金は、「公務員災害補償法」によって行われる。同法は2018年3月に制定（施行は同年9月）されたもので、それまでは公務災害による医療給付や年金も「公務員年金法」により規定されていたが、「公務遂行中に発生した災害に対する補償を強化し、災害補償給付に対する審査手続きを改善する等、専門的かつ体系的な公務員災害補償制度の発展のために「公務員年金法」から公務員災害補償制度を分離」（公務員災害補償法「制定理由」より）したものである。

「公務員災害補償法」が定める公務災害補償の基本的枠組みは次のとおりである。

① 給付の種類は次のとおりである（公務員災害補償法第8条）。

- ・療養給付
- ・リハビリ給付（リハビリ運動費、心理相談費）
- ・障がい給付（障がい年金、障がい一時金）
- ・看病給付
- ・災害遺族給付（障がい遺族年金、殉職遺族給付（殉職遺族年金、殉職遺族補償金）、危険職務殉職遺族給付（危険職務殉職遺族年金、危険職務殉職遺族補償金））
- ・扶助給付（災難扶助金、死亡弔慰金）

各給付の概要は次のとおりである。

ア. 療養給付（公務員災害補償法第 22 条～第 25 条）

公務員が公務上の負傷又は疾病により下記の療養をする場合、療養給付を支給する（公務員災害補償法第 22 条）。同じ負傷又は疾病に対しては原則として療養期間が 3 年を超えない範囲とされる。

- a. 診断
- b. 薬剤、治療材及び補装具支給
- c. 処置・手術その他の治療
- d. 病院や療養所に収容され行う療養
- e. 看護
- f. 移送
- g. リハビリ治療

イ. リハビリ給付

《リハビリ運動費》

下記のいずれかに該当する者で大統領令で定める障がいが残るという医学的所見のある公務員がリハビリ運動をした場合に支給（公務員災害補法第 26 条）

- a. 公務上療養中の公務員
- b. 公務上療養を終えてから 3 カ月以内の公務員

支給されるリハビリ運動費は、人事革新処長が告示する金額の範囲で実際にかかる費用である。

《心理相談費》

公務上療養中の公務員が公務上災害による心理的治療のために心理相談をした場合支給する（公務員災害補法第 27 条）。支給される相談費は、人事革新処長が告示する金額の範囲で実際にかかる費用である。

ウ. 障がい給付

《障がい年金、障がい一時金》

公務員が下記のいずれかに該当する場合には、大統領令で定める障がいの程度による等級を基準に障がい年金又は障がい一時金を支給する（公務員災害補法第 28 条）。

- a. 公務上の負傷又は疾病により障がい状態になって退職した場合
- b. 退職後に退職前の公務上の負傷又は疾病により障がいの状態となった場合

*大統領令で定める障がいの程度については、第 1 級（両目失明、話す機能と食べ物を嚙む機能を完全・永久に喪失等 8 項目）から第 14 級（3 つ以上の歯に歯科補綴、片方の耳の耳たぶの硬度喪失等 11 項目）まで区分あり（公務員災害補法別表 3）。

【障がい年金支給額】

障がい年金の金額は、基準所得月額に下記の等級による割合を乗じた額である（公務員災害補法第 29 条第 1 項）。

第 1 級 : 52% 第 2 級 : 48.75% 第 3 級 : 45.5% 第 4 級 : 42.25%

第 5 級	： 39%	第 6 級	： 35.75%	第 7 級	： 32.5%	第 8 級	： 29.25%
第 9 級	： 26%	第 10 級	： 22.75%	第 11 級	： 19.5%	第 12 級	： 16.25%
第 13 級	： 13%	第 14 級	： 9.75%				

【障がい一時金支給額】

障がい年金の代わりに障がい一時金を受けようとする場合には、5年分の障がい年金に相当する金額を支給（公務員災害補法第29条第2項）。

エ. 看病給付

公務上療養を終えた者のうち、治癒後医学的に常時又は随時看病が必要な者に支給（公務員災害補法第34条）

オ. 災害遺族給付（公務員災害補法第35条～第41条）

《障がい遺族年金》

障がい年金の受給権者が死亡した場合に、その者の遺族に障がい遺族年金を支給。障がい遺族年金は、公務員であった者が受けることができる障がい年金額の60%である（公務員災害補法第35条）。遺族の範囲は、公務員又は公務員であった者が死亡した当時、その者が扶養していた配偶者、子、父母、孫、祖父母である。給付を受ける遺族の順位は民法の相続の順位による（同法第3条第1項第5号、第11条）。

《殉職遺族給付》

・ 殉職遺族年金

殉職した公務員の遺族に支給される年金である。殉職遺族年金の金額は、次の a. と b. 二つの項目の金額を合わせた金額である（公務員災害補法第36条）。

- a. 当該公務員の死亡当時（退職後死亡した場合には退職当時）の基準所得月額額の38%に相当する金額
- b. 殉職した公務員の遺族1人当たり当該公務員の死亡当時の基準所得月額額の5%に相当金額（当該金額の合計は当該公務員の死亡当時の基準所得月額額の20%を超えることはできない。）

・ 殉職遺族補償金

殉職した公務員の遺族に支給される一時金である。支給額は、公務員全体の基準所得月額平均額の24倍である（公務員災害補法第37条）。

《危険職務殉職遺族給付》

・ 危険職務殉職遺族年金

危険職務殉職公務員の遺族に支給される年金である。危険職務殉職遺族年金の金額は次の a. と b. 二つの項目の金額を合わせた金額である（公務員災害補法第38条）。

- a. 当該公務員の死亡当時の基準所得月額額の43%に相当する金額
- b. 危険職務殉職公務員の遺族1人当たり当該公務員の死亡当時の基準所得月額額の5%に相当する金額（当該金額の合計は、当該公務員の死亡当時の基準所得月額額の

20%を超えることはできない。)

・危険職務殉職遺族補償金

危険職務殉職公務員の遺族に支給される一時金である。支給額は、公務員全体の基準所得月額平均額の45倍である（公務員災害補償法第39条）。

カ. 扶助給付（公務員災害補償法第42条、第43条）

《災難扶助金》

公務員が水災、火災、その他の災害で財産に損害を被ったとき、公務員全体の基準所得月額平均額の4倍の範囲で支給される（公務員災害補償法第42条）。

《死亡弔慰金》

- ・公務員の配偶者や親（配偶者の親を含む）又は子どもが死亡した場合に、その公務員に死亡弔慰金が支給される（死亡弔慰金支給対象となる公務員が2人以上のときは、大統領令で定める1人の公務員に支給）。支給額は、公務員全体の基準所得月額平均額の65%
- ・公務員が死亡した場合には、その配偶者に死亡弔慰金を支給する（配偶者がいない場合には葬儀を行って祭司を祀る者に支給）。支給額は、公務員全体の基準所得月額平均額の2倍

② 費用負担

ア. 費用負担の原則

公務員災害補償に係る費用負担に関する原則は次のとおりである（公務員災害補償法第48条）。

- a. 国及び地方自治団体は、公務員災害補償法による給付に要する費用を負担する。
- b. 国及び地方自治団体は、会計年度ごとに予算の範囲でこの法律による災害予防事業及びリハビリ・職務復帰支援事業に要する費用を支援することができる。

イ. 災害補償負担金

国及び地方自治団体が上記1. a. により負担する負担金（災害補償負担金）は、公務員年金公団に支払われる。なお、災害補償負担金で公務員災害補償法による給付に要する費用の支出を賄えないときは、「公務員年金法」による公務員年金基金から一時借り入れることができる（公務員災害補償法第48条）。

* 公務員災害補償に係る業務のうち給付の受付、決定、支給等の業務は、「公務員年金法」による公務員年金公団に委託されている（公務員災害補償法第61条）。

③ 給付の請求、決定

- ・給付を受けようとする者は、当該公務員が所属する（所属していた）機関長の確認を受け、たとえば、人事革新処長に給付の請求しなければならない。
- ・給付の請求を受けた人事革新処長は、給付の要件を確認した後、給付を決定して支給する

(療養給付、障がい給付、殉職遺族給付、危険職務殉職遺族給付の決定に当たっては公務員災害補償審議会(公務員災害補償法第6条)の審議を経なければならない。)(公務員災害補償法第9条)。

- ・なお、前述したように、公務員災害補償に係る業務のうち給付の受付、リハビリ給付、介護給付、障がい遺族年金、扶助給付の決定、給付の支給等の業務は、人事革新処長から「公務員年金法」による公務員年金公団に委託され(公務員災害補償法第61条)実施されている。

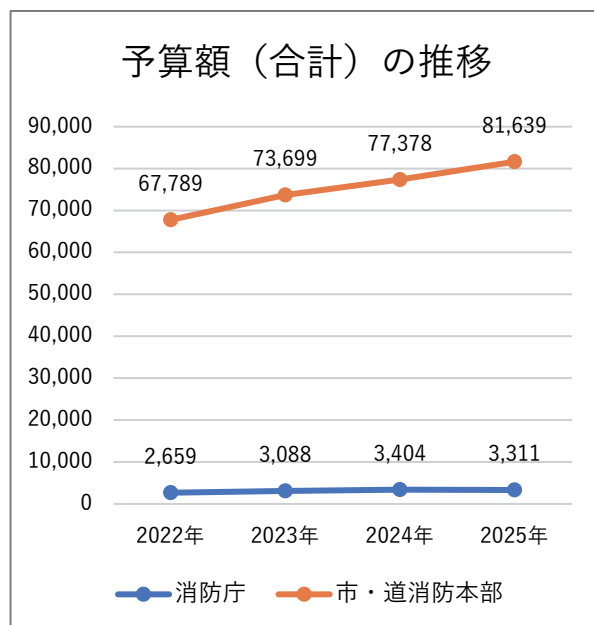
V 消防財政

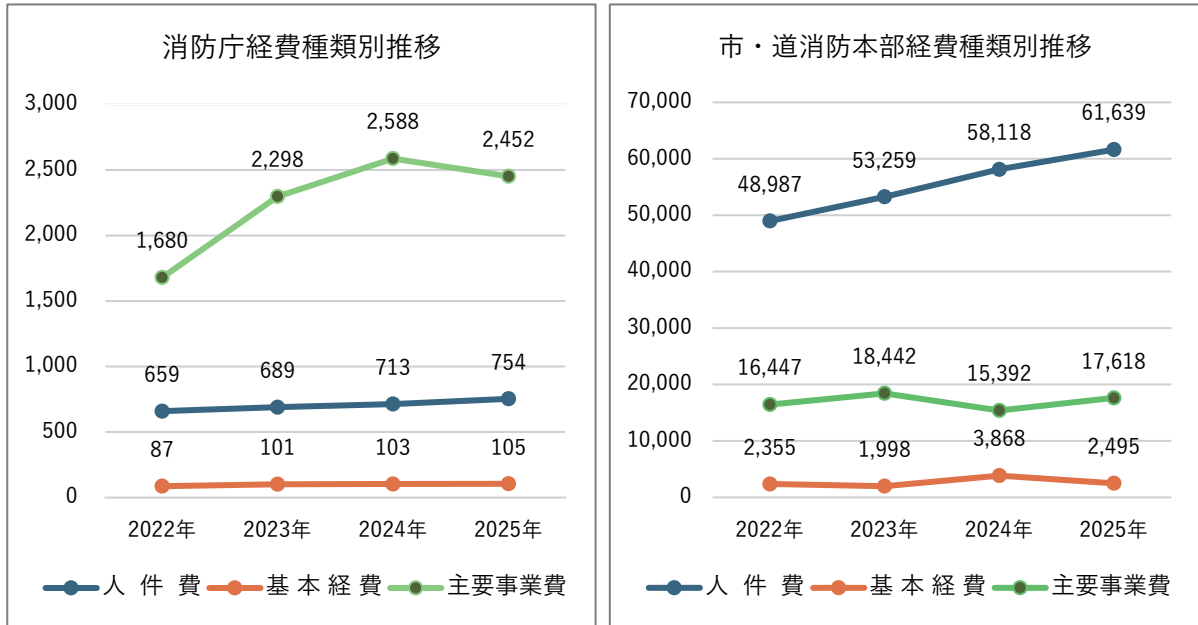
1. 消防予算の大枠

消防庁と市・道消防本部の歳出予算を合わせた歳出予算の大枠は下表のとおりである（但し、合計については国庫補助金（2025年は553億ウォン）に対応する額は重複している。）。全体額の中で消防庁の金額は4%程度、市・道消防本部の金額は96%程度を構成している。また、消防庁は主要事業費の占める割合が高いが、市・道消防本部では人件費が占める割合が高い。市・道消防本部は予算額（特に人件費）の増加傾向がより鮮明である。

〈予算額の推移〉 (単位：億ウォン)

		2022年	2023年	2024年	2025年
消防庁	人件費	659	689	713	754
	基本経費	87	101	103	105
	主要事業費	1,680	2,298	2,588	2,452
	計 下段（ ）は比率	2,659 (3.8%)	3,088 (4.0%)	3,404 (4.2%)	3,311 (3.9%)
市・道 消防本部	人件費	48,987	53,259	58,118	61,639
	基本経費	2,355	1,998	3,868	2,495
	主要事業費	16,447	18,442	15,392	17,618
	計 下段（ ）は比率	67,789 (96.2%)	73,699 (96.0%)	77,378 (95.8%)	81,639 (96.1%)
合計	70,448	76,787	80,782	84,950	





*上記の表及びグラフは各年の「消防庁主要業務計画」より作成

2. 市・道消防本部の消防財源

(1) 市・道消防財源の構成

2022年～2025年の市・道消防全体の歳入の財源別（一般会計転入金、地域資源施設税、消防安全交付税、国庫補助金等）の内訳は次表のとおりである。構成比率を見ると、一般会計転入金が6割超、地域資源施設税が約2割、消防安全交付税が約1割、国庫補助金が1%弱である。一般会計転入金の構成比率がやや増加傾向にある。

(単位：百万ウォン)

区分	合計	一般会計 転入金	構成 比率 (%)	地域資源 施設税	構成 比率 (%)	消防安全 交付税	構成 比率 (%)	国庫 補助金	構成 比率 (%)	その他	構成 比率 (%)
2022年	7,191,310	4,474,216	62.2	1,585,805	22.1	793,328	11.0	88,827	1.2	249,134	3.5
2023年	7,730,236	4,945,905	64.0	1,626,478	21.0	889,794	11.5	72,227	0.9	195,833	2.5
2024年	8,095,178	5,499,426	67.9	1,605,987	19.8	772,889	9.5	44,966	0.6	171,910	2.1
2025年	8,147,836	5,597,477	68.7	1,568,328	19.2	814,335	10.0	55,352	0.7	112,347	1.4

*韓国消防庁提供資料より

(2) 地方の消防財政に関する経緯

- ・1992年 広域消防体制（それまでは基礎自治体消防）への転換に伴い、共同施設税（市・郡税1992年～）を市・道税（目的税）に転換
- ・2011年1月1日 共同施設税と地域開発税（地方税1954年～）が統合され、地域資源施設税となる。

- ・2014年5月 目的税である地域資源施設税を特別会計で処理することを義務化。市・道は消防関連の目的税である地域資源施設税を中心とした消防特別会計設置の条例を制定し2016年度から特別会計の運用を開始（それまでは地域資源施設税は一般会計に入れられ、消防安全目的に使用されないことが頻発）、2017年度から全ての市・道で運用
- ・2015年4月1日 消防安全交付税導入（特別交付税の一部。消防目的に充てられる。）
 - * 消防安全交付税
 - タバコに課される個別消費税の45%（2020年以降45%、それ以前は20%）を消防安全予算として使用できるよう配分（2015年に廃止された分権交付税に代わるものとして2015年に新設）
- ・2021年1月1日 広域自治体の「消防特別会計」に係る「消防財政支援及び市・道消防特別会計設置法」施行 → 消防財政の安定確保と独立性強化。人件費勘定と消防政策事業費勘定を区分
 - * 上記のうち、消防安全交付税に係るタバコに課される個別消費税の45%への引き上げ及び「消防財政支援及び市・道消防特別会計設置法」制定は、2019年11月19日の消防職員の国家公務員一元化関連の法律改正、制定（「地方交付税法」改正、「消防財政支援及び市・道消防特別会計設置法」制定）によるものである（前述Ⅲ 1.（2）参照）。

（3）消防特別会計

前述したように、市・道は2016年から、条例に基づき、消防関連の目的税である地域資源施設税を中心とした消防特別会計を設置、運用してきたところであるが、「消防財政支援及び市・道消防特別会計設置法」（2019年12月10日制定、2021年1月1日施行）により法律により規定されることとなった。同法の要旨は次のとおりである。

- ① 消防財政の安定的確保と消防財政運用の独立性強化のため消防財政関連特別会計を設置する（法第1条）。
- ② 市・道知事は所属消防公務員の人件費に充当し、消防事務を安定的に遂行するため、市・道に消防特別会計を設置・運用する。消防特別会計に関する事務は、当該市・道消防本部長が担当する（第3条）。
- ③ 消防特別会計は、人件費勘定、消防政策事業費勘定に区分する（法第4条）。なお、一般会計からの転入金については、市・道知事は、各会計年度ごとに消防公務員の人件費及び消防事務に関連する金額を市・道の一般会計から消防特別会計に転入しなければならず、転入規模、基準及び手続は大統領令で定めるとされている（法第7条）。

各勘定の歳入歳出の項目は次のとおりである（法第5条、第6条、施行令第3条～第5条）。

ア. 人件費勘定

《歳入》

a. 消防安全交付税のうち大統領令で定める金額

* 大統領令で定める金額＝「個別消費税法」によりタバコに賦課する個別消費税総額の100

分の 25 に相当する金額

b. 市・道の一般会計からの転入金

* 大統領令で定める転入金額 = 毎会計年度の消防公務員人件費総額から消防安全交付税及び地域資源施設税の歳入金額を除いた金額

c. 地域資源施設税のうち大統領令で定める金額

* 大統領令で定める金額

- ・ 特別市、広域市（光州、大田を除く）、特別自治市、京畿道
 - 消防分の地域資源施設税の 70/100 以上の範囲で条例で定める金額
- ・ 光州広域市、大田広域市
 - 消防分の地域資源施設税の 90/100 以上の範囲で条例で定める金額
- ・ 道（京畿道を除く）、特別自治道
 - 消防分の地域資源施設税の全額

《歳出》

a. 消防公務員の人件費

イ. 消防政策事業費勘定

《歳入》

a. 消防安全交付税のうち人件費勘定の歳入とされる金額を除いた金額

b. 市・道の一般会計からの転入金

* 大統領令で定める転入金額

- ・ 特別市、広域市、特別自治市及び京畿道
 - 当該特別市長・広域市長・特別自治市長又は道知事が定める金額
- ・ 道（京畿道を除く）及び特別自治道
 - 「地方税基本法」による普通税の 1 千分の 5 以上の範囲で当該道又は特別自治道の条例で定める金額

c. 消防分の地域資源施設税のうち人件費勘定の歳入とされる金額を除いた金額

d. 消防事務関連国庫補助金、他の特別会計や基金からの転入金

e. 消防事務関連の法令や条例違反の過怠料、課徴金等

f. 消防事務関連の法令や条例履行の各種手数料

g. その他

《歳出》

a. 消防事務遂行に必要な経費

b. 消防施設拡充に必要な経費

c. その他消防特別会計の設置目的に符合し、市・道知事が必要であると認める事業関連経費

* 既述のように、「消防財政支援及び市・道消防特別会計設置法」は、2019 年 11 月の消防職員の国家公務員一元化関連で新たに制定されたものであるが、これに関し、2025 年 2 月に行った韓国消防庁訪問調査において、同法が制定された経緯等について尋ねたところ、担当

課より次のような内容の回答があった。

・「防財政支援及び市・道消防特別会計設置法」制定の主旨

2020年に全ての消防公務員が国家職の身分に転換されたにもかかわらず、依然として市・道の各消防本部の組織・人事・予算は市・道に依存する形態を維持している。このような状況に対応しつつ災難対応等広範囲の消防事務を円滑に行えるよう、消防財政の歳入について一定規模以上の金額を安定的に確保する「市・道消防特別会計」を設置する法的根拠を整備し、各消防本部の主導的な財政運営と国家職である消防の財政の独立性と安定性の強化を図ったものである。

・消防特別会計設置・運用の効果

法律で消防財政を構成する財源を明示して一定規模以上の歳入を着実に確保することで、体系的な消防事業の推進が可能となった。単に自治体の予算の転入を受けて事業を執行する場合よりも一層主導的な運営を行い、自主的な努力の如何により消防財政の規模を拡大できる可能性を確保した。すなわち、国家職である消防としての独立性と財政運用の安定性を通じて予測可能な中・長期的事業を計画し、災難対応のための消防力を維持・強化できるようになった。

(4) 地域施設資源税

消防に係る財源として注目されるものに、「地域資源施設税」（地方税法第11章（第141条～148条））がある。「地域の天然資源の保護・保全、環境保護・改善、安全・生活便宜施設の設置など住民生活環境改善事業及び地域開発事業に必要な財源を確保し、消防事務に要する諸費用に充当するために賦課」される目的税であり、消防施設の整備等にも充当される。

① 地域施設資源税の課税対象

地域資源施設税は、住民生活環境改善事業及び地域開発事業に必要な財源を確保するため課される「特定資源分地域資源施設税」、「特定施設分地域資源施設税」、「消防事務にかかる諸費用に充てるために課す消防分地域資源施設税（消防分地域資源施設税）」に区分され、課税対象は次のとおりである（地方税法第142条）。

- ・特定資源分地域資源施設税＝発電用水、地下水、地下資源で大統領令で定めるもの
- ・特定施設分地域資源施設税＝コンテナを扱う棧橋を利用するコンテナ、原子力発電、火力発電として大統領令で定めるもの
- ・消防分地域資源施設税＝消防施設により利益を受ける者の建築物（住宅の建築物部分を含む。）及び船舶

② 消防分地域資源施設税の納税義務者及び納税地

消防分地域資源施設税についてみると、納税義務者及び納税地は次のとおりである（地方税法第143条、第144条）。

- ・納税義務者＝建築物又は船舶に対する財産税納税義務者
- ・納税地＝建築物の所在地、「船舶法」による船籍港の所在地（船籍港がない場合には定繋場所在地）

③ 消防分地域資源施設税課税標準及び税率

消防分地域資源施設税の課税標準は、建築物又は船舶の価格又は時価標準額であり、標準税率は下表のとおりである（地方税法第 146 条）。

課 税 標 準		税 率
建築物又は船舶の価額	600 万ウォン以下	10,000 分の 4
	600 万ウォン超 1,300 万ウォン以下	2,400 ウォン+600 万ウォン超過金額の 10,000 分の 5
	1,300 万ウォン超 2,600 万ウォン以下	5,900 ウォン+1,300 万ウォン超過金額の 10,000 分の 6
	2,600 万ウォン超 3,900 万ウォン以下	13,700 ウォン+2,600 万ウォン超過金額の 10,000 分の 8
	3,900 万ウォン超 6,400 万ウォン以下	24,100 ウォン+3,900 万ウォン超過金額の 10,000 分の 10
	6,400 万ウォン超	49,100 ウォン+6,400 万ウォン超過金額の 10,000 分の 12

* 貯油場、給油所、精油所、遊興場、劇場、4 階以上 10 階以下の建築物等の火災危険建築物については上記により算出した金額の 100 分の 200 を税額とする。

* 大型マート、複合上映館（上記による劇場は除く）、百貨店、ホテル、11 階以上の建築物等の大型火災危険建築物については上記により算出した金額の 100 分の 300 を税額とする。

(5) 消防安全交付税

消防安全交付税は、地方交付税の一種であり（「地方交付税の種類は、普通交付税、特別交付税、不動産交付税、消防安全交付税に区分する」（地方交付税法第 3 条）、その財源は、「個別消費税法によりタバコに賦課される個別消費税総額の 100 分の 45 に相当する金額」である（同法第 4 条 2 項 3 号）。なお、100 分の 45 という率は、2019 年 11 月の消防職員の国家公務員一元化に当たり、消防人力の充員を支援するために（2019 年 12 月 10 日の地方交付税法改正法の「改正理由」）、従前の 100 分の 20 から引き上げられたものである。

消防安全交付税の交付は、行政安全部長官が消防庁長の意見を聞いて行うこととされ、交付は次の区分により行われる（同法第 9 条の 4 第 1 項）。

1. 地方自治団体の消防人力運用、消防施設（消防装備を含む。）の拡充及び消防安全管理強化目的 → たばこに賦課される個別消費税総額の 100 分の 40 以上に相当する金額
2. 地方自治団体の安全施設の拡充及び安全管理目的 → たばこに賦課される個別消費税総額の 100 分の 5 以下に相当する金額

交付の基準は、地方自治体の消防人力、消防施設及び安全施設の現況、消防施設安全施設への投資所要、災難予防及び安全強化努力、財政条件等を考慮して大統領令で定められているが、タバコに賦課する個別消費税総額の 100 分の 25 に相当する部分は消防人力の人件費に優先的に充当しなければならない（同法第 9 条の 4 第 2 項、同法施行令第 10 条の 4）。

各市・道ごとの 2025 年の消防安全交付税の交付額等は次ページの表のとおりである。市・

道消防予算額に占める消防安全交付税の割合は、全体としてみると 10%程度であるが、自治体間で相当の差がある。

《2025 年消防安全交付税の状況》 (単位：億ウォン)

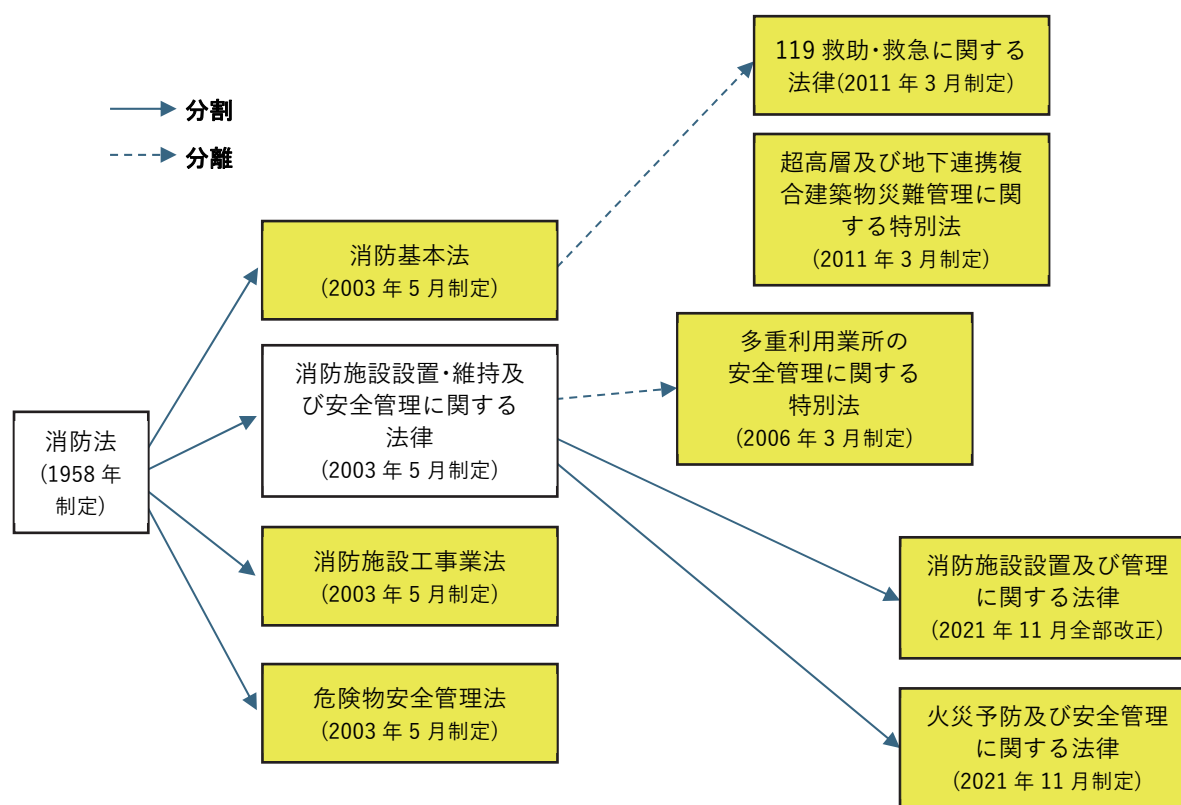
	市・道消防 予算額(a)	消防安全 交付税額(b)	(b)/(a)
計	81,478	8,144	10.1%
ソウル特別市	10,115	439	4.3%
釜山広域市	4,641	500	10.8%
大邱広域市	3,791	385	10.2%
仁川広域市	4,518	426	9.4%
光州広域市	2,175	282	13.0%
大田広域市	2,165	302	13.9%
蔚山広域市	1,975	368	18.6%
世宗特別自治市	720	160	22.2%
京畿道	14,777	1,379	9.3%
江原道	4,626	725	15.7%
忠清北道	3,297	599	18.2%
忠清南道	4,678	778	16.6%
全羅北道	4,067	591	14.5%
全羅南道	5,223	878	16.8%
慶尚北道	6,634	749	11.3%
慶尚南道	5,102	758	14.9%
済州特別自治道	1,552	344	22.2%
昌原特例市	1,422	193	13.6%

* 「2025 年消防庁統計年報」 p43、p45 より作成

VI 消防施設等及び火災予防に関する安全管理

1. 関係法律の変遷

火災予防に関する法律は、従前の「消防法」(1958年の制定)が2003年5月の法律改正により、「消防基本法」、「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」、「消防施設工事業法」、「危険物安全管理法」の4つに分割された。そして、2006年3月に「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」の特例法として「多重利用業所安全管理に関する法律」が制定され、また、2011年3月に「超高層及び地下連携複合建築物災難管理に関する特別法」が制定された。更に2021年11月の法改正により、「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」は「消防施設設置及び管理に関する法律」と「火災の予防及び安全管理に関する法律」に分割され現在に至っている(なお、2011年3月の法改正により救助・救急に関する規定が「消防基本法」より分離し「119救助・救急に関する法律」が制定されている。)(下図参照 黄色の枠内の法律が現行法)。



これらの法律のうち消防施設設置等や安全管理等に関する各法律の章立ては次のとおりである。

○ 消防施設設置及び管理に関する法律 (2021.11.30 全部改正)

第1章 総則 (第1条～第5条)

第2章 消防施設等の設置・管理及び防災

第1節 建築許可等の同意等 (第6条～第11条)

第2節 特定消防対象物に設置する消防施設の管理等 (第12条～第19条)

第3節 防災 (第20条、第21条)

第 3 章	消防施設等の自主点検（第 22 条～第 24 条）
第 4 章	消防施設管理士及び消防施設管理業
第 1 節	消防施設管理士（第 25 条～第 28 条）
第 2 節	消防施設管理業（第 29 条～第 36 条）
第 5 章	消防用品の品質管理（第 37 条～第 45 条）
第 6 章	補則（第 46 条～第 55 条）
第 7 章	罰則（第 56 条～第 61 条）
附則	

○ 火災の予防及び安全管理に関する法律（2021.11.30 制定）

第 1 章	総則（第 1 条～第 3 条）
第 2 章	火災の予防及び安全管理基本計画の制定・施行（第 4 条～第 6 条）
第 3 章	火災安全調査（第 7 条～第 16 条）
第 4 章	火災の予防措置等（第 17 条～第 23 条）
第 5 章	消防対象物の消防安全管理（第 24 条～第 39 条）
第 6 章	特別管理施設物の消防安全管理（第 40 条～第 42 条）
第 7 章	補則（第 43 条～第 49 条）
第 8 章	罰則（第 50 条～第 52 条）
附則	

○ 多重利用業所の安全管理に関する特別法（2006.03.24 制定）

第 1 章	総則（第 1 条～第 4 条）
第 2 章	多重利用業所の安全管理基本計画等（第 5 条、第 6 条）
第 3 章	許可官庁の通報等（第 7 条～第 13 条）
第 3 章の 2	多重利用業事業主の火災賠償責任保険の義務加入等（第 13 条の 2～第 13 条の 6）
第 4 章	多重利用業所の安全管理のための基盤造成（第 14 条～第 21 条）
第 5 章	補則（第 21 条の 2～第 22 条の 2）
第 6 章	罰則（第 23 条～第 26 条）
附則	

○ 超高層及び地下連携複合建築物災難管理に関する特別法（2011.03.08 制定）

第 1 章	総則（第 1 条～第 5 条）
第 2 章	予防及び対備（第 6 条～第 20 条の 2）
第 3 章	災難対応及び支援（第 21 条～第 24 条）
第 4 章	補則（第 25 条～第 28 条の 2）
第 5 章	罰則（第 29 条～第 35 条）
附則	

○ 危険物安全管理法（2003.05.29 制定）

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）
 - 第 2 章 危険物施設の設置及び変更（第 6 条～第 13 条）
 - 第 3 章 危険物施設の安全管理（第 14 条～第 19 条）
 - 第 4 章 危険物の運搬等（第 20 条、第 21 条）
 - 第 5 章 監督及び措置命令（第 22 条～第 27 条）
 - 第 6 章 補則（第 28 条～第 32 条）
 - 第 7 章 罰則（第 33 条～第 39 条）
- 附則

○ 消防施設工事業法（2003.05.29 制定）

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
 - 第 2 章 消防施設業（第 4 条～第 10 条）
 - 第 3 章 消防施設工事等
 - 第 1 節 設計（第 11 条）
 - 第 2 節 施工（第 12 条～第 15 条）
 - 第 3 節 監理（第 16 条～第 20 条）
 - 第 3 節の 2 防災
 - 第 4 節 請負（第 21 条～第 26 条の 3）
 - 第 4 章 消防技術者（第 27 条～第 29 条）
 - 第 5 章 消防施設業者協会（第 30 条～第 30 条の 4）
 - 第 6 章 補則（第 31 条～第 34 条の 2）
 - 第 7 章 罰則（第 35 条～第 40 条）
- 附則

2. 火災発生状況

（1）年度別火災発生状況

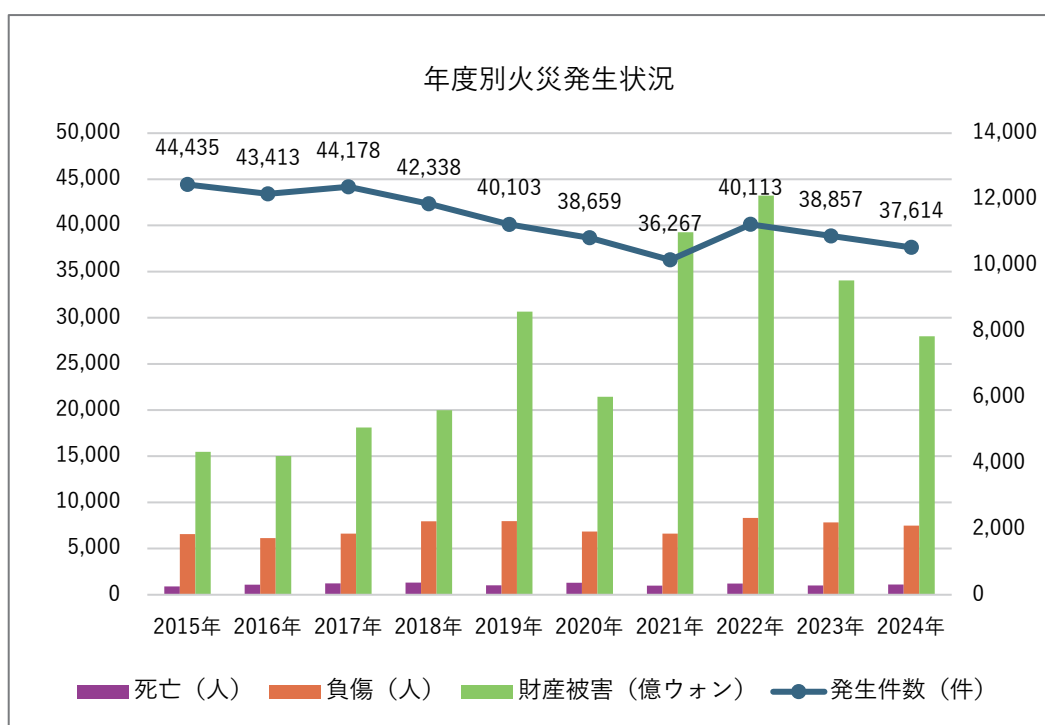
最近 10 年間に於ける火災の発生状況は下記の表及びグラフ（「2025 年消防庁統計年報」p94 より）のとおりである。全体として火災発生件数は減少しつつある（2024 年は 2015 年に対し約 15%減）が、人的被害は年度による増減はあるものの概ね横ばいの状況である。一方、財産被害については、「社会・経済発展と建築物の高層化、複雑化及び多様なエネルギー源を使用する施設や製造物の増加により火災による財産被害は増加の趨勢にある」（「2024 年度火災統計年鑑」p21）。

なお、消防庁長が策定する「第 2 次火災安全政策基本計画（2022 年～2026 年）」（後述 4.（1）に詳細を記述）においては、火災安全向上のための「4 大推進戦略」を通じて計画期間中の火災事故死亡者を 10%低減する目標が掲げられており、また消防庁の「2025 年火災の予防及び安全管理施行計画」によれば、この目標の達成可能性が高まっているとの見込みが示されている。

《年度別火災発生状況》

	発生件数 (件)	人命被害(人)			財産被害 (億ウォン)
		合計	死亡	負傷	
2015年	44,435	2,093	253	1,840	4,331
2016年	43,413	2,024	306	1,718	4,206
2017年	44,178	2,197	345	1,852	5,069
2018年	42,338	2,594	369	2,225	5,597
2019年	40,103	2,515	285	2,230	8,584
2020年	38,659	2,823	365	1,918	6,005
2021年	36,267	2,130	276	1,854	10,991
2022年	40,113	2,668	341	2,327	12,104
2023年	38,857	2,477	283	2,194	9,529
2024年	37,614	2,402	308	2,094	7,839

* 「2025年消防庁統計年報」p94より



* 「2025年消防庁統計年報」p94より

(2) 地域別火災発生状況

2024年における地域別火災発生状況は下表のとおりである。

	発生件数 (件)	人命被害(人)			財産被害 (億ウォン)
		合計	死亡	負傷	
合計	37,614	24,02	308	2,094	7,839
ソウル特別市	5654	328	23	305	216
釜山広域市	2,281	105	19	86	59
大邱広域市	1,205	106	11	95	100
仁川広域市	1,318	145	12	133	728
光州広域市	688	51	9	42	61
大田広域市	821	58	8	50	72
蔚山広域市	708	44	4	40	84
世宗特別自治市	211	19	3	16	42
京畿道	7,931	570	88	482	3,664
江原道	1,900	134	12	122	265
忠清北道	1,340	131	16	115	375
忠清南道	1,911	94	19	75	360
全羅北道	2,075	86	16	70	269
全羅南道	2,554	91	15	76	271
慶尚北道	2,932	214	26	188	843
慶尚南道	3,485	193	22	171	339
済州特別自治道	600	33	5	28	91

* 「2025年消防庁統計年報」p93より

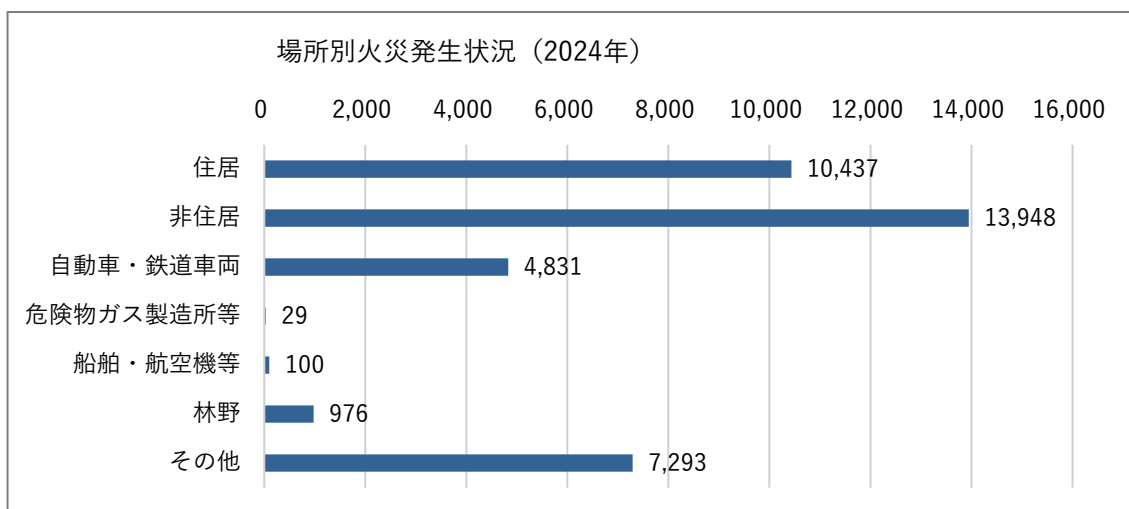
(3) 場所別火災発生状況

最近10年間における場所別火災の発生状況は下表のとおりである。

(単位：件)

	合計	住居	非住居	自動車・鉄道車両	危険物 ガス製造所等	船舶・航空機 等	林野	その他
2015年	44,435	11,587	14,716	5,031	26	117	3,342	9,616
2016年	43,413	11,541	15,667	5,009	29	116	2,736	83,15
2017年	44,178	11,765	15,949	4,971	31	80	3,267	8,115
2018年	42,338	12,002	16,011	5,067	37	116	2,258	6,847
2019年	40,103	11,058	14,967	4,710	29	108	2,211	7,020
2020年	38,659	10,664	14,265	4,558	21	119	1,619	7,413
2021年	36,267	10,005	13,992	4,530	22	125	1,063	6,530
2022年	40,113	10,496	14,930	4,669	40	156	2,014	7,808
2023年	38,857	10,577	14,487	4,725	37	97	1,519	7,415
2024年	37,614	10,437	13,948	4,831	29	100	976	7,293

* 「2025年消防庁統計年報」p96より



* 「2025年消防庁統計年報」p96より作成

* 火災発生の場所の「非住居」には、教育施設（学校、学院等）、販売・業務施設（百貨店、市場、公共機関庁舎、ホテル等）、集合施設（コンベンションセンター、映画館、劇場、教会、美術館等）、医療福祉施設（沐浴場、病院、幼稚園、敬老堂等）、産業施設（工場、倉庫、発電所、共同溝等）、文化施設（文化財等）、生活サービス施設（団欒酒店、遊興酒店、ゲーム提供業、歌練習場、飲食店、考試院等）等が、また、「その他」には焚き火、ゴミ、野積場、稲わら、電柱、変圧器、街灯等が含まれている（「2024年度火災統計年鑑」（p33～p35））。

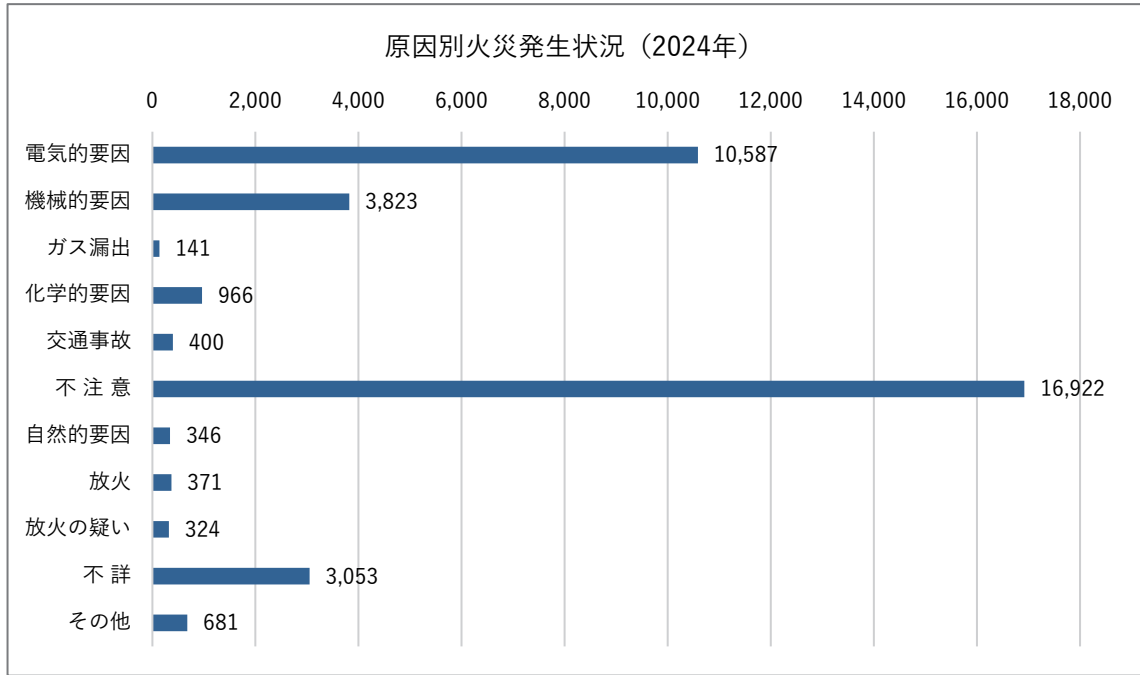
（4）原因別火災発生状況

最近10年間ににおける原因別火災の発生状況は下表のとおりである。

（単位：件）

	合計	電気的要因	機械的要因	ガス漏出	化学的要因	交通事故	不注意	自然的要因	放火	放火の疑い	不詳	その他
2015年	44,435	8,980	4,511	146	452	520	23,525	283	467	795	3,909	847
2016年	43,413	8,962	5,187	177	625	486	22,629	191	403	584	3,995	174
2017年	44,178	9,256	4,485	175	625	457	23,425	250	383	514	4,324	284
2018年	42,338	10,471	4,619	211	604	505	20,352	250	447	470	4,037	372
2019年	40,103	9,459	4,046	162	624	433	20,149	195	370	435	3,778	452
2020年	38,659	9,329	4,053	141	630	458	19,186	238	377	381	3,266	600
2021年	36,267	9,472	4,038	146	683	398	16,875	241	308	339	3,088	679
2022年	40,113	10,010	3,856	151	686	430	19,666	214	400	346	3,670	684
2023年	38,857	10,358	3,925	128	732	427	18,199	283	315	342	3,433	715
2024年	37,614	10,587	3,823	141	966	400	16,922	346	371	324	3,053	681

* 「2025年消防庁統計年報」p98より



* 「2025年消防庁統計年報」p98より作成

* 放火と不詳を除いた「発火要因」について「2024年度火災統計年鑑」（p23）では次のように分類されている（なお、同年鑑には個別の要因ごとに詳細な統計数値が掲載されている。）。

- ・電氣的要因（漏電・地絡、接触不良による短絡、絶縁劣化による短絡、過負荷/過電流、圧着・損傷による短絡、層間短絡、トラッキングによる短絡、半断線、未確認の短絡）
- ・機械的要因（加熱・過負荷、オイル・燃料漏れ、自動制御失敗、手動制御失敗、整備不良、老朽化、逆火）
- ・製品欠陥（設計上の欠陥、製造上欠陥）
- ・ガス漏れ（爆発）
- ・化学的要因（化学的爆発、禁水性物質の水との接触、化学的発火（油蒸気拡散）、自然発火、混触発火）
- ・交通事故
- ・不注意（タバコの吸い殻、飲食調理中、火遊び、溶接・切断・研磨、火種・花火・火元放置、ごみ焼却、洗濯物煮沸、可燃物近接放置、野焼き、油類取扱い中、爆竹遊び）
- ・自然的要因（自然的災難、虫眼鏡効果）

3. 消防施設の設置・管理及び防災

消防施設設置及び管理に関する基本的枠組みは次のとおりである。

（1）建築許可等の同意等

建築許可等（建築物等の新築、増築、改築、再築、移転、用途変更、大修繕の許可、協議及び使用承認）の権限を有する行政機関は、建築許可等を行う際、あらかじめ管轄の消防本部長又は消防署長の事前同意を得なければならない（消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律（以下「消防施設法」）第6条）。

また、延べ面積、高さ、階数等が一定規模以上の特定消防対象物（新築に限る。）に消防施設を設置しようとする者は、性能中心設計をしなければならず、この場合、建築許可を申請する

前に、当該特定消防対象物の所在地を管轄する消防署長に届出しなければならない。消防署長は、この届出を受けた場合、その内容を検討し法律に適合すれば届出を受理する（消防署長は、性能中心設計の届出を受けた場合には、消防庁又は管轄消防本部に設置された「性能中心設計評価団」（消防施設法第9条）の検討・評価を経なければならない。消防署長は、第5項による検討・評価の結果、性能中心設計の修正又は補完が必要であると認められる場合には、修正又は補完を要請することができ、修正又は補完要請を受けた者は、正当な事由がなければその要請に従わなければならない。）（消防施設法第8条）。

上記のほか、住宅（単独住宅、共同住宅（アパート（5階以上の共同住宅）及び寄宿を除く。））の所有者は、消火器等の消防施設（住宅用消防施設）を設置しなければならない（住宅用消防施設の設置基準等は市・道の条例により定められる（消防施設法第10条））、また、自動車（5人乗り以上の乗用車、乗合自動車、貨物自動車等）を製作・組立・輸入・販売しようとする者又は当該自動車の所有者は、車両用消火器を備えなければならない（消防施設法第11条）旨の定めがある。

（2）特定消防対象物に設置する消防施設等

- ① 特定消防対象物の関係人は、大統領令（消防施設法施行令）で定める消防施設を、火災安全基準（性能基準、技術基準）に従い設置・管理しなければならない。なお、消防庁長、消防本部長、消防署長は、消防施設の作動情報をリアルタイムで収集・分析できるシステム（消防施設情報管理システム）を構築・運用することができる（消防施設法第12条）。

【特定消防対象物】

建築物等の規模・用途及び収容人員等を考慮して消防施設を設置しなければならない消防対象物として消防施設法施行令で定めるものをいう（消防施設法施行令第2条第1項第3号）。具体的には、一定の要件（用途・面積等）に該当する共同住宅、近隣生活施設、文化・集会施設、販売施設、宗教施設、運輸施設、医療施設、教育研究施設、老幼者施設、修練施設、運動施設、業務施設、宿泊施設、慰楽施設、工場、倉庫施設、危険物貯蔵・処理施設、航空機・自動車関連施設、動植物関連施設、資源循環関連施設、教場・軍事施設、放送通信施設、発電施設、墓地関連施設、観光休憩施設、葬儀施設、地下商店街、トンネル、地下溝、国家遺産、複合建築物を指す（消防施設法施行令別表2）。

【関係人】

消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう（消防施設法第2条第2項、消防基本法第2条第3号）。

【消防施設】

消火設備、警報設備、避難救助設備、消火用水設備及び消火活動設備で消防施設法施行令により定めるものをいう。同令には次のものが示されている（消防施設法第2条第1項第1号、消防施設法施行令第3条及び別表1）。

1. 消火設備：水又はその他の消火薬剤を使用して消火する機械・器具又は設備で次の項目のもの

- a. 消火器具
 - (1) 消火器
 - (2) 簡易消火用具：エアロゾル式消火用具、投擲用消火用具、小空間用消火用具及び消火薬以外のものを利用した簡易消火用具
 - (3) 自動拡散消火器
 - b. 自動消火装置
 - (1) 住宅用厨房自動消火装置
 - (2) 商業用厨房自動消火装置
 - (3) キャビネット型自動消火装置
 - (4) ガス自動消火装置
 - (5) 粉末自動消火装置
 - (6) 固体エアロゾル自動消火装置
 - c. 屋内消火栓設備（ホースリール屋内消火栓設備を含む。）
 - d. スプリンクラー設備等
 - (1) スプリンクラー設備
 - (2) 簡易スプリンクラー設備（キャビネット型簡易スプリンクラー設備を含む。）
 - (3) 火災早期鎮圧用スプリンクラー設備
 - e. 水噴霧等消火設備
 - (1) 水噴霧消火設備
 - (2) 微噴霧消火設備
 - (3) 泡消火設備
 - (4) 二酸化炭素消火設備
 - (5) ハロン消火設備
 - (6) ハロゲン化合物及び不活性気体（他の元素と化学反応を起こしにくい気体をいう。）消火設備
 - (7) 粉末消火設備
 - (8) 強化液消火設備
 - (9) 固体エアロゾル消火設備
 - f. 屋外消火栓設備
2. 警報設備：火災発生事実を通報する機械・器具又は設備として次の項目のもの
- a. 単独警報型感知器
 - b. 非常警報設備
 - (1) 非常ベル設備
 - (2) 自動式サイレン設備
 - c. 自動火災報知設備
 - d. 視覚警報器
 - e. 火災通知設備
 - f. 非常放送設備
 - g. 自動火災速報設備

- h. 統合監視施設
 - i. 漏電警報器
 - j. ガス漏れ警報器
3. 避難救助設備：火災が発生した場合、避難するために使用する器具又は設備で次の項目のもの
- a. 避難器具
 - (1) 避難梯子
 - (2) 救助台
 - (3) 緩降機
 - (4) 簡易緩降機
 - (5) その他火災安全基準で定めるもの
 - b. 人命救助器具
 - (1) 防熱服、防火服（安全帽、保護手袋及び安全靴を含む。）
 - (2) 空気呼吸器
 - (3) 人工蘇生器
 - c. 誘導灯
 - (1) 避難誘導線
 - (2) 避難区誘導灯
 - (3) 通路誘導灯
 - (4) 客席誘導灯
 - (5) 誘導標識
 - d. 非常照明灯及び携帯用非常照明灯
4. 消火用水設備：火災を鎮圧するのに必要な水を供給又は貯蔵する設備で次の項目のもの
- a. 上水道消火用水設備
 - b. 消火水槽・貯水槽、その他の消火用水設備
5. 消火活動設備：火災を鎮圧したり、人命救助活動に使用する設備で次の項目のもの
- a. 排煙設備
 - b. 連結送水管設備
 - c. 連結散水設備
 - d. 緊急コンセント設備
 - e. 無線通信補助設備
 - f. 延焼防止設備

【消防施設等】

消防施設及び非常口その他消防関連施設で大統領令により定めるもの（防火扉、自動防火シャッター）をいう（消防施設法第2条第1項第2号、同法施行令第4条）。

【火災安全基準】

消防施設設置及び管理のための基準で、性能基準（NFPC：消防庁長告示）及び技術基準（NFTC：国立消防研究院公告）がある（消防施設法第2条第1項第6号。）。技術基準は国

立消防研究院長が中央消防技術審議委員会の審議・議決を経て消防庁長の承認（性能基準を満たしているか否か判断）を受け制定する（消防施設法施行規則第2条）。それぞれの消防施設に係る下記の性能基準（NFPC）及び技術基準（NFTC）により、それぞれの消防施設の設置基準が詳細に規定されている。

《火災安全性能基準（NFPC）》

1. ガス漏れ警報器の火災安全性能基準（NFPC 206）
2. 簡易スプリンクラー設備の火災安全性能基準（NFPC 103A）
3. 建設現場の火災安全性能基準(NFPC 606)
4. 固体エアロゾル消火設備の火災安全性能基準（NFPC 110）
5. 高層建築物の火災安全性能基準（NFPC 604）
6. 共同住宅の火災安全性能基準(NFPC 608)
7. 漏電警報器の火災安全性能基準（NFPC 205）
8. 道路トンネルの火災安全性能基準(NFPC 603)
9. 無線通信補助設備の火災安全性能基準（NFPC 505）
10. 水噴霧消火設備の火災安全性能基準（NFPC 104）
11. 微噴霧消火設備の火災安全性能基準（NFPC 104A）
12. 粉末消火設備の火災安全性能基準(NFPC 108)
13. 非常警報設備及び単独警報型感知器の火災安全性能基準（NFPC 201）
14. 非常放送設備の火災安全性能基準（NFPC202）
15. 非常照明灯の火災安全性能基準（NFPC 304）
16. 非常コンセント設備の火災安全性能基準（NFPC 504）
17. 上水道消火用水設備の火災安全性能基準（NFPC 401）
18. 消防施設用非常電源受電設備の火災安全性能基準（NFPC 602）
19. 消火器具及び自動消火装置の火災安全性能基準（NFPC 101）
20. 消火水槽及び貯水槽の火災安全性能基準（NFPC 402）
21. スプリンクラー設備の火災安全性能基準(NFPC 103)
22. 連結散水設備の火災安全性能基準(NFPC 503)
23. 連結送水管設備の火災安全性能基準(NFPC 502)
24. 屋内消火栓設備の火災安全性能基準(NFPC 102)
25. 屋外消火栓設備の火災安全性能基準(NFPC 109)
26. 誘導灯及び誘導標識の火災安全性能基準（NFPC 303）
27. 二酸化炭素消火設備の火災安全性能基準（NFPC 106）
28. 人命救助器具の火災安全性能基準（NFPC 302）
29. 自動火災速報設備の火災安全性能基準（NFPC 204）
30. 自動火災報知設備及び視覚警報装置の火災安全性能基準（NFPC 203）
31. 電気貯蔵施設の火災安全性能基準（NFPC 607）
32. 排煙設備の火災安全性能基準（NFPC 501）
33. 地下溝の火災安全性能基準(NFPC 605)

34. 倉庫施設の火災安全性能基準 (NFPC 609)
35. 特別避難階段の階段室及び付属室排煙設備の火災安全性能基準 (NFPC 501A)
36. 泡消火設備の火災安全性能基準(NFPC 105)
37. 避難器具の火災安全性能基準 (NFPC 301)
38. ハロゲン化合物及び不活性ガス消火設備の火災安全性能基準 (NFPC 107A)
39. ハロン消火設備の火災安全性能基準 (NFPC 107)
40. 火災報知設備の火災安全性能基準 (NFPC 207)
41. 火災早期鎮圧用スプリンクラー設備の火災安全性能基準 (NFPC 103B)

《火災安全技術基準 (NFTC)》

1. ガス漏れ警報器の火災安全技術基準 (NFTC 206)
2. 簡易スプリンクラー設備の火災安全技術基準 (NFTC 103A)
3. 建設現場の火災安全技術基準(NFTC 606)
4. 固体エアロゾル消火設備の火災安全技術基準 (NFTC 110)
5. 高層建築物の火災安全技術基準 (NFTC 604)
6. 共同住宅の火災安全技術基準(NFTC 608)
7. 漏電警報器の火災安全技術基準 (NFTC 205)
8. 道路トンネルの火災安全技術基準 (NFTC 603)
9. 無線通信補助設備の火災安全技術基準 (NFTC 505)
10. 水噴霧消火設備の火災安全技術基準(NFTC 104)
11. 微噴霧消火設備の火災安全技術基準 (NFTC 104A)
12. 粉末消火設備の火災安全技術基準 (NFTC 108)
13. 非常警報設備及び単独警報型感知器の火災安全技術基準 (NFTC 201)
14. 非常放送設備の火災安全技術基準 (NFTC 202)
15. 非常照明灯の火災安全技術基準 (NFTC 304)
16. 非常コンセント設備の火災安全技術基準 (NFTC 504)
17. 上水道消火用水設備の火災安全技術基準 (NFTC 401)
18. 消防施設用非常電源受電設備の火災安全技術基準 (NFTC 602)
19. 消火器具及び自動消火装置の火災安全技術基準 (NFTC 101)
20. 消火水槽及び貯水槽の火災安全技術基準 (NFTC 402)
21. スプリンクラー設備の火災安全技術基準(NFTC 103)
22. 連結散水設備の火災安全技術基準(NFTC 503)
23. 連結送水管設備の火災安全技術基準(NFTC 502)
24. 屋内消火栓設備の火災安全技術基準 (NFTC 102)
25. 屋外消火栓設備の火災安全技術基準(NFTC 109)
26. 誘導灯及び誘導標識の火災安全技術基準 (NFTC 303)
27. 二酸化炭素消火設備の火災安全技術基準 (NFTC 106)
28. 人命救助器具の火災安全技術基準 (NFTC 302)
29. 自動火災速報設備の火災安全技術基準 (NFTC 204)

30. 自動火災報知設備及び視覚警報装置の火災安全技術基準 (NFTC 203)
31. 電気貯蔵施設の火災安全技術基準 (NFTC 607)
32. 排煙設備の火災安全技術基準(NFTC 501)
33. 地下溝の火災安全技術基準(NFTC 605)
34. 倉庫施設の火災安全技術基準 (NFTC 609)
35. 特別避難階段の階段室及び付属室排煙設備の火災安全技術基準 (NFTC 501A)
36. 泡消火設備の火災安全技術基準 (NFTC 105)
37. 避難器具の火災安全技術基準 (NFTC 301)
38. ハロゲン化合物及び不活性ガス消火設備の火災安全技術基準(NFTC 107A)
39. ハロン消火設備の火災安全技術基準 (NFTC 107)
40. 火災報知設備の火災安全技術基準 (NFTC 207)
41. 火災早期鎮圧用スプリンクラー設備の火災安全技術基準 (NFTC 103B)

② 消防施設基準適用の特例等

ア. 上記の①に係る大統領令（消防施設法施行令）や「火災安全基準」が変更され、その基準が強化された場合、既存の特定消防対象物（新築、改築、再築、移転、大規模修繕中のものを含む。）の消防施設等については、変更前の規定や基準が適用される。但し、以下の消防施設等の場合には、強化された変更後の基準が適用される（消防施設法第 13 条第 1 項）。

- a. 消火器具、非常警報設備、自動火災報知設備、自動火災速報設備、避難救助設備
- b. 下記の特定消防対象物に設置される消防施設のうち大統領令又は火災安全基準で定めるもの
 - (1) 共同溝（消火器、自動消火装置、自動火災報知設備、統合監視施設、誘導灯、延焼防止設備）
 - (2) 電力及び通信事業用地下溝（消火器、自動消火装置、自動火災報知設備、統合監視施設、誘導灯、延焼防止設備）
 - (3) 老幼者施設（簡易スプリンクラー、自動火災報知設備、単独警報型感知器）
 - (4) 医療施設（簡易スプリンクラー、自動火災報知設備、自動火災速報設備）

イ. 機能と性能が類似するスプリンクラー設備、水噴霧等消火設備、非常警報設備、非常放送設備等について、大統領令で定めるところにより、類似する消防施設の設置が免除される（例：自動消火装置又は水噴霧等消火設備が基準に従って設置されている場合、その有効範囲においてスプリンクラー設備の設置が免除される。）（消防施設法第 13 条第 2 項、同法施行令第 14 条、同令別表 5）。

ウ. また、火災危険度が低い特定消防対象物、火災安全基準の適用が困難な特定消防対象物等で大統領令で定めるものについては、大統領令で定める消防施設を設置しないことができる（「火災危険度が低い特定消防対象物」の場合の例：石材、不燃性金属、不燃性建築材料等の加工工場、機械組み立て工場、不燃性物品貯蔵倉庫における屋外消火栓、連結散水

設備、「火災安全基準の適用が困難な特定消防対象物」の場合の例：パルプ工場の作業場、飲料水工場の洗浄又は充填を行う作業場等におけるスプリンクラー設備、上水道消火用水設備、連結散水設備）（消防施設法第 13 条第 4 項、同法施行令第 16 条、同令別表 6）

③ 特定消防対象物に設置する消防施設の規定の整備等

消防庁長は、建築環境及び火災危険特性変化事項を効果的に反映できるよう消防施設に係る規定を 3 年に 1 回以上整備しなければならない。また、消防庁長は、建築環境及び火災危険特性変化傾向を体系的に研究し、整備のための改善方を設けなければならない旨の規定が置かれている（消防施設法第 14 条第 2 項、第 3 項）。

(3) 防災

① 特定消防対象物の防災等

次の特定消防対象物に室内装飾等の目的で設置又は付着する物品として、大統領令で定める物品（防災対象物品）は、大統領令で定める防災性能基準以上のものを設置しなければならない（消防施設法第 20 条第 1 項、第 3 項及び同法施行令第 30 条）。

ア. 近隣生活施設のうち医院、歯科医院、韓医院、助産院、産後調理院、体力鍛錬場、公演場及び宗教集会場

イ. 建築物の屋内にある次の施設

- a. 文化及び集会施設
- b. 宗教施設
- c. 運動施設（水泳場は除く。）

ウ. 医療施設

エ. 教育研究施設の合宿所

オ. 老幼者施設

カ. 宿泊が可能な修練施設

キ. 宿泊施設

ク. 放送通信施設のうち放送局及び撮影所

ケ. 「多重利用業所の安全管理に関する特別法」の多重利用業の営業所（多重利用業所）

コ. 上記ア. ～ケ. に該当しない階数が 11 階以上である施設（アパート等は除く。）

消防本部長又は消防署長は、防災対象物品が防災性能基準に満たない場合や下記②の防災性能検査を受けていない場合、特定消防対象物の関係人に防災対象物品を除去させたり、防災性能検査を受けさせる等必要な措置を命ずることができる（消防施設法第 20 条第 2 項）。

【防災対象物品】（消防施設法第 20 条第 1 項、同法施行令第 31 条第 1 項）

- 1. 製造または加工工程で防災処理をした次の物品
 - a. 窓に設置するカーテン類（ブラインドを含む。）
 - b. カーペット
 - c. 壁紙類（厚さが 2mm 未満の紙の壁紙は除く。）

- d. 展示用合板・木材又は繊維板、舞台用合板・木材又は繊維板（合板・木材類の場合、やむを得ず設置現場で防災処理したものを含む。）
 - e. 暗幕・舞台幕（映画上映館に設置するスクリーン、仮想体験体育施設業に設置するスクリーンを含む。）
 - f. 繊維類又は合成樹脂類等を原料として製作されたソファ・椅子（「多用利用業所の安全管理に関する特別法施行令」の団欒酒店営業、遊興酒店営業及び歌練習場業の営業場に設置されたものに限る。）
2. 建築物内部の天井や壁に取り付けたり設置された次のもの（家具類（衣装箆筥、食器棚、食卓、食卓用椅子、事務用机、事務用椅子等）等を除く。）
- a. 紙類（厚さ 2mm 以上のもの）・合成樹脂類又は繊維類を主原料とした物品
 - b. 合板又は木材
 - c. 空間を区画するために設置する簡易仕切り
 - d. 吸音のために設置する吸音材（吸音用カーテンを含む。）
 - e. 防音のために設置する防音材（防音用カーテンを含む。）

【防災性能基準】（消防施設法第 20 条第 3 項、同法施行令第 31 条第 2 項）

防災性能基準は、次の基準に従う（防災対象物品の種類による具体的な防災性能基準は、次の基準の範囲で消防庁長が定めて告示）。

1. バーナーの炎を除去したときから炎を上げて燃焼する状態が終わるまでの時間は 20 秒以内であること
2. バーナーの炎を除去したときから炎を上げずに燃焼する状態が終わるまでの時間は 30 秒以内であること
3. 炭化した面積は 50cm² 以内、炭化した長さは 20cm 以内であること
4. 炎によって完全に溶けるまで、炎の接触回数は 3 回以上であること
5. 消防庁長が定める方法で発煙量を測定する場合、最大煙密度は 400 以下であること

② 防災性能の検査

特定消防対象物に使用する防災対象物品は、消防庁長が行う防災性能検査を受けたものでなければならない。ただし、大統領令で定める防災対象物品（展示用合板・木材、舞台用合板・木材で設置現場で防災処理をするもの、建築物内部の天井や壁に取り付け・設置された紙類・合成樹脂類又は繊維類を主原料とした物品、合板又は木材等で設置現場で防災処理をするもの（消防施設法施行令第 32 条）の場合には、市・道知事が行う防災性能検査を受けたものでなければならない（消防施設法第 21 条第 1 項）。

ア. 上記の防災性能検査を受けようとする者は、

- a. 製造又は加工工程で防災処理される物品（先処理物品）については、韓国消防産業技術院（技術院）へ申請書を提出する（消防用品の品質管理等に関する規則第 3 条第 1 項第 1 号）。提出を受けた 技術院は消防庁長が定めるところに従い、申請された物品から一定数量の標本を抽出し防災性能基準を満たすか検査する（同規則第 4 条第 1 項）。

- b. 設置現場で防災処理される木材、合板（現場処理物品）については、管轄の市・道知事へ申請書を提出する（同規則第3条第1項第2号）。

イ. 防災性能検査合格標示、防災性能検査確認標示



- a. 技術院は防災性能検査に合格した先処理物品に「防災性能検査合格標示」をする。ただし、先処理物品の生産過程で防災性能検査合格標示をする必要がある場合や生産性向上等のために必要と認められる場合には、防災性能検査を受けようとする者が防災性能検査を終える前に「防災性能検査合格標示」をさせることができる（同規則第5条第1項、別表2）。
- b. 市・道知事は現場処理物品に対する防災性能検査を終えた場合には「防災性能検査成績書」を申請人に発行し、防災性能検査に合格した現場処理物品に「防災性能検査確認標示」をする（同規則第5条第6項、別表3）。

《防災性能検査合格標示》

■ 소방용품의 품질관리 등에 관한 규칙 [별표 2] <개정 2017. 12. 29.>

방염성능검사 합격표시(제5조제1항 본문 관련)

1. 방염대상물품에 붙이는 경우

방염물품의 종별	표시 양식(단위: mm)
합판, 섬유판, 소파·의자 등 합격표시를 바로 붙일 수 있는 것	
커텐 등 합격표시를 가열하여 붙일 수 있는 것	

비고

가. 합격표시는 해당 방염대상물품에 해당하는 표시 양식에 따른 크기 이상이어야 한다.

나. 합격표시의 부착방법 및 위치 등에 관하여는 소방청장이 정하는 바에 따른다.

2. 방염대상물품에 직접 표시하는 경우

표시 양식(단위: mm)


비고: 합격표시는 표시 양식에 따른 크기 이상이어야 한다.

《防災性能検査確認標示》

■ 소방용품의 품질관리 등에 관한 규칙 [별표 3]

방염성능검사 확인표시(제5조제5항 관련)

방염처리자		특별시장 · 광역시장 · 도지사 · 특별자치도지사 (인)
처리방법		
면적	m ²	
방염성능검사	제 호 (년 월 일)	

비고

1. 크기: 가로 10cm, 세로 4cm
2. 바탕: 흰색
3. 글자: 검은색

(4) 消防施設等の自主点検

① 特定消防対象物の関係人は、その対象物に設置されている消防施設等が消防施設法等に適合して設置・管理されているか、自ら点検し又は管理業者（本法第 34 条に基づき点検能力評価を受けた管理業者又は行政安全部令で定める技術資格者（火災の予防及び安全管理に関する法律第 24 条による「消防安全管理者」に選任された消防施設管理士及び消防技術士））に定期的に点検（自主点検）させなければならない（消防施設法第 22 条第 1 項、同法施行規則第 19 条）。

② 自主点検の区分、対象、点検者の資格、点検の装備、点検方法、点検回数等の遵守事項は消防施設法施行規則に詳細に規定されている（同法第 22 条第 2 項、同規則第 20 条第 1 項、同規則別表 3）。その内容の主要な部分を示せば次のとおりである。

ア. 消防施設等に対する自主点検は次のように区分する。

- a. 作動点検：消防施設等を人為的に操作して消防施設が正常に作動するかを消防庁長が定めて告示する消防施設等作動点検表に従って点検することをいう。
- b. 総合点検：消防施設等の作動点検を含め、消防施設等の設備別主要構成部品の構造基準が火災安全基準や「建築法」等の関連法令が定める基準に適合しているかを消防庁長が定めて告示する消防施設等総合点検表に従って点検することをいい、次のように区分する。

(1) 初点検：消防施設が新設された場合、「建築法」により建築物を使用できるようになった日から 60 日以内に行う点検

(2) その他の総合点検：初点検を除いた総合点検

イ. 動作確認は次の区分に従って実施する。

- a. 作動点検は、特定消防対象物を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する特定消防対象物は除く。

(1) 特定消防対象物のうち消防安全管理者を選任しないもの

- (2) 「危険物安全管理法」の製造所等
- (3) 「火災の予防及び安全管理に関する法律施行令」別表4の特級消防安全管理対象物
- b. 作動点検は、次の分類による技術者が点検することができる（点検人材の配置基準を遵守）。
- (1) 簡易スプリンクラー設備（住宅専用簡易スプリンクラー設備は除く。）又は自動火災報知設備が設置された特定消防対象物
- ・ 関係人
 - ・ 管理業に登録された技術人材のうち消防施設管理士
 - ・ 「消防施設工事業法施行規則」別表4の2による特級点検者
 - ・ 消防安全管理者に選任された消防施設管理士及び消防技術士
- (2) 上記 a. に該当しない特定消防対象物
- ・ 管理業に登録された消防施設管理士
 - ・ 消防安全管理者に選任された消防施設管理士及び消防技術士
- c. 作動点検は年1回以上実施する。
- d. 作動点検の点検時期は次のとおり。
- (1) 総合点検対象は、総合点検（最初の点検は除く。）を受けた月から6カ月になる月に実施
- (2) 上記(1)に該当しない特定消防対象物は、特定消防対象物の使用承認日が属する月の末日までに実施
- ウ. 総合点検は、次の区分に従って実施する。
- a. 総合点検は、次のいずれかに該当する特定消防対象物を対象とする。
- (1) 消防施設等が新設された特定消防対象物
- (2) スプリンクラー設備が設置された特定消防対象物
- (3) 水噴霧等消火設備（ホースリール方式の水噴霧等消火設備のみを設置した場合は除く。）が設置された延べ面積5,000m²以上の特定消防対象物（製造所等は除く。）
- (4) 団欒酒店営業、遊興酒店営業、映画上映館、歌練習場業、産後調理業等の多重利用業の営業場が設置された特定消防対象物で延べ面積が2,000m²以上のもの
- (5) 排煙設備が設置されたトンネル
- (6) 「公共機関の消防安全管理に関する規定」第2条による公共機関のうち延べ面積が1,000m²以上で屋内消火栓設備又は自動火災報知設備が設置されたもの
- b. 総合点検は、次のいずれかに該当する技術者が点検することができる（点検人材配置基準を遵守）。
- (1) 管理業に登録された消防施設管理士
- (2) 消防安全管理者に選任された消防施設管理士及び消防技術士
- c. 総合点検の点検回数は以下のとおり。
- (1) 年1回以上（階数50階以上や高さ200m以上のアパート、階数30階以上や高さ120m以上の特定消防対象物である特級消防安全管理対象物は半期に1回以上）行う。
- (2) 消防庁長が消防安全管理に優れていると認めた特定消防対象物については、3年の

範囲で消防庁長が定めた期間の間、総合点検を免除することができる。

d. 総合点検の点検時期は次のとおり

- (1) 消防施設等が新設された特定消防対象物は、「建築法」により建築物を使用できるようになった日から 60 日以内に行う。
- (2) 上記(1)を除く特定消防対象物は建築物の使用承認日が属する月に実施（「公共機関の安全管理に関する規定」に基づく学校の場合には、当該建築物の使用承認日が 1 月から 6 月の間にある場合には、6 月 30 日まで実施することができる。）
- (3) 建築物使用承認日以降、総合点検対象に該当することとなった場合には、翌年から実施

③ 消防施設法は上記①により管理業者に自主点検をさせる場合の対価について、次のように定めている（同法第 22 条 3 項、第 4 項、同規則第 21 条）。

ア. 「エンジニアリング産業振興法」第 31 条により産業通商部長官が公示するエンジニアリング産業の対価基準中、実費定額加算方式で算定した対価

イ. 上記ア. にかかわらず、消防庁長は、消防施設等自主点検の品質確保のために必要であると認める場合には、特定消防対象物の規模、消防施設等の種類及び点検人員等により関係人が負担しなければならない自主点検費用の標準となる金額（標準自主点検費）を定めて公表したり、自主点検の標準価格として活用するよう勧告することができる。

④ 消防施設等の自主点検結果の措置等

特定消防対象物の関係人は、自主点検の結果、消火ポンプ故障等の「重大違反事項」が発見された場合には、遅滞なく修理等必要な措置を取らなくてはならない。また、管理業者等は、自主点検の結果重大違反事項を発見した場合、直ちに関係人に知らせなければならない、この場合、関係人は遅滞なく修理等必要な措置をしなければならない（消防施設法第 23 条第 1 項、第 2 項）。

特定消防対象物の関係人は、自主点検をした場合には、その点検結果を行政安全部令で定めるところにより、消防施設等に対する修理・交換・整備に関する履行計画（重大違反事項に対する措置事項を含む。）を添付して消防本長又は消防署長に報告しなければならない。この場合、消防本部長又は消防署長は、点検結果と履行計画が適合しないと認める場合には、関係人に補完を要求することができる。この場合、特定消防対象物の関係人は、履行計画を行政安全部令で定めるところにより期間内に完了し、消防本部長又は消防署長に履行計画完了結果を報告しなければならない（同法第 23 条第 3 項、第 4 項）。

(5) 消防施設管理士及び消防施設管理業

① 消防施設管理士

消防施設管理士（管理士）とは、消防庁長が実施する消防施設管理士試験（管理士試験）に合格し、消防施設の点検や管理、防火管理者の業務等を行う国家資格であり、消防庁長より「消防施設管理士証」が与えられる。管理士試験については消防施設法施行令に具体的な定めがあるが、このうち、受験資格、試験方法、試験科目等については、次のとおりである

(消防施設法第 25 条第 1 項、第 2 項、同法施行令第 37 条～第 44 条)。

【受験資格】(消防施設法施行令第 37 条)

管理士試験の受験資格を有する者は以下のとおり。

1. 消防技術士、建築士、建築機械設備技術士、建築電気設備技術士又は空調冷凍機械技術士
2. 危険物技能長
3. 消防設備技士
4. 「国家科学技術競争力強化のための理工系支援特別法」第 2 条第 1 号による理工系分野の博士学位を取得した者
5. 消防庁長が定める消防安全関連分野の修士以上の学位を取得した者
6. 消防公務員等消防庁長が定める者のうち、消防に関する実務経歴が 3 年以上の者
7. 消防設備産業技士資格を取得した者のうち、消防に関する実務経歴が 3 年以上(資格取得後の経歴に限る。)の者

【試験の施行方法】(消防施設法施行令第 38 条)

1. 消防施設管理士試験は、第一次試験(原則的に選択型)と第二次試験(原則的に論文型。記入型を含む。)に区分される(消防庁長が必要と認める場合は、同じ日に行うことができる。)
2. 第一次試験に合格した者は、次の回の管理士試験に限り第一次試験が免除される。

【試験科目】(消防施設法施行令第 39 条)

《第 1 次試験》

1. 消防安全管理論(消防及び火災の基礎理論として燃焼理論、火災現象、危険物及び消防安全管理等の内容を含む。)
2. 消防機械点検実務(消防施設機械分野点検の基礎理論及び実務能力を測定するための科目として消防流体力学、消防関連熱力学、消防機械分野の火災安全基準を含む。)
3. 消防電気点検実務(消防施設電気・通信分野点検の基礎理論及び実務能力を測定するための科目として電気回路、電気機器、制御回路、電子回路及び消防電気分野の火災安全基準を含む。)
4. 次の消防関係法令
 - ・「消防施設設置及び管理に関する法律」及びその下位法令
 - ・「火災の予防及び安全管理に関する法律」及びその下位法令
 - ・「消防基本法」及びその下位法令
 - ・「多重利用業所の安全管理に関する特別法」及びその下位法令
 - ・「建築法」及びその下位法令(消防分野に限定)
 - ・「超高層及び地下連携複合建築物災難管理に関する特別法」及びその下位法令

《第 2 次試験》

1. 消防施設等の点検実務行政(消防施設等の点検に必要な総合的能力を測定するための科目として消防施設等の現場点検時の点検手続き、性能確認、異常判断及び措置等の内

容を含む。)

2. 消防施設等管理実務（消防施設等の点検及び管理関連の行政業務及び書類作成等の業務能力を測定するための科目として点検報告書の作成、人力及び装備運用等の実際の現場で要求される事務能力を含む。）

* 試験科目の詳細は消防施設法施行規則第 28 条、同則別表 6

【試験の合格者決定等】（消防施設法施行令第 44 条、同施行規則第 26 条）

1. 第一次試験：100 点満点中、すべての科目で 40 点以上、全科目平均 60 点以上
2. 第二次試験：100 点満点中、試験委員の採点点数のうち最高点数と最低点数を除外した点数が、すべての科目で 40 点以上、全科目平均 60 点以上
3. 試験合格者は、インターネットホームページで公告される。
4. 第二次試験合格者に対しては、ウ. の公告日より 1 カ月以内に「消防施設管理者証」が消防庁長より発給される（消防施設管理者証は発給台帳に記録され管理される。）

管理士が行う上記（4）の自主点検の業務について、管理士は同時に 2 以上の事業者就職してはならないこと（消防施設法第 25 条第 8 項）、自主点検に係る技術資格者や消防施設管理業の技術人材として登録された管理士は法令に基づき誠実に自主点検業務を遂行しなければならないこと（同条第 9 項）が規定されている。

② 消防施設管理業

消防施設管理業は、消防施設等の点検及び管理の業務や消防安全対象物に係る消防安全管理業務の代行（火災予防及び安全管理に関する法律第 25 条）を行うもので、業種別（専門消防施設管理業、一般消防施設管理業）に市・道知事への登録が必要である（消防施設法第 29 条）。登録が認められると、市・道知事より「消防施設管理業登録証」及び「消防施設管理業登録手帳」が公布される（消防施設法施行規則第 31 条第 1 項）。

【登録基準】（消防施設法施行令第 44 条第 1 項、同令別表 9）

業種別	技術人力等	技術人力	営業範囲
専門消防施設管理業		ア. 主たる技術人力 ・消防施設管理士資格を取得した後、消防関連実務経験が 5 年以上の者 1 人以上 ・消防施設管理士資格を取得した後、消防関連実務経験が 3 年以上の者 1 人以上 イ. 補助技術人力 ・高級点検者以上の技術人力：2 人以上 ・中級点検者以上の技術人力：2 人以上 ・初級点検者以上の技術人力：2 人以上	全ての特定消防対象物
一般消防施設管理業		ア. 主たる技術人力：消防施設管理士の資格を取得した後、消防関連実務経験が 1 年以上の者 1 人以上	特定消防対象物のうち「火災の予防及び安全管理に関する法律施行令」別表 4 による

	イ. 補助技術人力 ・ 中級点検者以上の技術人力：1人以上 ・ 初級点検者以上の技術人力：1人以上	1級、2級、3級消防安全管理 対象物
備考 1. 「消防関連実務経歴」とは「消防施設工事業法」第28条第3項による消防技術と関連した経歴をいう。 2. 補助技術人力の種類別資格は、「消防施設工事業法」第28条第3項に従い、消防技術に関連した資格・学歴及び経歴を有する者の中で行政安全部令で定める。		

上記表中の備考2の「行政安全部令」＝「消防施設法施行規則」第31条第4項は補助技術人力の資格について、「消防施設工事業法施行規則」別表4の2で定める基準による旨定めている。同表は、消防技術者の技術等級、消防工事監理員の技術等級、消防施設自主点検点検者の技術等級を、それぞれ保有する技術資格、学力・経歴等により特級、高級、中級、初級に区分している。消防施設自主点検点検者の技術等級についてみると、下表のとおりである。

《技術資格による技術等級》

区 分	技 術 資 格
特級点検者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防施設管理士、消防技術士 ・ 消防設備技士資格を取得後8年以上消防関連業務を遂行した者 ・ 消防設備産業技士資格を取得後、消防施設管理業で10年以上点検業務を遂行した者
高級点検者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防設備技士資格を取得後5年以上消防関連業務を遂行した者 ・ 消防設備産業技士資格を取得後8年以上消防関連業務を遂行した者 ・ 建築設備技士、建築技士、空調冷凍機械技士、一般機械技士、危険物技能長資格を取得後、15年以上消防関連業務を遂行した者
中級点検者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防設備技士資格を取得した人 ・ 消防設備産業技士資格を取得後3年以上消防関連業務を遂行した者 ・ 建築設備技士、建築技士、空調冷凍機械技士、一般機械技士、危険物技能長、電気技士、電気工事技士、電波電子通信技士、情報通信技士の資格を取得してから10年以上消防関連業務を遂行した者
初級点検者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防設備産業技士資格を取得した者 ・ ガス技能長、電気技能長、危険物技能長の資格を取得した者 ・ 建築技士、建築設備技士、建設機械設備技士、一般機械技士、空調冷凍機械技士、化工技士、ガス技士、電気技士、電気工事技士、産業安全技士、危険物産業技士の資格を取得した者 ・ 建築産業技士、建築設備産業技士、建設機械設備産業技士、空調冷凍機械産業技士、化工産業技士、ガス産業技士、電気産業技士、電気工事産業技士、産業安全産業技士、危険物機能士の資格を取得した者

《学力・経歴等による技術等級》

	学 力・経 歴 者	経 歴 者
高級点検者	<ul style="list-style-type: none"> ・学士以上の学位を取得後 9 年以上消防関連業務を遂行した者 ・専門学士学位を取得後 12 年以上消防関連業務を遂行した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・学士以上の学位を取得後 12 年以上消防関連業務を遂行した者 ・専門学士学位を取得後 15 年以上消防関連業務を遂行した者 ・22 年以上消防関連業務を遂行した者
中級点検者	<ul style="list-style-type: none"> ・学士以上の学位を取得後 6 年以上消防関連業務を遂行した者 ・専門学士学位を取得後 9 年以上消防関連業務を遂行した者 ・高校を卒業後 12 年以上消防関連業務を遂行した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・学士以上の学位を取得後 9 年以上消防関連業務を遂行した者 ・専門学士学位を取得後 12 年以上消防関連業務を遂行した者 ・高校を卒業後 15 年以上消防関連業務を遂行した者 ・18 年以上消防関連業務を遂行した者
初級点検者	<ul style="list-style-type: none"> ・「高等教育法」に規定する学校で消防安全管理学科、電気工学科、産業安全工学科、機械工学科、建築工学科等又は高等学校消防学科を卒業した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・4 年制大学以上又はこれと同等水準以上の教育機関を卒業後 1 年以上消防関連業務を遂行した者 ・専門大学又はこれと同等水準以上の教育機関を卒業後 3 年以上消防関連業務を遂行した者 ・5 年以上消防関連業務を遂行した人 ・3 年以上次の業務に該当する経歴のある者 <ul style="list-style-type: none"> ・建築許可等の同意関連業務、消防施設着工・監理・完工検査関連業務、危険物設置許可及び完工検査関連業務、多重利用業所完備証明書の発給及び防災関連業務、消防施設の点検及び火災安全調査に関する業務 etc.

なお、特定消防対象物の関係人が適正な管理業者を選定できるよう、消防庁長は管理業者の申請がある場合、当該管理業者の点検能力を総合的に評価して公示しなければならないこと、その場合の点検能力評価及び開示の方法、手数料等必要な事項は行政安全部令で定められること、消防庁長は、点検能力を評価するために管理業者の技術人力、装備保有現況、点検実績及び行政処分履歴等必要な事項についてデータベースを構築・運営することができる旨の定めがある（消防施設法第 34 条）。

(6) 消防用品の品質管理

① 型式承認及び製品検査

大統領令で定める次ページの表の消防用品（消防施設法施行令第 46 条、同令別表 3）を製造又は輸入しようとする者は、消防庁長の型式承認を受けなければならない。また、型式承認を受けようとする者は、型式承認のための試験施設を備え、消防庁長の審査を受けなければならない（消防施設法第 37 条第 1 項、第 2 項、同法施行令第 46 条、同令別表 3）。また、型式承認を受けた者は、その消防用品に対し消防庁長が実施する製品検査を受けなければならない（同法第 37 条第 3 項）。

型式承認を受けていない消防用品、製品検査を受けていない消防用品、合格標示をしていない消防用品の販売、販売目的での陳列、消防施設工事への使用をすることはできず（消防施設法第 37 条第 6 項）、違反した消防用品の製造者、輸入者、販売者、施工者に対し、消防庁長は当該消防用品の収去、廃棄、付け替え等必要な措置を命ずることができる（消防施設法第 37 条第 6 項、第 7 項）。

なお、消防用品の作動、機能、製造方法、部品等が型式承認及び製品検査技術基準に定められている方法ではない新しい技術が適用された製品の場合は、関連専門家の評価を経て、行政安全部令（消防用品の品質管理等に関する規則（以下「消防用品品質管理則」））で定めるところにより、別の方法及び手順により型式承認を行うことができ、また、外国の公認機関から認証を受けた新技術製品は型式承認の試験の一部を省略して型式承認をすることができる（消防施設法第 37 条第 8 項）。

【型式承認の対象となる消防用品】（消防施設法施行令別表 3 及び同別表 1 より）

1. 消火設備を構成する製品又は機器	ア. 消火器具（消火薬剤以外のものを利用した簡易消火用具は除く。） (1) 消火器 (2) 簡易消火用具：エアロゾル式消火用具、投擲用消火用具、小空間用消火用具 (3) 自動拡散器 イ. 自動消火装置 (1) 住宅用厨房自動消火装置 (2) 商業用厨房自動消火装置 (3) キャビネット型自動消火装置 (4) ガス自動消火装置 (5) 粉末自動消火装置 (6) 固体エアロゾル自動消火装置 ウ. 消火設備を構成する消火栓、菅槍、消防ホース、スプリンクラーヘッド、起動用水圧開閉装置、流水制御バルブ及びガス管選択バルブ
2. 警報設備を構成する製品又は機器	ア. 漏電警報器及びガス漏洩警報器 イ. 警報設備を構成する発信器、受信機、中継器、感知器及び音響装置（警鐘のみ該当）
3. 避難救助設備を構成する製品又は機器	ア. 避難ばしご、救助台、緩降機（支持台を含む。）、簡易緩降機（支持台を含む。） イ. 空気呼吸器（充電器を含む。） ウ. 避難口誘導灯、通路誘導灯、客席誘導灯及び予備電源が内蔵された非常照明灯
4. 消火用に使用する製品又は機器	ア. 消火薬剤（商業用厨房自動消火装置、キャビネット型自動消火装置、水噴霧消火設備等用のもののみ該当） イ. 消炎剤（消炎薬・消炎塗料及び消炎性物質をいう。）

【型式承認等の基準等】

1. 型式承認及び製品検査の技術基準

→ 消防用品の形状等（形状、構造、材質、成分、性能等）型式承認の技術基準（型式承認基準）及び製品検査の技術基準については消防庁長が定め告示する（消防施設法第 37

条第5項)。各消防用品につき「・・・の型式承認及び製品検査の技術基準」が定められている。

2. 型式承認試験施設基準

→ 型式承認を受けようとする者が備えなければならない型式承認試験施設に係る基準（消防用品品質管理則第6条第2項）。型式承認試験施設に対する浸水防止措置、警報器具の感度を試験する場所の通風、日光、振動、衝撃等の影響防止、消火試験の場所の壁の耐火構造や他の建築物からの距離、消防用品毎の各試験室の面積等について定めている（消防用品品質管理則第6条第2項、同則別表4）。

【型式承認の方法】

型式承認の方法・手続き等及び製品検査の区分・方法・順序・合格標示等は行政安全部令（消防用品品質管理則）で定められている（消防施設法第37条第4項）。型式承認は、次の二つに区分して実施される（消防用品品質管理則第7条第1項）。

- ・型式試験＝形状等が型式承認基準を満たしているか否かの審査
- ・試験施設審査＝試験施設が型式承認試験施設基準を満たしているか否かの審査

【型式承認の申請等】

1. 型式承認を受けようとする者は、申請書に消防用品の設計図、サンプル品と部品の写真、試験施設の明細書、消防用品の設置又は使用明細書等を添付して、韓国消防産業技術院へ提出する。提出された見本品に対し、同技術院が型式試験を実施する（消防用品品質管理則第6条第1項、第7条第2項）。
2. 技術院は、提出を受けた見本品や試験施設が型式承認基準や試験施設基準に合致しない場合、60日の範囲内で補完させることができる（見本品に対する補完回数と試験施設に対する補完回数を合わせて5回が上限）（消防用品品質管理則第7条第3項）。

【製品検査の区分】

製品検査は、次の二つに区分される（消防用品品質管理則第21条第1項）。

1. 生産製品検査＝生産された消防用品が出荷される前に、生産された消防用品の形状等が型式承認基準を満たしているか否かを検査
2. 品質製品検査＝消防用品の製造過程等の品質管理体系を検査（工程審査）し、生産された消防用品の形状等が型式承認基準を満たしている否かを検査（精密検査）。一定の周期を定めて行われる。

消防用品に対する型式承認を受けた者は、生産製品検査又は品質製品検査のいずれかを選択して製品検査を受けることができる（消防用品品質管理則第21条第2項）。

【製品検査の申請等】

1. 消防用品に対する製品検査を受けようとする者は、韓国消防産業技術院又は専門機関（「製品検査機関」）のうちのいずれか一つの機関に対し、製品検査の方法を定めて申請を行う（消防用品品質管理則第22条第1項）。

2. 製品検査の具体的方法は、消防用品品質管理則別表 9 に定められている。

【合格標示】

生産製品検査に合格した消防用品及び品質製品検査適用対象消防用品には、下記の図に示す「製品検査合格標示」が付される。なお、消防用品の生産過程で製品検査合格標示をする必要がある場合や生産性向上等のために必要と認められる場合には、製品検査を終える前に「製品検査合格標示」をさせることができる（標示の図案は、前述した検査に合格した防災対象物品に貼付される標示と同じである。）。標示のサイズは、消火器、住居用厨房自動消火装置、自動拡散消火器、ガス自動消火装置、粉末自動消火装置、固体エアロゾル自動消火装置、キャビネット型自動消火装置、投擲用消火用具等については縦径 11mm 以上、スプリンクラーヘッド、消火栓等については縦径 5mm 以上、消防ホース等については縦径 25mm 以上である（消防用品品質管理則第 24 条第 1 項、同則別表 11）。




《型式承認対象消防用品：製品検査合格標示》

■ 소방용품의 품질관리 등에 관한 규칙 [별표 11] <개정 2022. 7. 27.>

제품검사 합격표시(제24조제1항 관련)

1. 형식승인대상 소방용품

가. 증지부착, 날인 또는 각인(刻印: 새김) 방식인 경우

품 명	표시 양식 (단위: mm)
소화기, 주거용 주방자동소화장치, 자동확산소화기, 가스자동소화장치, 분말자동소화장치, 고체에어로졸자동소화장치, 캐비닛형 자동소화장치, 투척용소화용구, 에어로졸식소화용구, 소공간용 소화용구, 소화약제(포소화약제는 제외한다), 피난사다리, 완강기, 간이완강기, 유도등, 비상조명등, 감지기, 발신기, 중계기, 수신기, 경종, 가스누설경보기, 공기호흡기, 공기호흡기의 충전기, 지지대, 기동용수압개폐장치, 유수제어밸브, 누전경보기, 가스관선택밸브, 방염제	
스프링클러헤드, 소화전, 소화약제(포소화약제), 관창	
소방호스 구조대	

비고

- 1) 합격표시는 해당 소방용품의 표시 양식에 따른 크기 이상이어야 한다.
- 2) 합격표시가 증지류인 경우에는 은색 바탕에 검은색으로 할 수 있다.
- 3) 합격표시의 부착방법 및 위치 등에 관하여는 소방청장이 정하는 바에 따른다.

(別表 11 の나.제품에 직접표시방식인 경우 (ナ目. 製品へ直接標示の場合) 以下は省略した。)

② 性能認証

消防庁長は、製造者又は輸入者の要請がある場合、消防用品に対する性能認証を行うことができる（消防施設法第 40 条第 1 項）。性能認証を受けた消防用品は、消防庁長の製品検査を受けなければならない（同条第 2 項）。ここでいう製品検査とは、型式承認等における製品検査と同じ検査（消防用品品質管理則第 21 条～）である。性能認証を受けていない消防用品や製品検査に合格していない消防用品は性能認証標示や製品検査の合格標示をすることが禁止され、また製品検査を受けなかったり合格標示を付けていない消防用品の販売、販売目的での陳列、消防施設工事への使用は禁止されている（同条第 5 項）。

性能認証の対象となる消防用品は、次のとおりである（消防施設法第 40 条第 1 項、消防用品品質管理則第 15 条第 1 項、同則別表 7）

1. 蓄光標識
2. 予備電源
3. 緊急コンセント設備
4. 標示灯
5. 消火栓函
6. スプリンクラー設備伸縮配管（枝管とスプリンクラーヘッドを連結するフレキシブルパイプをいう。）
7. 消防用電線（耐火電線及び耐熱電線）
8. 探知部
9. 指示圧力計
10. 空気安全マット
11. 消防用バルブ（開閉表示型バルブ、リリーフバルブ、フットバルブ）
12. 消防用ストレナー
13. 消防用圧カスイッチ
14. 消防用合成樹脂配管
15. 非常警報設備の蓄電池
16. 自動火災速報設備の速報器
17. 消火設備用ヘッド（水噴霧ヘッド、粉末ヘッド、泡ヘッド、散水ヘッド）
18. 放水口
19. 消火器加圧用ガス容器
20. 消防用吸収管
21. その他消防庁長が告示する消防用品

【性能認証等の手続き等】

性能認証の対象・申請・方法等及び製品検査の区分・対象・手続き・方法・合格標識等については行政安全部令（消防用品品質管理規則）で定めることとされ（消防施設理法第 40 条第 3 項）、その内容は、型式承認及び型式承認を受けた消防用品の製品検査と概ね同様であ

る（消防用品品質管理則第 15 条～第 20 条）。すなわち、

1. 性能認証の申請、試験等

性能認証を受けようとする者は、性能認証試験施設基準に適合した試験施設を備え、申請書その他の書類及び見本品を韓国消防産業技術院に提出しなければならない（消防用品品質管理則第 15 条第 2 項）。同技術院は提出された見本品が性能認証基準に適合するか否かの性能試験及び試験施設が試験施設基準に適合しているか否かの試験施設審査を行う（消防用品品質管理則第 16 条第 1 項）。

2. 性能認証書

性能認証基準、試験施設基準に適合した消防用品には、韓国消防産業技術院から性能認証番号が付与され、「性能認証書」が発給される（消防用品品質管理則第 17 条第 1 項）。

3. 製品検査の申請等

製品検査を受けようとする者は、韓国消防産業技術院又は専門機関（製品検査機関）のうちのいずれか一つの機関に対し、製品検査の方法を定めて（生産製品検査、品質製品検査のいずれか）申請を行う（消防用品品質管理則第 22 条第 1 項）。




4. 製品検査の合格標示

製品検査に合格した消防用品には「製品検査合格標示」（下図）が付される（消防用品品質管理則第 24 条第 1 項、別表 11）。

《性能認証対象消防用品：製品検査合格標示》

2. 성능인증대상 소방용품

가. 증지부착, 날인 또는 각인 방식인 경우

품 명	표시 양식 (단위 : mm)
축광표지, 예비전원, 비상콘센트설비, 표시등, 소화전함, 스프링클러설비신축배관, 소방용전선, 합성수지배관, 탐지부, 비상경보설비의 축전지, 자동화재설비의 속보기, 소화기가압용 가스용기(용접식), 소방용 흡수관, 소방용 스트레이너, 소방용 압력스위치, 소방용 밸브(개폐표시형 밸브, 릴리프 밸브, 푸트 밸브)	
지시압력계, 소화기가압용 가스용기(조임금구식), 소화설비용헤드(물분무헤드, 포헤드, 분말헤드, 살수헤드), 방수구	
공기안전매트	

비고

- 1) 합격표시는 해당 소방용품의 표시 양식에 따른 크기 이상이어야 한다.
- 2) 합격표시가 증지류인 경우에는 은색 바탕에 검은색으로 할 수 있다.
- 3) 합격표시의 부착방법 및 위치 등에 관하여는 소방청장이 정하는 바에 따른다.
- 4) 별표 7 제22호에 해당하는 소방용품의 합격표시 양식은 소방청장이 정한다.

③ 優秀製品に対する認証

消防庁長は、消防用品の製造者、輸入者等から要請がある場合、型式承認の対象となる消防用品のうち品質が優秀であると認定する消防用品に対し、優秀品質認証を行うことができる（消防施設法第 43 条第 1 項）。認証を受けようとする者は、必要書類に定められた数量の見本品を添えて韓国消防産業技術院に申請する（消防用品品質管理則第 26 条）。

技術院は、申請のあった消防用品について、

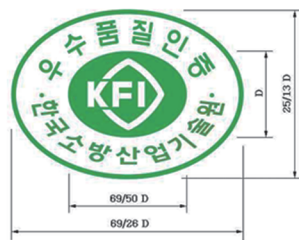
- ・ 認証試験（形状等＝形状、構造、材質、成分、性能等が、消防庁長が定める優秀品質認証製品の技術基準（優秀品質認証基準）に適合するかを評価）
- ・ 品質管理体系評価（優秀品質管理体系の評価基準（品質管理体系評価基準）に適合するかを評価）

を実施し、それぞれの基準に適合すると認定された場合、「優秀品質認証書」が発給され（消防用品品質管理規則第 28 条第 2 項）、認証書の発給を受けた者は、認証を受けた製品やその包装に「優秀品質認証標示」を表示し、優秀品質認証を受けた製品として広報することができる（消防施設法第 43 条第 3 項、消防用品品質管理規則第 30 条、同則別表 12）。なお、優秀品質認証の有効期間は優秀品質認証書発給日から 3 年である（同法第 43 条第 4 項、消防用品品質管理則第 28 条第 2 項）。延長しようとするときは再評価を申請しなければならない（消防用品品質管理則第 28 条）。

《優秀品質認証標示》

■ 소방용품의 품질관리 등에 관한 규칙 [별표 12] <개정 2014.7.9>

우수품질인증표시(제30조 관련)



비고

1. 우수품질인증 표시의 크기는 인증을 받은 자가 표시 대상에 알맞게 적용한다.
2. 우수품질인증 표시는 초록색 또는 검은색으로 하며 KFI마크의 도안은 다음과 같이 한다. 다만, 한국소방산업기술원장이 인정하는 경우에는 색상을 변경할 수 있다.

優秀品質認証を受けた消防用品には、次のような優遇がある（消防施設法第 44 条）。

《優秀品質認証消防用品に対する支援等》

次のいずれかに該当する機関及び団体は、建築物の新築・増築及び改築等で消防用品を変更又は新設する場合、優秀品質認証消防用品を優先して購入・使用するよう努めなければなら

らない。

- ・中央行政機関
- ・地方自治体
- ・「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関
- ・「地方公企業法」により設立された地方公社、地方公団、「地方自治団体出資・出捐機関の運営に関する法律」による出資・出捐機関

④ 収集検査

消防庁長は、消防用品の品質管理のために必要があると認めるときは、流通中の消防用品を収集し検査することができる。この場合、重大な欠陥があると認める消防用品に対しては、その製造者及び輸入者に対し、回収、交換、廃棄を命じ、型式承認又は性能認証を取り消し、消防庁のホームページ等へ公表することができる（消防施設法第45条）。

4. 消防対象物の安全管理

(1) 火災の予防及び安全管理基本計画

消防庁長は、火災予防政策を体系的・効率的に推進し、これに必要な基盤拡充のために火災の予防及び安全管理に関する基本計画（以下「基本計画」）を5年ごとに制定・施行するとともに、毎年施行計画を制定・施行しなければならない。基本計画は、消防庁長が関係中央行政機関の長と協議して制定し、次のような事項が含まれる（火災の予防及び安全管理に関する法律（以下「火災予防法」）第4条第1項～第4項）。

- ・火災予防政策の基本目標及び推進方向
- ・火災の予防と安全管理のための法令・制度の整備等の基盤の造成
- ・火災の予防と安全管理のための対国民教育・広報
- ・火災の予防と安全管理に関連する技術の開発・普及
- ・火災の予防と安全管理に関連する専門人材の育成・支援及び管理
- ・火災の予防と安全管理に関連する産業の国際競争力向上
- ・その他の大統領令で定める火災の予防と安全管理に必要な事項

*「安全管理」=火災による被害を最小化するための予防・対備・対応等の活動（火災予防法第2条第1項第2号）

消防庁長は、制定された基本計画及び施行計画を関係中央行政機関の長及び市・道知事に通知し、通知を受けた関係中央行政機関の長及び市・道知事は、所管事務の特性を反映した「細部施行計画」を制定・施行し、その結果を消防庁長に通知しなければならない。消防庁長は、基本計画及び施行計画を制定するために必要な場合には関係中央行政機関の長又は市・道知事に関連資料の提出を要請することができ、要請を受けた関係中央行政機関の長又は市・道知事は特別な事由がなければこれに従わなければならない（火災予防法第4条第5項～第7項）。

現行の基本計画は、2021年9月30日付で制定された2022年から2026年までの5年間で

対象期間とする「第2次火災安全政策基本計画 2022～2026」である。A4で49ページの計画書となっており、目次を見ると次のような構成になっている。

- I. 概要
 1. 制定の背景
 2. 推進経過
- II. 火災安全与件及び政策展望
 1. 最近5年間の火災発生現況
 2. 第1次火災安全政策推進結果分析
 3. 中期（今後5年間）火災安全政策展望
- III. 基本方向
 1. 基本計画の性格及び意義
 2. 政策目標及び制定方向
 3. 主要戦略体系
- IV. 戦略別推進課題
 1. 火災安全制度改善
 2. 安全生活環境調整
 3. 対国民火災予防広報・教育
 4. 火災安全インフラ確保
- V. 今後の推進計画

本基本計画記載内容を見ると、次のような事柄が目立つ。

《基本計画の意義》（計画書 p10）

- （最上位対策）火災安全基盤造成のための総括対策としての火災安全分野の最上位対策
- （均衡対策）火災予防及び被害低減のための構造的（施設・技術）及び非構造的（管理・制度）案を均衡的に提示する対策
- （未来対策）2026年までの火災安全政策の青写真と具体的なロードマップを盛り込んだ未来志向的対策

《政策目標》（計画書 p13）

4大推進戦略を通じて5年間(2022年～2026年)火災事故死亡者10%低減

*4大推進戦略

1. 火災安全制度改善
 - 画一的な安全制度から脱皮、事前に火災危険性を評価して法律を制定・改正し、火災危険特性に応じて安全基準を整備する体系構築
 - 特定消防対象物の安全管理制度及び消防特別調査体系等高度化
2. 安全な環境造成
 - 生活の基本となる住居及び脆弱施設に対する安全性を高める一方、災難弱者居住・使用施設の脆弱性を低くする2トラック戦略の推進
3. 対国民火災予防広報・教育

- 国民と共有・コミュニケーションをとる広報、安全体験による直接経験、安全文化の拡散による社会的安全意識の向上
- 4. 火災安全インフラの確保
 - 安全な未来のために ICT、ビッグデータ中心の技術力量、安全管理人材の専門能力、絶え間ない成果改善のための力量強化

《火災安全制度改善》（計画書 p20～p30）

本基本計画の内容を見ると、例えば「IV. 1.の火災安全制度改善」として、次のような事項が記載されている。

1. 火災危険特性を基盤とする特定消防対象物安全基準の整備
 - ・「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」に含まれている火災の予防及び安全管理に関する事項と消防施設の設置・管理に関する事項を分離して、国民が理解し易い法体系とすること
 - ・火災安全影響評価制度を導入すること（総合的分析・検討、専門家委員会の構成・運営等）
 - ・高齢化社会の進展を踏まえ火災危険施設に対する合理的な安全基準を整備すること（療養病院の入院の部屋を3階以上や地下階に設置すること等の制限等）
 - ・大型物流倉庫火災安全対策を推進すること（物流センター火災安全基準（消防庁告示）制定、性能を主とした設計の対象拡大、物流センターに特化した火災対応戦略の開発・現場消防力運用強化等）
 - ・超高層建築物等の災難管理を先進化すること（措置命令対象の拡大、事前災難影響性検討制度整備、総括災難管理者の権限強化、総括災難管理者資格基準の合理化・教育訓練の強化等）
2. 民間点検業登録基準改善及び火災安全性能強化
 - ・民間点検業登録基準及び営業範囲等の改善（消防施設管理業者の専門性拡充、消防施設管理士の専門性拡充等）
 - ・性能を主とした設計による火災安全性能確保及び対象拡大（性能を主とした設計標準ガイドライン整備、物流センターの性能を主とした設計の義務拡大等）
3. 火災対備施設等の安全性確保
 - ・警報・速報設備の非火災警報改善対策（消防用品性能改善、維持管理強化、関係者教育強化等）
 - ・消防用品の技術基準先進化（型式承認技術水準を優秀品質認証技術水準へ引上げ、消防用品の品質向上による建築物の安全性向上等）
4. 危険物安全管理規制の内実化
 - ・危険物規制体系の改善（産業環境の変化による新種の危険物の流通に対応した危険物の規制範囲の妥当性及び構成体系の検討）
 - ・危険物規制に関する国と地方自治団体間の役割分担の整理
 - ・危険物施設の安全強化（危険物製造所等の定期検査対象の拡大、使用中止状態の製造所等に対する定期的現場確認の定例化、危険物の流通実態調査による危険物の流れの分析、

無許可の疑いのある事業者に対する消防検査実施、危険物製造所等への設備安全点検の導入等)

(2) 火災安全調査

火災安全調査とは、「消防施設設置及び管理に関する法律（消防施設法）」による自主点検が誠実に行われていない場合や不完全であると認められる場合、火災予防強化地区等法令により火災安全調査を行うよう定めている場合、火災予防安全診断が誠実に行われていない場合や不完全であると認められる場合等（火災予防法第7条第1項各号に列記された場合）に、消防庁長、消防本部長又は消防署長（以下「消防官署長」（火災予防法第2条第1項第3号））が実施する立入等による調査である。関係人が実際に居住する住居への火災安全調査をする場合は、関係人の承諾があるか、火災発生の恐れが明らかで緊急を要することが必要である。火災安全調査の項目は、大統領令（火災の予防及び安全管理に関する法律施行令（以下「火災予防法施行令」）第7条）により定められている（火災予防法第7条第1項、第2項）。

消防官署長は、火災安全調査を実施しようとする場合は、事前に関係人に、調査対象、調査期間、調査事由等を郵便、電話、電子メール等により通知し、これをインターネットホームページ等により公開しなければならない（火災発生の恐れが明らかで緊急に調査が必要な場合、事前通知や公開をすると調査目的を達成することができない場合は除く。）なお、火災発生の恐れが明らかで緊急を要する場合を除き、関係人の承諾なく消防対象物の公開時間又は勤務時間以外の時間に調査することはできない。通知を受けた関係人は天災地変その他大統領令で定める事由により火災安全調査を受けることが困難な場合は延期を申請することができる（火災予防法第8条）。

消防官署長は、火災安全調査を効率的に遂行するため、大統領令で定めるところにより、消防庁に「中央火災安全調査団」を、消防本部又は消防署に「地方火災安全調査団」を編成し運営することができる。また、消防官署長は「中央火災安全調査団」、「地方火災安全調査団」の業務遂行のため必要がある場合は関係機関の長にその所属公務員等の派遣要請をすることができ、要請を受けた関係機関の長は特別な事由がなければこれに協調しなければならない（火災予防法第9条）。

消防官署長は、火災安全調査の対象を客観的で公正に選定するため必要な場合、「火災安全調査委員会」を設置し、火災安全調査の対象を選定することができる（火災予防法第10条）。また、消防官署長は、必要な場合は、消防技術士、消防施設管理士等の火災安全分野の専門知識を有する者を火災安全調査に参加させることができる（火災予防法第11条）。なお、火災安全調査を遂行する関係公務員や関係専門家は、その権限や資格を標示する証票を身に着け、これに関係人に知らせなければならない（火災予防法第12条）。

消防官署長は、火災安全調査の結果を関係人に書面で通知しなければならない（火災安全調査の現場で調査の結果を説明し、火災安全調査結果書の副本を交付した場合は除く。）（火災予

防法第 13 条)。火災安全調査の結果、消防対象物の位置・構造・設備・管理の状況が火災予防のため補完する必要があるったり、火災が発生すれば人命や財産の被害が大きいと予想されるときは、消防官署長は、行政安全部令（火災の予防及び安全管理に関する法律施行規則（以下「火災予防法施行規則」）が定めるところにより、関係人に対し当該消防対象物の改修・移転・再建・使用禁止・閉鎖・工事停止等の必要な措置を命じることができる（火災予防法第 14 条第 1 項）。また、消防官署長は、火災安全調査の結果、消防対象物が法令に違反して建築若しくは設備の設置がされ又は消防施設等、避難施設・防火区画、防火施設等が法令に適合して設置又は管理されていない場合には、関係人に必要な措置を命じ又は関係行政機関の長に必要な措置を取るよう要請することができる（同条第 2 項）。

措置命令に正当な事由なく従わない場合、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金刑に処せられる（火災予防法第 50 条第 1 項第 1 号）。

火災安全調査の運用の現況は下表のとおりである。

《年度別火災安全調査運用現況》

	調査対象(カ所)		調査結果(カ所)		不良事項措置(件)					
	対象数	調査数	良好	不良	合計	行政命令	機関通報	立件	過怠料	その他
2015 年	1,309,436	125,893	113,452	12,441	15,118	12,279	996	162	815	866
2016 年	1,455,029	145,918	126,888	19,028	23,370	17,801	1,429	207	1,268	2,665
2017 年	1,438,631	146,222	127,021	19,201	22,223	18,054	1,589	284	1,231	1,065
2018 年	1,476,896	209,368	138,923	70,445	83,373	29,713	16,103	139	1,587	35,831
2019 年	1,579,584	348,381	180,623	167,758	190,697	56,622	24,105	143	823	109,004
2020 年	1,614,330	67,979	53,996	13,983	19,004	8,354	1,089	131	439	8,991
2021 年	1,399,949	55,123	43,041	12,362	14,294	10,499	896	115	638	2,146
2022 年	1,571,351	87,220	74,169	13,051	15,405	12,277	893	148	631	1,456
2023 年	1,619,638	93,362	76,162	17,200	18,887	16,927	1,146	97	717	1,838
2024 年	1,655,914	131,541	113,776	17,765	20,547	18,308	1,357	101	781	0

* 「2025 年消防庁統計年報」 p234 より

(3) 火災の予防措置等

火災予防のための措置として、火災予防法は「火災予防強化地区」（火災発生の恐れが大きい、あるいは火災が発生した場合被害が大きいと予想される地域に対して火災予防及び安全管理を強化するために市・道知事が指定・管理する地域（火災予防法第 2 条第 1 項第 4 号））における焚火や喫煙等の火気の取り扱い、風灯等の小型熱気球を飛ばすこと、溶接・溶断等火花を発生させる行為等を禁止している（大統領令で定める安全措置を取っている場合を除く。）（火災予防法第 17 条第 1 項）。

* 市・道知事は、市場地域、工場・倉庫が密集した地域、木造建物が密集した地域、老朽・不良建築物が密集した地域、危険物の貯蔵・処理施設が密集した地域等を火災予防強化地区として指定・管理することができる（火災予防法第 18 条第 1 項）。

また、消防官署長は、火災発生の危険が大きい又は消火活動に支障を与えると認められる行為又は物件に対して、行為当事者又はその物件の所有者、管理者又は占有者に対し、行為の禁止又は制限、可燃性の大きい物の除去、離隔、積載禁止、消防車両の通行や消火活動に支障をきたす物の移動等を命令をすることができる（物件の所有者、管理者又は占有者が分からない場合は所属公務員にその物件の移転、保管等の必要な措置をさせることができる。）（火災予防法第 17 条第 2 項）。

なお、ボイラー、暖炉、乾燥設備、ガス・電気施設等の火災を発生させる恐れのある設備又は器具の位置・構造及び管理等に関する事項や、火災発生時に火災を急速に拡大させるゴム類・プラスチック類・石炭及び木炭等の「特殊可燃物」の保存及び取扱い基準は、大統領令で定めることとされている（火災予防法第 17 条第 4 項、第 5 項）。

上記のほか、火災予防法には、気象の現象等により火災発生の恐れが高まったときの消防官署長による危険警報発令（火災予防法第 20 条）、消防庁長が火災発生原因等の調査分析の過程で法令や政策の改善に必要と認める場合に実施する「火災安全影響評価」及びこの評価業務を遂行するための「火災安全影響評価審議会」（火災予防法第 21 条、第 22 条）、消防官署長による子ども、高齢者、障がい者等火災の予防及び安全管理における脆弱者（火災安全脆弱者）の安全な生活環境づくりのための支援努力（消防用品の提供及び消防施設の改善等）（火災予防法第 23 条）に関する規定を置いている。

（４）消防対象物の消防安全管理

① 消防安全管理者

「特定消防対象物」のうち、専門的な安全管理が求められる大統領令で定める特定消防対象物（以下「消防安全管理対象物」）の「関係人」は、「消防安全管理業務」を遂行するため、消防安全管理者の資格を有する者を「消防安全管理者」として選任しなければならない。この場合、消防安全管理者の業務に対する補助が必要な大統領令で定める消防安全管理対象物については、消防安全管理者のほかに「消防安全管理補助者」を追加的に選任しなければならない（火災予防法第 24 条第 1 項）。なお、関係人は、消防安全管理業務を代行する管理業者（消防施設法による消防施設管理業務の登録をした者）を監督する者を指定して消防安全管理者として選任することができる（選任された日から 3 カ月以内に消防安全管理者教育を受けなければならない。）（同条第 3 項）。

* 「消防安全管理」は、2011 年 11 月の消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律改正以前は「防火管理」と称されていたものである。

② 消防安全管理者を選任しなければならない消防安全管理対象物の範囲と消防安全管理者の選任対象別資格及び人員基準

このことについては、大統領令に次のような定めがある（火災予防法第 24 条第 4 項、火災予防法施行令第 25 条、同令別表 4）。

【特急消防安全管理対象物】

1. 特級消防安全管理対象物の範囲

消防施設法施行令別表2の特定消防対象物のうち次のいずれかに該当するもの

- a. 50階以上（地下階は除く。）又は地上から高さが200m以上のアパート
- b. 30階以上（地下層を含む。）又は地上から高さが120m以上の特定消防対象物（アパートは除く。）
- c. 上記b.に該当しない特定消防対象物で延べ面積が10万m²以上の特定消防対象物（アパートは除く。）

2. 特級消防安全管理対象物に選任する消防安全管理者の資格

次のいずれかに該当する者で特級消防安全管理者資格証を発給された者

- a. 消防技術士又は消防施設管理士の資格を有する者
- b. 消防設備技士の資格取得後、5年以上1級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴（法第24条第3項により消防安全管理者に選任され勤務した経歴は除く。以下同じ。）がある者
- c. 消防設備産業技士の資格取得後、7年以上1級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴のある者
- d. 消防公務員として20年以上勤務した経歴のある者
- e. 消防庁長が実施する特級消防安全管理対象物の消防安全管理の試験に合格した者

3. 選任人数：1名以上

【1級消防安全管理対象物】

1. 「1級消防安全管理対象物」の範囲

消防施設法施行令別表2の特定消防対象物のうち次のいずれかに該当するもの（特級消防安全管理対象物は除く。）

- a. 30階以上（地下階は除く。）又は地上から高さが120m以上のアパート
- b. 延べ面積15,000m²以上の特定消防対象物（アパート及び連立住宅は除く。）
- c. 上記b.に該当しない特定消防対象物で地上層の層数が11階以上の特定消防対象物（アパートは除く。）
- d. 可燃性ガスを1,000t以上貯蔵・取扱う施設

2. 「1級消防安全管理対象物」に選任する消防安全管理者の資格

次のいずれかに該当する者として1級消防安全管理者資格証を発給された者又は特級消防安全管理対象物の消防安全管理者資格証を発給された者

- a. 消防設備技士又は消防設備産業技士の資格がある者
- b. 消防公務員として7年以上勤務した経歴のある者
- c. 消防庁長が実施する1級消防安全管理対象物の消防安全管理に関する試験に合格した者

3. 選任人数：1名以上

【2級消防安全管理対象物】

1. 「2級消防安全管理対象物」の範囲

消防施設法施行令別表2の特定消防対象物のうち次のいずれかに該当するもの（特急消防安全管理対象物及び1級消防安全管理対象物は除く。）

- a. 屋内消火栓設備を設置しなければならない特定消防対象物、スプリンクラー設備を設置しなければならない特定消防対象物、水噴霧等消火設備（ホースリール方式水噴霧等消火設備のみを設置できる特定消防対象物は除く。）を設置しなければならない特定消防対象物
- b. ガス製造設備を備え、都市ガス事業の許可を受けなければならない施設又は可燃性ガスを100t以上1,000t未満貯蔵・取扱う施設
- c. 地下溝
- d. 「共同住宅管理法」による共同住宅（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備が設置された共同住宅に限る。）
- e. 「文化遺産の保存及び活用に関する法律」により宝物又は国宝に指定された木造建築物

2. 「2級消防安全管理対象物」に選任する消防安全管理者の資格

次のいずれかに該当する者として2級消防安全管理者資格証を発給された者、特級消防安全管理対象物又は1級消防安全管理対象物の消防安全管理者資格証を発給された者

- a. 危険物技能長・危険物産業技士又は危険物技能士資格を有する者
- b. 消防公務員として3年以上勤務した経歴のある者
- c. 消防庁長が行う2級消防安全管理対象物の消防安全管理に関する試験に合格した者
- d. 「企業活動規制緩和に関する特別措置法」により消防安全管理者に選任された者（消防安全管理者に選任された期間に限定）

3. 選任人数：1名以上

【3級消防安全管理対象物】

1. 「3級消防安全管理対象物」の範囲

消防施設法施行令別表2の特定消防対象物のうち次のいずれかに該当するもの（特急消防安全管理対象物、1級消防安全管理対象物及び2級消防安全管理対象物は除く。）

- a. 簡易スプリンクラー設備（住宅用簡易スプリンクラー設備を除く。）を設置しなければならない特定消防対象物
- b. 自動火災報知設備を設置しなければならない特定消防対象物

2. 「3級消防安全管理対象物」に選任する消防安全管理者の資格

次のいずれかに該当する者として3級消防安全管理者資格証を発給された者又は特級消防安全管理対象物、1級消防安全管理対象物又は2級消防安全管理対象物の消防安全管理者資格証を発給された者

- a. 消防公務員として1年以上勤務した経歴のある者
- b. 消防庁長が行う3級消防安全管理対象物の消防安全管理に関する試験に合格した者
- c. 「企業活動規制緩和に関する特別措置法」により消防安全管理者に選任された者（消防

安全管理者に選任された期間に限定)

3. 選任人数：1名以上

③ 消防安全管理者等の業務

特定消防対象物（消防安全管理対象物は除く。）の関係人と消防安全管理対象物の消防安全管理者が遂行する業務は次のとおりである。ただし、1.、2.、5.及び7.の業務は、消防安全管理対象物の場合にのみ該当する（火災予防法第24条第5項）。

1. 避難計画に関する事項と大統領令で定める事項が含まれる消防計画書の作成及び施行
2. 自衛消防隊及び初期対応体系の構成、運営及び教育
3. 避難施設、防火区画及び防火施設の管理
4. 消防施設又はその他の消防関連施設の管理
5. 消防訓練及び教育
6. 火気取扱の監督
7. 行政安全部令で定めるところによる消防安全管理に関する業務遂行に関する記録・維持
8. 火災発生時の初期対応
9. その他消防安全管理に必要な業務

【消防計画書】

消防計画書には次のような事項が含まれる（火災予防法施行令第27条）。

1. 消防安全管理対象物の位置、構造、延べ面積、用途、収容人員等
2. 消防安全管理対象物に設置した消防施設、防火施設、電気施設、ガス施設及び危険物施設の現況
3. 火災予防のための自主点検計画及び対応対策
4. 消防施設、避難施設及び防火施設の点検・整備計画
5. 避難階及び避難施設の位置と避難経路の設定、火災安全脆弱者の避難計画等を含む避難計画
6. 防火区画、排煙区画、建築物の内部仕上げ材料、防災対象物品の使用状況並びにその他の防火構造及び設備の維持・管理計画
7. 管理の権原が分離された特定消防対象物（火災予防法第35条第1項）の消防安全管理に関する事項
8. 消防訓練・教育に関する計画
9. 消防安全管理対象物の勤務者及び居住者の自衛消防隊組織及び隊員の任務（火災安全脆弱者の避難補助任務を含む。）に関する事項
10. 火気取扱作業に対する事前安全措施及び監督等工事中の消防安全管理に関する事項
11. 消火に関する事項と燃焼防止に関する事項
12. 危険物の保管・取扱いに関する事項（危険物安全管理法による予防規定を定める製造所等は除く。）
13. 消防安全管理に対する業務遂行に関する記録及び維持に関する事項
14. 火災発生時の火災警報、初期消火及び避難誘導など初期対応に関する事項

15. その他消防本部長又は消防署長が消防安全管理対象物の位置・構造・設備又は管理状況等を考慮して消防安全管理に必要であるとして要請した事項

【自衛消防隊の機能、構成、運営等】

これについて次のような内容の規定がある（火災予防法第 24 条第 5 項、同法施行規則第 11 条）。

1. 自衛消防隊の機能（火災予防法施行規則第 11 条第 1 項）
 - a. 火災発生時の緊急連絡、初期消火及び避難誘導
 - b. 火災発生時の人命・財産被害最小化のための措置
2. 自衛消防隊の構成
 - a. 自衛消防隊には隊長と副隊長 1 人をそれぞれ置き、編成組織の人員は当該消防安全管理対象物の収容人員等を考慮して構成
 - b. 緊急連絡チーム、初期消火チーム、避難誘導チーム、応急救助チーム、防護安全チームが置かれる

【自衛消防隊員の教育訓練等】

消防安全管理対象物の消防安全管理者は、年 1 回以上自衛消防隊を召集してその編成状態及び初期対応体系を点検し、隊員に対する消防教育を実施しなければならない。この場合、初期対応体系に編成された隊員等については、火災発生初期対応に必要な基本要領を熟知できるよう消防教育を実施しなければならない（火災予防法施行規則第 11 条第 5 項）。その実施結果は規則様式による教育・訓練実施結果記録簿に記録し 2 年間保管しなければならない（同規則第 7 項）。

④ 消防安全管理業務の代行

延べ面積等が一定規模未満で大統領令で定める消防安全管理対象物については、管理業者に消防安全管理業務のうち大統領令で定める業務を代行させることができる。この場合、消防安全管理業務を代行する管理業者を監督する消防安全管理者として選任（火災予防法第 24 条第 3 項）された者は、代行業者の業務遂行監督と代行される業務以外の消防安全管理業務を直接行う（火災予防法第 25 条第 1 項）。なお、代行業者に支払う対価については「エンジニアリング産業振興法」第 31 条により産業通商部長官が公示するエンジニアリング産業の対価基準中の実費定額加算方式で算定した対価であると定められている（火災予防法第 25 条第 3 項、火災予防法施行規則第 13 条）。

【大統領令で定める消防安全管理対象物】（火災予防法施行令第 28 条第 1 項）

1. 地上階の階数が 11 階以上の 1 級消防安全管理対象物（延べ面積 15,000m² 以上の特定消防対象物とアパートは除く。）
2. 「2 級消防安全管理対象物」
3. 「3 級消防安全管理対象物」

【大統領令で定める業務】（火災予防法施行令第 28 条第 2 項）

1. 避難施設、防火区画及び防火施設の管理

2. 消防施設又はその他の消防関連施設の管理

* 代行に係る人員、配置基準、資格、方法等については行政安全部令（火災予防法施行規則第 12 条、同則別表 1）に規定あり。

⑤ 消防安全管理士

ア. 消防安全管理者資格及び資格証の発給等

消防安全管理者には、特級消防安全管理者、1 級消防安全管理者、2 級消防安全管理者、3 級消防安全管理者の区分がある。消防安全管理者の資格は、次のいずれかに該当し消防庁長から消防安全管理者資格証を発給された者に与えられるものである（火災予防法第 30 条第 1 項）。

- a. 消防庁長が実施する消防安全管理者資格試験に合格した者
- b. 次のいずれかに該当する者として大統領令で定める者
 - (1) 消防安全に関する国家技術資格証を所持する者
 - (2) 上記(1) に該当する国家技術資格証のうち一定の資格証を所持する者で消防安全管理者として勤務した実務経歴を有する者
 - (3) 消防公務員の経歴を有する者
 - (4) 「企業活動規制緩和に関する特別措置法」により消防安全管理者に選任された者（消防安全管理者に選任された期間に限る）

イ. 消防安全管理者資格試験

特級消防安全管理者試験は年 2 回以上、1 級～3 級消防安全管理者試験は月 1 回以上行われる。なお、特級消防安全管理者試験は 1 次試験と 2 次試験に分けて実施される（火災予防法施行規則第 20 条）。

各級試験の受験資格は次のとおりである（火災予防法第 32 条、同法施行令第 31 条、同令別表 6）。

【特級消防安全管理者受験資格】

1. 「1 級消防安全管理対象物」の消防安全管理者として 5 年（消防設備技士の場合は資格取得後 2 年、消防設備産業技士の場合は資格取得後 3 年）以上勤務した実務経歴を有する者
2. 「1 級消防安全管理対象物」の消防安全管理者に選任される資格を備えた後、特級又は 1 級消防安全管理対象物の消防安全管理補助者として 7 年以上勤務した実務経歴を有する者
3. 消防公務員として 10 年以上勤務した経歴を有する者
4. 大学又は高等学校で消防安全管理学科を専攻して卒業した者で当該学科を卒業した後 2 年以上 1 級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴がある者
5. 次のいずれかに該当する要件を備えた後、3 年以上 1 級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴がある者
 - a. 大学又は高等学校で消防安全関連教科目（消防庁長が定めて告示する教科目）を 12

単位以上履修して卒業した者

- b. 法令により上記 a. に該当する者と同レベルの学力があると認められる者で当該学力取得過程で消防安全関連の教科目を 12 単位以上履修した者
 - c. 大学又は高等学校で消防安全関連学科（消防庁長が定めて告示する学科）を専攻して卒業した者（法令によりこのレベルの学力があると認められる者を含む。）
6. 消防行政学又は消防安全工学の分野で修士以上の学位を取得した後 2 年以上 1 級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴を有する者
 7. 特級消防安全管理対象物の消防安全管理補助者として 10 年以上勤務した実務経歴のある者
 8. 火災予防法第 34 条第 1 項第 1 号による講習教育のうち、同法施行令第 33 条第 1 号による講習教育を修了した者
 9. 「超高層及び地下連携複合建築物災難管理に関する特別法」による総括災難管理者に指定され 1 年以上勤務した経歴のある者

【1 級消防安全管理者受験資格】

1. 大学又は高校で消防安全管理学科を専攻して卒業した者（法令により同レベルの学力があると認められる者を含む。）で当該学科を卒業後 2 年以上 2 級消防安全管理対象物又は 3 級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴を有する者
2. 次のいずれかに該当する要件を備えた後、3 年以上 2 級消防安全管理対象物又は 3 級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴を有する者
 - a. 大学又は高校で消防安全関連の教科目を 12 単位以上履修して卒業した者
 - b. 法令により上記 a. に該当する者と同レベルの学力があると認められる者で当該学力取得過程で消防安全関連の教科目を 12 単位以上履修した者
 - c. 大学又は高等学校で消防安全関連学科を専攻して卒業した者（法令により同レベルの学力があると認められる者を含む。）
3. 消防行政学又は消防安全工学の分野で修士以上の学位を取得した者
4. 5 年以上 2 級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴を有する者
5. 火災予防法第 34 条第 1 項第 1 号による講習教育のうち、同法施行令第 33 条第 1 号及び第 2 号の講習教育を修了した者
6. 2 級消防安全管理対象物の消防安全管理者に選任される資格を備えた後、特級又は 1 級消防安全管理対象物の消防安全管理補助者として 5 年以上勤務した実務経歴を有する者
7. 2 級消防安全管理対象物の消防安全管理者に選任される資格を備えた後、2 級消防安全管理対象物の消防安全管理補助者として 7 年以上勤務した実務経歴を有する者
8. 産業安全技士又は産業安全産業技士の資格を取得した後、2 年以上 2 級消防安全管理対象物又は 3 級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴を有する者
9. 特級消防安全管理対象物の消防安全管理者試験受験資格が認められる者

【2級消防安全管理者受験資格】

1. 大学又は高校で消防安全管理学科を専攻して卒業した者（法令により同レベルの学力があると認められる者を含む。）
2. 次のいずれかに該当する者
 - a. 大学又は高校で消防安全関連の教科目を6単位以上履修して卒業した者
 - b. 法令により上記 a. に該当する者と同レベルの学力があると認められる者で当該学力取得過程で消防安全関連教科目を6単位以上履修した者
 - c. 大学又は高等学校で消防安全関連学科を専攻して卒業した者（法令により同レベルの学力があると認められる者を含む。）
3. 消防本部又は消防署で1年以上火災鎮圧又はその補助業務に従事した経歴を有する者
4. 義勇消防隊員に任命され3年以上勤務した経歴を有する者
5. 軍部隊（駐韓外国軍部隊を含む）及び義務消防隊の消防隊員として1年以上勤務した経歴を有する者
6. 「危険物安全管理法」第19条による自主消防隊（韓国語では「自体消防隊」と表記されている。）の消防隊員として3年以上勤務した経歴を有する者
7. 「大統領等の警護に関する法律」に基づく警護公務員又は別定職公務員として2年以上安全検査業務に従事した経歴を有する者
8. 警察公務員として3年以上勤務した経歴を有する者
9. 火災予防法第34条第1項第1号による講習教育のうち、同法施行令第33条第1号から第3号の講習教育を修了した者
10. 「公共機関の消防安全管理に関する規定」第5条第1項第2号の講習教育を修了した者
11. 特級消防安全管理対象物、1級消防安全管理対象物、2級消防安全管理対象物又は3級消防安全管理対象物の消防安全管理補助者として3年以上勤務した実務経歴を有する者
12. 3級消防安全管理対象物の消防安全管理者として2年以上勤務した実務経歴を有する者
13. 建築士、産業安全技士、産業安全産業技士、建築技士、建築産業技士、一般機械技士、電気技能長、電気技士、電気産業技士、電気工事技士、電気工業産業技士、建設安全技士又は建設安全産業技士の資格を有する者
14. 特級又は1級消防安全管理対象物の消防安全管理者試験受験資格が認められる者

【3級消防安全管理者受験資格】

1. 義勇消防隊員に任命され、義勇消防隊員として2年以上勤務した経歴を有する者
2. 「危険物安全管理法」第19条による自主消防隊の消防隊員として1年以上勤務した経歴を有する者
3. 「大統領等の警護に関する法律」による警護公務員または別定職公務員として1年以

上安全検査業務に従事した経歴を有する者

4. 警察公務員として2年以上勤務した経歴を有する者
5. 火災予防法第34条第1項第1号による講習教育のうち、同法施行令第33条第1号から第4号の講習教育を修了した者
6. 「公共機関の消防安全管理に関する規定」第5条第1項第2号の講習教育を修了した者
7. 特級消防安全管理対象物、1級消防安全管理対象物、2級消防安全管理対象物又は3級消防安全管理対象物の消防安全管理補助者として2年以上勤務した実務経歴を有する者
8. 特級消防安全管理対象物、1級消防安全管理対象物又は2級消防安全管理対象物の消防安全管理者試験受験資格が認められる者

【試験科目】

試験科目は多岐にわたるが（火災予防法施行規則別表4）、例として特級消防安全管理者の試験項目についてみると概略次のようである。

《第1次試験》

- 第1科目 消防安全管理者制度、火災統計及び被害分析、危険物安全管理等から50問出題（選択式）
- 第2科目 消防基礎理論、燃焼・防火・防爆工学、高層建築物消防施設適用基準等から50問出題（選択式）

《第2次試験》

- 第1科目 消防施設の構造、点検・消防施設（消火・警報・避難構造・消火用水・消火活動設備）の構造点検・実習・評価等から10問出題（記述型又は計算型問題）
- 第2科目 避難施設、防火区画及び防火施設の管理、統合安全点検実施（ガス、電気、昇降機等）、消防計画樹立理論・実習・評価等から10問出題（記述型又は計算型問題）

1級～3級消防安全管理者試験は、1次試験のみ（2次試験はない）、第1科目、第2科目それぞれ25問出題（選択式）である。

特級、1級、2級及び3級いずれも消防安全管理者資格試験は100点満点として各科目40点以上、全科目平均70点以上得点した者を合格者とする（火災予防法施行規則第22条）。

⑥ 消防安全管理者の教育

消防安全管理者になろうとする者又は消防安全管理者（消防安全管理補助者を含む。）に選任された者は、消防安全管理業務に関する能力の習得又は向上のために行政安全部令で定めるところにより、消防庁長が実施する講習教育、実務教育を受けなければならない（火災予防法第34条）。講習教育の科目については火災予防法施行規則第28条、同則別表5に示されている。

また実務教育については、

- ・消防庁長は、法第 34 条第 1 項第 2 号による実務教育の対象、日程、回数等を含む実務教育の実施計画を毎年樹立・施行しなければならないこと（実務教育実施 30 日前までに日時・場所等をインターネットホームページに公告）
 - ・消防安全管理者は、消防安全管理者に選任された日から 6 カ月以内に実務教育を受けなければならないこと
 - ・消防安全管理補助者は、その選任された日から 6 カ月以内に実務教育を受けなければならないこと
- が定められている（火災予防法施行規則第 29 条）。

⑦ 管理の権原が分かれた特定消防対象物の消防安全管理

次のいずれかに該当する特定消防対象物でその管理の権原が分かれているものについては、管理権原別に消防安全管理者を選任しなければならない。ただし、消防本部長又は消防署長が、管理の権原が多く効率的な消防安全管理がなされないと判断する場合、大統領令に定めるところにより、管理の権原を調整して消防安全管理者を選任することができる（火災予防法第 35 条第 1 項）。

- ・複合建築物（地下階を除く階数が 11 階以上又は延べ面積が 30,000m² 以上の建築物）
- ・地下街（地下の人工構造物の中に設置された商店、事務所等が連続して地下道に接して設置されたものとその地下道を合わせたもの）
- ・その他大統領令で定める特定消防対象物（卸売市場、小売市場及び伝統市場（火災予防法施行令第 35 条））

また、上記の管理の権原別関係人は、相互協議して特定消防対象物全体にわたって消防安全管理上必要な業務を総括する消防安全管理者（総括消防安全管理者）を、上記の消防安全管理者の中から又は別途選任しなければならない（火災予防法第 35 条第 2 項）。この場合、総括消防安全管理者の資格は当該特定消防対象物全体を基準とした等級別選任資格によるものとする（火災予防法施行令第 36 条）。

上記の管理の権原が分かれている特定消防対象物の消防安全管理者及び総括消防安全管理者は、当該特定消防対象物の消防安全管理を効率的に遂行するために「共同消防安全管理協議会」を構成し、当該特定消防対象物に対する消防安全管理を共同で行わなければならない（火災予防法第 35 条第 4 項）。「共同消防安全管理協議会」は、消防安全管理者及び総括消防安全管理者で構成され、次の共同消防安全管理業務を協議会の協議を経て共同で遂行する（火災予防法施行令第 37 条）。

【共同消防安全管理業務】

1. 特定消防対象物全体の消防計画の樹立及び施行に関する事項
2. 特定消防対象物全体の消防訓練・教育の実施に関する事項
3. 共用部分の消防施設及び避難・防火施設の維持・管理に関する事項
4. その他に共同で消防安全管理を行う必要がある事項

⑧ 勤務者、居住者等に対する避難計画、消防訓練

消防安全管理対象物の関係人は、その場所に勤務、居住又は出入りする者が火災が発生した場合に安全に避難できるように、避難計画を樹立・施行しなければならない。避難計画には、その消防安全管理対象物の構造、避難施設等を考慮して設定した避難経路が含まなければならない。また、消防安全管理対象物の関係人は、避難施設の位置、避難経路又は避難要領を含む避難誘導案内情報を勤務者、居住者に定期的に提供しなければならない（火災予防法第 36 条）。

消防安全管理対象物の関係人は、その場所に勤務、居住する者等（勤務者等）に対し、消火、通報、避難等の訓練（消防訓練）や消防安全管理に必要な教育を行わなければならない。そして、消防安全管理対象物のうち特級消防安全管理対象物及び 1 級消防安全管理対象物については消防訓練や教育を行ってから 30 日以内にその結果を消防本部長又は消防署長に提出しなければならない（火災予防法第 37 条第 1 項、第 2 項、火災予防法施行令第 38 条）。

消防本部長又は消防署長は、消防安全管理対象物のうち不特定多数人が利用する大統領令で定める特定消防対象物（火災予防法施行令第 39 条）の勤務者等に不意の消防訓練と教育を行うことができる。この場合、消防本部長又は消防署長は、その特定消防対象物勤務者等の不便を最小化し安全等を確保する対策を講じなければならない、消防訓練と教育の内容、方法及び手続等は行政安全部令（火災予防法施行規則第 38 条）で定めるところにより関係人に事前（実施の 10 日前まで）に通知しなければならない（火災予防法第 37 条第 4 項）。

【不意の消防訓練と教育を行うことができる特定消防対象物】（火災予防法施行令第 39 条）

1. 医療施設（消防施設法施行令別表 2 第 7 号）
2. 教育研究施設（同別表 2 第 8 号）
3. 老幼者施設（同別表 2 第 9 号）
4. その他火災発生時に不特定多数の人命被害が予想され、消防本部長又は消防署長が消防訓練・教育が必要と認める特定消防対象物

また、上記の不意の消防訓練と教育を行うことができる特定消防対象物以外の特定消防対象物の関係人に対して、消防本部長又は消防署長は、特定消防対象物の火災予防及び消防安全のために行政安全部令で定めるところにより、消防安全教育を行うことができる（火災予防法第 38 条）。

⑨ 消防安全特別管理施設物の安全管理

「消防安全特別管理施設物」とは、火災等の災難が発生した場合、社会・経済的被害が大きい次の施設である（火災予防法第 40 条第 1 項）。

1. 「空港施設法」の空港施設
2. 「鉄道産業発展基本法」の鉄道施設
3. 「都市鉄道法」の都市鉄道施設
4. 「港湾法」の港湾施設

5. 「文化遺産の保存及び活用に関する法律」の指定文化遺産及び「自然遺産の保存及び活用に関する法律」の天然記念物等である施設
6. 「産業技術団地支援に関する特例法」の産業技術団地
7. 「産業及び開発に関する法律」の産業団地
8. 「超高層及び地下連携複合建築物災難管理に関する特別法」の超高層建築物及び地下連携複合建築物
9. 「映画及びビデオ物の振興に関する法律」の映画上映館のうち収容人員 1 千人以上の映画上映館
10. 電力用及び通信用地下溝
11. 「韓国石油公社法」の石油備蓄施設
12. 「韓国ガス公社法」の天然ガス引受基地及び供給網
13. 「伝統市場及び商店街育成のための特別法」の伝統市場で店舗数が 500 以上のもの
14. その他大統領令で定める施設物（「電気事業法」による稼働中の発電所、「物流施設の開発及び運用に関する法律」による物流倉庫等）

消防安全特別管理施設物の安全管理については、下記のような定めがある。

【消防安全特別管理基本計画】

1. 消防庁長は、特別管理を体系的かつ効率的に行うために市・道知事と協議して「消防安全特別管理基本計画」を火災予防法第 4 条第 1 項による「基本計画」（前述 4.（1）参照）に含めて樹立及び施行しなければならない（火災予防法第 40 条第 2 項）。
2. 市・道知事は、上記ア. による消防安全特別管理基本計画に抵触しない範囲で管轄区域にある消防安全特別管理施設物の安全管理に適した「消防安全特別管理施行計画」を火災予防法第 4 条第 6 項による「細部施行計画」（前述 4.（1）参照）に含めて樹立及び施行しなければならない（火災予防法第 40 条第 3 項）。

【火災予防安全診断】

大統領令で定める消防安全特別管理施設物の関係人は、大統領令の定めるところにより「韓国消防安全院」（安全院：消防基本法第 40 条）又は消防庁長が指定する「火災予防安全診断機関」（診断機関）から定期的に火災予防安全診断を受けなければならない（火災予防法第 41 条第 1 項）。

1. 大統領令で定める消防安全特別管理施設物（火災予防法施行令第 43 条）
 - a. 空港施設のうち旅客ターミナルの延べ面積が 1,000 m² 以上の空港施設
 - b. 鉄道施設のうち駅施設の延べ面積が 5,000 m² 以上の鉄道施設
 - c. 都市鉄道施設のうち駅舎及び駅施設の延べ面積が 5,000 m² 以上の都市鉄道施設
 - d. 港湾施設のうち旅客利用施設及び支援施設の延べ面積が 5,000 m² 以上の港湾施設
 - e. 電力用及び通信用地下溝のうち「国土の計画及び利用に関する法律」による共同溝
 - f. 天然ガス引受基地及び供給網のうち「消防施設設置及び管理に関する法律施行令」別表 2 のガス施設
 - g. 発電所のうち延べ面積が 5,000 m² 以上の発電所

- h. ガス供給施設のうち可燃性ガスタンクの貯蔵容量の合計が 100 t 以上又は貯蔵容量が 30 t 以上の可燃性ガスタンクのあるガス供給施設

2. 火災予防安全診断

火災予防診断の範囲は次のとおりである（火災予防法第 41 条第 2 項）。

- a. 火災危険要因の調査に関する事項
- b. 消防計画及び避難計画の策定に関する事項
- c. 消防施設等の維持・管理に関する事項
- d. 緊急対応組織及び教育訓練に関する事項
- e. 火災危険性評価に関する事項
- f. その他火災予防診断のために大統領令で定める事項（火災等の発生後の再発防止対策制定と履行に関する事項、地震等の外部環境危険要因への予防・対備・対応等に関する事項、火災予防安全診断結果による補修・補強等の改善要求事項等に対する履行状況）（火災予防法施行第 45 条）

- 3. 消防安全管理対象物が建築され消防安全特別管理施設物に該当することになった場合、当該消防安全特別管理施設物の関係人は、「建築法」による使用承認又は「消防施設工事業法」による完工検査を受けた日から 5 年が経過した日が属する年に最初の火災予防安全診断を受けなければならない（火災予防法施行第 44 条第 1 項）。

また、火災予防安全診断を受けた消防安全特別管理施設物の関係人は、「安全等級」に従い定期的に次の各号の期間に火災予防安全診断を受けなければならない（同条第 2 項）。

- a. 安全等級が優秀である場合：安全等級の通知を受けた日から 6 年が経過した日が属する年
- b. 安全等級が良好・普通の場合：安全等級の通知を受けた日から 5 年が経過した日が属する年
- c. 安全等級が不十分・不良の場合：安全等級の通知を受けた日から 4 年が経過した日が属する年

* 火災予防安全診断結果は、優秀、良好、普通、不十分及び不良の安全等級に区分される（同令別表 7）。

5. 多重利用業所の特例

(1) 多重利用業

多重利用業とは、不特定多数の者が利用する営業のうち火災等の災難が発生したとき生命、身体、財産の被害が発生する恐れが高いものとして大統領令が定める営業である（多重利用業所の安全管理に関する特別法第 2 条第 1 項第 1 号）。「多重利用業所の安全管理に関する特別法」（以下「多重利用業所法」）は、「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」（2003 年 5 月 29 日制定）から多重利用業に関する規定を分離、拡充して特別法としたもので、他の法律

に優先して適用される。なお、「多重利用業所」とは多重利用業の営業所の意である（多重利用業所法第2条第1項第4号）。本法は2006年3月24日制定され、その後改正を重ね現在に至っている。

【多重利用業として大統領令が定める営業】（多重利用業所法施行令第2条）

1. 「食品衛生法施行令」による食品接客業のうち次の各目のいずれかに該当するもの
 - a. 休憩飲食店営業、製菓店営業（主としてパン、菓子等を製造販売する営業で飲酒行為が許容されない営業）又は一般飲食店営業で営業場として使用する床面積の合計が100m²（営業場が地下階に設置された場合には66m²以上）のもの。ただし、営業場（内部階段で連結された複層構造の営業場を除く。）が次のいずれかに該当する階に設置され、その営業場の主な出入口が建築物外部の地面と直接連結される営業を除く。
 - (1) 地上1階
 - (2) 地面に直接接する階
 - b. 団欒酒店営業と遊興酒店営業
2. 「食品衛生法施行令」による共有厨房運営業のうち、休憩飲食店営業、製菓店営業又は一般飲食店営業に使用される共有厨房を運営する営業で営業場として使用する床面積の合計が100m²（営業場が地下階に設置された場合には66m²以上）のもの。ただし、営業場（内部階段で連結された複層構造の営業場を除く。）が次のいずれかに該当する階に設置され、その営業場の主な出入口が建築物外部の地面と直接連結される営業を除く。
 - (1) 地上1階
 - (2) 地面に直接接する階
3. 「映画及びビデオ物の振興に関する法律」による映画上映館、ビデオ物鑑賞室業・ビデオ物小劇場業及び複合映像物提供業
4. 「学園の設立・運営及び課外教習に関する法律」による学園（以下「学園」）で次のいずれかに該当するもの
 - a. 「消防施設設置及び管理に関する法律施行令」別表7により算定された収容人員が300人以上であること
 - b. 収容人員100人以上300人未満で次のいずれかに該当するもの（ただし、学園として使用する部分と他の用途で使用する部分が防火区画で分かれている場合は除く。）
 - (1) 一つの建築物に学園と寄宿舍が一緒に設置されている学園
 - (2) 一つの建築物に学園が2以上ある場合で学園の収容人員が300人以上の学園
 - (3) 一つの建築物に上記1.や2.等の多重利用業のいずれか一つ以上と学園が一緒に設置されている場合
5. 沐浴場業として次に該当するもの
 - a. 一つの営業場で「公衆衛生管理法」による浴場業のうち脈盤石・黄土・玉等を直接又は間接加熱して発生する熱気や遠赤外線等を利用して汗を排出させる施設及び設備を備えたもので、収容人員（水で入浴することができる施設部分の収容人員を除く。）100人以上のもの
 - b. 「公衆衛生管理法」による沐浴場業
6. 「ゲーム産業振興に関する法律」によるゲーム提供業、インターネットコンピュータゲー

ム施設提供業及び複合流通ゲーム提供業。ただし、ゲーム提供業、インターネットコンピュータゲーム施設提供業の場合には、営業場（内部階段で連結された複層構造の営業場は除く。）が次のいずれかに該当する階に設置され、その営業場の主な出入口が建築物外部の地面と直接連結された構造である場合は除く。

(1) 地上1階

(2) 地面に直接接する階

7. 「音楽産業振興に関する法律」第2条第13号による歌練習場業
8. 「母子保健法」第2条第10号による産後調理業
9. 코시원（考試院）業（区画された室内に学習者が勉強できる施設を備え、宿泊又は宿食を提供する形態の営業）
10. 「射撃及び射撃場安全管理に関する法律施行令」による拳銃射撃場（室内射撃場に限り、総合射撃場に設置された場合を含む。）
11. 「体育施設の設置・利用に関する法律による仮想体験体育施設業（室内に1つ以上の別個に区画された室を作りゴルフ種目の運動が可能な施設を経営する営業に限定）
12. 「医療法」によるマッサージ施術所
13. 本法（多重利用業所法第15条第2項）による火災安全等級が30以下又は火災発生時に人命被害が発生する恐れが高い不特定多数の者が出入する営業として行政安全部令で定める営業

(2) 多重利用業所の安全管理基本計画

消防庁長は、多重利用業所の火災等の災難やその他の危急な状況による人的・物的被害の減少、安全基準の開発、自律的な安全管理能力の向上、火災賠償責任保険制度の定着等のために5年ごとに多重利用業所の「安全管理基本計画」（基本計画）を制定・施行するとともに、毎年、「年度別安全管理計画」（年度別計画）を制定・施行しなければならない。基本計画には次の事項が含まれる（多重利用業所法第5条第1項～第3項）。

1. 多重利用業所の安全管理に関する基本方向
2. 多重利用業所の自律的な安全管理促進に関する事項
3. 多重利用業所の火災安全に関する情報体系の構築及び管理
4. 多重利用業所の安全関連法令整備など制度改善に関する事項
5. 多重利用業所の適正な維持・管理に必要な教育と技術研究・開発
6. 多重利用業所の火災賠償責任保険に関する基本方向
7. 多重利用業所の火災賠償責任保険加入管理電算網（責任保険電算網）の構築・運営
8. 多重利用業所の火災賠償責任保険制度の整備及び改善に関する事項
9. 多重利用業所の火災リスク評価の研究・開発に関する事項
10. その他多用途事業所の安全管理について大統領令で定める事項

消防庁長は、制定された「基本計画」及び「年度別計画」を関係中央行政機関の長及び市・道知事に通知しなければならないが、また、消防庁長は、「基本計画」及び「年度別計画」を制定するために必要な場合には、関係中央行政機関の長又は市・道知事に関連資料の提出を要求する

ことができ、要求を受けた関係中央行政機関の長又は市・道知事は、特別な事由がなければこれに従わなければならない（多重利用業所法第5条第4項、第5項）。

また、消防本部長は、「基本計画」及び「年度別計画」に従い、管轄地域の多重利用業所の安全管理のために毎年「安全管理執行計画」（執行計画）を樹立して消防庁長に提出しなければならない。消防本部長は、執行計画を樹立するために必要であれば、市長・郡守・区庁長に関連する資料の提出を要求することができる。この場合、資料提出を要求された市長・郡守・区庁長は、特別な事由がなければ要求に従わなければならない（多重利用業所法第6条第1項、第2項）。

なお、他の法令により多重利用業所の許可、認可、登録、申告受理をする官庁（許可官庁）は、許可等をした日から14日以内に多重利用業所の所在地を管轄する消防本部長又は消防署長に、多重利用業事業主の姓名及び住所、多重利用業の商号、住所、業種及び営業場の面積を通報しなければならない。また、多重利用業の休業、廃業、営業再開、営業内容の変更等があった場合はその申告を受け付けた日から30日以内に消防本部長又は消防署長に通報しなければならない等の定めがある（多重利用業所法第7条）。

（3）多重利用業所安全管理基準等

多重利用業事業主及び多重利用業を行おうとする者は、営業場に大統領令で定める「安全施設等」（多重利用業所法第2条第1項第2号）を行政安全部令で定める基準により設置・維持しなければならない。この場合、次のいずれかに該当する営業場のうち大統領令で定める営業場には、消防施設のうち簡易スプリンクラー設備を行政安全部令で定める基準に従って設置しなければならない（多重利用業所法第9条第1項）。

- ・ 宿泊を提供する形態の多重利用業所の営業場
- ・ 密閉構造の営業場

【大統領令で定める安全施設等】

多重利用業所に設置・維持しなければならない「安全施設等」は次のとおりである（多重利用業所法施行令第9条第1項、同令別表1の2）。

1. 消防施設

ア. 消火設備

- a. 消火器又は自動拡散消火器
- b. 簡易スプリンクラー設備（キャビネット型簡易スプリンクラー設備を含む）。ただし、次の営業場にのみ設置する。

(1) 地下階に設置された営業場

(2) 宿泊を提供する形態の多重利用業所の営業場のうち次に該当する営業場。ただし、地上1階にあるか、地上と直接接している階（営業場の主な出入口が建築物外部の地面と直接連結された場合を含む。）に設置された営業場は除く。

- ・ 産後調理業の営業場
- ・ 고시원（考試院）業（区画された室内に学習者が勉強できる施設を備え、宿泊又は宿食を提供する形態の営業）の営業所

- (3) 密閉構造の営業場
- (4) 拳銃射撃場の営業場
- イ. 警報設備
 - a. 非常ベル設備又は自動火災報知設備（ただし、歌伴奏器等映像音響装置を使用する営業場には自動火災報知設備を設置）
 - b. ガス漏れ警報器（ただし、ガス施設を使用する厨房や暖房施設がある営業場にのみ設置）
- ウ. 避難設備
 - a. 避難器具
 - (1) 滑り台
 - (2) 避難梯子
 - (3) 救助台
 - (4) 緩降機
 - (5) 多数人の避難装備
 - (6) 昇降式避難機
 - b. 避難誘導線（営業場内部避難通路又は渡り廊下のある営業場にのみ設置）
 - c. 誘導灯、誘導標識又は非常照明灯
 - d. ポータブル非常照明灯
- 2. 非常口（ただし、次のいずれかに該当する営業場には非常口を設置しないことができる。）
 - a. 主な出入口のほか、当該営業場内部から避難階又は地上へ通じる直通階段が、主な出入口中心線から水平距離で営業場の長辺の長さの 2 分の 1 以上離れた位置に別途設置された場合
 - b. 避難階に設置された営業場（営業場として使用する床面積が 33 m²以下の場合で営業場内部に区画された室がなく、営業場全体が開放された構造の営業場をいう。）で、その営業場の各部分から出入口までの水平距離が 10m 以下の場合
- 3. 営業場内部避難通路（ただし、区画された室がある営業場にのみ設置）
- 4. その他の安全施設
 - a. 映像音響遮断装置（ただし、歌伴奏器等映像音響装置を使用する営業場にのみ設置）
 - b. 漏電遮断器
 - c. 窓（ただし、考試院業の営業場にのみ設置）

【安全施設等の設置基準】（多重利用業所法施行規則第 9 条、同則別表 2）

安全施設等の設置・維持の基準は、多重利用業所法施行規則別表 2 に各施設について示されており、例として消防施設についてみると下記のとおりである。

	設置・維持基準
1. 消防施設	
ア. 消火設備	
a. 消火器又は自動 拡散消火器	営業場内の区画された室ごとに設置すること
b. 簡易スプリンク ラー設備	消防施設法第2条第6号による火災安全基準に従って設置すること。ただし、営業場の区画された室ごとに簡易スプリンクラーヘッド又はスプリンクラーヘッドが設置された場合には、その設備の有効範囲の部分に簡易スプリンクラー設備を設置しないことができる。
イ. 非常ベル設備又は 自動火災報知設備	(1) 営業場の区画された室ごとに非常ベル設備又は自動火災報知設備のうち一つ以上を火災安全基準に従って設置すること (2) 自動火災報知設備を設置する場合には、検知器と地区音響装置は営業場の区画された室ごとに設置すること。ただし、営業場の区画された室に非常放送設備の音響装置が設置された場合、当該室には地区音響装置を設置しないことができる。 (3) 映像音響遮断装置が設置された営業場に自動火災報知設備の受信機を別途設置すること
ウ. 避難設備	
a. 避難器具	2階以上4階以下に位置する営業場のバルコニー又は付属室と接続される非常口には避難器具を火災安全基準に従って設置すること
b. 避難誘導線	(1) 営業場内部避難通路又は渡り廊下に消防施設法第12条第1項により消防庁長が定めて告示する誘導灯及び誘導標識を火災安全基準に従って設置すること。 (2) 電流によって光を出す方法で行うこと
c. 誘導灯、誘導標識 又は非常照明灯	営業場の区画された室ごとに誘導灯、誘導標識または緊急照明灯から一つ以上を火災安全基準に従って設置すること
d. ポータブル非常 照明灯	営業場内の区画された室ごとにポータブル非常照明灯を火災安全基準に従って設置すること

【安全管理基準の適合性確保】

消防本部長又は消防署長は、安全施設等がその設置・維持基準（安全管理基準）に適合して設置・維持されていない多重利用業事業主に対し補完等の措置を命じたり、許可官庁に対し関係法令に基づき営業停止処分や営業許可取り消しを要請することができる（多重利用業所法第9条第2項）。

また、多重利用業を行おうとする者や多重利用業を行っている者は、安全施設等を設置しようとする場合、営業場の内部構造を変更して営業場の面積を増加させたり内部の通路の構造を変更しようとする場合、安全施設等の工事を終えた場合は、あらかじめ消防本部長又は消防署長に安全施設等の設計図書を添付して申告しなければならない（同条第3項）。申告を受けた消防本部長又は消防署長は、設計図書が基準に合うことを確認し、それに合うよう指導しなければならないが、また、工事が終わった旨の届出を受けたときは、安全施設等が行政

安全部令で定める基準に合わせて設置されたと認める場合には、安全施設等完備証明書を発行しなければならない（同条第4項、第5項）。

（4）多重利用業所室内装飾、内部区画、避難施設等

- ① 多重利用業所の室内装飾物（반자돌림대（パンジャ（天井板）の縁の壁と天井との接続部に回した部材）等の幅が10cm以下のものを除く。）は不燃材料又は準不燃材料で設置しなければならない（ただし、合板又は木材で室内装飾物を設置する場合で、その面積が営業場天井と壁を合わせた面積の10分の3（スプリンクラー設備又は簡易スプリンクラー設備が設置された場合には10分の5）以下である部分は防災性能基準以上のものを設置することができる。）。消防本部長又は消防署長は、多重利用業所の室内装飾物が上記の基準に合わない場合には、その多重利用業事業主に当該部分の室内装飾物を交換又は除去させる等必要な措置を命じたり、許可官庁に關係法令による営業停止処分又は許可取り消しを要請することができる（多重利用業所法第10条）。

*室内装飾物＝建築物内部の天井又は壁に設置するもので紙類、合成樹脂類、繊維類を主原料とするもの、合板・木材、空間を区画するため設置する間仕切り、吸音材・防音材（多重利用業所法第2条第1項第3号、同法施行令第13条）

② 営業場の内部区画

多重利用業所の営業場内部を区画しようとするときは、不燃材料で区画しなければならない。この場合、次のいずれかに該当する多重利用業所の営業場は、天井まで区画しなければならない。

- ・団欒酒店及び遊興酒店営業
- ・歌練習場業

消防本部長又は消防署長は、営業場の内部区画が上記の基準に合わない場合には、その多重利用業事業主に補完等必要な措置を命じたり、許可官庁に關係法令による営業停止処分又は許可等の取り消しを要請することができる（多重利用業所法第10条の2）。

③ 避難施設、防火区画、防火施設等

多重利用業事業主は、当該営業場に設置された「建築法」による避難施設、防火区画、防火壁、内部締め切り材料等（防火施設）を「消防施設の設置及び管理に関する法律」（消防施設法）第16条第1項に従って維持し管理しなければならない。（多重利用業所法第11条）。また、多重利用業事業主は、火災等の発生時に利用客が安全に避難できるように、避難階段・避難通路、避難設備等が表示されている避難案内図を備え置き、避難案内に関する映像物を上映しなければならない（多重利用業所法第12条）。

④ 安全施設等に対する定期点検等

多重利用業事業主は多重利用業所の安全管理のために定期的に安全施設等を点検し、その点検結果書を作成して1年間保管しなければならない（この場合、多重利用業所に設置された安全施設等が建築物の他の施設・設備と連携して作動する場合には、当該建築物の關係人

及び消防安全管理者は、多重利用業事業主の安全点検に協力しなければならない。)。なお、この定期点検は、消防施設法による消防施設管理業者に委託することができる（多重利用業所法第 13 条第 1 項、第 2 項）。

【点検の対象、点検者の資格等】（同法第 13 条第 3 項、同法施行規則第 14 条）

1. 安全点検対象 : 多重利用業所の営業場に設置された安全施設等
2. 安全点検者の資格: 次のいずれかに該当する者
 - a. 当該営業場の多重利用業事業主又は多重利用業所が位置する特定消防対象物の消防安全管理者
 - b. 当該事業所の従業員のうち、次のいずれかに該当する者
 - (1) 火災予防法施行令による消防安全管理者資格を取得した者
 - (2) 消防施設法による消防施設管理士の資格を取得した者
 - (3) 「国家技術資格法」により消防技術士、消防設備技士又は消防設備産業技士の資格を取得した者
 - c. 消防施設法第 29 条による消防施設管理業者
3. 点検サイクル: 毎四半期ごとに 1 回以上点検（ただし、消防施設法による自主点検を行った場合には、自主点検を行ったその四半期には点検を行わないことができる。）
4. 点検方法 : 安全施設等の作動及び維持・管理状態を点検

(5) 多重利用業事業主の賠償責任保険義務加入

「火災による災害補償と保険加入に関する法律」（火災保険法）による「特殊建物」の所有者は、火災による生命、身体、財産への損害に対し保険金額の範囲内で無過失責任を負う。また、「失火責任に関する法律」にかかわらず「特殊建物」の所有者に軽過失がある場合も同じとされる（火災保険法第 4 条第 1 項）。火災保険法は、特殊建物の所有者が、その特殊建物の火災による損害賠償責任を履行するために、その特殊建物に対して損害保険会社が運営する特約付き火災保険に加入しなければならない旨定めている（火災保険法第 5 条第 1 項）。

*特殊建物=国有建物、公有建物、教育施設、百貨店、市場、医療施設、興行場、宿泊業所、多重利用業所、運輸施設、工場、共同住宅、その他様々な者が出入り、勤務又は居住する建物で火災の危険や建物の面積等を考慮して大統領令で定める建物（火災保険法第 2 条第 3 号）。火災保険法施行令では、例えば「宿泊業で使用する部分の面積合計が 3,000m²以上」、あるいは「ゲーム提供業、歌謡練習場業、休憩飲食店営業、一般飲食店営業、団欒酒店業、遊興酒店業等で使用する部分の床面積の合計が 2,000 m²以上」等といったものが特殊建物に当たる（同法施行令第 2 条第 1 項）。

しかし、火災保険法による火災保険加入義務の対象となる特殊建物には床面積の要件があり、相対的に安全管理が脆弱である小規模な多重利用業所が保険の対象となっていない。多重利用業所法による賠償責任保険義務加入（第 13 条の 2～第 13 条の 6）は、「火災保険法による火災保険義務加入対象から除外される小規模な多重利用業所の事業主を義務的に保険に加入させる等、現行制度の未備を改善・補完しようとするもの」（条文新設の「制定理由」より）

として2012年2月に新設された。その主な内容は次のとおりである。

- ① 多重利用業事業主及び多重利用業を行おうとする者は、多重利用業所の火災により他者が死亡、負傷、財産上の損害を被ったとき過失がない場合においても被害者に対し大統領令で定める金額を支払う責任保険（火災賠償責任保険）に加入しなければならない（保険業法による他の種類の保険商品に火災賠償責任保険の内容が含まれる場合には、この法律による火災賠償責任保険とみなされる。）（多重利用業所法第13条の2第1項、第2項）。

*被害者に支払われる金額（多重利用業所法施行令第9条の3、同令別表2、別表3）

- ・死亡の場合：被害者1人当たり1億5千万ウォンの範囲内で被害者に発生した損害額（損害額が2千万ウォン未満の場合は2千万ウォン）
- ・負傷の場合：被害者1人当たり令別表2で定める金額（1級：3,000万ウォン、2級：1,500万ウォン、3級：1,200万ウォン、4級：1,000万ウォン、5級：900万ウォン、6級：700万ウォン、7級：500万ウォン、8級：300万ウォン、9級：240万ウォン、10級：200万ウォン、11級：160万ウォン、12級：120万ウォン、13級：80万ウォン、14級：80万ウォン）の範囲内で被害者に発生した損害額
- ・負傷に対する治療を終えた後、後遺症が残った場合：被害者1人当たり令別表3で定める金額（1級：1億5,000万ウォン、2級：1億3,500万ウォン、3級：1億2,000万ウォン、4級：1億500万ウォン、5級：9,000万ウォン、6級：7,500万ウォン、7級：6,000万ウォン、8級：4,500万ウォン、9級：3,800万ウォン、10級：2,700万ウォン、11級：2,300万ウォン、12級：1,900万ウォン、13級：1,500万ウォン、14級：1,000万ウォン）の範囲内で被害者に発生した損害額
- ・財産上の損害の場合：事故1件当たり10億ウォンの範囲内で被害者に発生した損害額

- ② 保険会社は、上記①の火災賠償責任保険契約を締結する場合、当該多重利用業所の安全施設等の設置・維持及び安全管理に関する事項を考慮して保険料率に差等を設けることができる（多重利用業所法第13条の2第3項）。
- ③ 火災賠償責任保険に加入した多重利用業事業主は、火災賠償責任保険に加入した営業所であることを表示する標識（《火災賠償責任保険加入営業所標示》）を付することができる（多重利用業所法第13条の3第2項、同法施行規則第14条の2、同則別表2の3）。

《火災賠償責任保險加入營業所標示》

■ 다중이용업소의 안전관리에 관한 특별법 시행규칙 [별표 2의3] <신설 2013.1.11>

화재배상책임보험 가입 영업소 표지 (제14조의2 관련)



1. 규격: 지름 120mm
2. 以下省略

- ④ 保険会社は、火災賠償責任保険に加入しなければならない者が次のいずれかに該当した場合、その事実を行政安全部令（多重利用業所法施行規則第 14 条第 1 項）で定める期間内に消防庁長、消防本部長又は消防署長に知らせなければならない（多重利用業所法第 13 条の 3 第 4 項）。
 1. 火災賠償責任保険契約を締結した場合
 2. 火災賠償責任保険契約を締結した後、契約期間が終了する前にその契約を解除した場合
 3. 火災賠償責任保険契約を締結した者が、その契約期間が終了した後、自社と再契約を締結しなかった場合
- ⑤ 消防本部長又は消防署長は、多重利用業事業主が火災賠償責任保険に加入しなかったときは、許可官庁に多重利用業事業主に対する認可・許可の取り消し、営業の停止等必要な措置をとることを要請することができる（多重利用業所法第 13 条の 3 第 5 項）。
- ⑥ 消防庁長、消防本部長又は消防署長は、多重利用業事業主の火災賠償責任保険加入を管理するために必要な場合には、事業者登録番号を記載して管轄税務官署の長に課税情報提供を要請することができる（多重利用業所法第 13 条の 3 第 6 項）。

(6) 多重利用業所に対する火災リスク評価

① 多重利用業所に対する火災リスク評価を行う場合

消防庁長、消防本部長又は消防署長は、次のいずれかに該当する地域又は建築物に対して、火災を予防し火災による生命・身体・財産上の被害を防止するために必要であると認める場合には、火災リスク評価をすることができる（多重利用業所法第15条第1項）。

- ・2,000m²の地域内に多重利用業所が50以上の密集している場合
- ・5階以上の建築物で多重利用業所が10以上ある場合
- ・一つの建築物に多重利用業所として使用する営業場床面積の合計が1,000m²以上の場合

なお、消防庁長、消防本部長又は消防署長は、火災リスク評価を火災リスク評価代行者（多重利用業所法第16条第1項）により代行させることができる（同法第15条第6項）。

② 火災安全等級

消防庁長、消防本部長又は消防署長は、火災リスク評価の結果、多重利用業所に付与された等級（火災安全等級）が大統領令で定める基準未満である（下記火災安全等級がE等級又はD等級）場合には、当該多重利用業事業主又は関係人に「火災の予防及び安全管理に関する法律」（火災予防法）第14条による措置（改修、移転、除去、使用の禁止・制限、閉鎖、工事の停止・中止）を命ずることができる。また、火災安全等級が大統領令で定める基準以上である（下記火災安全等級がA等級）多重利用業所に対しては、安全施設等の一部を設置しないようにすることができ、また、行政安全部令で定める期間中、消防安全教育（多重利用業所法第8条）及び火災予防調査（火災予防法第7条）を免除することができる（多重利用業所法第15条第2項、第4項、第5項、同法施行令第11条第1項、第13条、同令別表4）。

【火災安全等級】（多重利用業所法施行令別表4）

等級	評価点数
A	80以上
B	69以上 79以下
C	40以上 68以下
D	20以上 39以下
E	20未満

備考：「評価点数」とは多重利用業所に対して火災予防、火災感知・警報、避難、消火設備、建築防災等の項目別に消防庁長が定めて告示する基準を備えているかについて評価した点数をいう。

③ 火災リスク評価代行者

火災リスク評価を代行（本法第15条第6項）しようとする者は、大統領令で定める技術人力、施設及び装備を備えて行政安全部令で定めるところにより、消防庁長に火災危険評価代行者（評価代行者）として登録しなければならない。また登録事項に変更があった場合は変更事由発生後30日以内に変更登録を行わなければならない（多重利用業所法第16条）。

【評価代行者の備える技術人力・施設・装備の基準】（多重利用業所法施行令第14条、同令別表5）

1. 技術人力基準：次の技術人力を保有すること
 - a. 消防技術士の資格を取得した者 1 人以上
 - b. 次の(1) 又は(2) のいずれかに該当する者 2 人以上
 - (1) 消防技術士、消防設備技士又は消防設備産業技士の資格を有する者
 - (2) 「消防施設工事業法」第 28 条第 1 項により消防技術に関する資格・学歴及び経歴を認められた者で同条第 2 項による資格手帳を発給された者
2. 施設及び装備の基準：次の施設及び装備を備えること
 - a. 火災模擬試験が可能なコンピューター1 台以上
 - b. 火災模擬試験のためのプログラム

【登録事項】（多重利用業所法施行令第 15 条）

- ・代表者
- ・事務所所在地
- ・評価代行者の名称、商号
- ・技術人力の保有状況

④ 法令違反等の事業所の公開等

消防庁長、消防本部長又は消防署長は、多重利用業事業主が措置命令（多重利用業所法第 9 条第 2 項及び第 15 条第 2 項）を 2 回以上受けても履行しなかったときは、その措置内容（その違反事項について捜査機関に告発された場合にはその告発された事実を含む。）をインターネット等に公開することができる（同法第 20 条）。

また、多重利用業所に対する火災安全調査（火災予防法第 7 条）を実施した場合、次の事項をインターネット等に公開することができる（多重利用業所法第 20 条の 2）。

- ・多重利用業所の商号及び住所
- ・安全施設等設置及び維持・管理現況
- ・避難施設、防火区画及び防火施設の設置及び維持・管理現況
- ・その他大統領令で定める事項

6. 超高層及び地下連携複合建築物災難管理に関する特例

(1) 「超高層・地下連携複合建築物災難管理に関する特別法」の制定

「超高層・地下連携複合建築物災難管理に関する特別法」（以下「超高層災難管理法」）の法律新設（2011 年 3 月 8 日（施行は 2012 年 3 月 9 日））時の「制定理由」は次のように記載されている。

◇ 制定理由

巨大で複雑な建築物の構造を持つ超高層及び地下連携複合建築物について、設計段階から災難影響性を検討し、管理主体の日常的な災難管理運営計画の制定及び施行、利用者に対する災難予防教育・広報・訓練とこれに必要な人的、物的装備を構築する等、総合的な災難防災システムを構築することにより、超高層及び地下連携複合建築物とその周辺地域で発生する可能性のある災難を事前に予防し、災難発生時の居住者及び利用者の人命と財産被害が最小限に抑えられるよう、総合的な災難管理体系の構築及び対応体系強化のための法的根拠を

設けること。

本法律は、超高層建築物等の防火、防犯・保安・対テロ・安全管理等を含む統合的災難管理を効率的に行おうとするもので、法律の章立ても、超高層建築物等における災難への予防及び対備（本法第2章）、対応及び支援（本法第3章）となっている。その内容は、事前災難影響評価の実施、災難予防及び被害軽減計画の策定、災難及び安全管理協議会の設置、総括災難管理者の選任、総合防災室設置等を柱とし、超高層建築物等の災難及び安全管理に関し他の法律に優先して適用される（超高層災難管理法第5条）。

なお、超高層災難管理法の適用対象である「超高層建築物等」とは、以下のものを指す（同法第2条第1号及び第2号、第3条）。

ア. 超高層建築物

階数が50階以上又は高さが200m以上の建築物

イ. 地下連携複合建築物

地下部分が地下駅舎又は地下道商店街につながる建築物で、次の各要件をすべて備えたもの（ただし、火災発生時に熱と煙の排出が容易な構造を備えた建築物で大統領令で定める建築物は除く。）

- a. 階数が11階以上であるか、収容人員が5千人以上の建築物
- b. 建築物の中に「建築法」による文化及び集会施設、販売施設、運輸施設、業務施設、宿泊施設、慰楽施設のうちテーマパーク業の施設又は大統領令で定める用途の施設（総合病院、療養院）が一つ以上ある建築物

(2) 事前災難影響評価

超高層建築物等の新築・増築・改築・再築・移転・大修繕又は大統領令で定める用途変更（以下「設置等」）をしようとする者は市・道知事に、超高層建築物等の災難及び安全管理に関する事項を点検・評価する「事前災難影響評価」を申請しなければならない。申請を受けた市・道知事は、当該超高層建築物等の設置等に対する許可・承認・認可・協議等（以下「許可等」）の権限がある者（以下「許可権者等」）が市長・郡守・区庁長である場合、管轄市長・郡守・区庁長にその事実を通知しなければならない（超高層災難管理法第6条第1項、第2項）。

* 大統領令で定める用途変更＝超高層建築物等の収容人員を増加させる用途変更（超高層災難管理法施行令第5条第1項）

* 超高層建築物等について「建築法」第10条第1項による「事前決定」を申請し「建築委員会」において事前災難影響評価の内容を審議された場合は、超高層災難管理法による事前災難影響評価を受けたものとみなされる（超高層災難管理法第6条第6項）。

上記の申請を受けた市・道知事は、「事前災難影響評価委員会」（超高層災難管理法第7条第1項）の審議を経て「事前災難影響評価」を実施し、その結果を申請を受けた日から大統領令で定める期間内（30日（超高層災難管理法施行令第5条第3項））に事前災難影響評価を申請した者に通知しなければならない（事前災難影響評価結果通知書様式（超高層災難管理法施行

規則別紙第 1 号の 2 書式) を見ると、評価結果の区分は「適合」と「不適合」の 2 種類である。)。この場合、許可権者等が市長・郡守・区庁長である場合には、管轄市長・郡守・区庁長にもその結果を通知しなければならない(同法第 6 条第 3 項)。許可権者等は、「事前災難影響評価」の結果が許可等の申請書に反映されていることを確認しなければならず(超高層災難管理法第 6 条第 5 項)、また、事前災難影響評価手続が完了する前に超高層建築物等に対する許可等をしてはならない(同法第 8 条)。なお、評価結果に異議がある申請者は、通知を受けた日から 1 カ月以内に再評価の申請ができる(同法第 6 条第 4 項)。

【事前災難影響評価委員会】

1. 事前災難影響評価委員会(委員会)は市・道知事所属で設置され、次の事項を審議する(同法第 7 条第 1 項)。
 - a. 総合防災室設置・運営計画
 - b. 総合災難管理体系の構築・運営計画
 - c. 避難安全区域の設置・運営計画
 - d. 避難施設の設置及び避難誘導計画
 - e. 耐震設計及び計測設備設置計画
 - f. 空間構造及び配置計画
 - g. 消火設備、防火区画、防煙・排煙及び制煙計画、発火及び燃焼拡大防止計画
 - h. 防犯・保安、テロ対備施設の設置及び管理計画
 - i. 地下空間浸水防止計画
 - j. その他大統領令で定める事項
2. 委員会の構成等(超高層災難管理法施行令第 7 条)
 - ・委員長 1 人、副委員長 1 人を含め 20 人以上 40 人以下の委員で構成。任期 2 年、1 回のみ再任可
 - ・委員長：市・道に所属し災難管理業務を担当する室長、局長、本部長の中から市・道知事が任命
 - ・副委員長：委員会の委員の中で委員長が指名
 - ・委員：次のいずれかに該当する者の中から市・道知事が委嘱又は任命(d. に該当する委員の数は総委員数の 4 分の 1 以下)
 - a. 超高層建築物等の建築・維持、安全管理、防災及び対テロ等に関する学識と経験が豊富な者
 - b. 「国家技術資格法」により建設、機械、電気・電子、情報通信、安全管理、環境・エネルギー分野の国家技術資格を取得した者、同分野の博士以上の学位を取得した者
 - c. 「建築士法」による建築士
 - d. 災難管理、消防又は対テロ関連業務に従事する公務員
 - ・委員会の事務を処理するため幹事 2 人を置く(幹事は当該市・道所属公務員の中から市・道知事が指名)。

(3) 災難予防及び被害軽減計画の策定

超高層建築物等に対する多様な危険と状況に十分に対処できるよう、超高層建築物等の管理主体（所有者又は管理者）は、その建築物等に対する災難を予防し、被害を軽減するための計画（「災難予防及び被害軽減計画」）を策定・施行しなければならない。「災難予防及び被害軽減計画」に含まれるべき項目は次のようなものである（超高層災難管理法第9条第1項、第2項）。

1. 災難及び安全管理協議会（本法第11条）の構成・運営に関する事項
2. 教育及び訓練（本法第14条）に関する事項
3. 総合防災室（本法第16条）の設置・運営に関する事項
4. 総合災難管理体制（本法第17条）の構築・運営に関する事項
5. 避難安全区域（本法第18条）の設置・運営に関する事項
6. 有害・危険物質（本法第19条）の管理等に関する事項
7. 初期対応隊（本法第22条）の構成・運営に関する事項
8. 避難及び避難誘導（本法第24条）に関する事項
9. 子供・高齢者・障がい者等災難に脆弱な者のための安全管理対策
10. 消防施設設置・維持及び避難計画
11. 他の法令による電気・ガス・機械・危険物等に対する安全管理計画
12. その他大統領令で定める事項

*本計画を策定すると「火災の予防及び安全管理に関する法律」による消防計画書及び「災難及び安全管理基本法」による多重利用施設等の危機状況マニュアルを策定したものとみなされる（同条第3項）。

策定された「災難予防及び被害軽減計画」は特別自治市長、市長、郡守、区庁長等に提出され、提出を受けた特別自治市長、市長、郡守、区庁長等は消防署長の意見を聞いて計画の内容の適合性について検討し、その結果を市・道知事に通知、市・道知事はこれを消防庁長に通知することとされている（超高層災難管理法第10条）。

(4) 災難及び安全管理協議会の設置・運営

関係地域内に管理主体が2以上の場合、これらの管理主体は「災難及び安全管理協議会」を設置・運営しなければならない。この場合、各管理主体は所属役員の中から代理人を選任することができる（超高層災難管理法第11条第1項）。

「関係地域」とは「超高層建築物等」とその周辺地域を含め災難の予防・対備・対応及び収拾等の活動に必要な地域として大統領令で定める地域を指し（超高層災難管理法第2条第3号）、具体的には、a. 超高層建築物等がある敷地、b. 超高層建築物等がある敷地と接した敷地で特別自治市長・特別自治道知事（管轄区域内に地方自治団体である市・郡のある特別自治道の道知事は除く。）又は市長・郡守・区庁長が統合的災難管理が必要であると認めて指定・告示する地域のことである（超高層災難管理法施行令第3条第1項）。

*関係地域が2以上の地方自治団体にまたがっている場合、市・郡・区については市・道知事が、市・道については消防庁長が指定・公示する。

なお、上記により関係地域を指定・告示する場合、市長・郡守・区庁長は市・道知事及び消防庁長に、市・都知事は消防庁長にその内容を通知しなければならない（超高層災難管理法施

行令第3条第2項)。

【災難及び安全管理協議会の協議・調整事項】

災難及び安全管理協議会の協議・調整事項は次のとおりである（超高層災難管理法第11条第2項）。

1. 総合防災室間の情報網構築、警報及び通信設備設置に関する事項
2. 共同消防安全管理、総合災難管理体制の構築等安全及び災難管理に関する事項
3. 実務協議会を代表する代表総括災難管理者の選任・解任に関する事項
4. 災難予防及び被害軽減計画の策定・施行及び提出に関する事項
5. 災難発生時に有権機関と協力する事項
6. 災難及びテロ等への対備教育・訓練及び広報に関する事項
7. 関係地域内の災難管理のために市・道知事又は市長・郡守・区庁長が協議を要請した事項
8. 協議会運営及び実務協議会の構成・運営に関する事項
9. 統合安全点検の実施及び要請に関する事項
10. その他協議会で必要と認めた事項

なお、「安全管理協議会」には、総括災難管理者で構成される「実務協議会」が置かれる。実務協議会は「災難及び安全管理協議会」の協議・調整事項の細部を検討する組織である（超高層災難管理法第11条第3項）。

(5) 総括災難管理者の選任

超高層建築物等の管理主体は、次の業務を総括・管理させるために「総括災難管理者」を選任しなければならない。この場合、総括災難管理者は他の法令による安全管理者を兼職することができない。（超高層災難管理法第12条第1項）。

1. 災難予防及び被害軽減計画の樹立・施行
2. 協議会の構成・運営
3. 教育及び訓練
4. 総合防災室の設置・運営
5. 総合災難管理体制の構築・運営
6. 避難安全区域の設置・運営
7. 有害・危険物質の管理等
8. 初期対応隊の構成・運営
9. 避難及び避難誘導
10. その他災難及び安全管理に関する業務として行政安全部令で定める事項

総括災難管理者は、当該超高層建築物等の施設・電気・ガス・防火などの災難・安全管理業務従事者を指揮・監督する。総括災難管理者は、行政安全部令で定めるところにより消防庁長が行う教育を受けなければならないが、総括災難管理者がこの教育を受けない場合、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、教育を受けるまで総括災難管理者の業務の停止を命ずることができる（超高層災難管理法第12条第3項～第5項）。

総括災難管理者には強い権限が与えられており、次のような規定が置かれている（超高層災難管理法第 12 条の 2）

- ・総括災難管理者は、業務遂行中に法令違反事項を発見した場合には、遅滞なく超高層建築物等の管理主体に違反事項に対する改修・移転・除去・修理等必要な措置を要求しなければならない。要求を受けた超高層建築物等の管理主体は、遅滞なくこれに従わなければならない。
- ・超高層建築物等の管理主体は、上記の措置の要求を理由に総括災難管理者を解任したり報酬の支給を拒否する等の不利益な処遇をしてはならず、また、措置の要求に対し超高層建築物等の管理主体がこれに従わない場合には、総括災難管理者は市・道知事又は市長・郡守・区庁長にその事実を知らせなければならない。

（6）総合防災室の設置

- ① 超高層建築物等の管理主体は、その建築物等の建築・消防・電気・ガス等安全管理及び防犯・セキュリティ・テロ等を含む統合的災難管理を効率的に行うために総合防災室を設置・運営しなければならない。管理主体間の総合防災室を統合して運用することができる。なお、総合防災室は、「消防基本法」第 4 条による総合状況室と連携しなければならない（超高層災難管理法第 16 条第 1 項、第 2 項）。

また、関係地域内の管理主体は、総合防災室間の災難及び安全情報等を共有できる情報網を構築しなければならない。有事において互いに緊急連絡が可能な警報及び通信設備を設置しなければならない（同法第 16 条第 3 項）。

【総合防災室の設置基準】

総合防災室の設置基準は次のとおりである（超高層災難管理法施行規則第 7 条第 1 項）。

1. 総合防災室の個数：1 個（ただし、100 階以上の超高層建築物等（共同住宅（共同住宅とそれ以外の施設が同一建物にあるもの以外）を除く。）の管理主体は追加して総合防災室を設置するか、関係地域内の他の総合防災室に補助総合災難管理体制を構築し災難管理業務が中断されないようにしなければならない。）
2. 総合防災室の位置
 - a. 1 階又は避難階（ただし、超高層建築物等に「建築法施行令」第 35 条による特別避難階段が設置されており、特別避難階段出入口から 5m 以内に総合防災室を設置しようとする場合には 2 階又は地下 1 階に設置することができ、共同住宅の場合には管理事務所内に設置すること可）
 - b. 非常用昇降場、避難専用昇降場、特別避難階段へ移動しやすい場所
 - c. 災難情報の収集及び提供、防災活動の拠点としての役割を果たせる場所
 - d. 消防隊が容易に到達できる場所
 - e. 火災や浸水などによる被害を受ける恐れが少ない場所
3. 総合防災室の構造及び面積
 - a. 他の部分と防火区画して設置すること。ただし、他の制御室等の監視のために厚さ 7mm 以上の網入ガラス（厚さ 16.3mm 以上の接合ガラス又は厚さ 28mm 以上の複層ガラスを含む。）で 4 m² 未満の固定窓を設置することができる。

- b. 災難及び安全管理に必要な常駐人力 3 人以上が待機、休憩等ができる総合防災室と防火区画された付属室を設置すること
 - c. 面積は 20 m² 以上とすること
 - d. 災難及び安全管理、防犯及び保安、テロ予防のために必要な施設・装備の設置と勤務人員の災難及び安全管理活動、災難発生時の消防隊員の指揮活動に支障がないように設置すること
 - e. 出入口には出入り制限及び統制があること
4. 総合防災室の設備等
- a. 照明設備（予備電源を含む。）及び給水・排水設備
 - b. 常用電源と予備電源の供給を自動又は手動で切り替える設備
 - c. 給気・排気設備及び冷房・暖房設備
 - d. 電力供給状況確認システム
 - e. 空気調和・冷暖房・消防・昇降機設備の監視及び制御システム
 - f. 資料保管システム
 - g. 地震計及び風向・風速計（超高層建築物に限る。）
 - h. 消火装備収納箱及び無停電電源供給装置
 - i. 避難安全区域、避難用昇降機乗り場及びテロ等の監視と防犯・保安のための閉鎖回路テレビ（CCTV）

【総合防災室への人力常駐等】

超高層建築物等の管理主体は、総合防災室に災難及び安全管理に必要な人力を 3 人以上常駐させなければならない。また、総合防災室の機能が常に正常に作動するように総合防災室の施設及び装備等を随時点検し、その結果を保管しなければならない（超高層災難管理法施行規則第 7 条第 2 項、第 3 項）。

- ② 超高層建築物等の管理主体は、関係地域内での災難の迅速な対応及び災難情報共有・伝達のための「総合災難管理体制」を総合防災室に構築・運営しなければならない。この「総合災難管理体制」の構築には次の事項が含まれる（超高層災難管理法第 17 条）。

- ア. 災難対応体制
 - a. 災難状況の感知及び伝達体制
 - b. 防災意思決定支援及び災難類型別対応体制
 - c. 避難誘導と相互応援体制
- イ. 災難・テロ及び安全情報管理体制
 - a. 脆弱地域の安全点検と巡視情報の管理
 - b. 有害・危険物質の搬出・搬入管理
 - c. 消防施設・設備及び消防安全管理情報
 - d. 防犯・保安及びテロ対策施設管理
- ウ. その他管理主体が必要とする事項

(7) その他の規制等

上記(1)～(6)で記載したものの外、超高層建築物等については、管理主体による避難安全区域の設置(超高層災害管理法第18条)、管理主体による有害・危険物質の管理(同法第19条)、消防庁長、市・道知事、市長、郡守、区庁長による措置命令(同法第20条の2)、市・道知事、市長、郡守、区庁長による災害対応及び支援体系の構築(同法第21条)、管理主体による初期対応隊の設置・運用(同法第22条)等の規定が設けられている。

7. 危険物施設に対する安全管理

(1) 危険物の貯蔵及び取り扱いの制限

① 指定数量以上の危険物を、貯蔵所ではない場所で貯蔵してはならず、また、製造所等ではない場所で取り扱ってはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は例外とされ、その場合、臨時に貯蔵又は取り扱いをする場所に関する貯蔵又は取り扱いの基準並びに位置、構造及び設備の基準は、市・道の条例で定められる(危険物安全管理法(以下「危険物管理法」)第5条第1項、第2項)。

ア. 市・道の条例が定めるところにより、管轄消防署長の承認を受け、指定数量以上の危険物を90日以内の期間臨時に貯蔵又は取り扱う場合

イ. 軍部隊が指定数量以上の危険物を軍事目的で臨時に貯蔵又は取り扱う場合

【危険物及び指定数量】

危険物とは、引火性又は発火性等の性質を持つもので危険物安全管理法施行令(以下「危険物管理法施行令」)で定めるものをいい、その種類及び指定数量は次のとおりである(危険物管理法第2条第1項第1号、危険物管理法施行令第2条、第3条、同令別表1)。

危険物及び指定数量(危険物管理法施行令別表1)

危険物			指定数量
類別	性質	品名	
第1類	酸化性個体	1. 亜塩素酸塩類	50 kg
		2. 塩素酸塩類	50 kg
		3. 過塩素酸塩類	50 kg
		4. 無機過酸化物	50 kg
		5. ブロム酸塩類	300 kg
		6. 硝酸塩類	300 kg
		7. ヨウ素酸塩類	300 kg
		8. 過マンガン酸塩類	1,000 kg
		9. 重クロム酸塩類	1,000 kg
		10. その他行政安全部令で定めるもの	50 kg、300 kg 又は1,000 kg
		11. 第1号から第10号のいずれか一に該当する危険物を一つ以上を含有するもの	
第2類	可燃性個体	1. 黄化りん	100 kg
		2. 赤りん	100 kg

		3. 硫黄	100 kg	
		4. 鉄粉	500 kg	
		5. 金属粉	500 kg	
		6. マグネシウム	500 kg	
		7. その他行政安全部令で定めるもの	100 kg又は500 kg	
		8. 第1号から第7号のいずれか一に該当する危険物を一つ以上を含有するもの		
		9. 引火性固体	1,000 kg	
第3類	自然発火性物質 及び禁水性物質	1. カリウム	10 kg	
		2. ナトリウム	10 kg	
		3. アルキルアルミニウム	10 kg	
		4. アルキルリチウム	10 kg	
		5. 黄りん	20 kg	
		6. アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土金属	50 kg	
		7. 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。)	50 kg	
		8. 金属の水素化物	300 kg	
		9. 金属のりん化物	300 kg	
		10. カルシウム又はアルミニウムの炭化物	300 kg	
		11. その他行政安全部令で定めるもの	10 kg、20 kg、 50 kg又は300 kg	
		12. 第1号から第11号の一に該当するいずれか一つ以上を含有するもの		
第4類	引火性液体	1. 特殊引火物	50 ℓ	
		2. 第1石油類	非水溶性液体	200 ℓ
			水溶性液体	400 ℓ
		3. アルコール類	400 ℓ	
		4. 第2石油類	非水溶性液体	1,000 ℓ
			水溶性液体	2,000 ℓ
		5. 第3石油類	非水溶性液体	2,000 ℓ
			水溶性液体	4,000 ℓ
6. 第4石油類	6,000 ℓ			
7. 動植物油類	10,000 ℓ			
第5類	自己反応性物質	1. 有機過酸化物	第1種：10 kg 第2種：200 kg	
		2. 硝酸エステル類		
		3. ニトロ化合物		
		4. ニトロソ化合物		
		5. アゾ化合物		
		6. ジアゾ化合物		
		7. ヒドラジン誘導体		
		8. ヒドロキシルアミン		
		9. ヒドロキシルアミン塩類		
		10. その他行政安全部令で定めるもの		

		11. 第 1 号から第 10 号のいずれかに該当する危険物を一つ以上を含有するもの	
第 6 類	酸化性液体	1. 過塩素酸	300 kg
		2. 過酸化水素	300 kg
		3. 硝酸	300 kg
		4. その他行政安全部令で定めるもの	300 kg
		5. 第 1 号から第 4 号の一に該当するいずれか一つ以上を含有するもの	300 kg

【製造所】

危険物を製造する目的で指定数量（危険物の種類別に危険性を考慮して危険物管理法施行令により定める数量で、製造所等の設置許可において最低基準となる数量）以上の危険物を取り扱うため許可を受けた場所（危険物管理法第 2 条第 1 項第 3 号）。

【貯蔵所】

指定数量以上の危険物を貯蔵するため危険物管理法施行令が定める場所として許可を受けた場所（危険物管理法第 2 条第 1 項第 4 号）。

【取扱所】

指定数量以上の危険物を製造以外の目的で取り扱うため危険物管理法施行令が定める場所として許可を受けた場所（危険物管理法第 2 条第 1 項第 5 号）。

【製造所等】

製造所、貯蔵所及び取扱所（危険物管理法第 2 条第 1 項第 6 号）。

② 危険物の貯蔵・取扱基準及び製造所等の位置、構造、設備の技術基準

これについては、下記により詳細に定められている。

- ア. 製造所等における危険物の貯蔵、取り扱いに関する基準（「重要基準」、「細部基準」（危険物管理法第 5 条第 3 項）については「危険物安全管理法施行規則」（以下「危険物管理法施行規則」）第 4 章（第 49 条）及び別表 18
- イ. 製造所等の位置、構造、設備の技術基準（危険物管理法第 5 条第 4 項）については「危険物管理法施行規則第 3 章（第 28 条～第 48 条）及び別表 4～別表 16

具体的には、製造所等の位置、構造、設備の基準に関しては、例えば、「製造所」についての安全距離、保有空地、標識及び掲示板、建築物の構造、採光及び換気設備、排出設備、屋外設備の床、その他設備、危険物取り扱いタンク、配管等、「屋内貯蔵所」についての安全距離、空地の幅、標識及び掲示板、貯蔵倉庫の構造等、「屋内タンク貯蔵所」についての設置場所、容量、構造、外面の防錆塗装、バルブ、ポンプ設備、配管等、「屋外タンク貯蔵所」についての安全距離、保有空地、標識及び掲示板、基礎及び基盤、外部構造及び設備、特定屋外貯蔵タンクの構造等をはじめ、「地下タンク貯蔵所」、「簡易タンク貯蔵所」、「移動タンク貯

蔵所」、「屋外貯蔵所」、「岩盤タンク貯蔵所」、「注油取扱所」、「販売取扱所」、「移送取扱所」、「一般取扱所」についての位置、構造、設備等に関する詳細な基準である。

(2) 危険物施設の設置及び変更等

① 危険物施設の設置及び変更の許可（危険物管理法第6条第1項）

ア. 製造所等を設置しようとする者は、その設置場所を管轄する市・道知事の許可を受けなければならない（製造所等の位置、構造又は設備を変更しようとするときも同様）（危険物管理法第6条第1項）。

なお、指定数量の1千倍以上の危険物を取り扱う製造所又は一般取扱所の構造、設備に関する事項、貯蔵容量50万ℓ以上の屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンク貯蔵所のタンクの基礎、地盤、タンク本体及び消火設備に関する事項については、「韓国消防安全技術院」による事前の技術検討を受けることが義務づけられている（危険物管理法施行令第6条第2項第3号）。

イ. 製造所等の位置、構造又は設備の変更がなく当該製造所等で貯蔵し又は取扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする者は、変更しようとする日の1日前までに市・道知事に申告しなければならない（危険物管理法第6条第2項）。

ウ. 上記ア. にかかわらず、次に該当する製造所等の場合は、許可を受けずに当該製造所等を設置し、その位置、構造又は設備を変更し、また、申告をすることなく危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更することができる（危険物管理法第6条第3項）。

- ・住宅の暖房施設（共同住宅の中央暖房施設を除く。）のための貯蔵所又は取扱所
- ・農芸用、畜産用若しくは水産用に必要な暖房施設又は乾燥施設のための指定数量20倍以下の貯蔵所

② 軍用危険物施設の設置及び変更に対する特例（危険物管理法第7条）

ア. 軍事目的又は軍部隊施設のための製造所等を設置し又はその位置、構造若しくは設備を変更しようとする軍部隊の長は、大統領令の定めるところにより、あらかじめ製造所等の所在地を管轄する市・道知事と協議しなければならない。

イ. 軍部隊の長が、上記ア. により製造所等の所在地を管轄する市・道知事と協議した場合には許可を受けたとみなす。

*上記ア. 及びイ. に関し危険物管理法施行令（第7条）は、次のように定めている。

a. 軍事目的又は軍部隊施設のための製造所等を設置し又はその位置、構造若しくは設備を変更しようとする軍部隊の長は、製造所等の設置工事、変更工事に着手する前に、工事の設計図書その他所定の書類を製造所等の所在地を管轄する市・道知事に提出しなければならない。ただし、国家安全保障上重要であったり国家機密に属する製造所等を設置、変更する場合は設計図書の提出を省略することができる。

b. 市・道知事は提出を受けた設計図書等の検討を行った後、その結果を軍部隊の長に通知する。この場合、市・道知事は検討結果の通知を行う前に設計図書等の補完を要請することができ、要請を受けた軍部隊の長は特別な事由がない限りこれに応じなければならない。

ウ. 軍部隊の長は、上記ア. により協議した製造所等に対して、下記③のタンク安全性能検査と完工検査を自ら実施することができる。この場合完工検査を自ら実施した軍部隊の長は遅滞なく市・道知事に通報しなければならない。

③ タンク安全性能検査（危険物管理法第 8 条）

危険物を貯蔵又は取り扱うタンクとして大統領令が定めるタンク（以下「危険物タンク」）がある製造所等の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更にに関して上記①の許可を受けた者が、危険物タンクの設置又はその位置、構造若しくは設備の変更工事を行うときは、完工検査を受ける前に、技術基準に適合しているか否について確認するため、市・道知事が実施するタンク安全性能検査を受けなければならない。この場合、市・道知事は、許可を受けた者が、タンク安全性能試験者（後述（3）③）又は「韓国消防産業技術院」が実施するタンク安全性能試験を受けた場合には、当該タンク安全性能検査の全部又は一部を免除することができる。

【タンク安全性能検査の対象となるタンク等】（危険物管理法施行令第 8 条第 1 項）

基礎・地盤検査	屋外タンク貯蔵所の液体危険物タンクで、その容量が 1,000,000 ℓ 以上であるもの
充水・水圧検査	液体危険物を貯蔵、取り扱うタンク。ただし、次に該当するタンクを除く。 ・製造所又は一般取扱所に設置されたタンクで容量が指定数量未満であるもの ・「高圧ガス安全管理法」第 17 条第 1 項の規定による特定設備に関する検査に合格したタンク ・「産業安全保健法」第 84 条第 1 項の規定による安全認証を受けたタンク
溶接部検査	屋外タンク貯蔵所の液体危険物タンクで、その容量が 1,000,000 ℓ 以上であるもの（一部適用除外のものあり）
岩盤タンク検査	液体危険物を貯蔵、取り扱う岩盤内の空間を利用したタンク

④ 完工検査（危険物管理法第 9 条）

上記①許可を受けた者が、製造所等の設置を終えたり、その位置、構造又は設備の変更を終えたときには、当該製造所等ごとに市・道知事が行う完工検査を受け、技術基準に適合する旨の認定を受けた後でなければこれを使用してはならない。ただし、製造所等の位置、構造又は設備の変更において、変更許可を申請する際に火災予防に関する措置事項を記載した書類を提出した場合には、当該変更工事と関係がない部分は完工検査を受ける前にあらかじめ使用することができる。なお、完工検査を受け技術基準に適合する旨の認定を受けると「完工検査合格確認証」が交付される（危険物管理法施行令第 10 条）。

⑤ 製造所等の廃止（危険物管理法第 11 条）

製造所等の関係人（所有者、占有者又は管理者）は、当該製造所等の用途を廃止（将来にわたり危険物施設としての機能を完全に喪失させることをいう。）したときは、製造所等の用途を廃止した日から 14 日以内に市・道知事に申告しなければならない。

⑥ 製造所等の使用中止等（危険物管理法第 11 条の 2）

製造所等の関係者は、製造所等の使用を中止（経営状況、大規模工事等の事由により 3 ヶ

月以上危険物の貯蔵や取扱をしないこと)しようとする場合には、危険物の除去、工場等への立入統制等の安全措置を講じなければならない(中止期間中も危険物安全管理者が引き続き職務を遂行する場合は除く。)。なお、製造所等の使用を中止又は中止した製造所等を再開しようとするときは、中止又は再開しようとする日の14日前までに、市・道知事に届け出なければならない。

⑦ 製造所等の設置許可の取消し、使用停止等(危険物管理法第12条)

市・道知事は、製造所等の関係人が次に該当するときは許可を取消し、又は6月以内の期間を定めて製造所等の全部若しくは一部の使用停止を命じることができる。

- a. 変更許可を受けないで製造所等の位置、構造又は設備を変更したとき
- b. 完工検査を受けないで製造所等を使用したとき
- c. 安全措置履行命令に従わなかったとき
- d. 修理、改造又は移転の命令に違反したとき
- e. 危険物安全管理者を選任しないとき
- f. 代理人を指定しないとき
- g. 定期点検をしないとき
- h. 定期検査を受けないとき
- i. 貯蔵、取扱い基準遵守命令に違反したとき

⑧ 課徴金処分(危険物管理法第13条)

市・道知事は、上記⑦による製造所等の使用停止がその利用者に甚大な不便を与えたり、その他公益を害する恐れがあるときは、使用停止処分に替えて2億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。

(3) 危険物施設の安全管理

① 危険物施設の維持管理(危険物管理法第14条)

製造所等の関係人は、当該製造所等の位置、構造、設備が、上記(1)②の技術基準に適合するよう維持管理しなければならないが、市・道知事、消防本部長又は消防署長は、基準に不適合であると認めるときは、製造所等の位置、構造、設備の修理、改造、移転を命じることができる。

② 危険物安全管理者及び危険物取扱資格者(危険物管理法第15条)

ア. 製造所等(許可を受けない製造所等や移動タンク貯蔵所(車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵し又は取り扱う貯蔵所をいう。))を除く。)の関係人は、危険物の安全管理に関する職務を遂行させるため、製造所等ごとに危険物の取り扱いに関する資格を有する者(以下「危険物取扱資格者」)を危険物安全管理者(以下「安全管理者」)として選任しなければならない。そして安全管理者を選任した場合、製造所等の関係人は選任の日から14日以内に消防本部長又は消防署長に申告しなければならない。また、製造所等の関係人は、安全管理者を解任したり安全管理者が退職したときには、解任し又は退職した日から30

日以内に新たに安全管理者を選任しなければならない。

危険物取扱資格者の資格及び取り扱うことができる危険物は次のとおりである（危険物管理法施行令第 11 条第 1 項、同令別表 5）。

【危険物取扱資格者の資格】

危険物取扱資格者の区分	取扱うことができる危険物
1.「国家技術資格法」による危険物技能長、危険物産業技士、危険物技能士の資格を取得した者	全ての危険物
2.安全管理者教育履修者（危険物管理法第 28 条第 1 項により消防庁長が実施（韓国消防安全院が受託）する安全管理者教育を履修した者をいう。）	第 4 類危険物
3.消防公務員の経歴を有する者（消防公務員として勤務した経歴が 3 年以上である者）	第 4 類危険物

また、製造所等の種類及び規模により選任しなければならない安全管理者の資格は次のとおりである（危険物管理法施行令第 13 条、同令別表 6）。

【製造所等の種類及び規模により選任しなければならない安全管理者の資格】

製造所等の種類及び規模		安全管理者の資格
製 造 所	1. 第 4 類危険物のみを取り扱い、指定数量 5 倍以下のもの	危険物技能長、危険物産業技士、危険物技能士、安全管理者教育履修者又は消防公務員経歴者
	2. 第 1 号に該当しないもの	危険物技能長、危険物産業技士又は 2 年以上の実務経歴を有する危険物技能士
貯 蔵 所	1. 屋内貯蔵所	第 4 類危険物のみを貯蔵し、指定数量の 5 倍以下のもの
		第 4 類危険物のうちアルコール類、第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類、動植物油類のみを貯蔵し、指定数量の 40 倍以下のもの
	2. 屋外タンク貯蔵所	第 4 類危険物のみを貯蔵し、指定数量の 5 倍以下のもの
		第 4 類危険物のうち第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類、動植物油類のみを貯蔵し、指定数量の 40 倍以下のもの
3. 屋内タンク貯蔵所	第 4 類危険物のみを貯蔵し、指定数量の 5 倍以下のもの	危険物技能長、危険物産業技士、危険物技能士、安全管理者教育履修者又は消防公務員経歴者
	第 4 類危険物のうち第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類、動植物油類のみを貯蔵するもの	
4. 地下タンク貯蔵所	第 4 類危険物のみを貯蔵し、指定数量の 40 倍以下のもの	
	第 4 類危険物のうち第 1 石油類、アルコール類、第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類、動植物油類のみを貯蔵し、指定数量の 250 倍以下のもの	

	5. 簡易タンク貯蔵所で第4類危険物のみを貯蔵するもの		
	6. 屋外貯蔵所のうち第4類危険物のみを貯蔵し、指定数量の40倍以下のもの		
	7. ボイラー、バーナーその他これと類似する装置に供給するための危険物を貯蔵するタンク貯蔵所		
	8. 船舶注油取扱所、鉄道注油取扱所又は航空機注油取扱所の固定注油装備に供給するための危険物を貯蔵するタンク貯蔵所で指定数量の250倍(第1石油類の場合には指定数量の100倍)以下のもの		
	9. 第1号から第8号に該当しない貯蔵所		危険物技能長、危険物産業技士又は2年以上の実務経歴を有する危険物技能士
取 扱 所	1. 注油取扱所	危険物技能長、危険物産業技士、危険物技能士、安全管理者教育履修者又は消防公務員経歴者	
	2. 販売取扱所		第4類危険物のみを貯蔵し、指定数量の5倍以下のもの
			第4類危険物のうち第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油類のみを取り扱うもの
	3. 第4類危険物のうち第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油類のみを指定数量50倍以下で取り扱う一般取扱所(第1石油類、アルコール類の取扱量が指定数量の10倍以下の場合に限る。)で、次のいずれかに該当するもの ア. ボイラー、バーナーその他にこれと類似する装置により危険物を消費するもの イ. 危険物を容器又は車両に固定されたタンクに注入するもの		
	4. 第4類危険物のみを取り扱う一般取扱所で、指定数量の10倍以下のもの		
	5. 第4類危険物のうち第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油類のみを取り扱う一般取扱所で、指定数量の20倍以下のもの		
	6. 農漁村電気供給事業促進法により設置された自家発電施設用危険物を取り扱う一般取扱所		
7. 第1号から第6号に該当しない取扱所	危険物技能長、危険物産業技士又は2年以上の実務経歴を有する危険物技能士		

イ. 安全管理者を選任した製造所等の関係人は、安全管理者が旅行、疾病その他の事由により一時的に職務を遂行できなかつたり、安全管理者の解任又は退職と同時に別の安全管理者を選任できない場合には、国家技術資格法による危険物の取扱いに関する資格取得者又は危険物の安全に関する基本知識と経験を有する者として危険物管理法施行規則が定める者を「代理者」に指定し、その職務を代行させなければならない。この場合、代理者が安全管理者の職務を代行する期間は30日を超えることはできない。

【安全管理者の代理者】

安全管理者の代理者として指定されることができる者は次のとおり（危険物管理法施行規則第54条）。

- ・法第28条第1項による安全教育を受けた者
- ・製造所等の危険物安全管理業務において安全管理者を指揮、監督する職位にある者

ウ. 安全管理者は、危険物を取り扱う作業を行う際に作業員に対し行政安全部令で定めるところにより危険物の取扱いに関する安全管理と監督を行わなければならない。製造所等の関係人とその従業者は、安全管理者の危険物安全管理に関する意見を尊重し、その勧告に従わなければならない。

【安全管理者の業務】

安全管理者の業務（責務）は次のとおり（危険物管理法施行規則第 55 条）

1. 危険物の取扱作業に参加し、当該作業が貯蔵又は取扱に関する技術基準と予防規定に適合するように作業員に対して指示及び監督を行う業務
2. 火災等の災難が発生した場合の応急措置及び消防官署等に対する連絡業務
3. 危険物施設の安全を担当する者を別に置く製造所等の場合にはその担当者に次の業務を指示、その他の製造所等の場合には次の業務
 - a. 製造所等の位置・構造及び設備を技術基準に適合するよう維持するための点検と点検状況の記録・保存
 - b. 製造所等の構造又は設備の異常を発見した場合の関係者への連絡及び応急措置
 - c. 火災が発生したり、火災発生危険性が顕著な場合の消防官署等への連絡及び応急措置
 - d. 製造所等の計測装置・制御装置及び安全装置等の適正な維持・管理
 - e. 製造所等の位置・構造及び設備に関する設計図書等の整備・保存及び製造所等の構造及び設備の安全に関する事務の管理
4. 火災等の災害の防止と応急措置に関して隣接する製造所等やその他の関連施設の関係者との協力体制の維持
5. 危険物の取扱いに関する日誌の作成・記録
6. その他危険物を収納した容器を車両に積載する作業、危険物設備を保守する作業等危険物の取扱いに関する作業の安全に関して必要な監督

③ タンク試験者の登録等（危険物管理法第 16 条）

ア. 市・道知事又は製造所等の関係人は、安全管理業務を専門的で効率的に遂行するため、タンク安全性能試験者（以下「タンク試験者」）に、危険物管理法による検査又は点検の一部を実施させることができる。

イ. タンク試験者になろうとする者は、危険物管理法施行令が定める技術能力、施設及び装備を備え、市・道知事に登録しなければならない。

【タンク試験者の技術能力、施設及び装備】（危険物管理法施行令第 14 条第 1 項、同令別表 7）

1. 技術能力

a. 必須人力

(1) 危険物技能長、危険物産業技士又は危険物技能士 1 人以上

(2) 非破壊検査技術士 1 人以上又は超音波非破壊検査、磁気非破壊検査及び浸透非破壊検査別に技士又は産業技士 1 人以上

b. 必要な場合に置く人力

- (1) 充・水圧試験、真空試験、気密試験又は耐圧試験の場合：漏洩非破壊検査技士、産業技士又は技能士
 - (2) 垂直・水平度試験の場合：測量及び地形空間情報技術士、技士、産業技士又は測量技能士
 - (3) 放射線透過試験の場合：放射線非破壊検査技士又は産業技士
 - (4) 必須人材の補助：放射線非破壊検査・超音波非破壊検査・自己非破壊検査又は浸透非破壊検査技能士
2. 施設：専用事務室
3. 装備
- a. 必須装備：自己探傷試験器、超音波厚さ測定器、次の(1)又は(2)のいずれか
 - (1) 映像超音波試験器
 - (2) 放射線透過試験機及び超音波試験機
 - b. 必要な場合に置く装備
 - (1) 充・水圧試験、真空試験、気密試験又は耐圧試験の場合
 - ・真空能力 53kPa 以上の真空漏れ試験器
 - ・気密試験装置（安全装置が付着したもので加圧能力 200kPa 以上、減圧の場合には減圧能力 10kPa 以上・感度 10Pa 以下のもので、それぞれの圧力変化を自動で記録できるものであること）
 - (2) 垂直・水平度試験の場合：垂直・水平度測定器

ウ．登録した事項のうち、営業所所在地や技術能力等の重要な事項を変更した場合には、30日以内に市・道知事に変更申告をしなければならない。

④ 予防規定（危険物管理法第 17 条）

大統領令（危険物管理法施行令）で定める製造所等の関係人は、当該製造所等の火災予防と火災等の災害発生時の非常措置のために、危険物管理法施行規則で定めるところにより予防規定を定め、当該製造所等の使用を開始する前に市・道知事に提出しなければならない。予防規定を変更したときも同様である。

【予防規定を定めなければならない製造所等】（危険物管理法施行令第 15 条）

1. 指定数量の 10 倍以上の危険物を取り扱う製造所
2. 指定数量の 100 倍以上の危険物を貯蔵する屋外貯蔵所
3. 指定数量の 150 倍以上の危険物を貯蔵する屋内貯蔵所
4. 指定数量の 200 倍以上の危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所
5. 岩盤タンク保存所
6. 移送取扱所
7. 指定数量の 10 倍以上の危険物を取扱う一般取扱所。ただし、第 4 類危険物（特殊引火物を除く。）のみを指定数量の 50 倍以下で取り扱う一般取扱所（第 1 石油類、アルコール類の取り扱い量が指定数量の 10 倍以下の場合に限る。）で次のいずれかに該当するのを除く。

- a. ボイラー、バーナー又はこれと類似する危険物を消費する装置で構成される一般取扱所
- b. 危険物を容器に移し替えたり、車両に固定されたタンクに注入する一般取扱所

【予防規定の作成等】（危険物管理法施行規則第 63 条）

製造所等の関係人は、次の事項を含む予防規定を作成しなければならない。

- 1. 危険物の安全管理業務を担当する者の職務及び組織に関する事項
- 2. 安全管理者が旅行、疾病などによってその職務を遂行できない場合の職務の代理者に関する事項
- 3. 自主消防隊を設置しなければならない場合には、自主消防隊の編成と化学消防自動車の配置に関する事項
- 4. 危険物の安全に関係した作業に従事する者に対する安全教育及び訓練に関する事項
- 5. 危険物施設及び作業場に対する安全巡察に関する事項
- 6. 危険物施設、消防施設その他の関連施設に対する点検及び整備に関する事項
- 7. 危険物施設の運転又は操作に関する事項
- 8. 危険物取扱い作業の基準に関する事項
- 9. 移送取扱所にあつては配管工事現場責任者の条件等配管工事現場に対する監督体制に関する事項及び配管周囲にある移送取扱所施設外の工事をする場合の配管の安全確保に関する事項
- 10. 災難その他の非常時の場合に取りなければならない措置に関する事項
- 11. 危険物の安全に関する記録に関する事項
- 12. 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類と図面の整備に関する事項
- 13. その他危険物の安全管理に関して必要な事項

⑤ 定期点検及び定期検査（危険物管理法第 18 条）

危険物管理法施行令で定める下記の製造所等の関係人は、危険物の貯蔵、取り扱いに関する技術基準（危険物管理法第 5 条第 4 項）に適合しているかどうかについて定期的に点検を行ってその結果を記録・保存するとともに、点検を行った日から 30 日以内に市・道知事に提出しなければならない。

【定期点検の対象となる製造所等】（危険物管理法施行令第 16 条）

- 1. 関係人が予防規定を定めなければならない製造所等
- 2. 地下タンク貯蔵所
- 3. 移動タンク貯蔵所
- 4. 危険物を取り扱うタンクで地下に埋設されたタンクがある製造所、注油取扱所又は一般取扱所

また、危険物管理法施行令で定める製造所等の関係人は、当該製造所等が技術基準に従って維持されているか消防本部長又は消防署長による定期的な検査を受けなければならないこととされている。

【定期検査の対象となる製造所等】（危険物管理法施行令第 17 条）

液体危険物を貯蔵又は取り扱う 50 万 ℓ 以上の屋外タンク貯蔵所

⑥ 自主消防隊（危険物管理法第 19 条）

多量の危険物を貯蔵・取り扱う製造所等で危険物管理法施行令が定める製造所がある同一の事業所において、同令で定める数量以上の危険物を貯蔵・取り扱う場合、当該事業所の関係人は同令の定めるところにより当該事業所に自主消防隊を設置しなければならない。

【自主消防隊を設置しなければならない事業所】（危険物管理法施行令第 18 条第 1 項、第 2 項）

1. 第 4 類危険物を取り扱う製造所又は一般取扱所で、取り扱う最大数量の合計が指定数量の 3 千倍以上のもの（但し、行政安全部令（危険物管理法施行規則）で定める一般取扱所を除く。）
2. 第 4 類危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所で、指定数量の 50 万倍以上を貯蔵するもの

【自主消防隊に置く化学消防自動車及び人員】（同令第 18 条第 3 項、同令別表 8）

事業所の区分	化学消防自動車	自主消防隊員の数
1. 製造所又は一般取扱所で取り扱う第 4 類危険物の最大数量の合計が指定数量の 3 千倍以上 12 万倍未満の事業所	1 台	5 人
2. 製造所又は一般取扱所で取り扱う第 4 類危険物の最大数量の合計が指定数量の 12 万倍以上 24 万倍未満の事業所	2 台	10 人
3. 製造所又は一般取扱所で取り扱う第 4 類危険物の最大数量の合計が指定数量の 24 万倍以上 48 万倍未満の事業所	3 台	15 人
4. 製造所又は一般取扱所で取り扱う第 4 類危険物の最大数量の合計が指定数量の 48 万倍以上の事業所	4 台	20 人
5. 屋外タンク貯蔵所に貯蔵する第 4 類危険物の最大数量が指定数量の 50 万倍以上の事業所	2 台	10 人

備考：化学消防自動車が備えなければならない消火能力及び設備については危険物管理法施行規則に定めあり。

【自主消防隊の設置除外対象である一般取扱所】（危険物管理法施行規則第 73 条）

1. ボイラー、バーナーその他これに類似する装置で危険物を消費する一般取扱所
2. 移動貯蔵タンクその他これに類似するものに危険物を注入する一般取扱所
3. 容器に危険物を移し替える一般取扱所
4. 油圧装置、潤滑油循環装置その他これに類似する装置で危険物を取り扱う一般取扱所
5. 「鉱山安全法」の適用を受ける一般取扱所

【化学消防自動車が必要ならばならない消火能力及び設備の基準】（危険物管理法施行規則第 75 条、同則別表 23）

化学消防自動車の区分	消火能力及び設備の基準
泡水溶液放射車	<ul style="list-style-type: none"> ・泡水溶液の放射能力が毎分 2,000 ℓ 以上であること ・消火薬液タンク及び消火薬液混合装置を備えていること ・10 万 ℓ 以上の泡水溶液を放射できる量の消火薬剤を備えていること
粉末放射車	<ul style="list-style-type: none"> ・粉末の放射能力が毎秒 35 kg 以上であること ・粉末タンク及び加圧用ガス設備を備えていること ・1,400 kg 以上の粉末を備えていること
ハロゲン化合物放射車	<ul style="list-style-type: none"> ・ハロゲン化合物の放射能力が毎秒 40 kg 以上であること ・ハロゲン化合物タンク及び加圧用ガス設備を備えていること ・1,000 kg 以上のハロゲン化合物を備えていること
二酸化炭素放射車	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素の放射能力が毎秒 40 kg 以上であること ・二酸化炭素貯蔵容器を備えていること ・3,000 kg 以上の二酸化炭素を備えていること
除毒車	<ul style="list-style-type: none"> ・苛性ソーダ及び珪藻土をそれぞれ 50 kg 以上備えていること

（４）危険物の運搬等

- ① 危険物の運搬は、容器、積載方法及び運搬方法に関する基準（「重要基準」、「細部基準」）に従って行わなければならない（危険物管理法第 20 条第 1 項）、具体的には、危険物管理法施行規則に詳細に示されている（危険物管理法施行規則第 50 条、同則別表 19）。

なお、運搬容器に収納された危険物を指定数量以上車両に積載して運搬する車両の運転者（以下「危険物運搬者」）は、次のいずれかの要件を備えていなければならない（危険物管理法第 20 条第 2 項）。

- ・「国家技術資格法」による危険物分野の資格を取得
- ・消防庁長が実施する安全教育（危険物管理法第 28 条）を修了

また、輸送容器については、市・道知事は、輸送容器を製造し又は輸入した者の申請により、輸送容器を検査することができる旨定められている（危険物管理法第 20 条第 3 項）。

*安全教育の実施は、韓国消防産業技術院及び韓国消防安全院に委託されている（危険物管理法第 28 条第 1 項、危険物管理法施行規則第 78 条第 3 項）。

*輸送容器の検査の実施は、韓国消防産業技術院に委託されている（危険物管理法施行規則第 51 条第 2 項～第 4 項）。

② 危険物の運送

移動タンク貯蔵所により危険物を運送する者（運送責任者及び移動タンク貯蔵所運転者をいい、以下「危険物運送者」という。）は、上記①の危険物運搬者の要件（「国家技術資格法」による危険物分野の資格を取得又は消防庁長が実施する安全教育を修了）を備えていなければならない（危険物管理法第 21 条第 1 項）。

また、危険物管理法施行令が定める危険物の運送にあつては、「運送責任者」（危険物運送

の監督又は支援をする者をいう。)の監督又は支援を受けてこれを運送しなければならない(危険物管理法第21条第2項)。

【運送責任者の監督、支援を受けて運送しなければならない危険物】(危険物管理法施行令第19条)

1. アルキルアルミニウム
2. アルキルリチウム
3. 上記1.又は2.の物質を含有する危険物

【運送責任者】(危険物管理法施行規則第52条第1項)

次のいずれかに該当する者

1. 当該危険物の取り扱いに関する国家技術資格を取得し、関連業務に1年以上従事した経歴がある者
2. 消防庁長が実施する危険物の運送に関する安全教育を修了し、関連業務に2年以上従事した経歴がある者

(5) 監督及び措置命令

① 立入り検査等(危険物管理法第22条)

ア. 消防庁長(中央119救助本部長及びその所属機関の長を含む。)、市・道知事、消防本部長又は消防署長は、危険物の貯蔵・取扱いにともなう火災の予防又は鎮圧対策のため必要なときは、危険物の貯蔵・取扱いを行っていると思われる場所の関係人に対し必要な報告若しくは資料提出を命じ、又は関係公務員に当該場所に立ち入らせて位置、構造、設備及び危険物の貯蔵・取扱い状況の検査や関係人に対する質問をさせ、又は試験に必要な最小限の危険物若しくは危険物と疑われる物品を取去させることができる。ただし、個人の住居は、関係人の承諾を得た場合又は火災発生の恐れが大きく緊急の必要がある場合でなければ立ち入らせることができない(第1項)。

イ. 消防公務員又は警察公務員は、「危険物運搬者」又は「危険物運送者」の要件を確認するため必要であると認める場合には、走行中の危険物運搬車両又は移動タンク貯蔵所を停止させ、当該「危険物運搬者」又は「危険物運送者」に対し、資格を証明できる国家技術資格証又は教育修了証の提示を求めることができ、提示できない場合には住民登録証、旅券、運転免許証等身元確認のための証明書の提示の要求や身元確認のための質問をすることができる。この職務を遂行する場合において消防公務員と警察公務員は緊密に協力しなければならない(第2項)。

ウ. 立入り検査等は、その場所の公開時間や勤務時間内又は陽が昇った後から陽が沈む前までの時間内に行わなければならない。ただし、建築物その他の工作物の関係人の承諾を得た場合又は火災発生の恐れが大きく緊急の必要がある場合はこの限りではない(第3項)。

エ. 立入り検査等を行う関係公務員は、関係人の正当な業務を妨げたり、立入り検査等を遂行しながら知った秘密を他の者に漏洩してはならない(第4項)。

オ. 市・道知事、消防本部長又は消防署長は、タンク試験者に対し必要な報告若しくは資料

提出を命じ又は関係公務員に当該事務所に立ち入らせて業務の状況、試験器具、帳簿、書類その他の物の検査、関係人への質問をさせることができる（第5項）。

カ、立入り検査等を行う関係公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、関係人にこれを示さなければならない（第6項）。

② 危険物の漏出等の事故の調査（危険物管理法第22条の2）

消防庁長、消防本部長又は消防署長は、危険物の漏出、火災、爆発等の事故が発生した場合、事故原因及び被害状況等を調査しなければならない。また、消防庁長、消防本部長又は消防署長は、事故調査に必要な場合、諮問を行うため関連分野の専門知識を有する者で構成する「事故調査委員会」を設置することができる。

【事故調査委員会の構成及び運営】（危険物管理法施行令第19条の2第1項～第3項）

1. 事故調査委員会（「委員会」）は委員長1人を含めて7人以内の委員で構成
2. 委員は次のいずれかに該当する者の中から消防庁長、消防本部長又は消防署長が任命又は委嘱。委員長は委員の中から消防庁長、消防本部長又は消防署長が任命又は委嘱
 - a. 所属消防公務員
 - b. 韓国消防産業技術院（技術院）の役職員のうち危険物安全管理関連業務に5年以上従事した者
 - c. 韓国消防安全院（安全院）の役職員のうち、危険物安全管理関連業務に5年以上従事した者
 - d. 危険物による事故の原因・被害調査及び危険物安全管理関連業務等に関する学識と経験が豊富な者
3. 民間委員の任期は2年（1度のみ再任可）

③ タンク試験者に対する命令（危険物管理法第23条）

市・道知事、消防本部長又は消防署長は、タンク試験者に対し、業務を適正に実施させるために必要であると認めるときには、監督上必要な命令をすることができる。

④ 無許可の場所の危険物に対する措置命令（危険物管理法第24条）

市・道知事、消防本部長又は消防署長は、危険物による災害を防止するため、許可を受けないで指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いをする者に対し、その危険物及び施設の除去等必要な措置を命じることができる。

⑤ 製造所等に対する緊急使用停止命令等（危険物管理法第25条）

市・道知事、消防本部長又は消防署長は、公共の安全の維持や災害の発生防止のために緊急の必要があると認めるときは、製造所等の関係人に対し、当該製造所等の使用の一時停止や使用の制限を命じることができる。

⑥ 貯蔵、取扱い基準遵守命令等（危険物管理法第 26 条）

市・道知事、消防本部長又は消防署長は、製造所等や管轄区域にある移動タンク貯蔵所での危険物の貯蔵・取扱いが法令上の基準に違反していると認めるときは、当該関係人に対し、基準に従い危険物を貯蔵・取り扱うよう命じることができる。

⑦ 応急措置、通報及び措置命令（危険物管理法第 27 条）

ア. 製造所等の関係人は、当該製造所等で危険物の流出その他の事故が発生したときには、即時かつ持続的に危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害発生防止のための応急措置を講じなければならない。

イ. また、上記の事態を発見した者は、直ちにその事実を消防署、警察署又はその他の関係機関に通報しなければならない。

ウ. 消防本部長又は消防署長は製造所等の関係人が上記ア. の応急措置を講じていないと認めるときは応急措置を講ずるよう命じることができる。管轄区域にある移動タンク貯蔵所の関係人に対しても同様に応急措置を命じることができる。

Ⅶ 救助・救急

○ 119 救助・救急に関する法律（2011.03.08 公布）

第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）

第 2 章 救助・救急基本計画等（第 6 条、第 7 条）

第 3 章 救助隊及び救急隊等の編成・運用（第 8 条～第 12 条の 4）

第 4 章 救助・救急活動等（第 13 条～第 24 条）

第 5 章 補則（第 25 条～第 27 条の 2）

第 6 章 罰則（第 28 条～第 30 条）

附則

1. 119 救助・救急に関する法律の制定

従前、救急救助に関しては、「消防基本法において救助隊及び救急隊の編成・運用に関してのみ規定が設けられていただけで、国家レベルでの救助・救急サービスの体系的・専門的な発展計画の樹立や財政投資に限界があり、複雑・多様で予測が困難な特殊災難現場で効果的に救助・救急活動を行えるよう対策が急がれる実情にあった。」（「119 救助・救急に関する法律」公布時の消防防災庁報道ブリーフィング資料より）

そこで、2011 年 3 月の法律改正により、「消防基本法」中の救助・救急に関する条文は 1 箇条のみ（第 34 条：救助隊及び救急隊の編成及び運用に関しては、別途法律で定めることを規定。なお、改正前の消防基本法の救助・救急に関する条文は第 34 条～第 36 条の 3 箇条）とすると同時に、新たに別途「119 救助・救急に関する法律」（条文数 30 箇条）を制定することにより（2011 年 3 月公布、同年 9 月施行）、救助・救急に関して大幅な規定の拡充が行われた。これにより、「救助・救急サービスを先進化し、各種の災難現場における迅速で円滑な救助・救急活動のための基盤の造成が可能」となり、「国家が一定の責任を有し、救助・救急サービスの品質向上及び専門性を強化することができる法的基盤が整えられることになった。」（「119 救助・救急に関する法律」公布時の消防防災庁報道ブリーフィング資料より）

新設された「119 救助・救急に関する法律」は、救助・救急業務に係る国家の力量を強化して国民の生命・身体・財産を保護し、生活の質の向上に寄与することを目的とし（同法第 1 条）、制定当時の規定は次のような事項が規定内容の柱となっていた。

- ① 119 救助・救急サービスの質の向上を国家と地方自治団体の共通責務とし、国家の体系的で均衡ある支援を拡大することを通じてサービスの先進化を図ること
- ② このような国家の責務遂行のため救助・救急基本計画を樹立（国会の常任委員会に提出される。）して中・長期的発展計画を推進すること
- ③ 従来 119 安全センターに所属していた 119 救急隊を救助隊と統合運用し、救助・救急サービスの専門性を高めること
- ④ 気候変動等により世界で大型災難が頻発していることに対応し、国外等で大型災難等が発

生した場合に、在外国民の保護又は災難発生国の国民に対する人道主義的救助活動を行うための国際救助隊を編成・運用できるようにすること

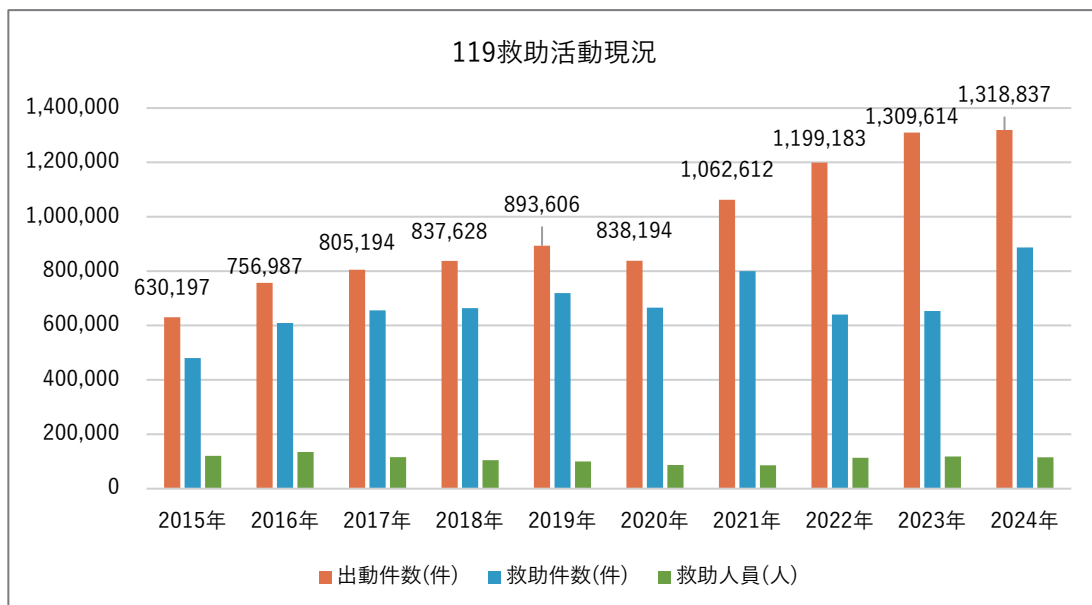
- ⑤ 超高層建築物での人命救助、島嶼・僻地での応急患者の移送等のための航空救助隊の編成・運用ができるようにすること
- ⑥ 正当な理由なく救助・救急活動を妨げた場合5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処すること
- ⑦ 危急でない場合の救助・救急の要請は、一定の場合には拒否することができること
- ⑧ 救助・救急隊員の安全管理のため、事故及び感染防止対策と健康管理対策を樹立し施行すること

「119 救助・救急に関する法律」(以下「119 法」)は、その後数次の改正により、119 救急状況管理センターの設置・運営、国際救急隊の編成・運営、119 航空運行管制室の設置・運営、119 航空整備室の設置・運営、感染病患者等の移送等に関する規定を加え現在に至っている。

2. 救助・救急の現況

(1) 119 救助活動

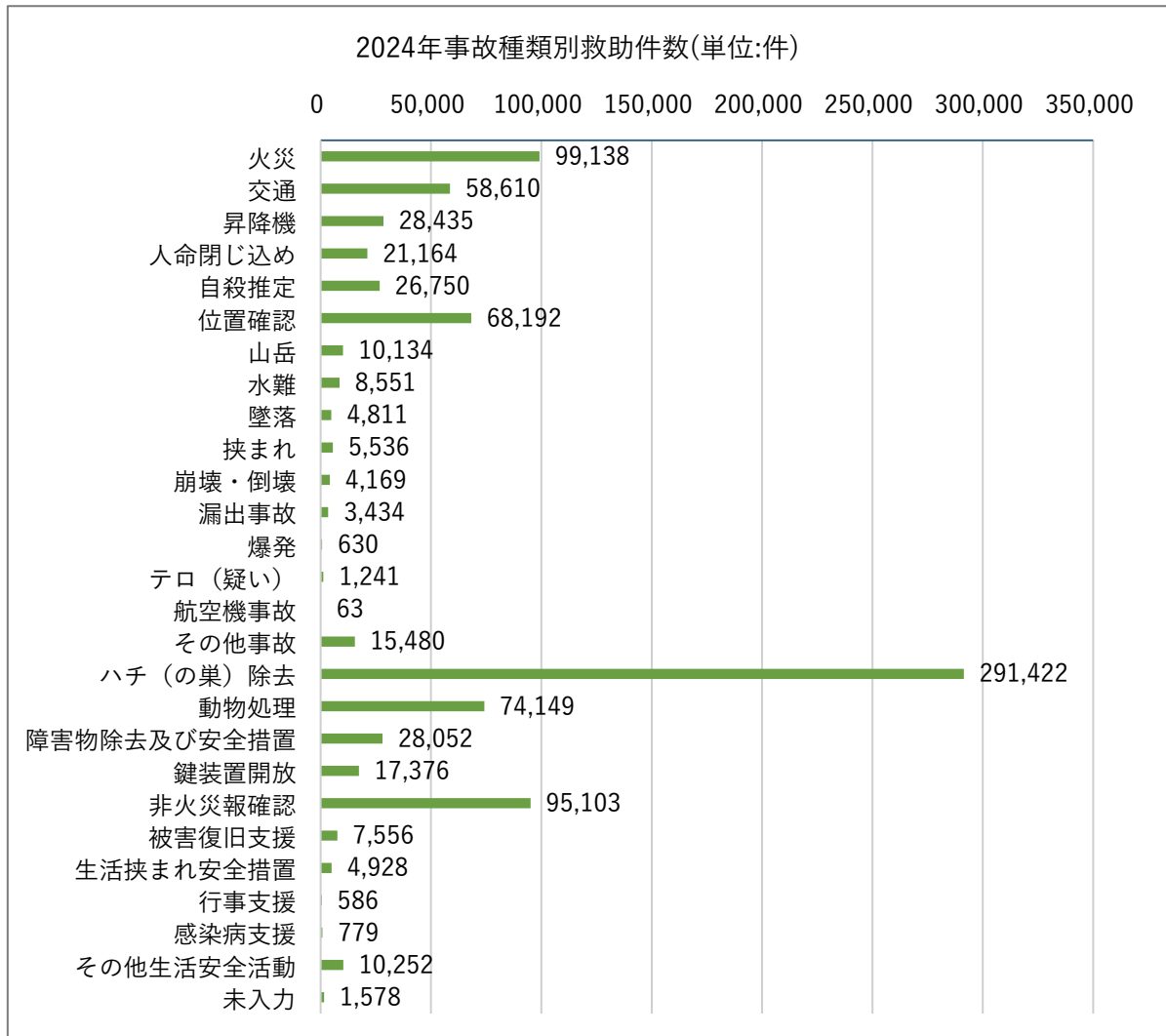
119 救助活動の出動件数、救助件数、救助人員の状況は下記グラフのとおりである。出動件数、救助件数(特に出動件数)は増加傾向にある(なお、これら件数等は中央 119 救助本部と市・道消防本部の活動を合わせた数字であり、中央 119 救助本部の活動は、出動件数についてみると最近では、2022 年に 2,070 件、2023 年に 1,771 件、2024 年に 1,067 件である。)



* 「2025 年消防庁統計年報」 p124 より

救助件数について事故種類別で見ると、2024 年は下記グラフのような状況であり、件数が多いのは、火災、交通、位置確認、ハチの巣の除去、動物処理、非火災報確認等である。2022

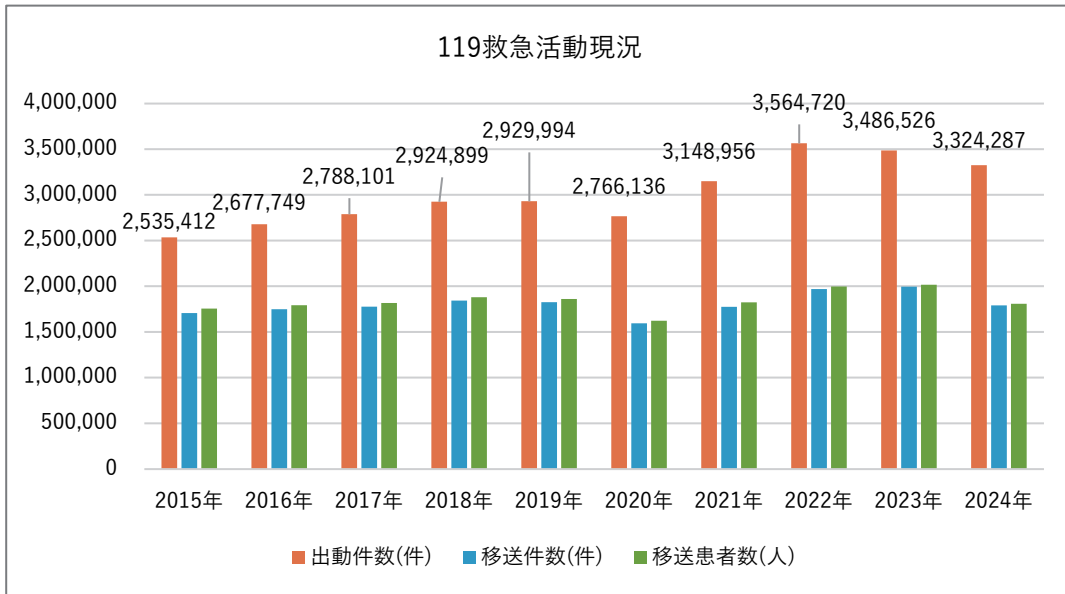
年～2024年の3年間（2022年より現在の事故種別分類を採用）の増加率は全体では38.5%増（640,099件→887,119件）であるが、個別に見ると火災12.8%増（87,860件→99,138件）、交通17.2%増（50,003件→58,610件）であるのに比べ、位置確認200.3%増（30,045件→68,192件）、ハチの巣の除去270.4%増（106,287件→291,422件）、動物処理77.3%増（41,523件→73,149件）である等「生活安全」に関する救助活動が顕著に増加している。また、非火災報確認も238.9%増（39,802件→95,103件）と大幅に増加している。



* 「2025年消防庁統計年報」p128～p129より作成

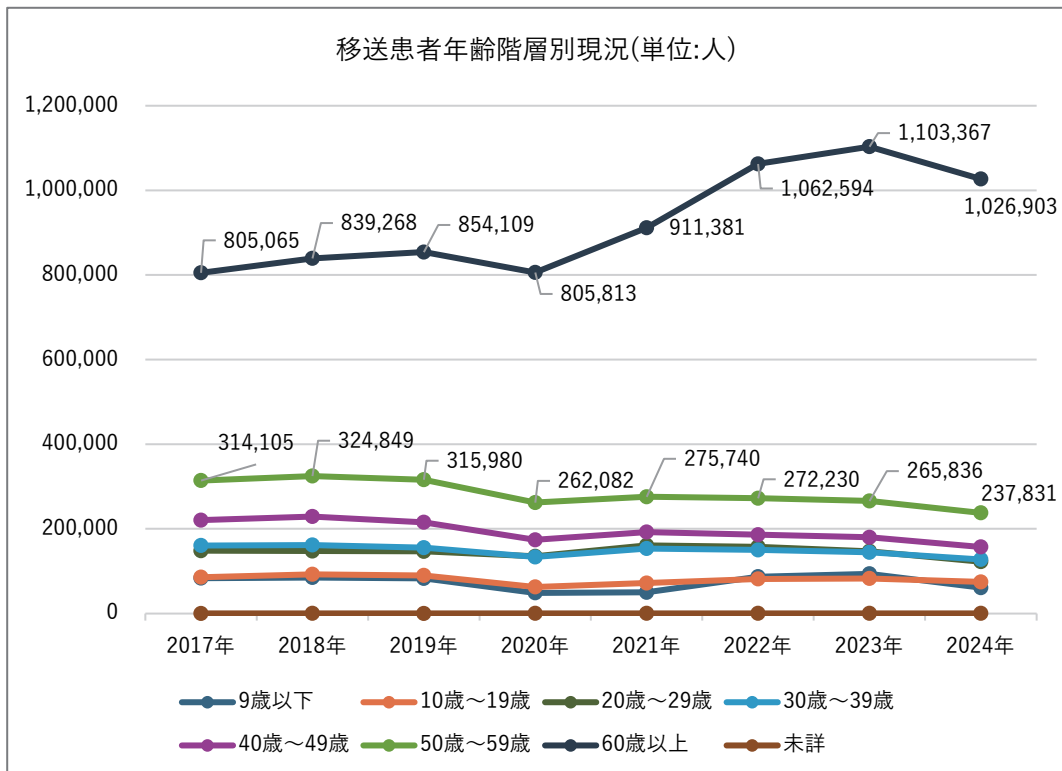
(2) 救急活動

119救急活動の出動件数、移送件数、移送患者数の状況は下記グラフのとおりである。救助活動の増加率に比べると落ち着いて来てはいるが、やはり出動件数は増加傾向にある。



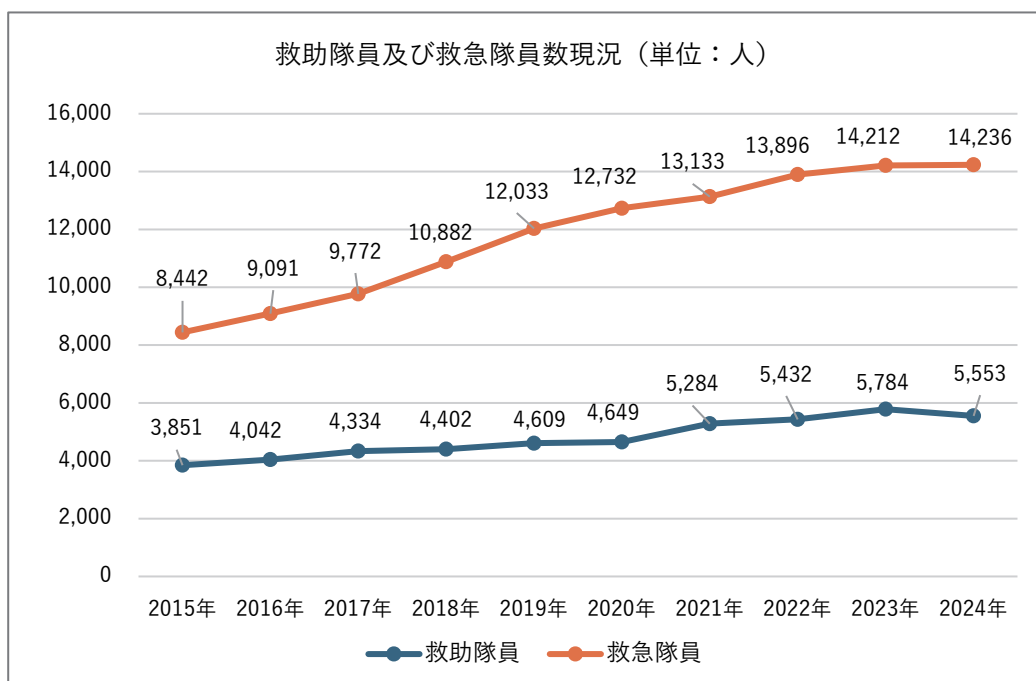
* 「2025年消防庁統計年報」 p164～p165

救急移送患者の年齢階層別現況は下記グラフのとおりである。ここ数年で見ると移送患者数全体は概ね横ばい状態であるが、60歳以上の年代層では増加傾向にあり、またこの年代層が全年代層の半数を超える割合を占めている（2024年：56.8%、2023年 54.7%、2022年：53.2%）。



* 「2025年消防庁統計年報」 p175 より作成

救助隊員及び救急隊員数の現況は下記グラフのとおりである。ここ 10 年で、救助隊員数は 1.44 倍に、救急隊員数は 1.67 倍と相当な伸び率を示している。



* 「2025 年消防庁統計年報」 p5 より

3. 救助・救急基本計画等

(1) 基本計画

119 法は、その第 3 条において、国及び地方自治団体の責務として、「救助・救急に関連する新たな技術の研究・開発及び救助・救急サービスの質の向上を図るための施策の講究、推進」、「救助・救急業務を効果的に遂行するための体系の構築及び救助・救急装備の具備その他救助・救急活動に必要な基盤の整備」、「国民が危急の状況において自らの生命と身体を保護できる対応能力を向上させるための教育と広報の積極的な努力」を規定している。

「救助・救急基本計画」（以下「基本計画」）は、その業務を遂行するため、消防庁長が関係中央行政機関の長との協議し、「中央救助・救急政策協議会」（中央政策協議会：119 法第 27 条第 1 項）との協議を経て制定・施行するもので、5 年ごとに改定される（119 法第 6 条第 1 項、119 救助・救急に関する法律施行令（以下「119 法施行令」）第 2 条第 1 項）。なお、「基本計画」（及び下記（2）執行計画）の策定に当たって、必要がある場合は、関係中央行政機関の長、市・道知事に関連資料の提出を要請することができる（119 法第 6 条第 5 項）。

「基本計画」には、次のような事項が記載される（119 法第 6 条第 2 項）。

- ア. 救助・救急サービスの質の向上のための政策の基本方向に関する事項
- イ. 救助・救急に必要な体系の構築、技術の研究開発及び普及に関する事項
- ウ. 救助・救急に必要な装備の具備に関する事項
- エ. 救助・救急専門人力養成に関する事項

- オ. 救助・救急活動に必要な基盤に関する事項
- カ. 救助・救急の教育と広報に関する事項
- キ. その他救助・救急業務の効率的遂行に必要な事項

なお、策定された「基本計画」及び下記（２）の「執行計画」は、消防庁長より、関係中央行政機関の長、市・道知事に通知され、また、国会の所管常任委員会に提出される（119 法第 6 条第 4 項）。

（２）執行計画

消防庁長は、「基本計画」に従い、毎年、年度別に「救助・救急執行計画」（以下「執行計画」）を制定・施行しなければならない（119 法第 6 条第 3 項）。執行計画制定に際しても「中央救助・救急政策協議会」での協議を行い、計画執行の前年度の 10 月 31 日までに制定する必要がある（119 法施行令第 3 条第 1 項）。

救助・救急執行計画には、次のような事項が記載される（119 法施行令第 3 条第 2 項）。

- ア. 「基本計画」執行のために必要な事項
- イ. 救助・救急隊員の事故防止、感染防止及び健康管理のために必要な事項
- ウ. その他救助・救急活動と関連し、中央救助・救急政策協議会が必要と決定した事項

（３）市・道執行計画

消防本部長は、「基本計画」及び「執行計画」に従い、管轄地域における迅速で円滑な救助・救急活動のため、毎年「市・道救助・救急執行計画」（以下「市・道執行計画」）を策定し、消防庁長に提出しなければならない（119 法第 7 条第 1 項）。「市・道執行計画」策定に当たっては、「市・道救助・救急政策協議会」（119 法第 27 条第 2 項）での協議を経なければならない（119 法施行令第 4 条第 1 項）。

「市・道執行計画」には、次のような事項が記載される（119 法施行令第 4 条第 2 項）。

- ア. 「基本計画」及び「執行計画」に対する市・道の細部執行計画
- イ. 救助・救急隊員の事故防止、感染防止及び健康管理のために必要な細部執行計画
- ウ. 消防庁長が毎年実施する市・道消防本部の救助・救急活動に対する総合評価（119 法第 26 条第 1 項）の評価結果に応じた措置計画
- エ. その他救助・救急活動と関連し「市・道救助・救急政策協議会」が必要と決定した事項

4. 救助隊・救急隊等の編成・運用

（１）119 救助隊

- ① 消防庁長、消防本部長又は消防署長（以下「消防庁長等」）は、危急の状況において要救助者の生命等を迅速かつ安全に救助する救助の業務を遂行するため、119 救助隊（以下「救助隊」）を編成・運営する（119 法第 8 条第 1 項）。なお、救助隊と後述する救急隊を統合して救助・救急隊として運用することも可能である（119 法第 11 条第 1 項）。

- ② 救助隊の種類、救助隊員の資格基準、装備は大統領令（119 法施行令）及び行政安全部令（119 救助・救急に関する法律施行規則（以下「119 法施行規則」）により下記のように定められている（119 法第 8 条第 2 項、第 3 項）。

【救助隊の種類】（119 法施行令第 5 条第 1 項）

1. 一般救助隊

市・道の規則で定めるところにより、消防署毎に 1 個隊以上設置（消防署のない市・郡・区の場合は、該当の市・郡・区の地域の中心地にある 119 安全センターに設置

2. 特殊救助隊

消防対象物、地域特性、災難発生類型、発生頻度等を考慮し、市・道の規則で定めるところに従い、次の区分により地域を管轄する消防署に設置。但し、高速国道救助隊は、下記 3. の直轄救助隊に設置すること可

- a. 化学救助隊：化学工場に密接した地域
- b. 水難救助隊：「内水面漁業法」による内水面地域
- c. 山岳救助隊：「自然公園法」による自然公園等の山岳地域
- d. 高速国道救助隊：「道路法」による高速道路
- e. 地下鉄救助隊：「都市鉄道法」による都市鉄道の駅舎及び駅務施設

3. 直轄救助隊

大型・特殊災難事故の救助、現場指揮及びテロ現場等の支援等のため消防庁又は市・道消防本部に設置し、市・道消防本部に設置される場合は、市・道の規則で定めるところによる。

4. テロ対応救助隊

テロ及び特殊災難に専門的に対応するため消防庁や市・道消防本部にそれぞれ設置し、市・道消防本部に設置する場合は市・道の規則で定めるところによる。

* 2024 年 12 月 31 日基準の救助隊の設置現況は以下のとおりである（「2025 年消防庁統計年報」p17 より）。

	合計		特殊救助隊		消防署救助隊		水難救助隊		山岳救助隊		化学救助隊		トンネル救助隊	
	組織(隊)	人員(人)	組織(隊)	人員(人)	組織(隊)	人員(人)	組織(隊)	人員(人)	組織(隊)	人員(人)	組織(隊)	人員(人)	組織(隊)	人員(人)
中央119救助本部	4 個隊 7 センター	246	4	116	—	—	—	—	—	—	7	130	—	—
市・道計	289	5,553	18	490	246	4,688	12	178	8	94	3	78	2	25

- (1) 直轄救助隊 (18)：119 航空隊、行政課等を除いた特殊救助隊（緊急機動チーム）の数値
- (2) 水難救助隊 (12)：ソウル(汝矣島、トゥクソム、バンポ、クァンナル)、釜山(洛東江、水上)、仁川(チョンソジン)、京畿道(金浦、楊平、加平)、忠北(忠州湖)、慶北(安東湖)
- (3) 山岳救助隊 (8)：ソウル(道峰山、北漢山、冠岳山)、仁川(マニ山)(江華消防署)、光州(無登山)、江原(雪岳山)、慶南(チリ山)
- (4) 化学救助隊 (3)：仁川(消防本部)、全北(消防本部)、全南(麗水消防署)

* 消防庁の「中央 119 救助本部」については、前記Ⅲ 3. (6) に詳細を記述

* 上記の各救助隊の出動区域は次のとおりである（119 法施行令第 5 条第 2 項、119 法施行

規則第5条)

- ・消防庁に設置する直轄救助隊及びテロ対応救助隊：全国
 - ・市・道消防本部に設置する直轄救助隊及びテロ対応救助隊：管轄市・道
 - ・消防庁直轄救助隊に設置する高速国道救助隊：消防庁長が韓国道路公社と協議して定める地域
 - ・その他の救助隊：消防署の管轄区域
 - ・上記にかかわらず、地理的、地形的条件により迅速な出動が可能な場合や大型災害が発生した場合等には、消防庁長等の要請等により管轄区域外にも出動できる。
- * 消防庁長等は、夏期の水難安全確保のため必要がある場合は民間ボランティアで構成される救助隊（「119 市民水上救助隊」：運用等については市・道の条例で規定）を支援することができる（119 法施行令第5条第3項、第4項）。「119 市民水上救助隊」の配置箇所数及び配置人員は、2022年：212カ所、7,638人、2023年：204カ所、6,628人、2024年：233カ所、6,853人である（「2025年消防庁統計年報」p152より）。

【救助隊員の資格基準】（119 法施行令第6条）

救助隊員は、消防隊員で、かつ、次のいずれかに該当する資格を有しなければならない。

1. 消防庁長が実施する人命救助士教育を受けた者又は人命救助士試験に合格した者
 2. 国家、地方自治団体及び「公共機関の運用に関する法律」による公共機関（政府出捐機関等のこと）の救助関連分野において勤務した経歴が2年以上である者
 3. 「応急医療に関する法律」による応急救助士の資格を有する者で、消防庁長が実施する救助業務に関する教育を受けた者
- * 人命救助士の教育内容、人命救助士の試験科目、試験方法、救助業務に関する教育内容等については消防庁長が定めることとされている。なお、これらの教育や試験は消防庁長が設置・運営する消防学校又は市・道知事が設置・運営する教育訓練機関において行われる。

【装備】（119 法施行規則第3条）

市・道の消防本部及び消防署に設置される救助隊が保有する装備の基本的事項については、「消防力基準に関する規則」及び「消防装備管理規則」で定められている。消防庁に設置される救助隊の装備についても、これに準じて扱われる。それ以外の詳細については、消防庁長が定めるところによる。

《消防力基準に関する規則別表1第3号》

119 救助隊に置く消防自動車等の配置基準として次のように規定されている。

1. 一般救助隊
 - a. 救助車及び装備運搬車：救助車1台を基本に配置し、救助活動を円滑に推進するために必要な場合、地域実情に合わせて装備運搬車1台を配置
 - b. 消防はしご車：1台を配置するが、救助隊との距離が20km以内にある119安全センターに配置されている場合には配置しないこと可
 - c. 救助艇及び水上オートバイ：水上救助隊が一時運営されたり、別途の水難救助隊を運営する場合に1台ずつ配置

2. 市・道の消防本部直轄救助隊

救助車 1 台、救急車 1 台、装備運搬車 1 台、指揮車 1 台を基本に配置し、地域の実情及び消防需要の特性に応じて化学分析除毒車等その他の装備を追加配置

3. 消防署に置く特殊救助隊

救助隊別に次の表による基本装備を優先配置し、救助活動を円滑に推進するために必要な場合、地域の実情に合わせて装備を追加配置

	基本装備	追加装備
化学救助隊	化学分析除毒車 1 台以上	装備運搬車、化学車、救急車等その他の消防車両
水難救助隊	救助艇 1 艇及び水上オートバイ 1 台以上	救急車等その他の消防車両
高速国道救助隊	救助車 1 台以上	救急車、ポンプ車等の消防車両
山岳救助隊	山岳救助装備運搬車 1 台以上	救急車及び救助バス等のその他の消防車両
地下鉄救助隊	個人用空気呼吸器、化学防護服	特殊消防装備

(2) 国際救助隊

- ① 消防庁長は、国外等において大型災難等が発生した場合、在外国民の保護又は災難発生国の国民に対する人道的救助活動のため、国際救助隊を編成・運営することができる。災難発生国への国際救助隊の派遣に際しては、消防庁長は外交部長官と協議を経ることが必要である（119 法第 9 条第 1 項、第 2 項）。

国際救助隊について、上記の外、消防庁長は次のような権能が与えられている（同法第 9 条第 2 項～第 5 項）。

ア. 海外派遣に備えて救助隊員に対する教育訓練を行うこと

イ. 国際救助隊の国外災難対応能力の向上を図るため、国際連合等関連国際機関との協力体系構築、海外災難情報の収集及び技術研究等のための施策を推進すること

ウ. 国際救助隊を災難発生国へ派遣するため必要がある場合は、関係行政機関の長又は市・道知事に対し職員の派遣及び装備の支援を要請すること

- ② 国際救助隊の編成、派遣、教育訓練及び国際救助隊員の帰国後の健康管理等については、大統領令（119 法施行令）及び行政安全部令（119 法施行規則）に定めがある（119 法第 9 条第 6 項、第 7 項）。

【編成・運用】（119 法施行令第 7 条）

1. 国際救助隊の編成は、人命探索及び救助、安全評価、相談、応急処置、応急移送、施設管理、広報連絡等の区分により任務を遂行できるよう構成する。
2. 国際救助隊の効率的運用のため必要がある場合は、国際救助隊を、消防庁に設置する直轄救助隊に設置することができる。
3. 国際救助隊の派遣規模及び期間は、災難類型と派遣地域の被害等を総合的に考慮し、外交部長官と協議して消防庁長が決定する。
4. その他必要な事項は消防庁長が定める。

【教育・訓練】（119 法施行令第 8 条）

国際救助隊員に対する教育・訓練の内容として含まれる事項

1. 専門教育訓練：崩壊建物探索及び人命救助、放射能及び有害化学物質事故対応、国連災難評価調整要員教育等
2. 一般教育訓練：応急処置、基礎通信、救助関連英語、国際救助隊倫理等

【隊員の健康管理】（119 法施行令第 9 条）

消防庁長は、国際救助隊員を派遣する前に、感染症等に備え適切な措置を講じるとともに、撤収してきた隊員に対し、負傷、感染症、外傷後ストレス障がい等に対する検診を行わなければならない。

【装備】（119 法施行規則第 6 条）

国際救助隊が保有すべき装備は次のとおりである。

1. 救助装備
2. 救急装備
3. 情報通信装備
4. 測定装備のうち共通測定装備及び化学生物放射能等測定装備
5. 保護装備
6. 補助設備

* 装備の具体的内容については、消防庁長が定めるところによる。

③ 国際救助隊の活動状況

	派遣国	災害現況		国際救助隊活動内容			
		災害名	発生日	派遣人員	派遣期間	実績	
1997 年	カンボジア	旅客機墜落	9.3	7 人	9.4～9.8	5 日間	犠牲者収容 (21 人)
1999 年	トルコ (イズミット)	地震	8.17	17 人	8.20～8.30	11 日間	犠牲者収容 (154 人)
	台湾 (ナントフ)	地震	9.21	16 人	9.22～9.27	6 日間	救助(1 人)、犠牲者収容(21 人)
2003 年	アルジェリア (ブメルデス)	地震	5.21	21 人	5.23～5.31	9 日間	犠牲者収容 (22 人)
	イラン (ケルマンバム)	地震	12.26	24 人	12.27～1.3	8 日間	犠牲者収容 (57 人)
2004 年	タイ (プーケット)	津波	12.26	15 人	12.29～1.7	10 日間	犠牲者収容 (14 人)
2005 年	パキスタン (北東部)	地震	10.8	2 人	10.14～10.21	8 日間	医療チーム支援
2006 年	インドネシア (バントウル)	地震	5.27	1 人	5.28～6.4	8 日間	医療チーム支援
2008 年	中国 (四川省)	地震	5.12	41 人	5.16～5.23	8 日間	犠牲者収容 (27 人)
	ミャンマー (ヤンゴン州)	台風	5.2	5 人	6.5～6.15	11 日間	防疫活動
2009 年	インドネシア	地震	9.30	41 人	10.1～10.7	7 日間	犠牲者収容 (3 人)

2010年	ハイチ	地震	1.12	25人	1.15～1.25	11日間	犠牲者収容 (33人)
2011年	日本	地震 (規模9.0)	3.11	107人	3.12～3.23	12日間	犠牲者収容 (18人)
2013年	フィリピン (タクロバン)	台風	11.7	29人	11.15～12.1	17日間	犠牲者収容 (415人)
2015年	ネパール (カトマンズ)	地震 (規模7.9)	4.25	27人	4.27～5.8	12日間	犠牲者収容 (8人)
2018年	ラオス (セナムノイ)	ダム崩壊	7.23	1人	7.25～8.2	9日間	海外緊急救護 選抜隊
2019年	ハンガリー (ブタペスト)	遊覧船沈没	5.30	24人	5.30～7.30	62日間	犠牲者収容 (18人)
2023年	トルコ	地震(規模7.7) (44,000人死亡)	2.6	63人	2.8～2.18	11日間	救助(8人)、犠牲 者収容(19人)
	カナダ	山火事 (33,000 km ² 焼失)	5.5	70人	7.2～8.3	32日間	山火事鎮圧 及び拡散防止

* 「2025年消防庁統計年報」p57より

国際救助隊は、1997年8月グアムでの大韓航空機墜落事故を契機に、海外での災害発生時の自国民保護を目的として1997年に創設された。そしてそれ以降、災害発生国に対する人道主義的救助活動や国際協力の拡大等その役割を積極的に果たそうとしている。「2025年国際救助隊運営計画」に関する2025年3月5日付の「代替不可能な国家災害対応専担組織、世界へ跳躍」と題する消防庁報道資料には次のような内容の記載がある。

「消防庁は2025年国際救助隊運営計画を発表した。国家災害対応専門救助隊である国際救助隊の役割を強化し、アジア太平洋地域での協力と相互支援を通じて国際的災害対応のための核心的な役割を遂行する計画だ。これは、単なる海外救助支援を超えて、大韓民国がグローバル災害対応の中心国家に飛躍する重要な足掛かりになるものである。

消防庁は・・・地震、水難（風水害）、航空機事故、森林火災などより広いカテゴリーで国境を越えた海外災害に総括対応する方針だ。まず、増加する国際的災害に効率的に対応し、韓国の国際救助隊の効率的な海外救助活動を支援するために運営改善専任チームを新設する。運営専任チームは、政策企画及び運営、隊員力量強化、装備管理、人材開発等救助隊運営全般を改善する計画だ。また、改善専門チームは国際救助隊員の力量強化のために海外専門訓練・学術大会参加等多様な海外参加機会を設け、海外の優秀事例をベンチマークして国内導入方案も積極的に推進する計画だ。

(中略)

2025年に活動する国際救助隊は、全国消防公務員の中で分野別専門人材を選抜し、計143人の精鋭救助隊で構成される。これらは災害発生後直ちに出勤できるよう24時間災害モニタリングを強化する一方、迅速な出勤とゴールデンタイム確保のために出勤装置をモジュール化して輸送効率性を高める。

また、外交部、保健福祉部、国防部、KOICAなど関係省庁と協力して国際救助合同訓練を推進し、シンガポール、台湾等アジア太平洋主要国家が参加する国際救助訓練で訓練規模を拡大する計画だ。また、来たる7月、カンボジアで開催されるASEAN災害対応訓練に初めて参加して救助力量を披露し、これを契機にアジア太平洋地域国家との協力ネッ

トワークも構築する予定だ。

(中略)

2011年のUN救助活動能力評価を通じて、アジアで4番目、世界的に17番目のUN等級分類最高等級であるHEAVY等級を獲得し、これは海外大型災害発生時に生存者の救助確率が高い現場に優先的に接近して活動できる「優先アクセス権」を持っていることを意味する。」

(3) 119 救急隊

- ① 消防庁長等は、危急の状況において発生した応急患者を応急処置し又は医療機関に緊急に移送する等の救急業務を遂行するため、119 救急隊（以下「救急隊」）を編成し運営する（119 法第 10 条第 1 項）。なお、前述した救助隊と救急隊を統合し、救助・救急隊として運用することも可能である（同法第 11 条）。
- ② 救急隊の種類、区分、救急隊員の資格基準、移送対象者、装備は大統領令（119 法施行令）及び行政安全部令（119 法施行規則）により下記のように定められている（119 法第 10 条第 2 項、第 3 項）。

【救急隊の種類・区分】（119 法施行令第 10 条第 1 項）

1. 一般救急隊

市・道の規則で定めるところにより、消防署毎に 1 個隊以上設置（消防署のない市・郡・区の場合は、該当の市・郡・区の地域の中心地にある 119 安全センターに設置）

2. 高速国道救急隊

交通事故の発生頻度等を考慮して消防庁、市・道消防本部又は高速道路を管轄する消防署に設置（消防本部、消防署に設置する場合には、市・道の規則で定めるところによる。）

* 上記の各救急隊の出動区域は次の通りである（119 法施行令第 10 条第 2 項、119 法施行規則第 8 条）。

- ・一般救急隊及び消防署に設置される高速国道救急隊：救急隊が設置されている地域を管轄する市・道
- ・消防庁又は市・道の消防本部に設置される高速国道救急隊：高速道路に進入する道路及び近隣の救急隊の配置状況等を考慮して消防庁長又は消防本部長が関連する市・道の消防本部長及び韓国道路公社と協議して定める区域
- ・上記にかかわらず、地理的、地形的条件により迅速な出動が可能な場合や大型災害が発生した場合等には、消防庁長等の要請等により管轄区域外にも出動できる。

【隊員の資格基準】（119 法施行令第 11 条）

救急隊員は、消防公務員で、かつ、次のいずれかの資格を有しなければならない（ただし、下記 4. に該当する者は救急車の運転と救急に関する補助業務に限る。）。

1. 「医療法」による医療人（保健福祉部長官の免許を受けた医師、歯科医師、韓医師、助

- 産師及び看護師（同法第 2 条第 1 項）
2. 「応急医療に関する法律」による 1 級応急救助士の資格を取得した者（大学又は専門大学で応急救助学を専攻し卒業した者で保健福祉部長官が実施する試験に合格して資格認定を受けた者等（同法第 36 条第 2 項））
 3. 「応急医療に関する法律」による 2 級応急救助士の資格を取得した者（指定養成機関で養成過程を終えた者で保健福祉部長官が実施する試験に合格して資格認定を受けた者等（同法第 36 条第 3 項））
 4. 消防庁長が実施する救急業務に関する教育を受けた者

《救急隊員資格現況》 （単位：人）

	合計	応急救助士			看護師	その他
		小計	1 級	2 級		
2015 年	8,442	6,844	3,377	3,467	904	694
2016 年	9,091	7,085	3,722	3,363	1,124	882
2017 年	9,772	7,623	4,034	3,589	1,328	821
2018 年	10,882	8,072	4,675	3,391	1,991	825
2019 年	12,033	8,408	5,319	3,089	2,642	983
2020 年	12,732	8,568	5,365	3,203	2,949	1,215
2021 年	13,133	8,238	5,256	2,982	3,371	15,24
2022 年	13,896	8,217	5,413	2,804	3,968	1,711
2023 年	14,212	7,872	5,386	2,486	4,392	1,948
2024 年	14,236	7,600	5,347	2,253	4,427	2,209

* 「2025 年消防庁統計年報」 p20

【応急患者の移送等】（119 法施行令第 12 条）

1. 救急隊員は、応急患者を医療機関へ移送する前又は移送する過程において応急処置が必要な場合には、可能な範囲で応急処置を行わなければならない。
2. 消防庁長は、救急隊員の資格別応急処置範囲等の「現場応急処置標準指針」を定め運営することができる。
3. 救急隊員は、患者の疾病内容及び重症度、地域別特性等を考慮し、消防庁長又は消防本部長が作成した「移送病院選定指針」に従い、応急患者を医療機関に移送しなければならない。但し、患者の状態を見て移送する場合に、生命に危険又は患者の症状を悪化させると判断される場合で、医師の医療指導が可能な場合には、医師の医療指導に従う。
 なお、「移送病院選定指針」が作成されていない場合は、患者の疾病内容及び重症度等を考慮し、患者の治療に適合し最短時間で移送することができる医療機関に移送しなければならない。
4. 救急隊員は、移送しようとする応急患者が感染症、精神疾患に罹っていると判断される場合は、市・郡・区の保健所の関係公務員等に対し必要な協調を要請することができる。
5. 救急隊員は、移送しようとする応急患者が、自ら又は他の者の生命、身体、財産に危害

を及ぼす恐れがあると認める場合には、患者の保護者又は関係機関の公務員等に対し同乗を求めることができる。

6. 消防庁長は、「現場応急処置標準指針」及び「移送病院選定指針」を作成する場合には、保健福祉部長官と協議しなければならない。

【装備】（119 法施行規則第 7 条）

市・道の消防本部及び消防署に設置される救急隊が保有する装備の基本的事項については「消防装備管理法施行規則」で定められている。消防庁に設置される救急隊の装備も、これに準じて扱われる。それ以外の詳細については消防庁長が定めるところによる。

《消防装備管理法施行規則第 16 条、同則別表 2》

- ・「消防装備管理法施行規則」別表 2 には、機動装備は「消防力基準に関する規則」別表 1 の配置基準従い保有、救急装備等については各消防装備の特性を考慮し消防庁長が定める旨の規定あり。
- ・「消防力基準に関する規則」別表 1 第 4 号
 1. 「応急医療に関する法律施行規則」による救急車
 - a. 消防署に所属する 119 安全センターの数に 1 台を追加した数の救急車を基本的に配置
 - b. 119 安全センター管轄において管轄人口 3 万人を基準として管轄人口 5 万人又は救急活動件数が年間 500 件以上増加するごとに救急車 1 台を追加して配置
 2. 救急オートバイ
救急活動を円滑に推進するために必要な場合、救急隊別に 1 台以上の救急オートバイを配置

③ 119 救急状況管理センター

消防庁長は、119 救急隊員等に応急患者移送等に関する情報を効率的に提供するために、消防庁と市・道消防本部に 119 救急状況管理センターを設置・運営しなければならない。119 救急状況管理センターでは次の業務が行われる（119 法第 10 条の 2 第 1 項、第 2 項）。

- ア. 応急患者に対する案内・相談及び指導
- イ. 応急患者を移送中の者に対する応急処置の指導及び移送病院案内
- ウ. 上記ア. 及びイ. に関する情報の活用及び提供
- エ. 119 救急移送等のための情報網の設置及び管理・運営
- オ. 感染病患者等の移送等重要事項の報告及び伝達
- カ. 在外国民、領海・公海上の船員及び航空機乗務員・乗客等に対する医療相談等の応急医療サービス提供
- キ. 小児・青少年患者（18 歳以下の患者）に対する相談・案内・指導

救急状況管理センターの設置・運営、その他必要な事項については、大統領令（119 法施行令）で定められている（119 法第 10 条の 2 第 3 項）。

【救急状況管理センターに配置される者の資格】（119 法施行令第 13 条の 2 第 1 項）

次のいずれかの資格を有する者による 24 時間勤務体制で運営される。

1. 「医療法」による医療人（保健福祉部長官の免許を受けた医師、歯科医師、韓医師、助産師及び看護師）
2. 「応急医療に関する法律」による 1 級応急救助士の資格を取得した者（大学又は専門大学で応急救助学を専攻し卒業した者で保健福祉部長官が実施する試験に合格して資格認定を受けた者等）
3. 「応急医療に関する法律」による 2 級応急救助士の資格を取得した者（指定養成機関で養成過程を終えた者で保健福祉部長官が実施する試験に合格して資格認定を受けた者等）
4. 「応急医療に関する法律」による応急医療情報センターで 2 年以上応急医療に関する相談の経歴を有する者

【119 救急移送等のための情報網の設置・運営等】

1. 消防庁長は、119 救急移送等のための情報網の設置（上記③ エ）をする場合、次の情報が効率的に連携して救急隊及び救急状況管理センターの勤務者に提供されるようにしなければならない（119 法施行令第 13 条の 2 第 2 項）。
 - a. 「応急医療に関する法律」による応急医療情報センターが提供する次の情報（応急医療に関する法律施行令第 24 条第 1 項）
 - (1) 重症患者室及び救急室の人員・規模・施設・医療器具及び装備
 - (2) 救急車等の編成・装備及び運営人力
 - (3) 応急室勤務者、当直応急医療従事者、応急室の使用可能病床数
 - (4) 医療人が応急患者の移送を決定する前に応急医療支援センターの長に他の医療機関との協議を要請した場合、協議のために他の医療機関に提供する患者の主な症状、活力徴候、検査結果等に関する情報
 - (5) その他応急医療に関連する主要医療施設、医療装備、応急手術可能疾患、応急患者の受け入れ及び移送の現況等に対して、応急医療支援センターの長が必要と認めて要求する事項
 - b. 救急隊の出動状況、応急患者への対応及び移送の状況
2. 救急状況管理センターは、感染病患者等の現在の状態及び移送関連事項等の重要事項を救急隊員及び移送医療機関、管轄保健所等関係機関に伝達・報告しなければならない（119 法施行令第 13 条の 2 第 3 項）。
3. 救急状況管理センターに勤務する者は、上記 1. による情報を活用して移送病院を案内しなければならない（同令第 13 条の 2 第 4 項）。
4. 消防本部長は、救急状況管理センターの運営状況を把握し、応急患者移送情報提供体系を効率化するため、毎半期ごとに消防庁長に救急状況管理センターの運営状況を総合して報告しなければならない（同令第 13 条の 2 第 5 項）。
5. 救急状況管理センターの設置・運営に関する細部事項は、同センターを消防庁に設置する場合には消防庁長が、市・道消防本部に設置する場合には市・道の規則で定める（た

だし、市・道消防本部に設置する救急状況管理センターの設置・運営に関する細部事項のうち必須配置の人力の任用、報酬等人事に関する事項は消防庁長が定めるところによる。）（同令第13条の2第6項）。

保健福祉部長官は、119 救急状況管理センターによる 119 救急移送等のための情報網の設置・運営等に関し、その業務を評価することができ、消防庁長は評価に関する資料の収集のために保健福祉部長官が要請する場合、関係記録等必要な資料を提供しなければならない。また、消防庁長は、応急患者の移送情報が「応急医療に関する法律」による応急医療電算網と連携することができるようにしなければならない（119 法第 10 条の 2 第 4 項、第 5 項）。

最近における 119 救急状況管理センターの活動状況は下表のとおりである。

（単位：人）

	合計	医療相談			疾病 相談	応急処置 指導	医療 指導	移送病 院案内	救急車 出動	その他
		小計	病院	薬局						
2020 年	1,307,247	585,118	525,008	60,110	195,539	372,571	135,900	4,561	650	12,908
2021 年	1,489,709	665,712	616,999	48,713	264,277	373,913	155,647	15,316	122	14,722
2022 年	1,817,535	880,422	824,796	55,626	307,564	409,075	171,376	37,405	2,408	9,285
2023 年	1,646,081	740,882	695,760	45,122	291,164	418,796	158,116	29,695	3,447	3,981
2024 年	1,746,994	836,772	803,410	33,312	294,528	400,720	144,520	63,937	—	6,567

* 「2025 年消防庁統計年報」 p182 より

④ 119 救急車の運用

消防庁長等は、応急患者を医療機関に緊急に移送するために救急車（以下「119 救急車」）を運用しなければならない。119 救急車の配置基準、装備（医療装備及び救急医薬品は除く。）等 119 救急車の運用に関することで応急医療関係法令に規定されていない事項又は応急医療関係法令に規定された内容を超えて規定する必要がある事項は、行政安全部令で定める（119 法第 10 条の 3）。

【119 救急車の配置・運用基準】

119 救急隊に置く消防自動車等の配置基準は「消防力基準に関する規則別表 1 第 4 号によることとされ（119 法施行規則第 7 条の 2）、その内容は次のとおり。

1. 「応急医療に関する法律施行規則」による救急車
 - a. 消防署に所属する 119 安全センターの数に 1 台を追加した数の救急車を基本に配置
 - b. 119 安全センター管轄において管轄人口 3 万人を基準として管轄人口 5 万人又は救急活動件数が年間 500 件以上増加するごとに救急車 1 台を追加して配置
2. 救急オートバイ

救急活動を円滑に推進するために必要な場合、救急隊別に 1 台以上の救急オートバイを配置

(4) 国際救急隊

- ① 国際救急隊は、2023年8月16日の「119救助・救急に関する法律」(119法)改正(施行は2024年2月17日)により新たに創設された制度で、「国外で大型災難等が発生した場合、在外国民に対する救急活動、在外国民応急患者の国内医療機関への移送又は災難発生国の国民に対する人道主義的救急活動のために国際救急隊を編成して運営できるようにするなど、現行制度の運営上現れた一部未備である点を改善・補完する」(法改正時の「改正理由」)ためのものである。

国際救急隊に関する法令の規定は国際救助隊に関する法令の規定に準じている部分が多く、国際救急隊の編成・運営の基本となる119法第10条の4は、以下のように規定している。

ア. 消防庁長は、国外で大型災難等が発生した場合、在外国民に対する救急活動、在外国民応急患者の国内医療機関への移送、又は災難発生国国民に対する人道主義的救急活動のために国際救急隊を編成して運営することができる。この場合、移送に関する事項は、「在外国民保護のための領事助立法」第19条による(同条第1項)。

イ. 国際救急隊の編成、派遣、教育訓練及び国際救急隊員の帰国後、健康管理等に関しては、第9条第2項から第7項の規定を準用する。この場合、「国際救助隊」は「国際救急隊」と、「救助隊員」は「救急隊員」とみなす(同条第2項)。

*「第9条第2項から第7項の規定」=国際救助隊の編成・運営に関する規定(前述(2)①及び②)

*119法施行令においても、国際救助隊と国際救急隊を一つの条文の中に並べて規定しているものが多い。

また、消防庁長は、国際救助隊・国際救急隊を統合して編成・運営できることとされている(119法第11条第2項)。

(5) 119航空隊

- ① 消防庁長又は消防本部長は、超高層建築物等で要救助者の生命を安全に救助し又は島嶼、僻地において生じた応急患者を医療機関に緊急に移送するため、119航空隊(以下「航空隊」)を編成し運営する(119法第12条第1項)。

*2020年10月20日の119法改正により、それまでの「航空救助・救急隊」という名称から「119航空隊」という名称に変更された。

航空機(ヘリコプター)の保有状況及び119航空隊員等の数(2024年12月31日基準)は、航空隊17隊(消防庁中央119救助本部1隊、市・道消防本部16隊)、ヘリコプター32機(中央119救助本部8機、市・道消防本部24機)、航空隊員等数510人(消防庁88人、市・道消防本部422人)である。

	機 体 (機、人)			隊 員 等 (人)						
	保有機数	機 種	搭乗員数	計	操縦	整備	救助救急	運行管理	航空隊長	その他
計	32	—	—	510	139	110	188	49	19	5
消防庁本庁	—	—	—	10	—	—	—	10	—	—
消防庁中央 119 救助本部	8	EC-225(仏) 3機 S-92(米) 1機 KUH-1(韓) 2機 AS-365N2(仏) 2機	28 21 14 14	78	30	22	26	—	—	—
ソウル特別市	3	AS-365N2(仏) 2機 AW-189(伊) 1機	14 18	35	12	8	10	3	1	1
釜山広域市	2	AW-139(伊) 2機	14	25	6	6	8	4	1	—
大邱広域市	2	AW-169(伊) 1機 KA-32T(露) 1機	12 18	34	8	7	14	4	1	—
仁川広域市	2	AW-139(伊) 2機	14	24	7	6	9	1	1	—
光州広域市	1	AW-139(伊) 1機	14	20	6	4	6	3	1	—
大田広域市	1	BK-117C1(日) 1機	—	7	—	—	6	—	1	—
蔚山広域市	1	KA-32T(露) 1機	18	17	3	4	6	2	1	—
京畿道	2	AW-139(伊) 1機 AS-365N3(仏) 1機	14 14	72	15	10	39	5	3	—
江原道	2	AW-139(伊) 2機	14	35	12	7	12	2	2	—
忠清北道	1	BK-117C2(日) 1機	10	23	6	6	6	4	1	—
忠清南道	1	AW-139(伊) 1機	14	24	8	5	7	3	1	—
全羅北道	1	AW-139(伊) 1機	14	18	4	4	6	2	1	1
全羅南道	1	AW-139(伊) 1機	17	22	4	4	10	3	1	—
慶尚北道	2	KUH-1(韓) 1機 AS-365N3(仏) 1機	14 14	28	8	7	10	2	1	—
慶尚南道	1	KUH-1(韓) 1機	14	17	4	4	7	—	1	1
済州特別自治道	1	KUH-1EM(韓) 1機	14	21	6	6	6	1	1	1

* 消防庁「2025年119救急サービス統計年報」p157、p158より作成

* 関係する他の政府機関が保有する航空機（ヘリコプター等）は、山林庁47機、警察庁19機、海洋警察庁26機（うち固定翼6機）である。

- ② 航空隊の編成、運営、業務、航空隊員の資格基準、装備等については大統領令（119法施行令）及び行政安全部令（119法施行規則）により下記のように定められている（119法第12条第2項、第3項）。

【編成・運用】（119法施行令第15条）

1. 消防庁長は、119航空隊を直轄救助隊として消防庁に設置することができる。
2. 消防本部長は、市・道の規則で定めるところにより、119航空隊を編成・運営し、効率的な人力の運営のため必要な場合は消防本部の直轄救助隊に設置することができる。

【業務】（119 法施行令第 16 条）

1. 人命救助及び応急患者の移送
2. 火災鎮圧
3. 臓器移植患者及び臓器の移送
4. 航空捜索及び救助活動
5. 空中消防指揮統制及び消防に必要な人力、装備等の運搬
6. 防疫又は防災業務の支援
7. その他災難管理のために必要な業務

【隊員の資格基準】（119 法施行令第 17 条）

119 航空隊員は、救助隊員の資格基準又は救急隊員の資格基準を有し、消防庁長が実施する航空救助・救急と関連する教育を了した者であること

【航空機の運航等】（119 法施行令第 18 条）

1. 119 航空隊の航空機（以下「航空機」）は、操縦士 2 名が搭乗し、海上飛行、計器飛行及び緊急救助・救急活動のために必要な場合には、整備士 1 名を加えて搭乗させることができる。
2. 操縦士の飛行時間は 1 日 8 時間を超えてはならない。但し、救助・救急及び火災鎮圧等のために必要な場合で、消防庁長又は消防本部長が飛行時間の延長を承認した場合はこの限りではない。
3. 操縦士は、航空機の安全確保のため、搭乗者の危険物所持の可否を点検しなければならず、搭乗者は 119 航空隊員の指示に従わなければならない。
4. 航空機の検査等維持管理に必要な事項は消防庁長が定める。
5. 消防庁長及び消防本部長は、航空機の安全運航のため、運航統制官を置く。

【119 航空機事故調査団】（119 法施行令第 19 条）

消防庁長又は市・道知事は、航空機事故の原因に対する調査及び事故収拾等のため、それぞれ 119 航空機事故調査団（以下「調査団」）を編成・運営することができる。調査団の編成・運営等については、消防庁にあっては消防庁長が定め、市・道の場合は市・道の規則で定める。

【装備】（119 法施行規則第 9 条）

市・道消防本部に設置される 119 航空隊が保有する装備の基本的事項については、「消防力基準に関する規則」及び「消防装備管理規則」で定められている。消防庁に設置される 119 航空隊の装備はこれに準ずるが、航空機は 3 機以上備えなければならない。

《消防力基準に関する規則別表 1 第 5 号》

119 航空隊に置く航空機及び消防自動車の配置基準

1. 119 航空隊航空機：市・道に 119 航空隊を設置する場合、航空機 1 機を基本に配置し、高層建物の数や森林面積等による消防需要及び地域特性を考慮して消防活動に

特に必要と認める場合には1台以上を追加配置する。

2. 油槽車：1台を配置するが、軍部隊等において常時給油ができる場合には配置しないことができる。

【119 航空隊の出動区域】（119 法施行規則第 10 条）

1. 消防庁に設置された場合：全国
2. 消防本部に設置された場合：管轄市・道
3. 上記 1.及び 2.にかかわらず、次の各号のいずれかの場合には、消防庁長等の要請や指示により出動区域外に出動できる。
 - a. 地理的・地形的条件により迅速な出動が可能な場合
 - b. 大型災害が発生した場合
 - c. その他消防庁長又は消防本部長が必要と認める場合

③ 119 航空隊活動状況

	運航回数 (回)	類 型 別									救助救急 (人)
		現 場 出 動 (回)				そ の 他 の 活 動 (回)					
		救助	救急	火災	山火事	広報	教育	巡察	業務支援	整備	
2020 年	5,684	1,200	1,183	120	226	10	2,066	84	16	779	1,925
2021 年	5,680	1,163	1,418	147	167	12	1,860	42	15	850	2,190
2022 年	6,439	1,148	1,462	124	799	9	2,026	29	23	873	2,239
2023 年	6,206	1,073	1,411	135	421	10	2,102	44	21	985	2,213
2024 年	5,708	917	1,468	81	103	6	2,136	20	7	970	2,166

* 消防庁「2025 年 119 救急サービス統計年報」p159 より

(6) 119 航空運航管制室

119 航空運航管制室は、2020 年 10 月 20 日の法改正（施行 2021 年 10 月 21 日）により導入されたものである。新設された 119 法第 12 条の 2 によれば、

- ① 消防庁長は、消防航空機の安全かつ迅速な出動と体系的な現場活動の管理・調整・統制のために消防庁に 119 航空運航管制室を設置・運営しなければならない（同条第 1 項）。119 航空運航管制室の業務は次の各号のとおり（同条第 2 項）。

- ア. 災難現場出動消防ヘリコプターの運航・統制・調整に関する事項
- イ. 関係中央行政機関所属の応急医療ヘリコプター出動要請に関する事項
- ウ. 関係中央行政機関所属のヘリコプター出動要請及び公益統制・現場指揮に関する事項
- エ. 消防航空機統合情報及び安全管理システムの設置・管理・運営に関する事項
- オ. 消防航空機の効率的な運航管理のための教育・訓練計画等の制定に関する事項

- ② 119 航空運航管制室の設置・運営等に必要事項は大統領令（119 法施行令）で定める。

【119 航空運行管制室の設置・運営】（119 法施行令第 19 条の 2）

1. 消防庁長は、法第 12 条の 2 第 1 項による 119 航空運航管制室に次の各号のいずれかに該当する者を 1 人以上配置し、24 時間勤務体制で運営する。
 - a. 「航空安全法」の航空交通管制士資格証明を受けた者
 - b. 「航空安全法」の運航管理士資格証明を受けた者
 - c. その他航空運航管制経歴が 3 年以上の者で消防庁長が認定する者
2. 消防庁長は、119 航空運行管制室の業務を効率的に遂行するために航空機の運航情報及び安全管理等のためのシステム(以下「運航管理システム」)を構築・運営しなければならない。
3. 消防庁長は、運航管理システムが消防庁と市・道消防本部との間で相互連携できるように管理しなければならない。
4. 上記の外、119 航空運航管制室の設置・運営に必要な細部事項は消防庁長が定める。

(7) 119 航空整備室

119 航空整備室は、2021 年 1 月 5 日の法改正（施行 2022 年 1 月 6 日）により導入された。「消防航空機の場合、他の国家機関の航空機とは異なり、消防庁と市・道消防本部の二元体系で運営されており、別途に整備機構はなく市・道別に外注での整備に依存している実情である。その結果、整備期間の長期化や整備日程の重複により消防航空機の稼働率低下及び出勤空白が発生しており、また消防航空機機種 of システム理解及び熟練技術者不足のため整備後の安全性に対する信頼度が低下している。このような状況に対し、全国消防ヘリコプターの統合整備を通じた稼働率向上と運営効率性を高めるために消防庁に 119 航空整備室を設置・運営する」（法改正時の「改正理由」）ものである。新設された 119 法第 12 条の 3 の内容は以下のとおりである。

- ① 消防庁長は、119 航空隊の消防ヘリコプターを専門的に統合整備及び管理するため消防庁に 119 航空整備室(以下「整備室」)を設置・運営することができる（同条第 1 項）。整備室では次の業務を行う（同条第 2 項）。
 - ア. 消防ヘリコプター整備運営計画の制定及び施行等に関する事項
 - イ. 重大な欠陥の解消及び重整備業務の遂行等に関する事項
 - ウ. 整備に必要な専門装備等の運営・管理に関する事項
 - エ. 整備に必要な部品の需給等の運営・管理に関する事項
 - オ. 整備士の教育訓練及び資格維持に関する事項
 - カ. 消防ヘリコプターの整備教範及び整備関連文書・記録の管理・維持に関する事項
 - キ. その他消防ヘリコプターの整備に必要な事項
- ② 整備室の設置・運営、その他必要な事項は、大統領令（119 法施行令）で定める。また、整備室の人員・施設及び装備基準等に必要な事項は、行政安全部令（119 法施行規則）で定める。

【119 航空整備室の設置・運営】（119 法施行令第 19 条の 3）

1. 消防庁長は、119 航空整備室に「航空安全法」の航空整備士資格証明を受けた者を配置して運営する。

2. 119 航空整備室の設置・運営に必要な細部事項は消防庁長が定める。

【119 航空整備室の施設及び整備基準】（119 法施行規則第 10 条の 2）

1. 119 航空整備室に備えなければならない施設は次のとおり。

- a. 航空機を収容できる格納施設
- b. 航空機の整備に必要な係留場及び離着陸施設
- c. 航空機整備用装備・工具・資材の保管施設
- d. 技術管理及び品質管理遂行のための事務室及び教育施設
- e. その他整備等を行うための換気、照明、温度及び湿度調節設備

2. 119 航空整備室に備えなければならない装備は次のとおり。

- a. 航空機を起動する航空起動装備
- b. 整備作業支援のための地上支援装備
- c. 整備に直接使用される航空整備装備
- d. その他保有機種別特性に合った整備装備

3. その他 119 航空整備室の施設及び装備に関して必要な事項は消防庁長が定める。

○ 119 航空整備室建設概要（消防庁「2025 年度予算概要」p31 より）

（建設場所）忠清北道清州市内水邑清州空港隣接地（エアロポリス 2 地区）

（建築規模）建築延べ面積 7,179.77 m²（敷地面積 37,933 m²）、地上 3 階

・行政/整備棟 2,571.08 m²、格納庫 4,348.69 m²、外部倉庫等 260 m²（離着陸場及び駐車場等を除く）

（事業予算）362 億ウォン（2023 年～2026 年（2026 年 3 月竣工））

（8）119 救助犬隊

人命救助犬は従前より行方不明者捜索等の人命救助に活用され、「人命救助が国内に初めて導入された 1998 年 11 月から今年 9 月末までに出勤件数は 5 千 500 件、人命救助人員は 403 人（生存 183 人、死亡 220 人）に達する」とのことであり（2019 年 10 月 1 日付連合ニュースのオンライン記事）、2011 年からは中央 119 救助本部において人命救助犬の養成が行われている。そして、2021 年 1 月 5 日の 119 法改正施行（施行 2021 年 7 月 6 日）により、人命救助犬は「119 救助犬」という名称で 119 法に根拠条文が新設された。すなわち、「現在法令上「人命救助犬」になっている消防犬の名称を「119 救助犬」に変更し、人命救助犬、火災調査犬、水上探知犬、水難救助犬、死体探知犬等の「119 救助犬隊」の編成と運営の根拠を定め、消防犬の養成・運用の根拠規定を法に明示して消防犬の活用を強化し、消防特殊目的犬である 119 救助犬の活動範囲拡張と全国市・道消防本部への普及拡大を通じて国民に対する 119 サービスを強化しようとするもの」（法改正時の「改正理由」）である。

① 119 救助犬隊の編成と運営（119 法第 12 条の 4）

ア. 消防庁長及び消防本部長は、危急状況で「消防基本法」による消防活動の補助及び効率的業務遂行のために 119 救助犬隊を編成して運営する。

イ. 消防庁長は、119 救助犬の養成・普及及び救助犬運用者の教育・訓練のために救助犬養成・普及機関を設置・運営しなければならない。

ウ. 上記ア. の 119 救助犬隊の編成・運営及びイ. の 119 救助犬の養成・普及機関の設置・運営その他必要な事項は大統領令（119 法施行令）で定める。また、119 救助犬隊は行政安全部令（119 法施行規則）で定める装備を備えなければならない。

【119 救助犬隊の編成・運営】（119 法施行第 19 条の 4）

1. 消防庁長は、119 救助犬隊を中央 119 救助本部に編成・運営する。
2. 消防本部長は、市・道の規則で定めるところにより市・道消防本部に 119 救助犬隊を編成して運営する。
3. 119 救助犬の出動区域は行政安全部令で定める。
4. 上記のほか 119 救助犬隊の編成・運営に必要な事項は、中央 119 救助本部に置く場合には消防庁長が定め、市・道消防本部に置く場合には当該市・道の規則で定める。

【119 救助犬の養成・普及機関の設置・運営等】（119 法施行令第 19 条の 5）

1. 消防庁長は 119 救助犬の養成・普及及び救助犬運用者の教育・訓練のための救助犬養成・普及機関を中央 119 救助本部に設置・運営する。
2. 救助犬養成・普及機関の設置・運営及び教育・訓練の内容等に必要な事項は消防庁長が定める。

【119 救助犬隊の装備】（119 法施行規則第 10 条の 3）

1. 119 救助犬隊の装備は次のとおり。
 - a. 119 救助犬及び救助犬運用者出動装備
 - b. 119 救助犬及び救助犬運用者訓練用装備
 - c. 119 救助犬飼育・管理用装備
 - d. その他救助犬の運用等に必要と認められる装備
2. 上記機器の具体的な内容に関して必要な事項は消防庁長が定める。

【119 救助犬隊の出動区域】（119 法施行規則第 10 条の 4）

1. 119 救助犬隊の出動区域は次のとおり。
 - a. 中央 119 救助本部に編成する救助犬：全国
 - b. 市・道消防本部に編成する救助犬：管轄市・道
2. 上記にかかわらず 119 救助犬隊は消防庁長又は消防本部長の要請又は指示により出動区域外に出動することができる。

② 2024 年における 119 救助犬活動状況は下表のとおりである。

	119 救助犬保有状況(頭)			119 救助犬出動状況(件)							
	合計	訓練犬	救助犬	合計	火災	救助			化学	救急	その他
						一般	山岳	水難			
合計	60	23	37	676	—	132	544	—	—	—	—
中央 119 救助本部	37	23	14	147	—	45	102	—	—	—	—
ソウル	3	—	3	40	—	4	36	—	—	—	—
釜山	3	—	3	94	—	29	65	—	—	—	—
大邱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仁川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
光州	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蔚山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京畿	3	—	3	95	—	3	92	—	—	—	—
江原	3	—	3	51	—	3	48	—	—	—	—
忠北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
忠南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全南	3	—	3	63	—	6	57	—	—	—	—
慶北	3	—	3	62	—	22	40	—	—	—	—
慶南	3	—	3	47	—	2	45	—	—	—	—
済州	2	—	2	77	—	18	59	—	—	—	—

* 「2025 年消防庁統計年報」 p157 及び p159 より作成

5. 救助・救急活動

消防庁長等（消防庁長、消防本部長又は消防署長を指す。）は、危急の状況が発生したときは、救助・救急隊を現場に迅速に出動させ、人命救助、応急処置、救急車等による移送その他必要な活動（救助・救急活動）をさせなければならない（119 法第 13 条第 1 項）。一方、何人も救助・救急活動を妨げてはならず（同条第 2 項）、また、危急でない場合には、消防庁長等は救助・救急隊を出動させないことができる（同条第 3 項）。

このほか、119 法には、救助・救急活動に関し多岐にわたる定めがあり、概要を示せば次のとおりである。

① 有権機関の協力（第 14 条）

消防庁長等は、救助・救急活動行うに当たり必要がある場合、市・道知事、市長・郡守・区庁長に対し協力要請することができる（市・道知事等は応じる義務あり）。

② 救助・救急活動のための緊急処置（第 15 条）

消防庁長等は、救助・救急活動に必要と認める場合、他の者の土地、建物等の一時使用、使用制限、処分、立ち入りを行うことができる（損失に対しては補償が行われる。）。

③ 救助された者等の家族等への引き渡し、保護等（第 16 条、第 17 条、第 18 条）

消防庁長等は、救助された者、身元が確認された死亡者等を、その保護者、遺族に遅滞なく引き渡さなければならず、また、救助・救急活動に関連して回収された物の所有者がいる場合は、所有者にそのものを引き継がなければならない。

救助された者や死亡者の身元が確認できない場合若しくは保護者・遺族がない場合又は回収された物の所有者が分からない場合は、特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に引き渡される。引き渡しを受けた特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、救助された者については宿所、給食、医療の提供や治療等の必要な保護措置を、死亡者については霊安室への安置等適切な措置をとらなければならず、また、回収された物については安全に保管しなければならない。

④ 家族等に対する連絡（第 19 条）

救助・救急隊員は、救助・救急活動に当たり、現場に保護者がいない要救助者や応急患者の救助・応急処置をした後、その家族や関係者に対し、救助の経緯、要救助者や応急患者の状態等を直ちに伝えなければならない。家族や関係者の連絡先が分からない場合は、危急状況が発生した地域の特別自治道知事・市長・郡守・区庁長にその事実を通報する。また、救助・救急隊員は要救助者や応急患者の身元確認ができない場合は警察官に身元確認を依頼することができる。

⑤ 医療機関等に対する人力、装備の支援要請（第 20 条）

消防庁長等は、救助・救急活動を行うに当たり人力や装備が不足する場合は、管轄区域内の医療機関や救助・救急に関連する機関等に必要の人力及び装備の支援を要請することができる（費用は補償される。）。

⑥ 救助・救急隊員と警察公務員との協力（第 21 条）

救助・救急隊員は、犯罪事件に関連する危急状況等における救助・救急活動を行う場合は、警察公務員と相互協力しなければならない。また、救助・救急隊員は、要救助者や応急患者が犯罪事件に関連があるとの疑いを持つ状況がある場合は、直ちにその事実を警察官署に通報し、現場の証拠保全に留意しながら救助・救急活動を行わなければならない（ただし、生命が危篤の状況の場合は、まず救助や移送をしてから警察官署にその事実を通報）。

⑦ 救助・救急活動の記録管理（第 22 条）

消防庁長等は、救助・救急活動の状況等を記録し、保存しなければならない。具体的には、救助・救急隊員が「救助活動日誌」又は「救急活動日誌」に活動の状況を様式に従って詳細に記録し 3 年間所属の消防官署で保管する。

⑧ 移送患者に対する情報収集及び応急医療情報通信網の利用（第 22 条の 2）

ア. 消防庁長等は、救急隊が救急患者を医療機関に移送した場合、患者移送情報の把握及び応急処置の適切性を自ら評価するために必要な範囲で当該医療機関の長に次のいずれかに該当する情報を要請することができる（要請を受けた医療機関の長は、正当な事由がなければこれに従わなければならない。）。

a. 応急患者の氏名、連絡先、住所等、応急患者の身元を把握できる情報

b. 主な症状、死亡したかどうか、傷害の軽重等応急患者の診断及び状態に関する情報

イ. 消防庁長は、「緊急医療に関する法律」による応急医療情報通信網を通じて保健福祉部長官に上記ア. の 119 救急状況管理センターの業務遂行に必要な情報を要請することができる。

* 119 法第 22 条の 2 は、2024 年 12 月 3 日の法律改正（施行 2025 年 6 月 4 日）により新設された。

⑨ 隊員の安全事故防止対策（第 23 条）

消防庁長は、救助・救急隊員の「安全事故防止対策等」（救助・救急隊員の事故防止対策、感染防止対策、健康管理対策等。具体的には、「安全管理標準指針」（救助活動と救急活動を区分した類型別安全管理基本守則及びマニュアル）（救助・救急令第 25 条））を策定し施行しなければならない。

⑩ 感染病患者の移送、通報等（第 23 条の 2、第 23 条の 3）

消防庁長等は「感染症の予防及び管理に関する法律」による感染病患者、感染病疑似患者、病原体保有者又は感染病疑似者(以下「感染病患者等」)の移送等の業務を遂行することができる。感染病患者等の移送範囲、方法、その他必要な事項は、大統領令で定める。

疾病管理庁長及び医療機関の長は、救急隊が移送した応急患者が感染病患者等である場合には、その事実を消防庁長等に直ちに通知しなければならない。また、消防庁長等は、感染病患者等と接触した救助・救急隊員が適切な治療を受けることができるように措置しなければならない。

⑪ 救助・救急活動による場合の刑の減免（第 24 条）

救助・救急活動によって要救助者を死傷させた場合、その救助・救急活動等に不可避であり、救助・救急隊員に重大な過失がないときは刑を軽減又は免除することができる。

6. 救助・救急隊員の教育・訓練

(1) 救助・救急隊員の専門性強化

消防庁長は、国民に質の高い救助と救急サービスを提供するため、専門的な救助・救急隊員の養成と技術向上のために必要な教育訓練プログラムを運営しなければならない。また、救助・救急隊員は、業務に関する新たな知識と専門技術の習得等のために行政安全部令で定めるところにより、消防庁長が行う教育訓練を受けなければならない（119 法第 25 条第 1 項、第 2 項）。

なお、救助・救急隊員の専門性を向上させるために必要な場合、教育訓練を国内外の教育機関等に委託して実施することができる（同条第3項）。

教育訓練の方法・時間及び内容、その他必要な事項は、以下のように行政安全部令（119法施行令）で定められている。

① 救助隊員の教育訓練（119法施行規則第24条）

ア. 救助隊員の教育訓練は日常教育訓練及び特別救助訓練に区分する。

イ. 日常教育訓練は、救助隊員の日々勤務中に実施し、救助装備の操作と安全管理に関する内容を含まなければならない。

ウ. 救助隊員は、年40時間以上次の内容を含む特別救助訓練を受けなければならない。

- a. 放射能漏出、生化学テロなど有害化学物質事故に備えた化学救助訓練
- b. 河川（湖沼を含む）、海上での溺水・遭難・失踪等に備えた水難救助訓練
- c. 山岳・岩壁などでの遭難・失踪・墜落等に備えた山岳救助訓練
- d. その他の災難に備えた特別な教育訓練

エ. 上記のほか、教育訓練に必要な細部事項は消防庁長が定める（→「救急隊員教育に関する規程」）。

② 119航空隊所属操縦士、整備士及び救助・救急隊員等の教育訓練（119法施行規則第25条）

ア. 119航空隊所属操縦士、整備士及び救助・救急隊員に対する教育訓練は次の区分による。

《操縦士》

a. 飛行教育訓練

- (1) 機種転換教育訓練（新規任用者含む。）
- (2) 資格回復訓練
- (3) 技術維持飛行訓練

b. 操縦専門教育訓練

- (1) 海上生還訓練
- (2) 航空安全管理教育
- (3) 計器飛行訓練
- (4) 非常手続き訓練
- (5) 航空気象状況管理教育
- (6) その他の航空安全及び技術向上に関する教育訓練

《整備士》

a. 海上生還訓練

b. 航空安全管理教育

c. 航空整備実務教育

d. その他の航空安全及び技術向上に関する教育訓練

《救助・救急隊員》

年40時間以上次の内容を含む航空救助訓練を受けること

- a. 救助・救難に関連する基礎学問及び理論教育
- b. 航空救助技法及び航空救助装置に関連する理論及び実技教育

- c. 航空救助活動時の応急処置に関連する理論と実技教育
 - d. 航空救助活動に関連する安全教育
 - e. その他航空救助活動に関する教育訓練
- イ. 教育訓練の細部事項は消防庁長が定める（→「119 航空隊運営規程」）。

③ 救急隊員の教育訓練（同則第 26 条）

- ア. 救急隊員の教育訓練は日常教育訓練及び特別教育訓練に区分する。
- イ. 日常教育訓練は救急隊員の日々勤務中に実施し、救急装備の操作と安全管理に関する内容を含まなければならない。
- ウ. 救急隊員は、年間 40 時間以上次の内容を含む特別教育訓練を受けなければならない（消防庁長は、感染病患者等が大規模に発生する等の事由により救急隊員の業務過重が懸念される場合には、救急隊員が履修しなければならない年間特別教育訓練時間を減らすことができる。）。
- a. 臨床実習教育訓練
 - b. 専門分野別応急処置教育
 - c. 「応急医療法」による応急患者重症度分類基準に関する教育
 - d. その他救急活動に関する教育訓練
- エ. 消防庁長等（消防庁長、消防本部長、消防署長）は、救急隊員の教育ため消防庁長が定める応急処置用実習資機材と実習空間を確保しなければならない。
- オ. 消防庁長は、救急隊員に対する体系的な教育訓練を行うため、消防公務員で次のいずれかの資格を有する者の中から消防庁長が定める教育課程を修了した者を「救急専門教育士」として選抜することができる。
- a. 「医療法」による医療人（保健福祉部長官の免許を受けた医師、歯科医師、韓医師、助産師及び看護師）
 - b. 「応急医療に関する法律」による 1 級応急救助士の資格を有する者
- カ. 上記のほか救急隊員の教育訓練運営・履修・再教育等と救急専門教育士の選抜・運営等に必要な細部事項は消防庁長が定める（→「救急隊員教育訓練に関する規程」及び「救急専門教育士養成及び運営に関する規程」）。

(2) 救急指導医師

消防庁長等は、救急隊員に対する教育・訓練と救急活動に対する指導・評価等を遂行するため指導医師（以下「救急指導医師」）を選任又は委嘱しなければならない。なお、救急指導医師の配置基準、業務、選任方法等救急指導医師の選任・委嘱に関して応急医療関係法令に規定されていないか、応急医療関係法令に規定された内容を超えて規定する必要がある事項は、大統領令（119 法施行令）で定めることとされている（119 法第 25 条の 2）。

【救急指導医の選任等】（119 法施行令第 27 条の 4）

1. 消防庁長等は各機関別に 1 人以上の救急指導医師を選任又は委嘱しなければならない（医師で構成された医療専門機関・団体の推薦を受け、消防庁又は消防本部単位で各機

- 関別救急指導医師を選任又は委嘱)。
2. 救急指導医師の任期は2年とする。
 3. 救急指導医師の業務は次のとおり
 - a. 救急隊員に対する教育及び訓練
 - b. 受け付けた救急通報に対する応急医療相談
 - c. 応急患者発生現場での救急隊員に対する応急医療指導
 - d. 救急隊員の救急活動等に対する評価
 - e. 応急処置方法・手続きの開発
 - f. 災難等による現場出動要請時の現場支援
 - g. その他救急隊員に対する教育・訓練及び救急活動に対する指導・評価に関して応急医療関係法令に規定されていないか、又は応急医療関係法令に規定された内容を超えて規定する必要があると消防庁長が判断して定める業務
 4. 上記のほか、救急指導医師の選任又は委嘱基準、業務及び実績管理等に関し必要な細部事項は消防庁長が定める（→「救急指導医師の運営に関する規程」）。

《救急隊員専門教育訓練体系図》

〔段階〕	〔教育課程〕	〔期間〕	〔主要事項〕	〔備考〕
基本	2級 応急救助手	9週	・対象：消防公務員新規任用予定者 ・期間：理論 243 時間、実習 100 時間 ・内容：2 級資格取得関連全科目	応急救助手 養成機関 (消防学校)
	1級 応急救助手	4週	・対象：2 級取得後 3 年以上の経歴がある者 ・期間：集合教育(4 週以上)・地方学校 ・内容：1 級資格取得関連科目	地方消防 学校 (集合)
		サイバー教育 (4 学期) 1 学期 16 週	・対象：2 級取得後 3 年以上の経歴がある者 ・期間：サイバー教育(4 学期/64 週)・地方学校 ・内容：1 級資格取得関連科目	中央消防 学校 (サイバー)
専門	専門救急隊員Ⅰ	4週	・対象：1 級又は看護師としての現場実務 2 年以上 ・内容：重症患者現場処置及び専門応急処置理論実習	中央・地方 消防学校
	専門救急隊員Ⅱ (専門実技Ⅰ)	1週	・対象：専門救急隊員Ⅰ 課程修了者(一時的病院臨床修 練・専門術技課程修了者を含む) ・内容：シミュレーション(内科、外科、応急気道管理)	中央消防 学校
	専門救急隊員Ⅲ (専門実技Ⅱ)	1週	・対象：専門救急隊員Ⅱ 課程修了者(一時的病院臨床修 練・専門術技課程修了者を含む) ・内容：シミュレーション(応急分娩、老人・小児、新生児)	中央消防 学校
指導官	救急専門教育士 養成	2週	・対象：専門救急隊員Ⅲ 課程修了者(一時的病院臨床修 練・専門術技課程修了者を含む) ・内容：専門応急処置スキルアップ及び教授技法	中央消防 学校
	先進 EMS 研修	5週	・対象：救急専門教育士認証者 ・内容：実習(処置、同乗)、見学(訓練、状況管理、政策等) シミュレーション(内科、外科、応急気道管理)	海外消防庁
〔段階〕	〔教育課程〕	〔期間〕	〔主要事項〕	〔備考〕
特別教育	救急隊員 力量強化教育	別途	・救急隊員業務範囲拡大特別教育 ・多数死傷者発生対応救急対応教育・訓練 ・応急医療ヘリコプター運営関係者教育 ・復職救急隊員現場実務適用訓練 ・Rescue EMS 課程等	消防庁 消防本部 消防署 消防学校
日常教育	救急専門教育士 活用救急隊員教育 (職場内常時教育)	別途	・市・道本部救急専門教育士を活用した職場教育 講師：救急専門教育士認証者 体系：救急専門教育士 先教育 後専修教育	消防本部 消防署 安全センター
補修教育	資格維持教育	別途	・資格維持及び政策目的のための補修教育 1・2 級応急救助手及び看護師資格維持 救急専門教育士水準維持 特別救急隊示範事業運営目的等	消防庁 消防本部 消防署 消防学校

* 消防庁「2025 年救急サービス統計年報」p145 より

VIII 災難管理制度

○ 災難及び安全管理基本法（2004.3.11 制定）

第1章 総則（第1条～第8条）

第1節 中央安全管理委員会等

第2節 中央災難安全対策本部等

第3節 災難安全状況室等

第2章 安全管理機構及び機能（第9条～第21条）

第3章 安全管理計画（第22条～第25条の2）

第4章 災難の予防（第25条の3～第33条の3）

第5章 災難の対備（第34条～第35条）

第6章 災難の対応（第36条～第57条）

第1節 応急処置等

第2節 緊急救助

第7章 災難の復旧（第58条～第66条の3）

第1節 被害調査及び復旧計画

第2節 特別災難地域宣布及び支援

第3節 財政及び補償等

第8章 安全文化振興（第66条の4～第66条の14）

第9章 補則（第66条の15～78条の2）

第10章 罰則（第78条の3～第82条）

附則

1. 「災難及び安全管理基本法」による統合型災難管理体系

「災難及び安全管理基本法」（以下「災難安全法」）は、韓国の防災に関する最も基本的な法律である。2004年3月11日に制定され（施行は2004年6月1日）、その後数次の改正を経て現在に至っている。「災難安全法」以前の災難管理は、「風水害対策法」（1967年2月制定）、「災難管理法」（1995年7月制定）、「自然災害対策法」、（1995年12月制定）により自然災難と人的災難がそれぞれ別体系で構築されていた。すなわち、「自然災難が発生すると、中央政府、市・道及び市・郡・区に災害対策委員会と災害対策本部が設置され、人的災難が発生すると、中央政府、市・道及び市・郡・区に安全対策委員会と事故対策本部が設置された。また、中央政府、市・道及び市・郡・区に救助救難のための緊急救助本部が設置された。災難関連法令は70余あって各部処が所管別に担当し、法律相互間の水平的連携性が不足して迅速な協調体系の構築と対応が困難であるだけでなく、災難の予防・対備・対応・復旧の政策と機能が分散し、責任の所在が明らかでなかった。災難の統合管理体系導入の必要性により、2004年3月11日に災難及び安全管理基本法が制定された」（「재난관리론（災難管理論）（チェ・ジン著：2023年3月10日第6版発行）p206）。

本法制定後は、国家非常時の災難管理体系は、「自然災難と人的災難発生時、これまで各々担

当していた委員会を、国務総理が委員長を務める中央安全管理委員会に統合し、安全管理に関する重要政策の審議及び総括・調整等を行うこととした。そして、各部処の長官が所管分野別に予防・収拾対策を用意し、各分野別の災難管理計画を総合して国家災難管理計画を樹立して執行していくこととした。そして、災難収拾のため事案別に各部処に設置されていた中央事故対策本部を、行政安全部の中央災難安全対策本部に一元化し、また、消防庁長が統制する中央緊急救助統制団を設置し、災難発生時の現場指揮体系を構成した（「재난관리론」(災難管理論) (チェ・ジン著) p206)。

*なお、「재난관리론」(災難管理論)には、従来の「災難と災害に二元化された概念を災難に統合するとともに、災難管理システム改善を通じ国家最初の自然及び人的災難管理の専担機構として常設災難管理組織である完全統合型消防防災庁を新設した」(同書 p200)との記述あり(消防防災庁は2004年6月開庁)。

① 「災難」について、「災難安全法」は次のように定義している(第3条第1号、同法施行令第2条)。

・「災難」=国民の生命・身体・財産や国家に被害を与えたり、与え得るもので、次の各項のものをいう。

ア. 自然災難：台風、洪水、豪雨、強風、風浪、津波、大雪、寒波、落雷、干ばつ、猛暑、地震、黄砂、赤潮、高潮、火山活動、自然宇宙物体の墜落・衝突、その他これに準ずる自然現象によって発生する災害

イ. 社会災難：火災・崩壊・爆発・交通事故(航空事故及び海上事故を含む)・化学生物放射能事故・環境汚染事故・多重雲集人出事故等により発生する大統領令で定める規模以上の被害と国家核心基盤の麻痺、感染症又家畜伝染病の拡散、微細粉塵、人工宇宙物体の墜落・衝突等による被害

*大統領令で定める規模=国家又は地方自治団体の取り組みが必要な人命又は財産の被害、その他これに準ずる被害として行政安全部長官が災難管理のために必要であると認める被害

また、第3条第2号は次のような規定を置いている。

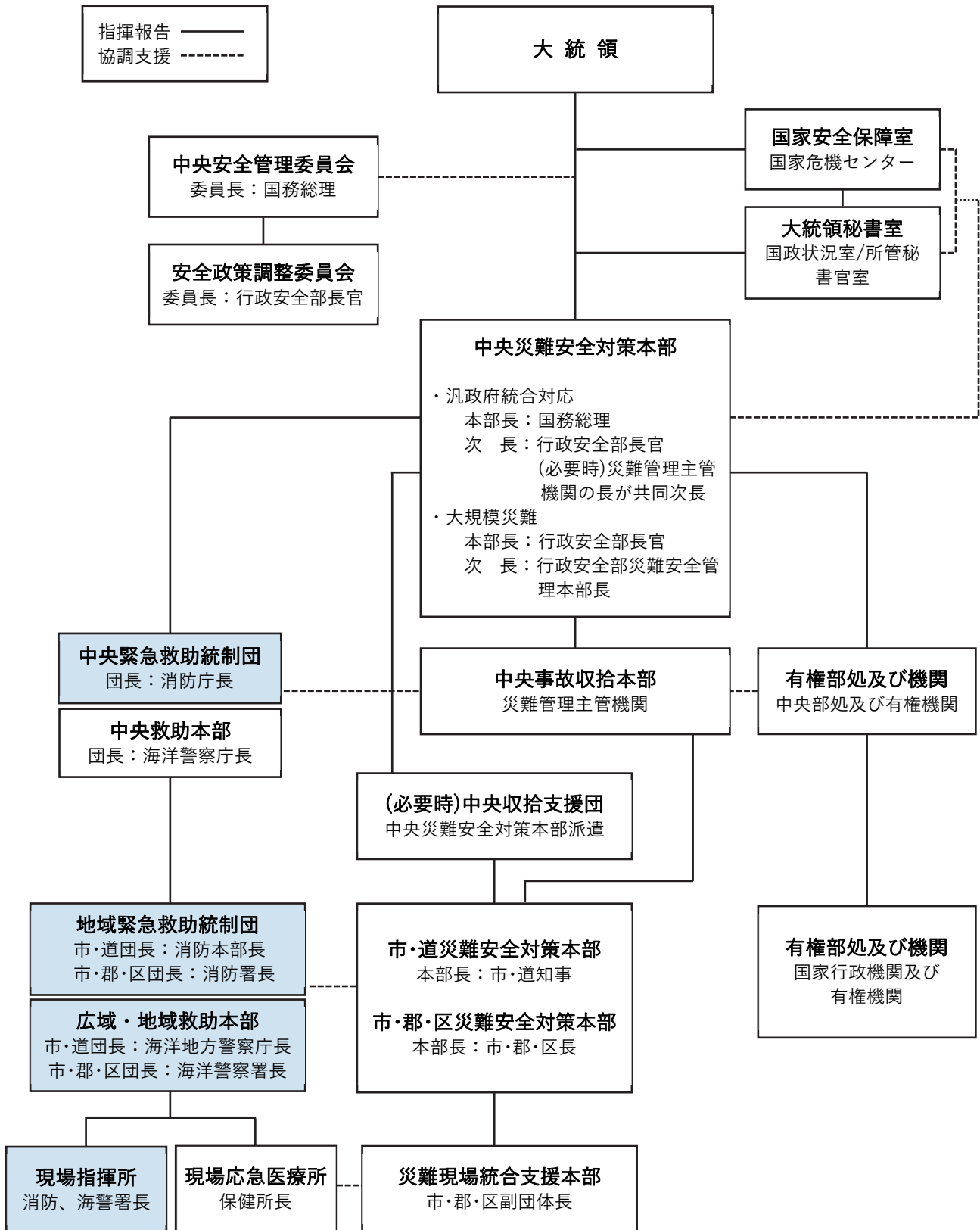
・「海外災難」=大韓民国の領域外で大韓民国国民の生命・身体及び財産に被害を与えたり、与え得る災難として政府が対処する必要がある災難

② 「災難管理」という語は、「災難の予防・対備・対応及び復旧のために行う全ての活動」をいい、「安全管理」という語は、「災難やその他の各種事故から生命・身体及び財産の安全を確保するための全ての活動」をいう(災難安全法第3条第3号、第4号)。

2. 組織・機構

(1) 災難管理に係る組織の全体図は次ページの図のとおりである。

《国家災難管理体系図》



* 韓国消防庁提供資料より

○ 危機管理機構の任務と役割（*韓国消防庁提供資料より）

<p>中央災難安全対策本部 （本部長：国務総理又は行政安全部長官） *略称：中対本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災難の対応・復旧等に関する事項の総括・調整 ・関係災難管理責任機関の長に行政及び財政上の措置、所属職員の派遣 その他に必要な支援の要請 ・災難予防及び応急対策等の災難対備計画の策定（安全脆弱階層対策を含む。） ・災難分野災難兆候目録及び状況情報総合・管理 ・災難事態宣布及び特別災難地域宣布の建議 ・災難現場対応活動の総合と調整 ・状況判断会議（自己危機評価会議）による中央災難安全対策本部の設置 *中央災難安全対策本部長は、「災難及び安全管理基本法」第14条及び同法施行令第13条により中央災難安全対策本部長が状況判断会議を経て災難管理に必要と判断した場合、中央災難安全対策本部を設置することができる。 *中央災難安全対策本部長は、必要に応じて災難管理主管機関の長に中央事故収拾本部の構成・運営を勧告することができる。 ・主管機関が要請した場合、中央災難安全対策本部の稼働及び収拾支援団派遣措置等（中大本未構成時、行政安全部長官が派遣） ・中央事故収拾本部との協業、支援及び総括・調整等
<p>中央事故収拾本部 （本部長：災難管理主管機関の長） *略称：中収本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災難情報の収集・伝達、状況管理、災難発生時の初動措置及び事故収拾 ・災難収拾総括調整とメディア対応 ・被害状況の調査と総合状況の管理 ・関係災難管理責任機関の長に行・財政上の措置、所属職員の派遣、 その他必要な支援要請（安全脆弱階層対策含む。） ・災難収拾に必要な範囲で市・道知事及び市長・郡守・区庁長を指揮 ・被害者支援対策講究等
<p>中央緊急救助統制団 （団長：消防庁長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急救助に関する事項の総括・調整、緊急救助機関及び緊急救助支援機関が行う緊急救助活動の役割分担及び指揮統制を担当
<p>地域緊急救助統制団 （団長：消防本部長又は消防署長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別緊急救助に関する事項の総括・調整、当該地域に所在する緊急救助機関及び緊急救助支援機関間の役割分担と災難現場における指揮・統制を担当
<p>中央救助本部 （本部長：海洋警察庁長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海水面での水難救護に関する事項の総括・調整 ・水難救護協力機関と水難救護民間団体等が行う水難救護活動の役割調整と指揮・統制 ・水難救護活動の国際協力等

(2) 「災難及び安全管理基本法（災難安全法）」における消防組織の位置づけ等

「災難安全法」における消防組織の位置づけや、中心的機能といえる「中央緊急救助統制団」について、2025年2月に行った韓国消防庁訪問調査において、担当課より次のような内容の回答があった。

- ① 消防庁は緊急救助に関する事項の総括・調整、緊急救助機関及び緊急救助支援機関が行う緊急救助活動の役割分担と指揮統制のため中央緊急救助統制団を置くとともに、所管の災難（消防対象物の火災による大規模被害、危険物漏出、火災、爆発等による大規模被害）に対する災難管理主管機関として、行政安全部と共同で予防・対備・対応及び復旧等の業務を主管遂行している。
- ② 過去の経緯を見ると、2004年6月1日の「災難安全法」制定により、統合的災難管理のため「消防防災庁」が新設され、国家災難管理業務を総括することとなった（消防業務+災難業務）。
 - ・第7条 緊急救助機関（消防防災庁・消防本部及び消防署、海洋災難は海洋警察庁及び海洋警察署）
 - ・第9条 中央委員会及び調整委員会幹事（消防防災庁長）
 - ・第13条 地域委員会等に対する支援及び指導
 - ・第20条 災難状況の報告（市長・郡守・区庁長は災難が発生したり、発生する恐れがあるとき消防防災庁長に報告）
 - ・第24条 市・道安全管理計画樹立（消防防災庁長が意見を収斂及び経由）
 - ・第26条 災難管理責任機関の長の災難予防措置（災難管理責任機関の長が消防防災庁長に措置結果を通知）
 - ・第49条 中央緊急救助統制団設置
- ③ その後、2014年4月のセウォル号沈没事故を契機とする国民安全処新設及び2014年11月の「災難安全法」改正による消防（国民安全処中央消防本部）の位置づけの変更を経て、2017年政府組織法改正により「消防庁」が新設された。消防庁は消防政策、火災予防、陸上災難対応、消防装備開発管理等の専担となり、2018年1月18日の「災難安全法」改正により同法上の緊急救助機関の役割を担うこととなった。
 - ・第7条 緊急救助機関（消防庁・消防本部及び消防署、海洋災難は海洋警察庁・地方海洋警察庁及び海洋警察署）
 - ・第49条 中央緊急救助統制団は消防庁に設置
- ④ 中央緊急救助統制団は、大型災難発生等必要時に消防庁に設置・運営される非常設・臨時的の機構である。最近3年間の主要大型災難における同統制団の運営事例としては、次のようなものがある。
 - ・2022年 光州市アパート新築工事場崩壊（1月21日～2月9日/20日間運営）
 - ・2023年 全国同時多発山火事対応（4月2日忠南洪城・大田西区、4月3日全南咸平、全南順天、慶北永州、山火事対応）
 - ・2024年 京畿道華城バッテリー工場火災（6月24日～7月9日/16日間運営）

全羅南道旅客機事故（2024年12月29日～2025年1月7日/10日間運営

⑤ 中央緊急救助統制団における消防庁の具体的活動

例として、2024年の全羅南道旅客機事故の事例についていえば、

- ・事故初期から対応・収拾・支援まで先制的対応のため中央統制団と状況対策班運営で早期に収拾が完了できるようにし、具体的には、
- ・事故後直ちに現場状況管理官を派遣（13人/1次8人、2次5人）して中央統制団現場指揮所運営による死亡者の収拾等の移送支援方案、遺族支援等の対応戦略支援
- ・事故初期から総力対応のために国家消防動員令を発令して現場対応に必要な動員資源（全国市・道消防力：救急車57台130人、照明車8台16人、災難現場回復車12台25人）を迅速に動員しての現場対応活動を支援
- ・現場隊員の安全管理のため強風・寒波、寒波対備地域統制団現場指揮所構築（移動式コンテナ、モンゴルテント、温風機、動員車両油類費支援等）及び現場隊員防寒物品（耳栓、ホットバック）等の支援を行った。
- ・また、現場隊員のPTSD予防のために出勤人員全員を対象に緊急心理相談等を支援し、現在までストレス回復力強化プログラムの運営等を支援している。

(3) 「災難安全法」に規定されている主な機関等

① 中央安全管理委員会等

ア. 中央安全管理委員会（中央委員会）（法第9条）

災難及び安全管理に関する下記の事項を審議するため、国務総理所属の下に設置される。

【構成】

委員長：国務総理（事故等で職務を遂行できないときは行政安全部長官）

委員：大統領令（災難及び安全管理基本法施行令（以下「災難安全法施行令」）第6条が定める中央行政機関又は関係機関・団体の長

* 災難安全法施行令第6条

1. 企画財政部長官、科学技術情報通信部長官、教育部長官、外交部長官、統一部長官、法務部長官、国防部長官、行政安全部長官、文化体育観光部長官、農林畜産食品部長官、産業通商部長官、保健福祉部長官、気候エネルギー環境部長官、雇用労働部長官、性平等家族部長官、国土交通部長官、海洋水産部長官、中小ベンチャー企業部長官
2. 国家情報院長、放送メディア通信委員会委員長、国務調整室長、食品医薬品安全処長、金融委員会委員長、原子力安全委員会委員長
3. 警察庁長、消防庁長、国家遺産庁長、森林庁長、疾病管理庁長、気象庁長、海洋警察庁長
4. その他中央委員会の委員長が指定する機関及び団体の長

幹事：行政安全部長官

【審議事項】

1. 災難及び安全管理に関する重要政策に関する事項
2. 国家安全管理基本計画に関する事項

3. 災難及び安全管理事業に関連する中期事業計画書等に関する事項
4. 中央行政機関の長が樹立・施行する計画、点検・監査、教育・訓練等災難及び安全管理業務の調整に関する事項
5. 安全基準管理に関する事項
6. 災難事態の宣布に関する事項
7. 特別災難地域の宣布に関する事項
8. 災難やその他の各種事故が発生したり発生する恐れがある場合、その收拾のための関係機関間の協力に関する重要事項
9. 災難安全義務保険の管理・運用等に関する事項 etc.

・中央委員会は、その事務が国家安全保障と関連する場合は、国家安全保障会議と協議しなければならない。

イ. 安全政策調整委員会（調整委員会）（法第 10 条）

中央委員会に上程される案件を事前に検討する組織

【構成】

委員長：行政安全部長官

委員：大統領令で定める中央行政機関の次官又は次官級公務員、災難及び安全管理に関する知識と経験が豊富な者から委員長が任命又は委嘱する者

幹事委員：行政安全部の災難安全管理事務を担当する本部長

《実務委員会》

調整委員会の業務を効率的に処理するために、調整委員会に実務委員会を置くことができる。

《中央民官協力委員会》

調整委員会の委員長は、災難及び安全管理に関する民官協力関係を円滑にするために中央安全管理民官協力委員会（中央民官協力委員会）を設置・運営することができる（法第 12 条の 2 第 1 項）。

ウ. 地域委員会（法第 11 条）

地域別災難及び安全管理に関する下記の事項を審議・調整するために、市・道知事所属で「市・道安全管理委員会（市・道委員会）」が、市長・郡守・区庁長所属で「市・郡・区安全管理委員会（市・郡・区委員会）」が置かれる。

【構成】

市・道委員会の委員長：市・道知事

市・郡・区委員会の委員長：市長・郡守・区庁長

*構成及び運営に必要な事項は、それぞれの条例で定められる。

【審議・調整事項】

1. 当該地域に対する災難及び安全管理政策に関する事項

2. 安全管理計画に関する事項
3. 災難事態の宣布に関する事項(市・郡・区委員会は除く。)
4. 当該地域を管轄する「災難管理責任機関」(中央行政機関、上級地方自治体は除く。)が行う災難及び安全管理業務の推進に関する事項
5. 災難その他の各種事故が発生又は発生する恐れがある場合、これを收拾するための関係機関間の協力に関する事項 etc.

《安全政策実務調整委員会》

市・道委員会と市・郡・区委員会(地域委員会)の会議に付する議案を検討し、災難及び安全管理に関する関係機関間の協議・調整等のために地域委員会に「安全政策実務調整委員会」を置くことができる。

《地域民官協力委員会》

地域委員会の委員長は、災難及び安全管理に関する地域レベルの民官協力関係を円滑にするために市・道又は市・郡・区安全管理民官協力委員会(地域民官協力委員会)を設置・運営することができる(法第12条の2第2項)。

エ. 災難放送協議会(法第12条)

災難に関する予報・警報・通知や緊急措置及び災難管理のための災難放送が円滑に行われるように、中央委員会に「中央災難放送協議会」を置かなければならない。

また、地域レベルで災難に対する予報・警報・通知や緊急措置及び災難放送が円滑に行われるように市・道委員会に「市・道災難放送協議会」を置かなければならず、必要な場合には市・郡・区委員会に「市・郡・区災難放送協議会」を置くことができる。

中央災難放送協議会の構成及び運営に必要な事項は大統領令で、市・道災難放送協議会、市・郡・区災難放送協議会の構成及び運営に必要な事項は、当該地方自治団体の条例で定められる。

【中央災難放送協議会の構成と運営】(令第10条の3)

- ・委員長1人と副委員長1人を含む25人以内の委員で構成
- ・委員長：放送メディア通信委員会が指名する者

副委員長：協議会で互選

委員：関係行政機関公務員のほか、テレビ放送事業者、大学教授等で放送メディア通信委員会委員長が委嘱する者

* 科学技術情報通信部、行政安全部、国務調整室、放送メディア通信委員会、気象庁の上級公務員団に属する一般職公務員、地上テレビ放送事業者に所属し災難放送を総括する職位にある者で放送メディア通信委員会委員長が委嘱する者、テレビ放送チャンネル使用事業者のうち災難放送を総括する職位にある者で放送メディア通信委員会委員長が委嘱する者、大学等で災難又は放送に関する学問を教授する助教授以上の職位にある者で放送メディア通信委員会委員長が委嘱する者等

- ・審議事項：災難に関する予報・警報・通知や緊急措置及び災難放送内容の効率的な伝搬方案、災難放送に関する中央行政機関、市・道及び放送事業者間の役割分担

及び協力体制の構築に関する事項等

② 中央災害安全対策本部等

ア. 中央災害安全対策本部（法第 14 条）

大統領令で定める大規模災害（大規模災害）の対応・復旧（以下「収拾」）等に関する事項を総括・調整し、必要な措置を行うために行政安全部に「中央災害安全対策本部（中央対策本部）」が置かれる。

* 大統領令で定める大規模災害（令第 13 条）

- ・ 人命又は財産の被害の程度が非常に大きい、又は災害の影響が社会的・経済的に広範囲にわたり主務部処の長又は地域災害安全対策本部（地域対策本部）の本部長（地域対策本部長）の建議を受けて中央災害安全対策本部（中央対策本部）の本部長（中央対策本部長）が認める災害
- ・ 上記の災害に準ずるものとして、中央対策本部長が災害管理のために中央対策本部の設置が必要と判断する災害

【構成】

本部長：行政安全部長官（海外災害の場合には外交部長官が、「原子力施設等の防護及び放射能防災対策法」による放射能災害の場合には、中央放射能防災対策本部の長がそれぞれ中央対策本部長の権限を行使）

次 長：行政安全部長官が指名する者（令第 15 条第 3 項）

* 災害の効果的な収拾のために次のいずれかに該当する場合には、国務総理が中央対策本部長の権限を行使することができる。この場合、行政安全部長官、外交部長官（海外災害の場合に限る。）又は原子力安全委員会委員長（放射能災害の場合に限る。）が次長となる。この場合、国務総理が必要であると認めて指名する中央行政機関の長は、行政安全部長官、外交部長官（海外災害の場合に限る。）又は原子力安全委員会委員長（放射能災害の場合に限る。）と共同で次長となる（法第 14 条第 4 項、第 5 項）。

- ・ 国務総理が汎政府的次元の統合対応が必要であると認める場合
- ・ 行政安全部長官が国務総理に建議する場合や、収拾本部長の要請を受け行政安全部長官が国務総理に建議する場合

【中央対策本部長の権限】（法第 15 条）

1. 中央対策本部長は、大規模災害を効率的に収拾するために、関係「災害管理責任機関」の長に行政及び財政上の措置、所属職員の派遣、その他必要な支援を要請することができる。この場合、要請を受けた関係災害管理責任機関の長は、特別な事由がなければ要請に従わなければならない。

* 災害管理責任機関=災害管理業務を行う次の機関を指す（法第 3 条第 5 号）。

- ・ 中央行政機関及び地方自治団体
- ・ 地方行政機関・公共機関・公共団体（公共機関及び公共団体の支部等地方組織を含む。）及び災

難管理の対象となる重要施設の管理機関等として大統領令で定める機関

2. 上記により派遣された職員は、大規模災害の収拾に必要な所属機関の業務を誠実に遂行しなければならない。大規模災害の収拾が終わるまで中央対策本部で常勤しなければならない。
3. 中央対策本部長は、当該大規模災害の収拾に必要な範囲で、収拾本部長及び地域対策本部長を指揮することができる。
4. 中央対策本部長は、地域対策本部長が要請する場合又は災害を効率的に収拾するために必要と認める場合には、関係災害管理責任機関の長及び災害被害に対する支援を実施する機関（支援実施機関）の長に所属職員を地域対策本部に派遣するよう要請することができる。この場合、要請を受けた関係災害管理責任機関の長は特別な事由がなければその要請に従わなければならない。支援実施機関の長は特別な事由がなければ協調しなければならない。

【運営】

1. 中央対策本部長は、大規模災害が発生したり、発生する恐れがある場合には、大統領令で定めるところにより「実務班」を編成し、「中央災害安全対策本部状況室」を設置する等、当該大規模災害に対して効率的に対応するための体系を整えなければならない（この場合、中央災害安全状況室と人材、装備、施設等を統合・運営することができる。）。
 2. 収拾支援団派遣等（法第 14 条の 2）
 - a. 中央対策本部長は、国内又は海外で発生した又は発生する恐れのある大規模災害の収拾を支援するために、関係中央行政機関及び関係機関・団体の災害管理に関する専門家等で「収拾支援団」を構成し、現地に派遣することができる。
 - * 海外災害の場合には、別に収拾支援団を構成せず、「119 救助・救急に関する法律」による国際救助隊を派遣することができる（令第 18 条第 1 項）。
 - b. 中央対策本部長は、救助・救急・捜索などの活動を迅速に支援するために、行政安全部・消防庁又は海洋警察庁所属の専門人材で構成された「特殊機動救助隊」を編成して災害現場に派遣することができる。
 - * 特殊機動救助隊の隊員は、消防庁中央 119 救助本部及び海洋警察庁中央海洋特殊救助団所属公務員の中から選抜される（令第 18 条の 2 第 1 項）。
- イ. 中央事故収拾本部、地域事故収拾本部（法第 15 条の 2）
- 「災害理主管機関」の長は、災害が発生したり、発生する恐れがある場合には、大統領令で定めるところにより、災害状況を効率的に管理し災害を収拾するため「中央事故収拾本部」（収拾本部）を迅速に設置・運営しなければならない（収拾本部長は、当該災害管理主管機関の長）。
- * 災害管理主管機関＝災害やその他の各種事故に対して、その種類別に予防・対備・対応及び復旧等の業務を主管して遂行する大統領令で定める関係中央行政機関（法第 3 条第 5 号の 2、令第 3 条の 2、令別表 1 の

3 (消防庁は、消防対象物の火災により発生する大規模被害、危険物の漏出・火災・爆発等により発生する大規模被害の災難管理主管機関とされている。))

【運営・収拾本部長の権限等】

1. 行政安全本部長は、災難又はその他の各種事故による被害の深刻性、社会的波及効果等を考慮して必要と認める場合には、災難管理主管機関の長に収拾本部の設置・運営を要請することができる。この場合、要請を受けた災難管理主管機関の長は、特別な事由がなければ要請に従わなければならない。
2. 収拾本部長は、災難情報の収集・伝達、状況管理、災難発生時の初動措置及び指揮等のための「収拾本部状況室」を設置・運営しなければならない。
3. 収拾本部長は、災難を収拾するために必要であれば、関係災難管理責任機関の長に行政上及び財政上の措置、所属職員の派遣、その他必要な支援を要請することができる。この場合、要請を受けた関係災難管理責任機関の長は、特別な事由がなければ要請に従わなければならない。
4. 収拾本部長は「地域事故収拾本部」を運営することができる。地域事故収拾本部の長(地域事故収拾本部長)は収拾本部長が指名する。
5. 収拾本部長は、当該災難の収拾に必要な範囲で市・道知事及び市長・郡守・区庁長を指揮することができる。
6. 収拾本部長は、災難を収拾するために必要であれば大統領令で定めるところにより、収拾支援団の構成・運営を中央対策本部長に要請することができる。

ウ. 地域災難安全対策本部(市・道災難安全対策本部、市・郡・区災難安全対策本部)(法第16条)

管轄区域での災難の収拾等に関する事項を総括・調整し必要な措置をとるために、市・道知事は「市・道災難安全対策本部」(市・道対策本部)を置き、市長・郡守・区庁長は「市・郡・区災難安全対策本部」(市・郡・区対策本部)を置く(市・道対策本部の本部長は市・道知事、市・郡・区対策本部の本部長は市長・郡守・区庁長)。

《災難現場統合支援本部》

市・郡・区対策本部の長は、災難現場の総括・調整及び支援のために「災難現場統合支援本部」(統合支援本部)を設置・運営することができる。この場合、統合支援本部の長は、緊急救助については、市・郡・区緊急救助統制団長の現場指揮に協力しなければならない。

《実務班》

統合支援本部の長は管轄市・郡・区の副団長となり、「実務班」を編成して運営することができる。

③ 中央緊急救助統制団等

ア. 中央緊急救助統制団（法第 49 条）

緊急救助に関する事項の総括・調整、「緊急救助機関」及び「緊急救助支援機関」が行う緊急救助活動の役割分担と指揮・統制のため、消防庁に「中央緊急救助統制団」（中央統制団）が置かれる。

* 緊急救助機関 = 消防庁・消防本部及び消防署をいう（海洋で発生した災難の場合には、海洋警察庁・地方海洋警察庁及び海洋警察署）（法第 3 条第 7 号）。

* 緊急救助支援機関 = 緊急救助に必要な人力、施設及び装備、運営体制等の緊急救助能力を保有する機関や団体として大統領令で定める機関と団体をいう（法第 3 条第 8 号、令第 4 条）。

《令第 4 条で定める機関、団体》

1. 科学技術情報通信部、教育部、国防部、産業通商部、保健福祉部、気候エネルギー環境部、国土交通部、海洋水産部、放送メディア通信委員会、警察庁、森林庁、疾病管理庁及び気象庁
2. 国防部長官が探索救助部隊に指定する軍部隊及びその他緊急救助支援のために国防部長官が指定する軍部隊
3. 大韓赤十字社
4. 「医療法」による総合病院
5. 「緊急医療に関する法律」による救急医療機関 etc.

【構成・組織】

団 長：消防庁長（法第 49 条第 2 項）

副団長：消防庁次長（令第 55 条第 3 項）

・中央統制団には対応計画部、現場指揮部及び資源支援部を置く（令第 55 条第 3 項）。

【機能】（令第 54 条）

1. 国家緊急救助対策の総括・調整
2. 緊急救助活動の指揮・統制（緊急救助活動に必要な緊急救助機関の人材と装備等の動員を含む。）
3. 緊急救助支援機関間の役割分担等の緊急救助のための現場活動計画の樹立
4. 緊急救助対応計画の執行
5. その他中央統制団の長（中央統制団長）が必要と認める事項

・中央統制団長は、緊急救助のために必要であれば緊急救助支援機関間の共助体制を維持するために関係機関・団体の長に所属職員の派遣を要請することができる。この場合、要請を受けた機関・団体の長は、特別な事由がなければ要請に従わなければならない（法第 49 条第 3 項）。

イ. 地域緊急救助統制団（法第 50 条）

地域別緊急救助に関する事項の総括・調整、当該地域に所在する緊急救助機関及び緊急

救助支援機関間の役割分担と災難現場での指揮・統制のために、市・道の消防本部に「市・道緊急救助統制団」が、また、市・郡・区の消防署に「市・郡・区緊急救助統制団」が置かれる。それぞれ団長が1人置かれる。

地域統制団長は、緊急救助のために必要であれば緊急救助支援機関間の共助体制を維持するために関係機関・団体の長に所属職員の派遣を要請することができる。この場合、要請を受けた機関・団体の長は、特別な事由がなければ要請に従わなければならない。

地域緊急救助統制団（地域統制団）の機能等については、中央統制団に関する規定（令第54条、令第55条）が準用される（令第57条）。

3. 安全管理計画

(1) 国家安全管理基本計画

災難安全法は、国務総理は災難及び事故から国民の生命・身体及び財産を保護するために、5年ごとに国家の災難及び安全管理業務に関する基本計画（以下「国家安全管理基本計画」）を策定しなければならない旨定めている（法第22条）。国家安全管理基本計画は、国家の災難及び安全管理に関する分野を総合する最上位法定計画であり、各中央行政機関が作成する「執行計画」や市・道、市・郡・区の「地域安全管理計画」の基となることは勿論、関係中央行政機関は、所管する個別法令で災難及び安全に関連する計画を策定する際には国家安全管理基本計画と連携して作成しなければならない（法第23条の2）。

* 法第23条の2（国家安全管理基本計画等との連携）

- ① 関係中央行政機関の長は、所管個別法令による災難及び安全に関する計画を策定するときは、国家安全管理基本計画及び第23条による執行計画と連携して作成しなければならない。この場合、災難管理主管機関として災難及び事故の予防・対備・対応及び復旧等の業務遂行に必要な計画等大統領令で定める災難及び安全に関する計画を策定する場合には、当該計画を確定する前に行政安全部長官と協議しなければならない。
- ② 行政安全部長官は、第1項後段により協議する場合、関係中央行政機関の長が策定しようとする災難及び安全に関する計画について、国家安全管理基本計画との適合性及び連携性等を検討し、必要な場合、その計画の修正を要請することができる。この場合、関係中央行政機関の長は、特別な事由がなければ、その要請に従わなければならない。

2004年の災難安全法制定前には、自然災難を中心とする「防災基本計画」と人的災難を対象とする「国家災難管理計画」に分けて策定されていたが、同法制定以後は統合され、2005年の第1次国家安全管理基本計画を皮切りに、全部で5回の基本計画が策定されている。現行の第5次基本計画は2025年～2029年の5年間を対象としている。

* 国家安全管理基本計画の内容について、災難安全法は、次の項目が含まなければならない旨規定している（法第22条の2）。

- a. 災難及び安全管理の中長期目標及び基本方向

- b. 災難及び安全管理の現況及び与件の変化、展望に関する事項
- c. 災難及び安全管理のための法令・制度の用意等災難及び安全管理体系の確立に関する事項
- d. 災難の予防・対備・対応及び復旧に必要な基盤造成に関する事項
- e. その他の災難及び安全管理に関する事項として大統領令で定める事項

《第5次国家安全管理基本計画》

第5次国家安全管理基本計画（432ページの冊子状資料）の目次の章立ては次のようになっている。

- 第1章 第5次国家安全管理基本計画の概要
- 第2章 第4次基本計画の成果と限界
- 第3章 与件と展望
- 第4章 基本方向
- 第5章 重点推進課題
- 第6章 被害類型別災難安全管理対策

このうち、第6章（計画書全体の8割以上のページ数を占める）は、被害類型別（災難の種類別）に、それぞれの「予防対策」、「対備対策」、「対応対策」、「復旧対策」について、中央政府の各部処（日本の省庁に相当）が何をするかを記したものである。この中で消防庁が対策を行うことが表記されている部分を整理すると下記の表のようになる。

なお、「計画書」中、他の部処が対策を行うと表示されている災難や事故についても、中央緊急救助統制団等消防庁との連携が表示されているものが多い。また、災難管理段階である「予防対策」、「対備対策」、「対応対策」、「復旧対策」の内容について、本計画書は次のように説明している。

《予防対策》 災難管理体制の構築、災難予防対策の策定・施行、各種安全点検及び安全文化運動、兆候監視、災難危険地区管理、被害低減制度改善及び研究開発、災難脆弱施設点検・整備、情報システム改善、施設物非常対処計画等

《対備対策》 災難情報・状況管理体制の確立、資源動員計画及び災難対応訓練計画の策定・施行、災難管理情報システムの構築、有権機関との緊急支援体系の構築、災難対備の対国民広報及び教育訓練、行動マニュアル整備及び国民行動要領の広報、応急対応体系及び非常連絡勤務体系の整備、自治体及び関連行政機関の対備対策の調整及び支援、災難予報・警報体系構築等

《対応対策》 災難状況報告体制の構築、初期対応体制の確立、有権機関協調・支援体制構築、緊急救助、被災民対策及び対策本部構成・運営、災難予報・警報の迅速伝播、民官協力体制の構築、非常段階勤務計画、事故収拾機構の運営方案、災難防止対策、緊急輸送対策、救助救急医療対策、清掃・防疫対策、非常給水及び生活必需品補給、施設物応急復旧計画、被災民収容及び救援物資供給、自治体及び関係行政機関の対応対策調整及び支援等

《回復対策》 災難合同調査団編成運営、被害賠償（補償）、ボランティア団の活用、恒久的復旧及び再発防止対策、被害調査、災難復旧費用支援対策（対象、基準、費用算定、支援手続き）等

《第5次国家安全管理基本計画の中で消防庁が対策を行うことが表記されている部分》

区分	予防対策	対備対策	対応対策	復旧対策
1 風水害	—	—	—	—
2 山崩れ	—	—	—	—
3 干ばつ	—	—	—	—
4 地震	—	<p>各特殊救助隊地震対応装備備蓄基地管理徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄基地に保管中の装備の周期的管理 ・バッテリー充電、起動装備の週1回以上の始動点検等 ・月間、週間備蓄基地装備使用法熟知及び訓練への活用 	<p>災難発生直前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤装備及び非常勤務等常時体制維持 ・事故危険地域(崩壊、孤立、山崩れ、津波等)に対する住民待避措置及び安全対策講究 <p>災難発生直後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特殊救助隊の事故現場の迅速な状況把握、人命救助実施 ・緊急救助統制団稼働時常時連絡官派遣等 ・地震対応備蓄基地に保管中の装備の積極的使用支援 	—
5 黄砂	—	—	—	—
6 赤潮	—	—	—	—
7 寒波	—	—	—	—
8 猛暑	—	—	—	—
9 宇宙物体墜落	—	—	—	—
10 宇宙電波災難	—	—	—	—
11 情報通信事故	—	—	—	—
12 火災	<p>国民が体感する実効性のある先制的火災予防対策推進による制度改善、現場中心の安全管理強化による火災、人命被害減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期、テーマ等別の多様な火災予防対策推進 ・消防安全管理者への現場中心の教育による初期対応力向上、多重利用業所室内装飾物製品検査確認制度導入 <p>消防施設自主点検制度改善による点検信頼性及び品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅1日点検限度基準改善推進 ・排煙設備自主点検のための専門人力・装備活用方案研究等 <p>人命・財産被害低減と国民理解の向上ための火災安全基準整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低廉な費用で設置し住民が手軽に維持管理で 	<p>祝日、連休前・後等火災脆弱時期特別警戒勤務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隙間のない現場対応体系運営で大型火災発生、人命被害最小化 <p>誰でも簡単・迅速に理解できる消防施設等活用基準の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災難現場標準作戦手続き(SOP)連携、「消防施設活用消防活動マニュアル」動画配付で初期対応能力強化等 <p>実火災訓練施設の構築・専門運営人材養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実火災訓練施設がない地方教育訓練機関に施設構築し人材養成 <p>非常に強い豪雨、森林火災の大型化等災難環境の需要に合った消防装備の持続補強</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防ヘリコプター、大容量砲放射システム等の特殊消防装備追加配置 <p>消防施設工事現場の健全な環境づくりによる不良施工防止</p>	<p>状況判断会議等非常対応体制稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立・アクセス困難予想地域の現況把握、迅速な人命救助待避計画の策定 ・軍・民間協会等・緊急救助支援官人材・装備活用応援体制の点検 <p>先制的対応段階発令及び緊急救助統制団稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命待避・救助現況等消防活動のリアルタイム伝達システム構築 ・大型火災先制的対応のための全国消防力動員及び動員資源の効率的統合管理のための資源集結地の運営体系の改善 ・現場状況情報の伝達・管理及び隊員現場活動安全管理の徹底 	<p>地方自治体と協力して被害施設物に対する安全点検後の緊急復旧実施、消防官署火災被害住民センターの運営・支援</p> <p>消防合同調査団の被害調査及び被害原因分析対策、民間専門</p>

	<p>きる住宅専用簡易スプリンクラー設置基準推進</p> <p>・電気自動車充電区域特性を反映した「スプリンクラー設備火災安全性能基準」改正等</p> <p>建築・電気・ガス・化学物質等火災と密接に関連する政策、法令を「火災安全影響評価」制度活性化で火災脆弱要因等を調査・分析し、制度改善</p> <p>・制度改善推進のための省庁間協業、超高層建築物など安全管理体系の強化</p> <p>・国家重要施設火災予防安全診断による火災リスク評価要因の事前除去</p>	<p>・下請け契約適正性審査の民間拡大、下請け承諾制を通ずる健全下請け基盤による消防施設の堅実施工を誘導</p> <p>消防産業育成による優れた消防用品開発と国際競争力強化</p> <p>・新技術等知識財産権の確保、特許及び商用化支援</p> <p>消防用品の技術基準先進化で優れた消防用品の生産普及</p> <p>・型式承認技術基準を優秀品質認証技術水準に高度化</p> <p>源泉技術の発掘・改善を通じた消防現場カスタマイズ型先端消防装備の開発</p> <p>・消防研究インフラ（実火災実験場等）を活用し他分野源泉技術の現場適用高度化の実験・検証推進</p>	<p>・大型・重要火災発生時の即時報告及びメディア対応徹底等</p>	<p>家等による火災原因分析・評価技術検討と諮問</p>
13 山火事	—	<p>山火事発生脆弱地域集中管理</p> <p>・山火事脆弱地域の民家・施設物地図作成・活用</p> <p>・伝統寺刹等消防車のアクセス困難地域鎮圧対策講究</p> <p>迅速かつ正確な状況管理（報告・伝達）体系構築</p> <p>・通報受付時の正確な状況把握、有権機関への迅速な伝達、自治体等の出動（鎮火情報管理を通じた現場情報の収集と状況の共有）</p> <p>山火事鎮圧用装備及び消防用水施設の点検・整備徹底</p> <p>・消防車等山火事鎮圧用装備点検整備徹底、山火事対応訓練実施</p>	<p>現場指揮官は民家等の被害が予想される時、山火事鎮火優先順位により消防力を人命及び施設物保護等に最優先で投入</p> <p>通報受付時から自治体山火事鎮火隊を同時に出動要請、山火事脆弱地域施設物地図等による情報把握により効果的な鎮圧作戦展開</p> <p>人命及び施設物に被害が懸念される時、119 総合状況室に森林庁及び自治体賃借ヘリコプター、鎮火人力の迅速な支援を要請</p>	—
14 施設災難・事故	—	—	—	—
15 多重雲集人波事故	—	—	—	—
16 放射能災難事故	—	—	—	—
17 有害化学物質災難・事故	<p>中央組織専門消防検査「危険物安全中央調査団」運営</p> <p>・指定数量の 3,000 倍以上の製造所等を保有する大規模危険物事業場を対象に危険物施設の安全管理、維持・管理の適正性点検</p> <p>危険物「予防規定履行実</p>	<p>有害化学物質訓練場の新築を通じた特化教育活性化で対備態勢確立</p> <p>・全南湖南 119 特殊救助隊敷地内(CBRN 初動対応模擬訓練場、貯蔵設備訓練場、タンクローリー訓練場等運営)</p> <p>市・道別の化生放特技者確保で迅速な初動専門対応能力向上</p>	<p>大型特殊事故発生初期化生放専門消防力集中投入</p> <p>・(特殊救助隊)原発等高リスク事故地域にヘリコプター利用迅速投入</p> <p>・(化学救助センター)危険物・化学物質施設漏出事事故地域集中対応</p>	—

	<p>態評価」導入により安全管理強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防規定履行評価票をもとに書類、現場検査を通じ民間主導の危険物施設自律安全管理体制の確立と国家基盤施設の保護 <p>化学物質分類標示国際標準化基盤構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府合同委傘下分科小委員会運営定例化を通じて GHS（化学物質分類・標示国際調和システム）持続可能な発展方向を模索 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用時、軍の化生放将校、民間専門家採用拡大持続推進 ・経歴のある専門家の適材適所配置による専門対応力確保 <p>化生放装備耐用年限及び不足装備持続補強による初動対応態勢確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化生放装備（漏れ遮断キット、放射線測定器、ガス測定器、化学保護服等）強化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・(市・道特殊救助団)市・道別特殊事故現場活動対応及び一線救助隊支援 <p>事故発生後直ちに事故物質関連資料共有による迅速対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出動隊と総合状況室間事故(物質)関連の緊密な情報共有 <p>全国 119 化学救助センターの出動態勢の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出動装備、非常勤務等常時対応体制の維持 ・事故危険地域に対する住民避難措置及び安全対策講究 ・事故現場の迅速な状況把握及び人命救助の実施 ・完全な漏出遮断と徹底的な除毒の実施 	
18 微細粉塵	—	—	—	—
19 水質汚染	—	—	—	—
20 海洋汚染	—	—	—	—
21 感染症	—	—	—	—
22-1 家畜伝染病	—	—	—	—
22-2 水産生物感染症	—	—	—	—
23 道路交通災難・事故	—	—	—	—
24 鉄道交通災難・事故	—	—	—	—
25 航空交通災難・事故	—	—	—	—
26 海洋船舶交通災難・事故	—	—	—	—
27 遊船及び渡船災難・事故	—	—	—	—
28 事業場事故	—	—	—	—
29 農業・水産業事故	—	—	—	—
30 国家核心基盤麻痺	—	—	—	—
31 戦時災難・テロ	—	—	—	—
32 昇降機事故	—	—	—	—
33 水遊び事故	—	—	—	—
34 野外活動事故	—	—	—	—
35 電気・ガス事故	—	—	—	—
36 生活製品事故	—	—	—	—
37・38 食品・医療製品事故	—	—	—	—
39 犯罪	—	—	—	—
40 救助・救急	—	<p>地域に関係なく最近接・最適正ヘリコプター出動、より早い現場対応可能な国家統合出動体系に改善</p> <p>全国消防ヘリコプターの計画</p>	<p>(災害発生直前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応チーム運営(常時)、災難類型別状況判断会議による緊急救助統制団運営の可否検討 	—

		<p>整備による稼働率の向上、部品在庫管理と迅速な整備による安全管理の強化等のため119 航空整備室の建設推進</p> <p>先進国水準で 119 救急隊員応急処置範囲拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲拡大のための法令改正推進及び特別救急隊拡大編成(特別教育を履修した専門資格救急隊員が搭乗した救急隊) <p>重症応急患者病院間の移送体系の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症応急患者生存率向上のための 119Heli-EMS(医師搭乗消防ヘリコプター)、重症患者用特別救急隊(重症応急患者病院間の転院に医師が搭乗)の運営 <p>心停止患者の早期対応のための多重出動活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンビュランス多重出動体制による心停止患者の早期対応態勢確立 <p>119 救急隊員応急処置範囲の拡大特別救急隊教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別救急隊業務能力維持のため拡大応急処置項目に関する理論・実習教育持続実施 <p>119Heli-EMS 能力強化のための搭乗航空救急隊員専門化教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症応急患者の処置、移送に対する応急薬物投与、患者監視装置等の教育実施 <p>国際救助隊の力量強化による国際社会の安全への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害現場派遣国際機構(UNDAC)要員運営で役割主導 ・海外大型災害対応カテゴリー拡張で出動範囲と活動を拡大 ・海外災害現場対応能力強化と国家間協力、救助優秀技術交流のための合同訓練、研究、カンファレンス、指揮官会議等活性化 ・海外公館、外国救助機関、国際機関等の対外協力体系の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・出動装備及び非常時勤務等常時対応体制の維持、事故危険地域に対する住民待避措置と安全対策講究 ・メディア、外交部、状況室等を通じて被害規模、国際社会動向把握・報告、災害情報迅速報告及び共有体系確立 ・有権機関と連絡システムの維持、関連情報の随時共有 <p>(災害発生直後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害事故初期対応・状況管理、消防安全活動状況報告・伝達及び災害初期における優越した消防力動員等対応態勢強化 ・多数の死傷者発生時の迅速な重症度分類、患者移送状況管理等 ・災害状況規模に応じて対応段階、緊急救助統制団稼働、常時連絡官派遣、業務協調 ・緊急救助現場指揮規則による現場状況管理等運営 ・中央 119 救助本部及び近隣地域消防力支援
--	--	---	---

		<p>中央 119 救助本部装備の常時点検による万全な出動態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の点検、各週の点検、特別点検の徹底 <p>現場対応能力向上のための装備操作訓練強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実戦と同様な実質的装備操作訓練で対応能力強化 		
41 災難救護及び復旧	—	—	—	—
42 海外災難	—	—	—	—
43 安全脆弱者階層安全	<p>安全脆弱階層の火災予防、被害最小化のための消防安全教育推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災難時、障がい者自ら対処できる能力涵養のための教育体系再策定等 ・メタバース教育の活性化等継続的にカスタマイズされたコンテンツ開発推進 ・持続可能な安全教育体験施設の拡充、教育拡大のための専門安全講師養成、脆弱階層にカスタマイズされた体験施設運営のための教育プログラムの準備等 ・安全脆弱階層に対する安全教育体系構築のための法・制度整備 ・安全脆弱階層のための文化行事、応急処置集中広報期間、時期別広報映像制作等国民密接型消防安全教育拡大 ・安全脆弱階層教育活性化のための継続的民・官協力推進 <p>住宅居住の安全脆弱階層対象住宅用消防施設普及推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用消防施設(消火器、単独警報型感知器)普及及び電気・ガス合同安全点検、消防安全教育並行実施 ・里・洞長協議会、独居老人総合支援センター等民・官協業を通じた独居老人、一人親家庭、多文化家庭等への支援拡大 ・外国人及び半地下住宅施設、住宅用消防施設の優先普及推進 ・障がい者の利便性に合 	<p>障がい者対象災難類型別行動要領等カスタマイズされた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全情報のアクセシビリティ強化のために障がい類型別にカスタマイズされたコンテンツ制作(視覚障害者：点字・オーディオガイドブック/聴覚障がい者：手話映像ガイドブック) ・災難ブリーフィングとライブ災難放送時の同時手話通訳 <p>外国人・脆弱階層 119 通報サービスの利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脆弱階層のための 119 通報の利便性改善、在外居住国民(旅行客等) 応急通報グローバル連携体系の構築 	—	—

	った視覚表示機能感知器(聴覚障がい者)、光誘導感知器(知的障がい者)の普及 災難から安全な生活を保障できるよう、持続可能な教育コンテンツ開発やインフラ拡大のための定期会議・懇談会等民・官の協力体制の構築 消防予防情報システム(住宅用消防施設普及管理)活性化による安全脆弱階層住宅用消防施設普及体系化・持続管理			
43-1 学校で発生する災難及び事故	—	—	—	—
43-2 幼稚園児等安全脆弱階層事故	—	—	—	—
43-3 児童遊具施設事故	—	—	—	—
43-4 青少年修練施設及び体験活動事故予防	—	—	—	—
43-5 自殺	—	—	—	—

* 中央安全管理委員会「第5次国家安全管理基本計画」より作成

(2) 執行計画

関係中央行政機関の長は、国家安全管理基本計画に従って、毎年その所管業務に関する「執行計画」を作成する。作成された執行計画は調整委員会の審議を経て確定する。確定した執行計画は、行政安全全部長官、市・道知事及び災難管理責任機関の長にそれぞれ通知される(災難安全法第23条)。

(3) 市・道安全管理計画及び市・郡・区安全管理計画

① 市・道安全管理計画(災難安全法第24条)

市・道知事は、国家安全管理基本計画に従い地域の状況を考慮し、毎年市・道の災難及び安全管理業務に関する計画(以下「市・道安全管理計画」)を策定しなければならない。

* 行政安全全部長官は、国家安全管理基本計画及び執行計画により、毎年市・道安全管理計画の「策定指針」を作成し、市・道知事に通知

* 市・道の全部又は一部を管轄区域とする災難管理責任機関の長は、毎年その「所管災難及び安全管理業務に関する計画」を作成し、管轄市・道知事に提出

* 市・道知事は、上記の「策定指針」及び「所管災難及び安全管理業務に関する計画」を総合して市・道安全管理計画を作成(市・道委員会の審議を経て確定)

* 市・道知事は、確定した市・道安全管理計画を行政安全全部長官に報告、災難管理責任機関の長に通知

② 市・郡・区安全管理計画（法第 25 条）

市長・郡守・区庁長は、市・道安全管理計画に従い地域の状況を考慮し、毎年市・郡・区の災難及び安全管理業務に関する計画（以下「市・郡・区安全管理計画」）を策定しなければならない。

* 市・道知事は、市・道安全管理計画に従って、毎年市・郡・区安全管理計画の策定指針を作成し、市長・郡守・区庁長に通知

* 市・郡・区の全部又は一部を管轄区域とする災難管理責任機関の長は、毎年その「所管災難及び安全管理業務に関する計画」を作成し、管轄市長・郡守・区庁長に提出

* 市長・郡守・区庁長は、上記の「策定指針」及び「所管災難及び安全管理業務に関する計画」を総合し、市・郡・区安全管理計画を作成（市・郡・区委員会の審議を経て確定）

* 市長・郡守・区庁長は、確定した市・郡・区安全管理計画を市・道知事に報告、災難管理責任機関の長に通知

4. 「災難安全法」に基づく緊急救助

災難安全法が災難管理の活動として示す災難の予防、災難の対備、災難の対応（応急処置、緊急救助）、災難の復旧のうち、本項では、消防と特に関わりの大きい緊急救助（災難安全法第 6 章第 2 節）について触れる。

(1) 中央緊急救助統制団、地域緊急救助統制団

大型災難発生等に際して緊急救助に関する事項の総括・調整、緊急救助機関や緊急救助支援機関が行う緊急救助活動の役割分担と指揮・統制のため、消防庁、市・道、市・郡・区に置かれる非常設・臨時の機構である。

① 構成、機能（法第 49 条、第 50 条）

前述のとおり（2.（3）③）。

② 緊急救助（法第 51 条）

ア. 地域統制団長は、災難が発生した場合、所属緊急救助要員を災難現場に迅速に出動させ、必要な緊急救助活動をするようにしなければならない。

イ. 地域統制団長は、緊急救助のために必要な場合は、緊急救助支援機関の長に所属緊急救助支援要員を現場に出動させたり、緊急救助に必要な災難管理資源を支援する等、緊急救助活動の支援を要請することができる。この場合、要請を受けた機関の長は、特別な事由がなければ直ちに要請に従わなければならない。

ウ. 上記要請により緊急救助活動に参加した民間緊急救助支援機関に対しては、大統領令で定めるところにより、その経費の全部又は一部を支援することができる。

③ 現場指揮（法第 52 条）

ア. 災難現場では、市・郡・区緊急救助統制団長が緊急救助活動を指揮する（治安活動に関

する事項は、管轄警察官署の長と協議しなければならない。)

《現場で指揮する事項》

- a. 災難現場での人命の探索・救助
 - b. 緊急救助機関及び緊急救助支援機関の緊急救助要員・緊急救助支援要員及び災難管理資源の配置と運用
 - c. 追加災難の防止のための緊急措置
 - d. 緊急救助支援機関及びボランティア等に対する任務の付与
 - e. 死傷者の応急処置及び医療機関への移送
 - f. 緊急救助に必要な災難管理資源の管理
 - g. 現場アクセス制御、現場周辺の交通整理、その他緊急救助活動を効率的に行うために必要な事項
- イ. 市・道緊急救助統制団長は、必要であると認めれば、上記ア. にかかわらず直接現場指揮をとることができる。
- ウ. 中央統制団長は、大統領令で定める大規模災難が発生したり、その他必要と認めれば、上記ア. 及びイ. にかかわらず直接現場指揮をとることができる。
- * 大統領令で定める大規模災難＝令第 13 条各号のいずれかに該当する災難
- ・ 人命又は財産の被害の程度が非常に大きかったり災難の影響が社会的・経済的に広範囲にわたり、主務部処の長又は地域災難安全対策本部（地域対策本部）の本部長（地域対策本部長）の建議を受けて中央災難安全対策本部（中央対策本部）の本部長（中央対策本部長）が認定する災難
 - ・ 上記の災難に準ずるものとして、中央対策本部長が災難管理のために中央対策本部の設置が必要と判断する災難
- エ. 上記ア.、イ. 又はウ. により現場指揮を行う緊急救助統制団長（各級統制団長）は、災難現場に現場指揮所を設置・運営することができる。この場合、緊急救助活動に参加する緊急救助支援機関の現場指揮者は、現場指揮所に連絡官を派遣しなければならない。
- オ. 各級統制団長は、緊急救助活動を終了しようとするときは、災難現場に参加した地域事故収拾本部長、統合支援本部の長等と協議を経て決定しなければならない。この場合、各級統制団長は、緊急救助活動の終了事実を地域対策本部長及び緊急救助支援機関の長に通知しなければならない。

④ 緊急救助活動に対する評価（法第 53 条）

- ・ 中央統制団長と地域統制団長は、災難状況が終了した後、大統領令で定めるところにより、緊急救助支援機関の活動について総合評価をしなければならない。
- ・ 上記総合評価の結果については、市・郡・区緊急救助統制団長は市・道緊急救助統制団長及び市長・郡守・区庁長に、市・道緊急救助統制団長は消防庁長に報告し、又は通知しなければならない。

⑤ 緊急救助対応計画策定（法第 54 条）

緊急救助機関の長は、災難が発生した場合、緊急救助機関と緊急救助支援機関が迅速かつ効率的に緊急救助を遂行できるよう、大統領令で定めるところにより災難の規模と種類によ

る「緊急救助対応計画」を策定しなければならない。

⑥ 海上での緊急救助（法第 56 条）

海上で発生した船舶や航空機等の遭難事故の緊急救助活動に関しては、「水上での捜索・救助等に関する法律」等の関係法令によることとされる。

* 海洋警察庁に置かれる救助本部が対応し、この場合、消防の緊急救助統制団の現場指揮に関する規定、救助活動に対する評価の規定が準用される（法第 52 条第 11 項、第 53 条第 3 項）。

(2) 中央緊急救助統制団の運営状況（2014～2024）

	出動回数	災 難 名
2014 年	11 回	大雪対備、南楊州（ナムヤンジュ）ビングレ工場アンモニア漏出、慶州マウナリゾート崩壊事故、旅客船セウォル号沈没、第 8 号台風タヌキ、江原消防ヘリコプター墜落、中部地域気象特報、江原列車衝突、台風ナクリー、慶南・湖南圏気象特報、中部地方豪雨
2015 年	5 回	豪雨対備、台風チャンホム、台風ハロラ、金浦第一毛織物流倉庫火災、台風ゴニー
2016 年	6 回	大雪・寒波、火災（京畿軍浦（グンポ）アパート商店街工事場、大邱西門市場）、地震（慶州）、台風（マラカス、チャバ）
2017 年	6 回	仁川ソレボグ魚市場火災、江原山林火災、慶南昌原複合建物火災、慶北浦項（ポハン）地震、仁川霊興島（ヨンフンド）釣り船衝突事故、忠北堤川（チェチョン）複合建物火災
2018 年	9 回	慶南密陽（ミリャン）病院火災、仁川中区工事場火災（航空会社機内食生産施設）、仁川西区工場火災、仁川中区船舶火災、第 7 号台風プラビルン、第 19 号台風ソルリク、京畿廣州（クアアンジュ）工場火災、仁川西区倉庫火災、京畿高陽（コヤン）貯油所火災
2019 年	7 回	江原高城（コソン）・束草（ソチョク）・江陵（カンヌン）・東海（トンヘ）山林火災、京畿軍浦工場火災、第 5 号台風ダナス、第 8 号台風フランシスコ、第 13 号台風リンリン、第 17 号台風タパ、第 18 号台風ミタク
2020 年	10 回	軍浦市物流倉庫火災、高城郡山火事火災、龍仁（ヨンイン）市物流センター火災、集中豪雨、台風「バービー」、台風「マイサク」、台風「ハイソン」、蔚山市サムファンアルヌーボーアパート火災
2021 年	6 回	大雪警報、慶北・忠北・慶南山林火災、全南・慶南等南部地方集中豪雨、韓国型発射体発射安全統制、全南麗水（ヨス）産業団地危険物タンク火災、済州西歸浦（ソギッポ）市地震発生
2022 年	21 回	忠南牙山（アサン）工場火災、京畿平沢（ピョンタク）新築工事場火災、光州アパート新築工事場崩壊、慶北盈徳（ヨンドク）・高霊（コリョン）、慶南陝川（ハプチョン）・密陽（ミリャン）、江原地域山林火災、集中豪雨(8.8.~8.17.)、第 11 号台風「ヒンナムノ」、第 14 号台風「ナンマドル」、忠北槐山（クエサン）郡地震、慶北奉化（ボンファ）坑道孤立事故、ソウル梨泰院事故
2023 年	9 回	大田大徳区韓国タイヤ工場火災、全国多数山火事、江原江陵山火事、全国集中豪雨対応 5 件、第 6 号台風「カヌン」緊急対応
2024 年	3 回	慶北聞慶（ムンギョン）工場火災、京畿華城（ファソン）アリセル工場火災、全南済州航空旅客機事故対応

* 「2025 年消防庁統計年報」 p110 より

○ 参考文献等

- ・「소방행정학개론 (消防行政学概論)」(2020年8月17日第4版 양기근 (ヤン・キグン)、류상일 (ユ・サンイル)、송윤석 (ソン・ユンソク)、송용선 (ソン・ヨンソン)、이주호 (イ・ジュホ)、박정민 (パク・ジョンミン)、조성 (チョ・ソン)、권설아 (クオン・ソラ)、신우리 (シン・우리) 著) [대영문화사發行]
- ・「소방행정학 (消防行政学)」(2024年6月21日第2版 김상철 (キム・サンチョル) 著) [윤성사發行]
- ・「소방행정법총론 (消防行政法總論)」(2024年8月19日第2版 김국래 (キム・クグレ)、양기근 (ヤン・キグン)、채진 (チェ・ジン)、손원배 (ソン・ウォン베)、박정민 (パク・ジョンミン)、엄영호 (옴・ヨン호)、박청웅 (パク・チョンウン)、이승철 (イ・スンチョル) 著) [윤성사發行]
- ・「재난관리론 (災難管理論)」(2023年3月10日第6版 채진 (チェ・ジン) 著) [동화기술發行]
- ・소방청 (소방청) 「2025년 소방청 통계년보」
- ・소방청 (소방청) 「2025년 소방청 주요정책」
- ・소방청 (소방청) 2022년~2025년 각년의 「소방청 주요업무 추진계획」
- ・소방청 (소방청) 「2025년 예산안 개요」
- ・소방청 (소방청) 「제2차 화재안전정책 기본계획 2022~2026」
- ・소방청 (소방청) 「2025년 화재예방 및安全管理 실행계획 추진」
- ・소방청 (소방청) 「2024년 화재통계연감」
- ・소방청 (소방청) 「2025년 119 긴급서비스 통계년보」
- ・소방청 (소방청) 보도자료 「소방청 2025년 예산안, 新類型 고위험 재난 대응 대책 강화에重点」(2024년 9월 6일)
- ・소방청 (소방청) 보도자료 「2025년 국제구조대 운영계획」에 관한 「代替不可能한 国家灾难 대응 전문조직, 世界へ跳躍」(2025년 3월 5일)
- ・中央安全管理위원회 「제5차 国家安全管理 기본계획」(2025~2029)
- ・서울특별시 (서울특별시) 소방재난본부 「주요업무보고 (2025년 2월)」
- ・서울특별시 (서울특별시) 「2025년 소방특별회계 예산안」
- ・蔚山광역시 (울산광역시) 소방본부 「2025년 주요업무계획」
- ・蔚山광역시 (울산광역시) 「2025년 소방특별회계 예산안」
- ・소방청 (소방청)、中央消防学校、中央 119 救助本部、国立消防研究院의 홈페이지
- ・行政안전부 (행정안전부) 政府조직관리정보시스템의 홈페이지
- ・各關係機關、團體의 홈페이지
- ・法制처 国家法令정보센터-法令檢索 (<https://www.law.go.kr/main.html>)

既 刊

(海外消防情報センター ホームページから PDF ファイルをダウンロードできます。)

海外消防情報シリーズ 1	イギリスの消防事情 (新版)	2012 年	5 月
海外消防情報シリーズ 2	ドイツの消防事情 (新版)	2010 年	3 月
海外消防情報シリーズ 3	フランスの消防事情 (新版)	2011 年	3 月
海外消防情報シリーズ 4	アメリカの消防事情 (改訂版)	2008 年	3 月
海外消防情報シリーズ 5	韓国の消防事情 (改訂新版)	2026 年	6 月
海外消防情報シリーズ 6	中国の消防事情 (新版)	2015 年	3 月
海外消防情報シリーズ 7	フィリピンの消防事情	2002 年	3 月
海外消防情報シリーズ 8	マレーシアの消防事情	2002 年	8 月
海外消防情報シリーズ 9	インドネシアの消防事情	2003 年	2 月
海外消防情報シリーズ 10	ベトナムの消防事情 (新版)	2019 年	5 月
海外消防情報シリーズ 11	オーストラリアの消防事情	2004 年	3 月
海外消防情報シリーズ 12	タイの消防事情 (新版)	2018 年	8 月
海外消防情報シリーズ 13	シンガポールの消防事情 (2023 年度新版)	2024 年	9 月
海外消防情報シリーズ 14	台湾の消防事情	2019 年	11 月
海外消防情報シリーズ 15	カンボジアの消防事情	2025 年	11 月

海外消防情報シリーズ 5

韓 国 の 消 防 事 情 (改訂新版)

発 行 2026 年 6 月
著 者 田 中 健
編集・発行 海外消防情報センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 10 階
(一財) 日本消防設備安全センター内
電 話 (03)5422-1498
F A X (03)5422-1598
<https://www.kaigai-shobo.jp/>

無断転載を禁じます。

※ 資料の有効利用のための転載は歓迎いたします。
ホームページ上の「ご意見／お問い合わせ」欄よりお問い合わせください。

表紙画：韓国の国花「無窮花 (ムゲンファ)

Flora : afbeeldingen en beschrijvingen van boomen, heesters, éénjarige planten, enz.
voorkomende in de Nederlandsche tuinen (H. Witte 著/A.J. Wendel 画) より

海外消防情報

シリーズ

5

韓国の消防事情

